

經濟・交通・郵便

- Bureau, G. B. :- Philippine foreign trade 1900-25.
 Carpio, J. A. :- Business promotion by the Bureau of commerce and industry.
 Cebu telephone directory. 1935.
 George, Edwin B. :- Philippine trade financing and exchange.
 Manila chamber of commerce :- Annual report and year book. 1934.
 Manila *Harbor board* :- Part of Manila : a year book.
 Manila railroad company :- Freight classification no. 11-C. 1935.
 — : — Report of the general manager, 1937-39. 3v.
 Manila area telephone directory; by Philippine long distance telephone co. 1938.
 Manila telephone directory. 1940.
 Official road guide. 1930.
 Philippines. *Bureau of commerce* :- Annual report of the Director of commerce. 17 (1934). 1935.
 — : — Directory of importers and exporters 1937. 1936.
 Philippines. *Bureau of commerce and industry* :- Commercial handbook of the Philippine Islands, 1924.
 Philippines. *Bureau of customs* :- Annual report of the Insular collector of customs, 1938, '40. 1939-41. 2v.
 Philippines business directory of banks, merchants, manufacturers and shippers, 1941.
 Philippines. *Laws, etc.* :- Assessment law.
 — : — Customs law of the Philippine Islands : sections 1310 to 2657 of the Philippine legislature). 1916.

歴史・地理

- Benitez, Conrado :- History of the Philippines : economic, social, political. [c1926]
 Berrard, Henri :- Les Iles Philippines du grand archipel de la Chine : un essai de conquete spirituelle de l'Extreme-Orient 1571-1641. 1936.
 Blair, Emma Helen & Robertson, James Alexander :- The Philippine Islands, 1493-1898. 1903-09. 55v.
 Blount, James H. :- The American occupation of the Philippines. 1898-1912. 1912.
 Fojol, Ernesto D. :- Handbook on Philippine history & government. [c1933.]
 — : — Outline on Philippine history (For the fourth high school) [c1933.]
 Bowring, Sir John :- A visit to the Philippine islands. 1859.
 Carpenter, Frank G. :- Through the Philippines and Hawaii. 1925.
 Craig, Austin ed. :- The former Philippines through foreign eyes. 1917.
 Danney, Campbell :- An Englishwoman in the Philippines. 1906.
 Davao directory : a guidebook of the province of Davao, the promised land of the south. 1934.
 De la Lanza, Pedro. ed. :- The Philippine commonwealth handbook : a cultural and economic survey of present-day Philippines with sketches of the outstanding builders of the commonwealth. 1936.
 Fernandez, Leandro H. :- A brief history of the Philippines. [c1932.]
 — : — Philippine history stories : the story of our country for young readers, 1925.

比律賓……其他

- Philippines. *Laws, etc.* :- Philippine tariff act of 1909, as amended by the United States tariff act of October 3, 1913. 1926.
 Philippines. *Public service commission* :- Public service commission order no. 3; inter-island transportation rates, rules and regulations revising order no. 16 of the former board of rate regulation. 1931.
 Quidon, Nicolas. ed. :- Manual of the postal and telegraph service of the Philippine Islands with appendix containing civil service rules and decisions of the supreme court. 1926.
 Tinang, Percy Warner :- Official Philippine motor road and touring guide, 1941.
 U. S. *Tariff commission* :- United States-Philippine trade; with special reference to the Philippine independence act and other recent legislation. 1937.
 Zamboanga telephone directory. 1925.
 海外興業協會編 :- 比律賓の輸出統制管理に關する文書 昭和 16
 — : — 過去十五年間の比島貿易概説 昭和 16
 滿鐵東亞經濟調查局編 :- 南方鐵道發展集 昭和 16
 — : — 比律賓自動車道路の解説 昭和 16
 比律賓華僑電話錄(1940-1941)-(1941-1942)
 菲律賓華僑電話錄附編 2册
 比律賓經濟調查會編 :- 比島對外貿易概況 昭和 16
 臺灣南方協會編 :- 比律賓貿易統計 昭和 16
 — : — フイリツピンの貿易 昭和 16
 東亞海運株式會社企画課編 :- 比律賓の對外貿易 昭和 15
 橫濱正金銀行預取部調查課編 二宮 鐵編 :- 米比間自由通商貿易問題と比律賓群島國際貿易の趨勢に就て 昭和 7
 日本貿易振興協會編 :- 比律賓の資源と貿易 昭和 17

- Foreman, John :- The Philippine Islands : a historical, geographical, ethnographical, social and commercial sketch of the Philippine archipelago and its political dependencies. 1890.
 Foreman, John :- The Philippine Islands : a political, geographical, ethnographical, social and commercial history of the Philippine archipelago. 1906.
 Hurley, Vic :- Southeast of Zamboanga. c1935
 Jagor, F. :- Reisen in den Philippinen.
 Keesing, Felix M. & Keesing, Marie :- Tanning Philippine headhunters : a study of government and of cultural change in Northern Luzon. 1934.
 Kreber, A. L. :- Peoples of the Philippines. 2ed. 1928.
 Laubach, Frank Charles :- The people of the Philippines : their religious progress and preparation for spiritual leadership in the Far East. [c1925.]
 Le Roy, James A. :- The Americans in the Philippines: a history of the conquest and first years of occupation with an introductory account of the Spanish rule. 1914. 2v.
 Maloon :- The commonwealth of the Philippines. 1936.
 Manila city directory, V. 45(1939/40)-46(1941). 1940-41.
 Miller, Hugo H. & Polley, Mary E. :- Intermediate geography; rev. ed. [c1925.]
 Montero y Vidal, D. José :- El Archipiélago filipino y las islas Marianas, Carolinas y Palaos : su historia, geografía y estadística. 1886.
 Morga :- Sucesos de las Islas Filipinas. 1609.
 Nakano, H. :- Here's Davao: the promised land.
 Orgeta, P. S. :- Geographic nomenclature in the Philippines.

Orosa, Sixto Y.:— The Sulu archipelago and its people. 1927.
 Philippines. *Bureau of civil service*:— Official roster of officers and employees in the civil service of the Philippine Islands. 1924, 1929, 1935. 3v.
 Philippines. *Bureau of forestry*:— Forest map of the Philippine Islands. 1: 1,600,000. 1934.
 Philippines. *Bureau of mines*:— Map of the Philippine Islands, showing mineral localities, 1: 2,500,000. 1933.
 Philippines. *Bureau of works*:— Official road map of the Philippines, Jan. to ökm. 1940.
 Philippines. *Coast & geodetic survey*:— Philippine islands, scale 1: 200,000. 1930-37.
 Philippines. *Dept. of agriculture and commerce*:— Facts and figures about the Philippines. 1939.
 Retana, W. E.:— Aparato bibliográfico de la historia general de Filipinas. 1524-1905. 1906. 3v.
 Rodriguez, Eugenio B. ed.:— President Quezon: his biographical sketch, messages and speeches. 1940.
 Roxas, Hilarion A. & Martin, Claro:— A check list of Philippine fishes. 1937.
 Russell, Paul F.:— Malaria and culicidae in the Philippine Islands: history and critical bibliography, 1898 to 1933. 1934.
 Saleeby, Najeeb M.:— The history of Sulu.
 —:— Studies in Moro history, law, and religion. 1905.
 Storey, Moorfield & Lachlan, Marciel P.:— The conquest of the Philippines by the United States 1898-1925. 1926.
 U. S. *Coast & geodetic survey*:— Atlas of the Philippine Islands. 1900.
 Westen, P. J.:— Mindanao and the Sulu archipelago: their natural

resources and opportunities for development. 2el. 1928.
 Who's who in the Philippines: a biographical dictionary of notable living men of the Philippines, vol. 2(1940-41). 1940
 Worcester, Dean C.:— The Philippines: past and present, 1914. 2v.
 Younghusband, G. J.:— The Philippines and rained about, with some account of British interests in these waters. 1899.
 Zalde, Gregorio F.:— Philippine history and civilization 1939.
 —:— Philippine history and government. 1938.
 Barrows (P. P.) 著 法費三郎 編:— フイリツピソソ史 昭和 17
 ダバオ日本人會 編:— ダバオ州地圖 1932.
 外務省調査部 編:— 比律賓民族史 昭和 16
 Gonzalez (B. W.) Gonzalez (G. W.) 著 森 忠平 編:— 比律賓文化史 昭和 15
 池田 暉:— フイリツピソソ 歴史と現寶
 今村忠助:— 獨立比律賓を語る 大正 10
 —:— フイリツピソソの性格 昭和 17
 井上直太郎:— 比律賓群島と太田恭三郎君 昭和 元
 石黒大介:— フイリツピソソ大觀 昭和 9
 影山知二:— 比律賓の全貌 昭和 17
 小森徳治:— 比律賓史 大正 10
 ⇨ニラ*日本人小學校 編:— フイリツピソソ讀本 昭和 13
 ⇨ニラ帝國總領事館 編:— ⇨ニラ案内 昭和 13
 正木吉右衛門:— 南隣の友邦比律賓 昭和 5
 松波仁一郎:— 比律賓と日本 大正 10
 三神敬長:— 比律賓事情 大正 11
 三吉朋十:— 大南洋地名辭典 第1卷 比律賓 昭和 16
 —:— 比律賓群島の標準語 昭和 15
 森 忠平 編:— 比律賓文化史

仲原善徳:— 比律賓紀行 昭和 16
 中屋健次:— フイリツピソソ 昭和 17
 日本移民協會調査部 編:— 海外叢書 比律賓 大正 7
 野村合名會社海外事業部 編:— 比律賓經濟調查 昭和 17
 大塚味朝徳:— 東洋の獨立國比律賓群島案内 昭和 10
 井上直太郎:— 比律賓群島と太田恭三郎君 昭和 元
 比律賓協會 編 吉村敏夫 譯:— 比島を背負つて立つ人々 昭和 11
 江野澤恒:— ケソソソ傳 昭和 14
 佐藤秀男:— フイリツピソソの研究 昭和 16
 菅野秀雄:— 農業労働者の樂園 南洋ダバオ案内 昭和 6
 杉山元次郎 編:— フイリツピソソの一般情勢に就て 昭和 16
 商工省商務局 編 渡邊 薫 譯:— 比律賓の現状 昭和 2
 臺灣南方協會 編:— フイリツピソソ讀本 昭和 16
 臺灣拓殖株式會社調査課 編:— 比律賓概觀 昭和 16
 東亞經濟調查局 編:— 比律賓篇 昭和 14
 —:— 比律賓重用人物批評 昭和 14
 東亞研究所 編:— フイリツピソソ全島嶼圖 昭和 16
 土屋元作:— 比律賓跋涉 大正 5
 渡邊 薫 編 臺灣總督府官房調査課 編:— 比律賓の現状 昭和 6

四 祭 祀 略

Abella Y Casariego, Don Enrique:— Estudio en la isla de Luzon durante los meses de marzo y abril descriptivo en la isla de Luzon durante los meses de marzo y abril de algunos manantiales minerales de Filipinas. 1893.
 —:— Terrenotos: experimentados de 1892, especialmente desastrosos en Pangasinan, Union y Benguet. 1893.
 Algué, José:— The climate of the Philippines. 1904.
 Alip, Eufonio M.:— Philippine civilization (Before the Spanish conquest). 1936.

—:— The Philippine civilization before the Spanish rule. 1936.
 Anitely, R. Bartolellini:— Le Isole Filippine e l'imperialismo degli Stati Uniti. 1938.
 Atkinson, Fred W.:— The Philippine Islands. [c1905]
 Blumentritt, Ferdinand:— List of native tribes of the Philippines and of the languages spoken by them. 1901.
 Boynton, William Hutchins:— Notes on the muscular changes brought about by intermuscular injection of calves with the virus of contagious pleuropneumonia. 1912.
 Brown, William H.:— Useful plants of the Philippines, vol.1. 1941.
 Christie, Emerson Brewer:— The Subarans of Sindangan Bay. 1909.
 Coronas, José:— The climate and weather of the Philippines, 1903-1918. 1920.
 —:— The Samar and Iloos typhoon May 3 to 11, 1913.
 —:— The "Tarlac" typhoon September 18 to 27, 1908. 1909.
 Faustina, Leopoldo A.:— Recent Macheperaria of the Philippine islands. 1927.
 —:— Summary of Philippine marine and fresh-water Mollusks. 1928.
 Gonzalez, Bienvenido Maria:— The influence upon duration of life of certain Mutant Genes of Drosophila Melanogaster.
 Hachisuka Masuji:— Contributions to the birds of the Philippines. 1929-30. 2v.
 Hamilton, M. Wright:— A handbook of the Philippines.
 Herre, Albert W.:— Gobies of the Philippines and the China Sea. 1927.
 —:— Philippine surgeon fishes and Moorish idols. 1927.
 Herre, Albert W. & Montalban, Heracio R.:— The Philippine

butterfly fishes and their allies. 1927.
 — : — Philippine sparoid and rudder fishes. 1927.
 — : — The Philippine species of Kuhliidae. 1927.
 Jordan, David Starr & Richardson, Robert Earl :— Check-list of the species of fishes known from the Philippine archipelago. 1910.
 Mc Gregor, Richard G. :— A manual of Philippine birds. 1909. 2v.
 Manila central observatory :— Monthly meteorological data for Baguio during the year 1939.
 — : — Monthly meteorological data for Manila during the year 1940.
 Masó, M. Saderra :— Volcanoes and seismic centers of the Philippine archipelago. 1904.
 Montalban, Heracio R. :— Pomacentridae of the Philippine Islands. 1927.
 Paras, Ernesto M. :— Blood-chemistry studies in leprosy I nonprotein nitrogenous substances, sugar, and chloride. 1926.
 Perkins, Granville A. :— Manufacture of certain drugs for the treatment of leprosy. 1922.
 Philippine general hospital, Manila :— Annual report of the Director of the Philippine general hospital. 14 (1924)-(19(1928). 1926-29. 3v.
 Philippines. *Bureau of forestry* :— A dictionary of names applied to trees of the first, second and third groups. 1923.
 Philippines. *Bureau of government laboratories* :— The Plague : bacteriology, morbid anatomy, and histopathology ; including a consideration of insects as plague carriers. 1904.
 Philippines. *Bureau of health* :— Annual report of the Bureau of health. 1936-38. 1937-39. 3v.
 Philippines. *Bureau of science* :— Annual report of the Bureau of science

Philippine islands. 11 (1912)-35 (1936) 1913-37. 15v.
 — : — An enumeration of Philippine flowering plants, v.1-4. 1922-26. 15v.
 Philippines. *Dept. of commerce and police* :— Annual report of the Director of coast surveys. 1913.
 Philippines. *Ethnological survey* :— Negritoes of Zamboales. 1904.
 Philippines. *Weather bureau* :— Annual report, 1911-12. 1914. 4v.
 — : — Catalogue of violent and destructive earthquakes in the Philippines, 1559-1909. 1910.
 — : — Meteorological bulletin. 1929, 1934, 1930, 1935. 2v.
 — : — Observations of rainfall in the Philippines. 1935.
 Pineda, Elos V. & Roxas-Pineda, Elisa :— Studies on the serology of leprosy, I, 111. 1926.
 Rodriguez, Jose N. :— The disturbances of cutaneous sensibility in leprosy. 1925.
 Ritchie, John W. & Eclavarría, Julia P. :— Philippine plant life : a botanical agricultural reader. [c1930]
 Scheerer, Otto :— Zur Ethnologie der Inselkette Zwischen Luzon und Formosa. 1908.
 Selga, Mignel :— Charts of remarkable typhoons in the Philippines, 1902-34. 1935. 2v.
 — : — The intensity of rainfall in the main cities of the Philippines. 1928.
 — : — Observations of rainfall in the Philippines. 1935.
 Siler, Milton Hall, J. F. & Hitchens, A. Parker :— Dengue : its history; epidemiology. mechanism of transmission, etiology, clinical manifestations, immunity, and prevention. 1926.
 Tavera, T. H. Parlo de :— The medicinal plants of the Philippines, tr.

by Jerome B. Thomas. 1901.
 Tavera, T. H. Parlo de :— Plantas medicinales de Filipinas. 1892.
 Virchow, Rudolf :— The peopling of the Philippines. 1901.
 Warte, H. W. :— Studies on the serology of leprosy II : nitric acid precipitation (Bruck, Modified). 1926.
 デツネルマン(チヤールズ・イー)著 小笠原和夫 訳 :— 比律賓群島近東西太平洋に發生する颱風と低氣壓の發生機構 昭和 16
 — :— 比律賓群島に於ける孤島觀測所附近の雷雨の暴起源のそのものなりや 昭和 16
 峰須賀正氏 :— 比律賓産鳥類 2冊 昭和 5
 小泉清明、小笠原和夫 :— フライヤツビンの飛蝗と臺灣との關係 昭和 15
 三吉朋十 :— 比律賓ノ民族 昭和 14
 東亞研究所 編 :— 樺瀨渡瀨 2冊 :— 比律賓の民族 昭和 16
 Willis (Bailey) 著 海外調査協會 編 :— 比律賓群島の地質學的觀測 昭和 16
 太平洋協會 編 :— フライヤツビンの自然と民族 昭和 17
文學・宗教・教育・語學
 Agustín, Fr. Gaspar de S. :— Compendio del arte de la lengua Tagala. 3ed. 1879.
 Alzona, Encarnación :— A history of education in the Philippines 1565-1930. 1932.
 Briggs, Charles W. :— The progressing Philippines. [c1913.]
 Calderon, Sofronio G. :— Pocket dictionary : English-Spanish-Tagalog. 3ed. 1930.
 Catapang, Vincent R. :— The development and present status of

education in the Philippine islands. 1926.
 Conant, Carlos Everett :— “q” and “v” in Philippine languages. 1908
 Eberle, Edith :— Palm tree and pine : stories of the Philippine islands. [c1927]
 Elliott, Charles Winslow :— A vocabulary and phrase book of the Lanao Moro dialect 1913.
 Eschine, Marjory :— Mother Philippine Duchesne. 1926.
 Fansler, Dean S. ed. :— Filipino popular tales. 1921.
 Fansler, Harriott Ely & Panlasigui, Isidoro :— Philippine national literature, 1927. 2v.
 Far Eastern University, Manila :— Annual catalog. 3rd (1936-37)
 Hill, Percy A. :— Romance and adventure in old Manila. 1923.
 Institute of national language, Manila :— A Tagalog-English vocabulary. 1940.
 Isidoro, A. :— Moral education in the Philippines.
 Kalaw, Maximo M. :— The Filipino rebel : a romance of American occupation in the Philippines. [c1930]
 Laya, Juan Cabrerero :— His native soil. 1941.
 Leitch, Edna J. :— The new Philippines : a course for leaders of intermediates, based on seven thousand emeralds. 1929.
 Lopez, Cecilio :— A manual of the Philippine national language ; 2ed. 1940.
 Malumbres, Julian. comp. :— Vocabulario en Gardán, Español é Ingles. 1911.
 Noveda, P. Juan de & Sanlucar, Pedro de :— Vocabulario de la lengua Tagala, compuesto por varios religiosos doctos y graves. 1860.
 Osiás, Camillo :— Barrio life and barrio education. 1921.
 — : — Education in the Philippine Islands under the Spanish

- regime. 1917.
- : Teacher's manual for grade one to accompany the Philippine readers. [c1929]
- Osias, Camilo & Lorenzana, Avelina:- Evangelical christianity in the Philippines. [c1931]
- Panama-Pacific international exposition:- The Philippine public schools. 1915.
- Pendleton, Robert L.:- The subsidizing of research ability. 1926.
- Philippines. Bureau of education:- Annual report of the Director of education, 12 (1911)-39(1938). 1912-39. 18v.
- :— Good manners and right conduct for use in primary grades. 1915.
- :— Manual in woodworking for Philippine public schools. 1915.
- :— Music for primary grades. 1915.
- :— Philippine prose and poetry, vol. 2. 1938.
- :— Programs for arbor day and other special days: Philippine public schools. 1915.
- Philippines. Bureau of education:- A statement of organization, aims and conditions of service in the Bureau of education. 1911.
- :— Suggested daily programs for primary schools. 1915.
- :— Supplementary problems for domestic science classes, for use in grades 6 and 7. 1915.
- :— Supplementary problems for trade schools and trades classes in the Philippine public schools. 1915.
- Philippines. Bureau of printing:- Annual report of the Director of printing, 1912-13. 2v.
- Philippines. Dept. of public instruction:- Report of the Secretary of public instruction. 11(1912), 12 (1913). 2v.
- Philippines. Joint educational committee the Philippine legislature:- Joint legislative committee report on education. 1926.
- Philippines. University:- Fifteenth annual commencement. 1925.
- :— General catalogue. 1926-27. 1926-28. 2v.
- :— Report of the president of the University of the Philippines to the board of regents. 1934-35. 1936.
- Remington, Woodburn E.:- Cross winds of empire. [c1941]
- Robb, Walter:- Romance and adventure in old Manila. 1925.
- Scheerer, Otto:- The Batjan dialect as a member of the Philippine group of languages. 1908.
- Scheerer, Otto:- On the essential difference between the verbs of the European and the Philippine languages. 1924.
- Tavera, T. H. Pardo de:- Noticias sobre la imprenta y el Grabado en Filipinas. 1898.
- Tolanes, Fray Sebastian de:- Arte de la lengua Tagala, y manual Tagalog. 1865.
- Wateman, Margaret P.:- A vocabulary of Bontoc stems and their derivatives. 1913.
- White, John R.:- Bullets and Bolos: fifteen years in the Philippine Islands. 1923.
- 井上徳彌:— 比律賓の農業教育 昭和 2
- 松下正壽:— フイリクワツベン文化 昭和 16
- 沖實雄:— 比律賓タカログ語會話 昭和 14
- 左近義親:— 最後の日本人 昭和 16
- 臺灣總督府官房調査課:— 菲律賓ニ於ケル教育ノ現況 大正 7

【出處】

東 印 度

(附 葡領チモール)

東印度 目次

第一章 地理

第一節 位置・面積	三九一
第二節 山河系	三九三
第三節 河川・湖沼	三九四
第四節 海岸線	三九五
第五節 氣象	三九五
第六節 植物	四〇一
第七節 動物	四〇三

第二章 歴史

第一節 年代記摘要	四〇五
第二節 歐船來航以前の東印度	四〇九
第三節 歐人支配下の東印度	四一〇

第三章 人口

第一節 總説	四一八
第二節 出入國者數	四二三
第三節 出生及死亡者數	四二六
第四節 在住邦人數	四三一

第四章 住民・宗教

第一節 住民	四四四
--------	-----

東印度……目次

第二節 宗教	四五九
--------	-----

第五章 教育

第一節 總説	四六〇
第二節 教育行政	四六一
第三節 教育機關	四六三

第六章 衛生

第一節 總説	四七一
第二節 諸疾病	四七三

第七章 政治

第一節 總督	四七七
第二節 評議院	四七九
第三節 立法	四八〇
第四節 司法	四八六
第五節 行政	四九三

第八章 財政

第一節 總説	五二二
第二節 經費	五二四
第三節 歳入	五二六
第四節 官業	五三三
第五節 公債	五三六
第六節 侯地及自治領財政	五三七

第七節 財務行政機關……………五九

第九章 金融

第一節 總說……………五五
第二節 貨幣制度及通貨……………五五
第三節 金融機構及機關……………五八
第四節 外國爲替及國際收支……………五九
第五節 戰時體制及爲替管理……………五九
第六節 要約……………五九

第十章 農業

第一節 總說……………五八
第二節 土地制度……………五八
第三節 耕地面積……………五九
第四節 農業投資……………五九
第五節 農園數及面積……………五九
第六節 農作物產の世界的地位……………五九
第七節 栽培協會及農事試驗場……………五九
第八節 甘蔗……………五九
第九節 ヨム……………五九
第一〇節 規那……………五九
第一一節 茶……………五九
第一二節 煙草……………五九
第一三節 コーヒー……………五九
第一四節 油椰子……………五九

第一五節 古々椰子……………五九

第一六節 カボック……………六〇

第一七節 カカオ……………六〇

第一八節 胡椒……………六〇

第一九節 キヤツサバ……………六〇

第二〇節 コカ……………六〇

第二一節 硬質纖維……………六〇

第二二節 肉荳蔻……………六〇

第二三節 ガムビア……………六〇

第二四節 蓖麻……………六〇

第二五節 芳香油植物……………六〇

第二六節 玉蜀黍……………六〇

第二七節 落花生……………六〇

第二八節 米……………六〇

第二九節 棉花……………六〇

第三〇節 デリス……………六〇

第十一章 畜産業

第一節 總說……………六五
第二節 獸醫畜産行政……………六五
第三節 種類……………六五
第四節 酪農業……………六五
第五節 統計……………六五

第十二章 林業

第一節 其他の主要産物……………六三

第十五章 工業

第一節 總說……………六九
第二節 工業政策……………六九
第三節 工場數……………六九
第四節 主要工業現況……………六九

第十六章 勞働

第一節 勞働行政……………六九
第二節 關係法規……………六九
第三節 ジャワ苦力の募集……………六九
第四節 勞働者數……………六九
第五節 職業紹介所……………六九
第六節 ジャワ苦力の特徴……………六九
第七節 勞銀……………六九

第十七章 商業

第一節 總說……………七〇
第二節 主要株價・卸小賣物價指數……………七〇
第三節 商品の取引方法……………七〇
第四節 保險業……………七〇
第五節 倉庫業……………七〇

第十八章 貿易

……………七〇

第十三章 水産業

第一節 總說……………六四
第二節 水産行政……………六四
第三節 漁業取締……………六四
第四節 邦人漁業……………六四
第五節 主要漁場……………六四
第六節 輸出入狀況……………六四

第十四章 鑛業

第一節 總說……………六四
第二節 鑛業政策……………六四
第三節 鑛業行政……………六四
第四節 鑛業法規……………六四
第五節 特定鑛物保留地域及對私人鑛業封鎖地域……………六四
第六節 石油企業可能性……………六四
第七節 投資額……………六四
第八節 石油……………六四
第九節 錫……………六四
第一〇節 石炭……………六四

第一節 總說	七〇
第二節 日蘭會商	七三
第三節 第二次歐洲大戰の影響	七四
第四節 主要輸出品	七五
第五節 主要輸入品	七五
第六節 對日本貿易	七五
第七節 對オランダ貿易	七五
第八節 對米貿易	七六
第九節 港別貿易	七六
第一〇節 最近に於る政府の應急措置	七六
第十九章 交通	
第一節 陸運	七五
第二節 海運	七〇
第三節 空運	七三
第四節 通信	七五
第二十章 其他	
第一節 主要都市	七三
第二節 雜	七七
第三節 文獻目錄	七九
〔附〕 葡領チモール	八九

ジャワ原住民に對する政治參與許容

昭和十八年八月一日、ジャワ派遣軍當局に於ては、第八十二議會に於る東條總理大臣のジャワ原住民に對する政治參與許容の聲明に基き、最高指揮官名にて大要次の如き聲明を發表、中央參議院・參議院の設置及參與制の實施等、原住民の政治參與に關して初めて具體の方策を闡明、可及的速に之を實行に移す旨言明すると共に、五千萬民衆は全力を擧げて各々其の職域に於て挺身努力する様要望した。

第一 軍政部内に設置せらるべき諮問機關に人格識見優秀なる現地住民を選拔し、該機關の活潑なる活動を得て以てジャワ軍政の益々強力なる進展を期す。即ち

(イ) 中央に中央參議院を設置し、軍政諸政策に關し建議答申を求む

(ロ) 各州(特別市を含む)に參議會を置き、地方政務に關する建議答申を求む

第二 軍政諸行政機關に有能有爲の原住民を簡拔登用し、軍政施行の重要地位に就かしめ、以て當軍政の威力を一層加重せしめんとす。即ち

(イ) 中央軍政下に參與の制度を設け、重要施策の審議等に關し、現地住民の優秀なる知識經驗者を直接參畫せしむ

(ロ) 地方に於ては、州廳其他軍政諸機關の樞要なる地位に原住民を登用し、軍政施行に任せしむ

東 印 度

第一章 地 理

位置・面積―山系―河川・湖沼―海岸線―気象―植物―動物

第一節 位置・面積

一 位 置

東印度とはアジア大陸の南東、北緯六度より南緯一度、東經九五度乃至一四一度の間に散在する舊オランダの領有に屬する島嶼及島の一部分の總括的名稱で、世界最大の群島である。本群島は更に左の四群島に分たる。

- (1) 大スンダ群島(屬島を含む)……スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス(但しボルネオ島の西北部は舊英領に屬す)
 - (2) 小スンダ群島……バリ、ロムボク、スம்பワ、フロレス、スம்ப、チモール、サウー、ロチ(但しチモールの東北半はポルトガル領に屬す)
 - (3) モルツケン群島……ハルマヘーラ、パチヤン、オビラ、プーラー、セラム、アムボン、スーラ、バンドラ
 - (4) ニューギニア及屬島……ニューギニア(西半)、アルー、ミンール、ワイゲオ、サラワチ
- 向行政上ジャワと外領とに區分されて居たが、之は人口の密度・民度及經濟的意義等を根據として斯くなされたものである。

東印度……地理

二 面 積

東印度は其の面積一、九〇四、三四五・七平方千米を有し、我が國の面積の二・八倍(其の以前オランダ本國面積の實に五・八倍)に該當する。之を各島別に觀る時はジャワは我が内地本土(樺太を含む)の〇・三倍、スマトラは若干大きく、ボルネオ(舊蘭領のみ)は一・三倍、セレベスは〇・五倍、ニューギニアは一・二倍(舊蘭領のみ)、其の他の島嶼は〇・三倍に相當してゐる。

因にニューギニア全島の面積は七四四、三六二平方千米、其中舊蘭領ニューギニアの面積は三八二、一四〇平方千米である。

東印度の總面積は前述の如くであるが、之を各地方別並島嶼別に示せば左の如くである。

地方別・島嶼別面積表

單位：平方千米
出所：印度統計年報

ジャワ	
バンテン(Banten)分省	七、九三三・五
ジャカルタ(Jakarta)同	八、〇二六・七
ボゴール(Bogor)同	一一、六一一・一
プリアンガン(Priangan)同	一三、六五五・四
チレボン(Chirebon)同	五、六二二・〇
ペカロンガン(Pekalongan)分省	五、六三三・〇
スマラン(Semarang)同	五、四四四・〇
パテイ(Pati)同	六、〇〇六・一
パニユマス(Banjumas)同	六、四〇四・〇
ケツィ(Keloe)同	四、六六〇・二
ジョクジャカルタ(Jogjakarta)州	三二、一六六・八

スラカルタ (Soerakarta) 同	六〇三九〇
スラバヤ (Soerabaya) 分省	四二九五九
ボジョネヨロ (Bojonegoro) 同	六〇五四九
マデウン (Madoen) 同	六〇五〇一
ケネリ (Keiri) 分省	六六一九三
マラン (Malang) 同	八八三八八
ブスキ (Besuki) 同	一〇一三六九
マツラ (Madoera) 同	五四七一四
合計	一三三、七四一

外領

スマトラ	
ラムボン (Lampung) 州	二八七八三七
パレムバン (Palembang) 同	八六、三五五六
ジャムビ (Djambi) 同	四四九、二三七
スマトラ東海岸 (Oostkust van Sumatra) 同	九四、五八三二
ベングレン (Bengkelen) 同	二六、二四九四
スマトラ西海岸 (Sumatra's West Kust) 同	四九、七七八一
タバヌリ (Tapaneli) 同	三九〇、七六九
アチエー (Atjeh en Onderh.) 同	五五、三九三二
リオー (Riou en Onderh.) 同	三二、六八八四
バンカ (Bangka en Billiton) 同	二六、七四七
小計	四七三、六〇三九
ボルネオ	
西部ボルネオ (Westerafd. van Borneo) 州	一四六、七六〇〇
南東部ボルネオ (Zuider-en Oosterafd. van Borneo) 州	三九二、九〇〇〇
小計	五三九、六六〇〇
大東州	
メナド (Manado) 州	八八、五七六一
セレベス (Celebes en Onderh.) 州	一〇〇、四五六八
モルツケン (Molukken) 州	四六、六五五三

り起走し、西南に及ぶ中央山脈が舊英領と舊蘭領との境界を成し、本山脈の北部をイラン山脈、西部ボルネオ州とサラワクとの境界を成す部分をボーフェンカプアス山脈と云ふ。中央山脈より南方に分岐して居るミユラー及之に連なるシユワーネルの兩山脈は、西部及南東部兩ボルネオ州の境界を成して居る。尙之とは別に南東部の海岸にはメラトウス山脈が南北に、北部にはチンダハントン山脈が東西に走つて居る。セレベスは狭長な四條の半島より成る奇形島で而も山嶽重疊、中央山脈は島を南北に縦貫して支脈を各方面に分派し、特に北半島には山嶽が多い。ニューギニアに於ては山脈は何れも東西に走つて居り、中央にオラニエナツン山脈、西方にチャールススリス山脈があり、更に北部にフアンレーヌ山脈がある。オラニエナツン山脈は東印度最高峰の山脈で、カルステンツ、ウキルヘルミナ及ユリアアナ等の各山は四時白雪を戴いて居る。東印度の全領土を通じ標高二千米以上の山岳は合計八一座を算するが、此の中標高三千米以上の山岳は左の如くである。

主要山岳及標高表

山岳名	標高(米)	所在島
カルステンツ (Carstensz top)	五〇六〇	ニューギニア
ユリアナ (Juliana top)	四、七二〇	同
イデンブルグ (Idenburg top)	四、五五五	同
ヤン・ピーテルズゾーン・クーン (Jan Pieterszoon Coen)	四、五五五	同
プリンス・ヘンドリック (Prins Hendrik top)	四、五〇〇	同
ウィヘルミナ (Wilhelmina top)	四、四九〇	同
インドラプラ (Indrapoera)	三、八〇五	スマトラ (西海岸)
リンジャニ (Rindjani)	三、七四五	ロムボク
ス・メル (Senenoe)	三、六七六	ジャワ (東部)
ル・セル (Leuser)	三、五三二	スマトラ (アチエー州)
スラマト (Slamat)	三、四三六	ジャワ (中部)

チモール (Timor en Onderh.) 州	六三、三三三
バリ、ロムボク (Bali en Lombok) 州	一〇、三九〇・二
小計	七五、九一〇・七
合計	一、七七一、七六一
東印度總計	一、九〇、四三三・七

(備考) 先般ジャワ軍政監部では舊蘭印色を一掃する爲、地名の一部を改めることとなつた。現在まで入手し得たる處次の通りである。従て本篇中に於ても出来得る限り訂正したが、或は訂正誤れがあるかも知れず、又改稿前の事實を記述する場合へは歴史等に於ては依然舊名を使用して居る。なほ後述の如く「ジャワ」と云ふ場合は特に断りなき限り、マツラ島を包含せるものと理解されたい。豫め讀者の諒解を得ておく次第である。(註 括弧内は舊地名)

パンテン州 (パンタム州)	(メステル・コルネリス)
ボゴール州 (ボイテンブルグ州)	ジャヤネガラ
ブリアンガン州 (ブリアンゲル州)	ジャカルタ特別市 (パタビア特別市)
チレボン州 (チエリボン州)	同 州・縣 (同 州・縣)
ジャヤワラ (ジャバ)	パテイ州 (ジャバラレムバン州)
但しジャバラレムバン州の兩縣名は従前通り存置する。	

第二節 山系

一 山岳

東印度の山系は、ボルネオ及ニューギニアの兩島を除く外は總て火山系で、火山脈はスマトラの北端より西海岸に沿つて南下し、ジャワの中央を縦走して小スンダ列島に至り、グヌンアピの邊より直角に北に折れ、バチヤン、タルナテ、ハルマヘーラの諸火山を形成し、それより直角に西に折れセレベスの北端ミナハサ地方に至り、更に直角に北に折れサンギ列島を経て、遂に比律賓のミンダナオ島に及んでゐる。スマトラ島に於ては、バリサン山脈が西海岸に沿つて全島を縦貫して居る外、之と並行して其の支脈とも稱すべきウイヘルミナ山脈、フアン・ヒユイツ山脈等が北部にあり、ジャワに於ては、中央山脈が稍南岸に沿つて走り、南北に數條の支脈を分岐して居る。ボルネオに於ては島の東北端より

ランテコムボラ (Rantekombola)	三、五三二	セレベス (セレベス州)
スムビン (Soembing)	三、一七二	ジャワ (中部)
アルジュノ (Arjoano)	三、一三三	同 (東部)
ラウン (Raoung)	三、一三三	同 (同)
ラウ (Lawoe)	三、一三三	同 (同)
アグン (Agoang, Plek van Bali)	三、一三三	バリ
デムボ (Dempo)	三、一三三	スマトラ (パレムバン州)
メルバブ (Meraboe)	三、一三三	ジャワ (中部)
スンドロ (Sendoro)	三、一三三	同 (同)
アルゴプロ (Argoporo)	三、〇八六	同 (東部)
チャレメ (Tjareme)	三、〇八六	同 (西部)
バンダハラ (Bandahara)	三、〇八六	スマトラ (東海岸州)
パンランゴ (Pangrango)	三、〇八六	ジャワ (西部)
アボン・アボン (Abong Abong)	三、〇八六	スマトラ (アチエー州)

尚ジャワ及スマトラには火山多く、現在ジャワに二三、スマトラに一二の活火山がある。爆發火山として有名なものにスンダ海峽のクラカタウ(一八八三年、一九二八年、一九三〇年及一九三一年)、ジャワのガラムグン(一八二二年)、スメル(一八八五年)、クルート(一九一九年)及メラビ(一九三〇年)、スムバワ島のタムボラ(一八一五年)等があり、一九二八年及一九三〇年のクラカタウ(スンダ海峽中の海中火山)の爆發に際しては、内外人の觀光する者が非常に多かつた。又一九三〇年のメラビ(ジャワ)の爆發は、多數の人命を損ひ、廣大な耕地を荒廢せしめ大損害を與へた。以上の外ジャワ島のゲデー、スラマト、プロモ、ラモンガン、ラウン、スマトラ島のデムボ、ガバ、コリンチ、タラン、メラビ、オアヒル、シナアン、セレベス島のクラバト、ロムボク島のピーク・ファン・マロス、バリ島のグヌンバト、ロムボク島のピーク・ファン・ロムボク等は火山として有名なもので、モルツケン群島のタルナテ、バチヤン、チドレ、オピラ、スーラ群島等は何れも火山島である。

二 平野及高原

東印度の地圖を觀るに、山脈は何れも各島の外側にあり、河川が何れも内海に注いで居る關係上、所謂平野と稱されるものは、島の内側に存在して居る。平野としては東部ジャワ平野・中部ジャワ平野・ルシロ平野・パルアン平野・プロボリンゴ平野・中部ジャワ北部平野(スマランよりチレボンに至る)及西部ジャワ平野、バリサン山脈を境とするスマトラ北東部及ボルネオ島の南部沿岸平野等がある。然し乍ら、スマトラ北東部の海岸地帯及ボルネオ南部沿岸附近の平地には沼澤地多く、實質に於て平野としての經濟的價値を有して居ない。

高原としては西部ジャワのバンドン高原・スカブミ高原・チャンジョール高原・ガル高原・中部ジャワのマゲラン高原・アムバラワ盆地・東部ジャワのマラン高原・スマトラ島のバダカン高地・タケゴン高原・トバ高地・セレベス島のミナハサ高原・モンゴンドウ高原及中部セレベス高原等があり、是等は清涼の地として温帯作物及蔬菜類の栽培に適し、尙避暑地・健康地として利用せられて居る。尙、舊蘭領ニューギニアのフオーゲルコツプ半島も、僅に海岸地方を除く外内部一帯は高原をなすが、未だ諸般の調査不十分にして其の將來は茲に濼測し難い。

第三節 河川・湖沼

一 河 川

東印度の河川は、何れも分水嶺が島の外側に在る關係上總て内海に注いで居る。ジャワ及セレベスの河川は地形上一般に短く舟筏の便に適しないが、スマトラ、ボルネオ及ニューギニア諸島に於るものは多く舟航に適し、内地への唯一の交通路たるものも少なくない。今主要河川に付通過州及其の延長又は流域を示せば左の如くである。

主要河川表

出所：印度百科全書

河 川 名	通 過 州 (島嶼名)	延長又は流域面積 (平方軒)
チタルム (Tjitaroen)	西部ジャワ省 (ジャワ)	三六八五
チマヌ (Tjiranoek)	同	三三三〇
ソロ (Solo)	スラカルタ州及東部ジャワ省 (同)	五四〇〇
ブランタス (Brantas)	東部ジャワ省 (同)	三二四〇
ハリ (Hari)	ジャムビ州 (スマトラ)	八〇〇〇
インドラギリ (Indragiri)	リオー州 (同)	不明
ムシ (Moesi)	パレムバン州 (同)	五三三
カムバル (Kampar)	スマトラ東海岸州 (同)	三、〇〇〇
シヤク (Siak)	同	一、六三〇
カプアス (Kapuas)	西部ボルネオ州 (ボルネ)	一、四三三
バリト (Barito)	南東部ボルネオ州 (同)	一、二七〇
クティ (Koeeti)	同	不明
サダン (Sadang)	セレベス州 (セレベ)	五〇〇
マムベラモ (Mamberamo)	ニューギニア島	不明

以上の内、航行の便を有するものは、スマトラ島のハリ、ムシ、インドラギリ、シア、カムバルの諸河、ジャワのソロ、ブランタスの兩河、ボルネオのカプアス、バリト、クティの諸河及ニューギニア島のマムベラモ河等である。

二 湖 沼

東印度には大湖はないが小湖沼は多い。其中著名なるものは左の如くである。

湖 沼 名

湖 沼 名	所在州 (島嶼名)	面積 (平方軒)	海拔 (米)
トバ (Toba)	タバネリ州 (スマトラ島)	一、一〇〇	九〇八
トンドノ (Tondano)	メナド州 (セレベス島)	(島嶼共 二、〇七〇)	
リムボト (Limbotto)	同		
ボソン (Poso)	同		一、四〇
トウチ (Towoti)	セレベス州 (セレベス島)	三七一 (最深 二〇〇)	二、一四〇

第四節 海岸線

東印度群島は多くの海・海峡及水道を以て互に隔離されて居り、是等の海は、位置よりして濠洲内海 (Austral-Asiatische Mittelsee) と總稱され、群島總面積の三倍に相當する面積を有して居る。

前記の海の中ジャワ海、南支那海の南部及マラッカ海峡は何れも百米以上の深度を有せず、スンダ海峽と稱されて居る。有名な地質學者モーレングラーフは、本海峽は以前に於ては純然たる陸地を爲してアジアに連続して居たに相違なく、現今海底に沈んで居るスマトラ、ジャワ及ボルネオ間の地帯は往古は一大平原であり、東部スマトラ及西ボルネオの諸河は凡て茲に合流して南支那海に流入する一大河を形成し、又東部ジャワ及東部ボルネオの河川は東方に流出して居たと云ふ斷案を下して居る。一方東部に於ては、ニューギニアと濠洲とはトールレス海峡、アルフール海によつて相分離されて居るが、是等の海及チモール海の大部分も亦何れも深度二百米以下でサフルル海峽と稱され、往古に於ては兩者相連続して居たことは、動物の分布状態よりして證明されて居る。

以上の二つの海峽の中間に位するセレベス海・マカツサル海・スール海・ベンダ海及サヴオ海は斷層に沿ふ地殻の陥没によつて出来たもので非常に深く、ベンダ海の如きは六、五〇〇米の深度を有する場所がある。

尙東印度地方は、太古時代に於て既に群島を構成して居たのであるが、

群島中の各島が現在の形態を形成したのは、遅れて第四紀(沖積紀)時代のことである。無数の島嶼より成る東印度に於て海岸線の延長を見出すことは困難で、其の總延長は赤道に於る地球の周圍に等しいとさへ言はれて居る。

第五節 氣 象

東印度は北緯六度に起り南緯一度に終り、東經九五度より同一四一度に及び、南東部に濠洲を控へ、北西部はアジア大陸に隣するを以て氣象は常に其の影響を受け、乾期・雨期と言ふが如き區別も大體に於てそれに起因することが多く、且つ晝夜の時差も殆どなく、緯度一〇度線上に於ては最長日照時間と最短日照時間との差が一年を通じて四十八分を超過することがない。即ち日出時及日没時は一年中毎日殆ど變化なく、赤道上の各地では午前六時には日出となり、午後六時には日没となる。

一 氣 温

四季を通じて變化少なく、海岸附近の地は平均攝氏二四度乃至二七度で、平均最高氣温及平均最低氣温の差が最も妙いのはジャワ西部の一度、最も大きいのはアムボイナの二度である。一日の氣温の平均較差は乾燥期六・七度、降雨期の四・五度である。又氣温は土地の高低に従ひ、普通百米高まる場合氣温は平均攝氏〇・六一度下降する。

二 降 雨 量

東印度諸島は概括的に之を乾燥期及降雨期の二期に分つことが出来るが、地方によつて必ずしも一樣でない。然し十二月、一月、二月といふ月は、濠洲の方は夏、アジア大陸は冬で、従て風は氣壓の高い北西から偏北西風となりて多量の水蒸氣を印度洋方面から持つて来るので、大體に於て雨期が現出し、六月、七月、八月、九月頃は反對に風は濠洲方面よ

東印度...地理

七月乃至九月 (東季節風)

Table of monthly rainfall data for various locations in East India from July to September. Columns include location names (e.g., ジャカルタ, シンガポール) and rainfall amounts in millimeters.

季節風轉換期

三九八

年平均

Table of annual average rainfall data for various locations in East India. Columns include location names and their corresponding average annual rainfall in millimeters.

各地別平均降雨量及同日數表 (降雨量観測を開始せる年より一九三九年迄の平均)

地名

Table of location names and their corresponding average annual rainfall data, including specific values for each month and year.

東印度...地理

三九九

が其の姿を表はす。此の樹根を洗ふ海水は自然其處に泥土を沈積する。此のマンガロープの森林の背後は沼澤地をなし、其處にはニツバ椰子が密生して居る（原住民はこの椰子の葉をアタツプと稱し屋根を葺くに用ふ）。

比較的高い砂丘に隣接する海濱には、長い根を有する植物が繁茂して居る。此處にはたこのき屬が多く、其の樹幹は氣根を伴ふ。其の葉は編物材料となる。

此の種屬の種子の海中に落ちたものが、潮流によつて各地に運ばれた結果、此のたこのき屬は廣く熱帯各地に繁茂するに至つたものである。海岸から陸地に入ると土地の高度が増すにつれて氣温も降下し、従て其處に繁茂する植物の種類も漸次變化し、東印度の高山にも寒帯に見る松柏類が見られる。

東印度に於ても河岸には植物が多い。ジャワと外領を比較するに、ジャワの平地の森林は殆ど大部分伐り開かれて耕地と化して居り、山地も次第に開發されて居るが、外領に於ては尙未だ原始林が多い。ジャワの森林面積が全面積の二三%を占むるに對し、外領の夫は約六九%を占め、尙特に外領に於てはアラニアラン草及ガラガ草が到る所に繁茂して居る。

東印度に於る樹種の學術的調査書はコールドルス及ハールトンの調査報告書 (Bijdragen van Koorders en Veldon) を以て最初とするが、此の著書によるとジャワに於る樹種は約二七五屬約六〇〇種、外領は四五

濠洲とアジアの中間に位するマライ諸島の動物は、兩大陸の主たる特徴を具へる。諸島固有の哺乳動物の数は少くとも六五〇を數へられ、鳥類は二千種の多數に及び、爬蟲類は六二四種にして、この中三一八種は蛇類である。水・陸兩棲類に所屬するものは東印度丈でも二五〇種を超えると言ふ。

濠洲は其の固有の動物區系に於て他の大陸と全く異なる。即ち單孔類（鴨嘴獸及食蟻獸）及有袋類等特有の動物がこの大陸に居る。濠洲には進化する哺乳類は居ない。

熱帯アジア特に東洋地方には有胎盤哺乳類が極めて多いが、其の分布區域は濠洲の如く嚴然と區切られて居ない。東洋地方はアフリカと共通する所が多く、例へばマダガスカル島に多い狐猿は此の地方にも居る。此の地方にはマライ半島を除き、スマトラ、ジャワ及ボルネオが含まれる。ニューギニア及アルー諸島（附近島嶼若干を除く）の動物區系は全く濠洲の特色を備へる。此の間に介在するセレベス、モルツケン諸島、小スンダ列島等はアジア系と濠洲系の動物が混淆し所謂混淆地帯を形成して居る。

セレベスとボルネオ、バリとロムボクの間に一線を畫く所謂ウオーリス線は東洋地方と濠洲との動物區系を明に區劃するものである。

一 スマトラ、ボルネオ、ジャワ

是等三つの島の動物區系は各々若干固有の型を示すものとは言へ概してマライ半島の夫に相似して居る。是等の島とアジア大陸との動物區系の著しく相似して居る事實は、先づ地質史によつて説明される。歐洲が未だ氷河時代即ち最新世又は洪積世の頃、是等の島はアジア大陸に陸続きして居た。其の時代、河川はスマトラ東部、ボルネオ西部を貫流し、合流して大河となつて南支那海に注いで居た。之はスマトラ東部の河川とボルネオ西部の河川に棲む魚類が、非常に相似して居るのに對し、スマトラ西部とボルネオ東部に棲む魚類は、比較的相似の度が弱い事實を

○屬約三、〇〇〇種と數へられて居る。勿論ジャワの樹種は外領の全種類中にも含まれて居る。併し歴史上の要素、氣候、地質の相異、當領の地理的意味に於る非常に廣面積等が原因となつて、各種の樹木は可なり限られた小範圍の地域に群生し其の蔓延は阻害されて居る。スマトラとボルネオの植物は極めて相似して居り、マラッカにも夫等と同種の植物がある。西部ジャワの植物は南部スマトラの夫と相通するものがあり、東部ジャワの植物は小スンダ列島及南部セレベスの植物と相似して居る。又東印度諸島の東半分の植物群の中にはマライ及濠洲にある植物が可なり見受けられる。

次に山林局の決定せる當領に於る利用價值のある樹種を擧ぐれば左の如くである。

- 一 ラサマラ (Rasmala) 四 カスタニヤ類 (Kastanje)
 - 二 プスバ (Poespa) 五 マングリッド (Manglid)
 - 三 檉類 六 ボドカルプス類 (Podocarpus)
 - 一 チーク—ジャワ及同屬島、小スンダ列島の一部、南部セレベス
 - 二 プリアン (所謂鐵木)—ボルネオ、スマトラ
 - 三 黒檀—北部セレベス
 - 四 白檀—小スンダ列島、ジャワ、セレベス、モルツケン諸島
 - 五 ムランチ、別稱スラヤ(所謂ラワン)—スマトラ、ボルネオ
- 以上の外、當領では各地に於て椰子の植林が行はれて居る。此の椰子實から得るコブラは、東印度輸出農産物中重要な位置を占めるものである。又サゴ椰子からは澱粉が得られ、砂糖椰子からは所謂椰子酒及砂糖が得られ、何れも原住民にとり缺くべからざる重要産物である。

第七節 動物

以て説明することが出来る。

ジャワは長く孤立して居て、他の島々との接觸もボルネオとスマトラとの間に於る程密接なものではなかつた。ボルネオにはスマトラに棲息する動物が數多居り、特にスマトラ東海岸の平地に棲息する動物が多いが、之に反してスマトラ西海岸(ニマス、エンガノ島を含む)の動物區系はジャワ固有の動物區系、殊に昆蟲類に於て若干相似して居る。例へばオランウータンの如きはスマトラにもボルネオにも居るがジャワには居ない。之に反し、虎はスマトラ及ジャワに居るがボルネオには居ない。手長猿 (學名 *Hylodotes Sundaicus*) はスマトラにのみ居り、*てんぐ* 猿 (學名 *Nasalis larvatus*) はボルネオ以外には何處にも居る。

アジア大陸と大スンダ列島に共通な猿類中、スマトラに最も多數の種類が居り、ボルネオ之に次ぎ、ジャワが一番少い。タルシア (*Tarsius*) はスマトラ、ボルネオ及セレベスに居るが、アジア大陸には居ない。其の他の擬猿類例へば「きつねやう」類 (學名 *Nyctechus*) はアジアの南部地方、大スンダ列島共に居るが、食蟲動物例へば鼯鼠 (學名 *Tupaia*) 及猫猿 (學名 *Galopithecus*) は此の三島丈に特有のものである。

野牛 (學名 *Bossonataicus*) はジャワ、ボルネオ、印度支那及マライ半島に數多棲息するがスマトラには居ない。鹿類には學名 *Tragulus* (土名カンチル) *Cervulus* (土名ムンチャック) が此の三島に棲息する。

厚皮類では象及猿が熱帯アジア及スマトラに居る。前者の同類のものはアフリカにも居るが、後者は此の地方以外では僅に南アメリカに居る丈である。ジャワには象・猿共に棲息しないが單角犀は居る。併し、マライ半島、ボルネオ及スマトラには二角の犀が居る。化石の證明する所によると、往古ジャワにも象及猿は棲息して居たことがわかる。此の外、化石によれば河馬及アノア (*Anoa*—セレベス特産の小水牛) もジャワに居た事が證明されるがいづれも現在は居ない。向マデウン州トリニル附近に於ては、人類の祖先と謂はれる猿の高度に進化した *Pithecanthropus erectus* の化石が発見された。

蠟及袋鼯鼠は是等の鳥々には居ないが、鼯鼠(學名 *Coochira species*) はマライ諸島の東部地方に廣く分布して居る。
鳥類に於ては大スンダ列島の鳥類はアジア大陸の東南部地方の夫と大體同じである。マライ半島、スマトラ、ボルネオに特有のものとしては一種の雉類(學名 *Argusianus argus*)が居る。印度及セイロン固有の孔雀はジャワにも居る。又家雞の原形と言はれる學名 *Gallus ferrugineus* もジャワに發見された。鸚鵡はマライ諸島の東部地方に多いが西部地方には極めて稀である。

ニ セレベス、モルツケン諸島、小スンダ列島

是等の鳥々は濠洲地方に近い動物區系を示す。動物區系上から見るとセレベスはマライ諸島中最も興味ある島である。同島の動物は附近の諸島の動物と全く異り、寧ろ遠く其の類似形を濠洲及アフリカに發見する。且つセレベスの動物はボルネオの動物と全く異なる。此の事實はマカツカル海峡が兩地の動物區系を全然區劃することを示すものである。

北部セレベス及バチヤン地方には *Synophicus niger* が居る。此の種類はアフリカ猿と同類である。又アノアと稱せらるゝ小水牛も同島特有の動物にして、同島産の鹿 (*Hog-deer*) 或は野猪 (*Babirusa*) は附近のスーラ群島及アルーにも棲息する。濠洲系のものとしては *Cassus* と稱する有袋動物が居り、アジア系のものには獼猴 (*Macacus*)、狐猴 (*Tarsius*)、極樂鳥 (*Paridornis*)、鹿 (*Cervus*) 其の他が居る。

鸚鵡の別種も亦本島には多く、其の大部分は或る地方に局限されて居る。有名なラケット型の尾を有する *Prioniturus* と言ふ鸚鵡は比律賓にも居るがスーラ群島及アルー島にも棲息する。其の外 *Ceraptes tenuinotata* (學名) も居る。本類は東南アジア地方には發見されないが、西部アジア歐洲及アフリカには居る。 *Sesayodrum* の別種がセレベスに居るが、之はアフリカに居る牛つゞきの一種である。
セレベスの鳩類はチモール、比律賓及ニューギニアの鳩と類似して居る。

是等の鳥々は全く濠洲と等しく、第三紀時代には本島は濠洲大陸の一部を形成して居た。是等の鳥々の典型的な動物としては數多の有袋類、蟻蟲、卵生哺乳動物等を擧げることが出来る。有袋動物中にはカンガルも居る。
尙ニューギニアは極樂鳥の巢であり、翼の優美な鸚鵡、かはせみ、數多の種類の鳩等が居る。鳩類中でも王冠鳩が殊に有名である。是等の鳥類は殆ど全部濠洲系のもので、稀にはアジア系のものも居る。
又濠洲と全然同様に啄木鳥、雉屬、やぶどり等はこゝには居ない。昆蟲では角のある蠅及 *Phyllophorinae* 等が其の代表的なもので、濠洲系のものが多數是等の鳥々に居る。
ニューギニアと濠洲の動物系統が極めてよく相似して居ることは、兩地の氣候及草木が好く相似して居ることからしてもよく頷ける所である。

。又 *Megacephalen Malus* (學名) と言ふ *Megapotes* と同類の鳥は、ニューギニア及濠洲に普通多い鳥であるが、セレベスにも亦棲息する。アジア系の動物はセレベスには少く、其の數に於てはモルツケン諸島に劣る。猿は全然棲息せず、僅に鼯鼠・鼠等が居る。此の鼠類は濠洲、ニューギニア及比律賓に居るものと同種である。豚及麝香猫等は多分人類の手で輸入されたものであらう。

モルツケン諸島は鳥類の豊富なる點に於て有名な所である。此の鳥類中代表的なものとしては鸚鵡、かはせみ、鳩を擧げることが出来る。是等はニューギニアに居るものと同種類のものであるが、モルツケン諸島の是等は獨特の姿をして居る。又 *Megapotes* 類に屬するものが多數居る。セラムにはニューギニアに居るものと同種の食火鳥(學名 *Cassarius galinatus*) が居る。

昆蟲に至つては其の種類は無數で、就中鳥の翼の如く大きい美麗な翼をもつて居る蝶等も居る。

小スンダ列島中バリ島の鳥類は大部分ジャワの夫に等しいが、ロムボクのは之と異り、同島には鸚鵡類に所屬する *Cochinos* が發見された。

ジャワから東方に進むにつれて、ジャワに居る鳥類の數は減少し、濠洲の鳥類が殖える。當諸島に居る濠洲系の鳥類は、ジャワ系の鳥類より夫々固有の原形から比較的著しく變化して居るが、濠洲大陸からは是等の鳥々が離れたのは、ジャワから離れた時より比較的古い時代である。即ち海の非常な深さがチモールを濠洲から隔離して居る。

チモールには *Phalanger orientalis* と稱する有袋類が居るが、カンガルーは居ない。チモール及バチヤン島は猿類の分布する地方中最東の地方で、此處には蟹食ひ獼猴 (*Macacus cynomolgus*) が居るが、之より東方には居ない。

三 ニューギニア及アルー群島

第二章 歴史

第一節 年代記摘要

年代記摘要—歐州航船以前の東印度—歐人支配下の東印度

- 西曆紀元 前五世紀
- マライポリネシア族、支那の南部よりマライ半島を経て東印度諸島に移住、同種族は鐵を加工し天文に通じ、航海術・水田耕作・牧畜を知り若干社會的生活をなす、宗教は自然力崇拜・精靈主義にして酋長の風習あり
- 七八 ヒンヅー人東印度に渡來し、婆羅門教及佛教相次で傳來す、この頃より支那人の渡來始まる、サンスクリット東印度に傳はる
- 四一四 支那人法顯ジャワに來る
- 約七〇〇 中部ジャワにカリン・ヒンヅー王國あり、スマトラにシユリビジャヤ王國(パレムバン)あり、勢力四圍に及ぶ
- 約七五〇 八五〇 シユリビジャヤ、ジャワを去る、中部及東部ジャワにマタラム國興る
- 九九二 マタラム國王ダルマワングシャヤ時代、國威四圍に及ぶ
- 一〇〇七 マタラム國滅亡
- 一〇三五 マタラム國再興
- 一〇四二 マタラム國王ヤンガラ(現在のスラバヤ地方)、ケデリの二國に分裂す
- 一二二二 ケデリ國滅亡、トヤームル國興り、ジャンガラ、ケデリ兩國の領土を合してシンガサリに王都を築く

- 一二九二 トマーメル國滅亡
- 一二九二 マルコポーロ、スマトラを訪問す、當時の商業市ペルラには既に回教徒居住せり
- 一二九四 マジャパイト王國東部ジャワに興る
- 一三三三 マジャパイト王國西部ジャワ(現在のボゴール附近)に勃興
- 一三三五 マジャパイト王國の隆盛時代、マラユ(現在のスマトラ)、タンジョンナガラ(現在のボルネオ)、マラツカ、小スンダ列島、セレベス、プールー、セラム、アムボン、ニューギニア等殆ど同國の屬領となる
- 一四一五 回教ジャワ北部海岸地方に傳來
- 一五一二 ボルトガル船モルツケン諸島に來航
- 一五二〇 マジャパイト王國デマ、パジヤン、ケデリの三國に分裂す
- 一五二一 ボルトガル人チモールを占領、要塞を構築
- 一五二二 ボルトガル人初めてジャワバンタム(現在のバンテン)に來航
- 一五六八 回教國バンタム、西部ジャワに興る
- 一五七五 ボルトガル人テルナテより追はる
- 一五九四 パジヤン國のストウイジョヨ將軍自ら獨立を宣言し、中部及東部ジャワ(舊マタラム國)を統一し、新にマタラム國を興す
- 一五九四 (Compagnie van Verre (遠東會社) 設立さる
- 一五九五 オランダ東印度遠征隊初めてジャワに來航、バンタム港に入る
- 一六〇二 オランダ東印度會社設立さる
- 一六〇六 スペイン人チドール島占領
- 一六〇九 ビーター・ポート東印度初代總督に任命せられ、本國を出發ジャワに向ふ
- 一六一〇 九州肥前平戸にオランダ商館建設さる
- 一六一九 ヤン・ピーテルスゾーン・クーン、ヤカトラ(通稱ジャカ

- 一六二二 タラ)より英人を驅逐してパタビアを占領す
- 一六二二 アムボイナに於る英人大虐殺事件勃發、英蘭の葛藤再燃す
- 一六二四 東印度會社臺灣にゼーランシア城を築く
- 一六二七 東印度會社明文を以て東印度諸島に於る自由貿易を禁止す
- 一六二八 マタラム人バンタムより侵入してパタビア(現在のジャカルタ)を攻略
- 一六四一 オランダ軍ボルトガル人の根據地マラツカを占領し、ボルトガル人を東印度より驅逐す(チモールを除く)、東印度會社アチエー國と通商條約を結ぶ
- 一六四二 オランダ軍スペイン城塞サン・サルバドル及基隆を占領し、臺灣全島の主權を獲得
- 一六四六 マタラム及バンタムの兩國、ジャワの一部に東印度會社の主權を認む
- 一六五〇 東印度統治規定初めて制定せらる(ライエルツ總督)
- 一六五三 東印度會社の隆盛時代、マートサイケル總督に就任
- 一六六二 臺灣、東印度政府の手を離る
- 一六六三 スペイン人東印度を放棄して比島に退く
- 一六七六 タルノジョヨの亂、東印度會社の衰微始まる
- 一六九〇 支那移民激増す
- 一六九六 珈琲初めてジャワに移植せらる
- 一七〇三 第一次ジャワ王位繼承戰
- 一七二一 第二次ジャワ王位繼承戰
- 一七四三 ビーター・エーベルフェルトの反逆起る
- マタラム國ストラカルタと改稱
- 新國ストラカルタと東印度會社間に條約締結され、マヅラ島の全部及スラバヤを含むジャワ東北部地方を會社に割讓
- マヅラ原住民知事チャクラニングラットの亂起る

- 一七〇三 第三次ジャワ王位繼承戰
- 一七四九 スラカルタ王、王領地全部を會社に讓渡し、今後は會社の任命にかゝるスラカルタ地方の一藩主たるを約す
- 一七五五 マンクプミ、スラカルタ國の一部に據りジヨクジャカルタ國を興す
- 一七六〇 第四次英蘭戰爭
- 一七九五 ケウ文書發布、オランダ本國の愛國黨フランスの後援下に革命を起し、オランダ聯邦國主權をバターフス共和國に讓る。ウイレム五世英國に逃亡、ケウの文書に署名し(二月七日)東印度に於る最高行政權を英國の支配下に置く事を約す、併し東印度會社は此の王の署名を認めず
- 一七九六 バターフス共和國、東印度會社の權利一切を奪ひ之を東印度の貿易及領土事務委員會に委ぬ
- 一七九八 バターフス共和國憲法制定
- 一七九八 東印度會社特許期限満了
- 一七九九 東印度、名實共にバターフス共和國の統治するところとなり、アジア領土評議會の管轄下に置かれ、爾來東印度會社員はバターフス共和國の官吏となる
- 一八〇二 アミアン條約成り、英國はセイロンを除く他の舊オランダ植民地一切をバターフス共和國に返還
- 一八〇五 英國の東印度憲食再び始まる
- 一八〇六 バターフス共和國オランダ王國となり、ロドワイク・ナポレオン(佛國皇帝の弟)國王となる
- 一八〇七 英國艦隊パタビア攻略、蘭印艦隊に致命的打撃を與ふ
- 一八〇八 一月一四日ゲインデルス東印度總督となり、ジャワ防備軍の編成、獨占事業の調査、奴隸及原住民の生活擁護、パタビア市保健施設の改良、國家發行貨幣の取締、ジャワ縦貫郵便道路の開設(アニアル・ハナルカン間約千軒)、ジャワ

- 一八一〇 海軍根據地の建設等を行ひ、中央集權を計りジャワを九行政區域に分ち、中央政府としてパタビアに總督府を置き、官紀肅正を計る。ジャワ原住民の賦役を加重して諸土木事業を興し裁判所の増設と統制を計る
- 一八一四 バンダ、南セレベス、メナド及テルナテ英商の手に移る、七月オランダ本國フランス帝國に併せらる
- 一八一五 英國のジャワ略取、ラツフルス副總督となる
- 一八一六 ロンドン條約締結され、東印度のオランダ復歸決定す
- 一八一七 統治令發布(オランダ領アジアに於る政治・裁判・學術及貿易に關する根本政策)、ウイレム四世公オランダ國王ウイレム一世と稱す
- 一八一八 ラツフルス副總督の職を解かれジャワを去る
- 一八二四 東印度再び英國よりオランダの支配下に歸る
- 一八二八 ロンドン條約締結(三月一七日)英國はピリトン、ニマス、ペンタレン及スマトラに現有する英領全部をオランダに讓渡し、今後スマトラ或はシンガポール以南の島嶼に一切商館を設立せず、オランダは前印度にある總ての商館及其の附屬地を英國に讓り、オランダが今迄有して居たシンガポールに對する一切の權利を放棄し、且つ兩國民は兩國の植民地に居住及商業を營む自由を有す(但しモルツケン諸島を除く)、加ふるにオランダはスマトラの一土王國アチエーに對し其の獨立を認め、アチエー國の貿易及航海の安全を保證す
- 一八二五 三月二十九日オランダ商會社設立さる
- 一八二七 ジャワにデボネゴロの亂起る
- 一八三〇 二月一日ジャワ銀行設立
- デボネゴロの亂終る

- 一八三〇 フアン・デン・ボス東印度總督となり強制栽培制度を實施す
- 一八三四 強制栽培制度蘭印官報に公布さる、政府を土地の所有者とし、原住民を其の小作人とす、原住民は小作料の代りに一村単位にて其の村の有する耕作面積の五分の一を政府の爲に耕作する、即ち政府は原住民から其の土地及労働の一部を徴収するもので、且つ耕作すべき作物を指定したものである
- 一八四〇 強制栽培實施の徹底を計る爲峻厳なる各種規定公布せらる英人ジェームス・ブルック、ボルネオ北部を攻略す
- 一八四八 オランダ憲法改正され東印度行政上の重要事項は今後法律を以て決定さる、國王は毎年植民地及屬領の統治報告を本國國會に提示するの義務を負ふこととなる
- 此の頃強制栽培の原住民を困窮せしむること愈甚だしくなり、ジャワ中部地方に大飢饉起る
- 規那栽培開始さる
- 一八五〇 統治令改訂さる、又強制栽培制度緩和せられ、將來之を廢止する旨約束さる
- 一八五九 奴隸制度廢止に決定
- 一八六〇 ダウエス・デツケル(Douwes Dekker)一東印度官吏を勤めジャワのバンタム分省レバックの副理事官を最後に本國へ歸りミュルタテユリ(Multatuli)の筆名を以てマツクス・ハーフエラール(Max Havelaar)別名「オランダ商會社の珈琲賣買」なる著書を出しオランダの東印度統治政策を攻撃す、本書初版獨逸にて出版さる、や、各國語に翻譯され、オランダ本國は勿論歐洲各國の輿論を喚起し、仍てオランダの東印度統治政策に改善の動機を與ふ、併し、デツケルは遂にオランダに容れられず、一八八七年南獨逸のNieder-Ing-

- ethem に於て客死す
- 一八六七 スマランシロ間に初めて鐵道開通す
- 一八七〇 砂糖法及土地法制定さる
- 一八七一 英國との間にスマトラ條約締結さる
- 一八七三 アチエー戦争始まる
- 一八八六 タンジョンプリオク港開かる
- 一九〇三 地方分権令發布さる
- 一九〇四 全アチエー漸く平定さる
- 一九〇五 地方議會令制定さる
- 一九〇八 ブデ・ウトモ(Budi Oetomo)黨生る
- 一九一一 外領に對するオランダの統治權確立す
- サレカット・イスラム(Sarekat Islam)黨生る
- 一九一五 珈琲強制栽培制度廢止さる
- 一九一八 國民參議院第一回會議バタビアに開會さる
- 一九二〇 印度共產黨(P・K・I)生れ、第三インターナショナルに參加
- 一九二二 ジャワに東印度自治運動起る
- 一九二五 新統治令(蘭印立法行政法)公布され、東印度の自治權増大す
- 一九二六 ジャワに共產黨暴動勃發す
- 一九二七 スマトラに共產黨暴動起る
- 一九二八 總督デ・グラーフ國民參議院開院式に於て東印度の將來に對する重大宣言をなす
- 一九三〇 二名の原住民、印度評議院に初めて議席を獲得す
- ジャワに原住民の自治運動益々熾んとなる
- オランダ航空會社(K・L・M)、本國・東印度間定期航空を開始す
- 一九三三 非時輸入制限令公布さる

- 一九三四 日蘭會商バタビアに開催さる
- 一九三五 通信檢閲、集會取締益々嚴重となり、原住民の獨立取締愈峻厳を極む
- 一九三九 第二次日蘭會商開催さる
- 一九四〇 オランダ本國、獨逸に占領さる。蘭印、獨逸と戰爭状態に入る
- 一九四一 大東亞戰爭勃發、蘭印日本に宣戰布告
- 一九四二 三月一日皇軍上陸、同月九日蘭印軍全面降伏

第二節 歐舶來航以前の東印度

一 ヒンヅー時代

古い原始時代のこととは別として、東印度が始めて文化の光に浴するやうになつたのは、ヒンヅー人の渡來してからである。それ以前にあつては、此の地域には先づバプア族が居住した。彼等は未だ鐵器の使用を習得せず、其の文化程度は全く石器時代の段階にあつた。其の次に移住して來たのがマライポリネシア族であつて、大體西歷前五世紀頃、支那の南部から印度支那半島、マライ半島を経て渡來した。彼等は前住者のバプア族よりは遙に高い文化段階にあり、鐵器を加工し水田耕作牧畜などを行ひ、また天文に通じ航海術に長じ若干の社會的生活を營んでゐた。宗教的には自然力崇拜アニミズムの段階にあつた。彼等は航海民族として優れた才能に恵まれてゐたものらしく、東西の海上を縦横に活躍し其の足跡は遠くマダガスカル島にまで及んでゐたと云はれる。然し、何れにしても是等の東印度の原住民たるバプア族、マライポリネシア族は、其の後に渡來した印度及支那の文化民族に比して、當時非常に低い文化段階にあつたことは否定出來ない。

ヒンヅー人が始めて東印度に移住して來たのは、凡そ西歷紀元前後のことであつた。最初彼等は西部ジャワに定住し、こゝにタルマ國といふヒンヅー國家を建設した。其の後二、三世紀經つて第二回目のヒンヅー

人の移住が中部ジャワに對して行はれ、茲にヒンヅー文化は中部ジャワから東部ジャワに普及されるに到つた。西部ジャワに定住したヒンヅー人は婆羅門教を輸入したが、其のために原住民との間に越え難い障壁が築かれ、民族的にも文化的にも大なる融合は行はれなかつた。蓋し婆羅門教は四姓制度を嚴格に維持して階級制度を明かにし、原住民の大部分は最下級の奴隸階級として上流階級の壓迫に苦しみ、支配階級たるヒンヅー人は自己の高い文化を開放して、原住民を啓蒙しようとする努力を拂はなかつたがためである。之に反して、中部及東部ジャワに移住したヒンヅー人の信奉してゐた宗教は印度教であつたので、婆羅門教と異り原住民との間の階級的障壁は緩和され、西部ジャワに於るより遙に廣汎にして深刻な民族的・文化的融合が中部及東部ジャワに於て行はれた。其の結果是等の地域には西曆七、八世紀頃には強力なヒンヅー・ジャワ國家が榮えるやうになつたのである。殊に印度教はジャワの原始宗教と結合し、ジャワ人に對し宗教的に、且つ文化的に至大なる影響を與へたのである。

佛敎の輸入されたのは是等の諸宗教が輸入された後のことであつた。西曆四一四年にジャワを訪れた支那の僧侶法顯が其の旅行記の中に於て、ジャワには佛敎徒は居ないが、外道即ち婆羅門教が盛であると記してゐるのを見ても、佛敎のジャワ渡來が後世のことであつたことを知り得るのである。然し夫は遅くとも西曆八、九世紀頃には東印度に齎されてゐたらしい。佛敎の傳來したのは最初スマトラ島であつた。即ち西曆七、八世紀頃パレムバンを中心としてこの近傍一帯に、佛敎國家シュリビジャヤ王國が建設された。此の國は唐代には室利佛遊國、宋代には三佛齋國として支那側の史料に記録されてゐるが、西曆七世紀の後半には南洋貿易を支配して、スマトラ、マライ、西部ジャワに互つて其の版圖を確立した。而して國王シアラインドラ家は代々熱心な佛敎信者であつた爲、首都パレムバンは南洋に於る佛敎文化の中心地として榮え、印度に渡航せんとする支那の佛敎僧侶は、皆この地を經由したのである。シュリビ

ジャバ國が東印度を支配した時代が、この地域に於る佛教文化の最盛期にあたり、今日各地に残されてゐる壯麗な佛教遺跡は、概ね此の王國の建造に係るものである。即ち中央ジャバのカラサン寺は、西曆七七八年に建立され、ボルボドールの大岩塔は西曆八五〇年頃の建築であつた。然し東印度に於る佛教文化は其の外觀の壯麗さにも似ず、生活力は極めて脆弱であつて、庶民生活に深刻な思想的影響を與へることはなかつた。夫は低級な東印度の庶民信仰が、佛教の高遠な教義と結びつき難かつたからであり、佛教は全くシュレインドラ王家の宗教として、其の勃興と共に興隆し、没落と共に衰退したのである。

シュレピジャバ國の支配権は、カラサン寺の建立からボルボドール岩塔の建築に至る間に於て最盛期に達し、夫以後漸次凋落した。即ち西曆十世紀の前半に於ては、中部及東部ジャバに再び印度教のヒンヅー・ジャバ國家が擡頭し、シュレピジャバの支配権はジャバを退はれてスマトラ島に後退したのである。

東部ジャバに再興を見たヒンヅー・ジャバ政權は幾多の興亡を重ね、元の遠征軍を撃退したのち、マジヤバイト王國に至つて黄金時代を現出した。マジヤバイト國はシュレピジャバ國との海上貿易權を廻る争鬪戦に勝利を占めたのち、南洋貿易の支配權を掌握し、大體今日の東印度に相當する廣大な地域に互つて一大商業國家を建設した。マジヤバイトの最盛期は大體西曆十四世紀に實現され、東部ジャバの諸港は南洋貿易の中心地として繁榮を擅したのであつた。

二 回教時代

印度文化に次いで東印度に齎された外來文化は回教文化であつた。既に西曆七、八世紀頃より回教徒は印度・支那貿易に従事し、シュレピジャバ國時代のスマトラ島を中心として、南洋各地に定住しつゝあつたが、西曆十四世紀末にマライ半島のマラツカに回教國家を建設し、急速に其の勢力圏をジャバに擴大した。即ち彼等はマジヤバイト王國の諸海港に

居住して諸太守と婚姻關係を結び、巧みに彼等を回教に歸依せしめて、次第にマジヤバイトの支配組織を破壊したのであつた。斯して十五世紀後半には東部ジャバに回教國家デマ國が建設され、マジヤバイト王國の版圖を蠶食し遂に之を以て東印度に於るヒンヅー・ジャバ時代に終止符を打つたのである。デマ國はまた中部ジャバから西部ジャバに勢力を擴大して、チェリボン國とパンタム國の二藩屬國を建設したが、十六世紀後半デマ國が亡びてバジャン國となるに及び、パンタムとチェリボンは東部ジャバの統制を離れて、各々獨立國としての地歩を確立するに至つた。バジャン國は十六世紀末にマタラム國に亡ぼされたが、マタラム國は爾來東部ジャバと中部ジャバに領土を開拓し、強力な回教國家としてジャバ島に覇を唱へたのである。

第三節 歐人支配下の東印度

一 ボルトガル人の活躍

歐洲人の中で南洋を訪れたのは文献の上では、一二九二年にマルコ・ポーロが支那から歐洲に歸る途中、スマトラに寄港したのを始めとする。其の後オドリク・ヂ・ボルデノヤニコロ・コンチ等の伊太利旅行家がジャバ、スマトラの各地を旅行したが、組織的な植民事業は十六世紀の初頭にボルトガル人によつて開始された。ボルトガル人が印度に姿を現した時は、丁度ジャバに回教國家が出現してからも間もなく、當時の東印度がヒンヅー時代から回教時代に移行せんとする過渡期であつた。即ち一四九八年ヴァスコ・ダ・ガマが喜望峯迂回の歴史的航海に成功して印度に到達した後、一五〇一年にはボルトガル王はアルブケルケを派遣して、マラツカの回教國家を征服したのである。マラツカ占領後ボルトガル人は香料の主産地たるモルツケン群島に進出し、テルナテ島とチドリ島の争鬪を巧に利用して漁夫の利を占め、一五二二年テルナテに城砦を築き香料の獨占權を獲得した。丁度此の頃スペイン人も亦此の群島

に來り、チドリ島に據つてボルトガル人と香料貿易權を争つたが、常に後者に壓迫されて振はなかつた。ボルトガル人は更にアンボン、パンダ、オリアサルスに城堡を築いて、香料獨占權の強化に努めたが、彼等の政治的活動は香料の獲得といふ南洋政策の主要目的に制約された爲、専らモルツケン群島に局限され、ジャバ島を始め他の島嶼には及ぼされなかつた。夫故十六世紀全體を通じて、ジャバ島は殆ど歐洲人の干渉に觸れることなく、ヒンヅー時代から回教時代への移行を完了し得たのである。然しモルツケン群島に於るボルトガル人の香料獨占政策は、原住民の死活的利益を脅威するものであつた爲、彼等はボルトガル人に對し再三反抗を繰返し、ボルトガル人も亦彼等に慘酷な彈壓手段をして臨み、極力自己の獨占政策の擁護に努めた。然ればボルトガル人のモルツケン政策は全く掠奪と殺戮をもつて彩られ、原住民の生活を根底より破壊し、彼等を徹底的に奴隸化せんとしたのである。

二 オランダ東印度會社時代

然しボルトガルの南洋支配も、十七世紀に至つてオランダが出現するに及び終焉を告げた。初めオランダ人はリスボンに於てボルトガル人より入手せる香料其の他東方物産を北歐・西歐の諸國に中繼し、其の利潤を以て生計を立てゝゐたのであるが、一五六〇年以來彼等が自己の自由と獨立のため戦ひつゝあつたスペインが、一五八〇年にボルトガルを併合するに及び、リスボン港を封鎖されたので、茲に直接南洋に到達せんとする企圖を抱くに至つた。時恰も一五八八年スペインの無敵艦隊が英軍と戦つて敗れ、其の海上權が崩壊したので、一五九五年オランダはコルネリス・ハウトマンを隊長とする第一回遠征隊を派遣し、其の南洋政策を開始したのである。

第一回遠征隊はアムステルダムの遠東(フェレ)會社の手によつて派遣されたのであるが、其の結果が非常に良好で莫大な利益を齎したので、雨後の筍の如く南洋貿易を目指す多數の會社が簇出し、互に相競争しオ

ランダの南洋貿易を混亂せしめたのであつた。そこで一六〇二年オランダ政府は聯合オランダ東印度會社を設立し、南洋貿易の獨占權と南洋に於る行政・軍事・外交に亘る一切の權限を附與したのである。オランダ政府は東印度會社の設立に次いで、一六〇九年にはビター・ポルト東印度總督に任命し、アンボイナ島に總督府を設置した。初期のオランダの南洋政策は、ボルトガルと同じく香料貿易に主眼を置いたから、専らモルツケン群島の經營に主力が注がれ、ボルトガル勢力の排撃に主要な精力が費された。然し一六一九年四代總督ヤン・ピーテルスゾーン・クーンがジャカトラを占領し、こゝに根據地を築いてバタビアと命名し、總督府を設置して以來、オランダはジャバ島を中心とする南洋政策を展開することゝなつた。之より先オランダ人と相前後して、英國人も亦南洋經營に着手し、互に相抗争したが、ジャカトラにオランダ人と争つて敗れ、クーンの強力政策に壓倒されて振はず、爾後専ら印度大陸の經營に没頭し、南洋諸島は之を全くオランダに委ねるに至つたのである。ジャバ島では當時回教國家マタラム國の統一事業が進行中であつたが、ジャカトラ占領以後のオランダの政策は、直ちに此のマタラム國と真正面より衝突することゝなつた。即ちオランダのバタビア建設をもつて、自己のジャバ統一の大望を阻むものとなしたマタラム王は、西曆一六二八年及二九年の兩度に互り、海陸よりバタビアを包圍攻撃したが、クーンは善戦して之を退けた。クーンは此の籠城戦に於て遂に病没したが、マタラム國も之を境として爾後漸次凋落の機運に向つた。

オランダ東印度會社はジャバの土着勢力の攻勢を撃退し、バタビア市の建設に努力する傍ら、一六四二年にはボルトガルの南洋に於る最大の根據地マラツカを占領して、自己の海上權の基礎を確乎不拔のものとした。而して十七世紀後半から十八世紀にかけてマタラム國の内紛に干渉し、其の勢力を弱めてジャバ島の奥地にまで支配權を滲透せしめた。バタビア政廳の辛辣、巧妙な分立統御の方策は、土着諸王族を或ひは懷柔し、或は威嚇して巧に操縦し、内亂ある毎にマタラム王權の脆弱化に成

功したのである。マタラム國は遂に一七五五年、第三次ジャワ王位繼承戦役に際しスラカルタ國とジョクジャカルタ國に分割され、完全にバタビア政廳の統御に服することゝなつた。然しオランダ東印度會社の南洋に於る政治的・軍事的發展は、總て經費の膨脹を招き年々多額の負債が累積され、加ふるに社員は不正行爲を行つて私利私慾を計り、内政大いに紊亂したが、一方外部的には特種農作物の強制耕作と其の獨占政策は原住民の怨恨を買ひ、オランダ國內に於ても南洋貿易獨占權に對する非難の聲が高まり、全く破産状態に陥つた。こゝに於て西曆一七九九年政府は遂に會社の特許權を取消して解散を命じ、其の財産、領土は擧げて國家に回收されたのである。

三 英佛兩國の支配時代

十七、八世紀を通じて英國はオランダの勢力に壓倒されて南洋に一指も染むることが出来なかつたが、十八世紀末より十九世紀に亘り歐洲にナポレオン戰役起り、オランダと敵對關係に入るや、充實せる其の海軍力を以て縱横に活躍し、オランダ植民地を混亂に陥れたのであつた。一七八九年に起つたフランス革命の波瀾は、オランダをも其の渦中に捲込み、同國に英國に左袒せんとする王黨派と、フランスの新政權に共鳴する愛國黨との抗争を惹起せしめたが、結局愛國黨が勝利を占めてフランスの同盟國となり、英國と戦端を開くに及び、英國艦隊は直ちに活動を開始して、セイロン島やマラツカのオランダ植民地を奪取し、更に東印度の諸島嶼に進攻せんとする態勢をとるに至つた。こゝに於てオランダはヘルマン・ウイレム・ダンデルスを派遣して、英國の進出に備へ、南洋に於る植民地の防衛に任ぜしめることになつた。ダンデルスはジャワに着任するや峻烈嚴酷な獨裁的武斷政治を施行し、治安の維持に努め、原住民兵を大量に徵募して訓練し、兵器工廠を設け要塞を修築し、原住民の強制勞役によつてストラバヤ軍港を築くなど、ジャワの防衛施設の擴充に心血を注いだ。又軍事上の目的から大道路の開鑿を行つたが、其の結果ジャワの交通は一大發展をなし、通商上にも亦一般施政上にも非常

な利便が與へられることゝなつた。是等の諸工事はすべて強制勞働の嚴酷な勵行によつて遂行されたのであつて、ダンデルスは目的完遂のためには、原住民の生活を如何に犠牲にしても何等憚るところはなかつた。ダンデルスの事業として今一つ特筆すべきものはバタビア市の再建である。彼は同市の衛生施設を改善し、商業地域と住宅地域を區別する都市計畫を實施した。然し斯の如き彼の積極的な東印度經營は粗笨放膽に流る東印度の財政金融状態を紊亂せしめた。然れば一八一〇年オランダがフランスに併合されるやナポレオンの不滿を買ひ、翌年東印度總督の職を罷免されてジャワを去つたのである。

ダンデルスの高壓政策は原住民の離反と、紛糾せる政局と窮乏とを後任者ヤンセンに殘した。加ふるにオランダ本國との聯絡は英國の海上權により遮斷され、内外共にオランダの南洋植民地は崩壞の危機に瀕したのである。一八一一年八月英國印度總督ミント卿は麾下の艦隊をもつてバタビアを攻撃して占領し、更に中部ジャワに進攻してオランダ軍を降し、トントン嶼和條約によりジャワ全島を掌中に收め得たのである。ミント卿はジャワ擬定後トーマス・スタンプ・オード・ラツフルスを起用して副總督となし、舊オランダ植民地全部の統治に任ぜしめた。ラツフルスは上着勢力に對しては極めて強硬な態度をもつて臨み、バンタム、チエリボン、ジョクジャカルタ諸國の實權を剝奪したが、原住民一般に對しては強制栽培や強制勞働の如き舊制度を廢止し、新に土地收稅制度なる新制度を施行した。また奴隸や人質制度を禁止し、巡回裁判所や陪審官制度を採用して司法制度の改善に努め、國有地拂下げを行つて亂脈を極めた財政を立直した。

斯の如くラツフルスはオランダの古い植民政策を改革し、ジャワの經營に孜孜として努力を續けたが、一八一四年ナポレオンが没落して歐洲の政局に變化を來すや、英國はオランダを獨立せしめフランスに對する緩衝國に利用する必要があるから、同年八月セイロン島、喜望峯植民地、西印度のギアナ西部地方を除いた舊オランダ植民地の全部を返還することを約束を始め、從來の積弊を一掃するなど各方面の施政に互り改善の實をあげた。又財政整理委員デュー・ブスは一八二八年ジャワ銀行を設立して財政金融の統一を期した。

したので、希望を失ひ失意に滿されつゝラツフルスは一八一六年にジャワを去つたのである。

英國より南洋植民地の返還を受けるや、オランダ政府はファン・デル・カペレンを首班とする三人の實行委員を派遣して、英國側との現地交渉や、統治行政の統轄に當らしめることゝした。彼等は行政區劃や司法制度については、英國統治時代の良制度は其の儘保存し、猶幾多の改良を加へバタビアに高等法院を設けて最高司法機關とし、農業及商業政策に於てもラツフルス以來の自由主義政策を成るべく採用し、土地收稅制度も其の儘踏襲した。また土地公有制度を廢止して、原住民首長や官吏の庶民請求を禁止して、着々と業績をあげた。然しスマトラ、バンカ、ピリトンの諸島の領有に關しては、英蘭兩國の意見は未だ必ずしも一致を見なかつたので、一八二四年ロンドンに於て協定を結び、オランダはマラツカ、シンガポールの英國の所有權を認め、代償としてバンカ、ピリトン及スマトラ島を獲得し、英國は大陸にオランダは群島に夫々勢力範圍の劃定を遂げたのである。

四 蘭印の再建と強制栽培制度

斯の如くして南洋の植民地は再びオランダの手に復歸し、實行委員によつて其の再建設が進められたのであるが、一八二〇年カペレンが正式に總督に就任するに及び、彼は事毎に時代に逆行する保守的な政策を施行して混亂を招いた。即ち實行委員により新建設方策が採用され東印度の經濟的發達の緒を開いた。土地貸與による小作制度を廢止し、ジャワ農業に致命的の大打撃を與へ、王侯貴族の財政を窮乏せしめた。土着王族等は之により生じた財政的負債を庶民に轉嫁した爲、通關稅の賦課と共に重税と壓制に苦しむ民衆は、狂信者デボ・ネゴロの指揮のもとに土着王族及バタビア政廳に對し、一八二五年ジャワ戰爭と呼ばれる前後五年間に亘る叛亂を起したのである。此の叛亂は一八三〇年に至つて漸く鎮定を見たが、之に鑑みてバタビア政廳は通關稅の廢止、土地貸與の禁止並取

消を始め、從來の積弊を一掃するなど各方面の施政に互り改善の實をあげた。又財政整理委員デュー・ブスは一八二八年ジャワ銀行を設立して財政金融の統一を期した。

然るにオランダ本國はナポレオン戰爭のため國力疲弊し、更にベルギーと戦火を交へるに及んで、貧弱な財政は一層窮乏を告げることゝなつた。然れば南洋の植民地の豐産を開いて、國庫の充實を計らなければならなかつたが、本國の工業的發展が不十分であつた爲、南洋の沃土より生産を掠取することに、最大の資源を求むるを得なくなつた。斯して一八三〇年ファン・デン・ボスが總督となるに及び、彼は有名な強制栽培制度を施行したのである。強制栽培制度とはバタビア政廳の指定した咖啡とか砂糖とか、歐洲市場に於て十分利益のあげ得る作物を、各村落民をして其の村落の五分の一の土地に強制的に耕作せしめ、其の收穫物を國庫に納入せしめるといふのである。此の制度は原住民にとり多大の負擔となり、文字通りの苛斂請求であつたが、當時のオランダ政府の目的は十分達成せられ、一八三三年より毎年多額の剩餘金が本國に流入し、其の財政上の危機を救ふたのである。オランダが此の強制栽培制度により南洋植民地より得た収入の總計は、實に八億三千二百萬ギルダー以上に達したと云はれてゐる。ファン・デン・ボスは一八三三年まで東印度總督の任にあり、其の後一八三四年から一八三九年まで本國にあつて植民大臣の要職につき、東印度統治の最高政策を掌攬し、強制栽培制度の維持に努めた。該制度は此の時代を経て、一八四五年頃に至り繁榮の頂點に達したのであつたが、一八四八年より一八五〇年に亘り中部ジャワ地方に飢饉が起つて以來、其の價值に疑問が抱かれ廢止への第一歩を踏み出したのであつた。

1 ブルークのボルネオ經營

バタビア政廳は英國から東印度を回復した後、ジャワの統治に就ては多大の努力を傾注したのであつたが、外領の治政については餘り顧慮を拂はなかつた。是等の地域に對しては既にオランダは領有權を有してゐたのであるが、原住民の内政は専ら土着王侯の自由に委ねて全く顧みよ

うとしなかつた。此のバタビア政廳の外領不干渉政策の結果、茲に計らざるも英國人のボルネオ侵入事件が惹起された。即ち一八四〇年に英國人ジェームス・ブルックはボルネオのサラワクに來り、ブルネイのサルタンより此の地を買収して、サラワク國を建設して自ら王となり、英國勢力を扶植した。一八四五年には更に手を伸してブルネイ國をしてラブアン島を割讓せしめた。バタビア政廳はブルックの行動が、一八二四年の英蘭協定に抵触する旨を英國政府に抗議したが、英國は北西ボルネオがマラツカ海峡以南に非ざることを楯に之を一蹴した。爾後英國はブルネイ王國を併合して、所謂英領ボルネオを設定したのである。スマトラ方面に於てもラツプルスの策謀はバレンバン王國をはじめ、各地の土着勢力の動搖を惹起せしめ、オランダ勢力の基礎を危からしめたが、先に一八三七年バタビア政廳がスマトラ西海岸のバドリ一揆を剿討し、更に其の以前一八二四年にはバレンバン王のサルタンの統治権を停止して直轄統治下におくに至り、スマトラ南半は實質上オランダの支配下に入った。然しラツプルスの活動はシンガポール島の獲得となり、英國勢力百年の東亞支配の基礎を築いたのである。

2 自由主義植民策

一八四八年より一八五〇年に亘る中央ジャワの大飢饉は、強制栽培制度に對する批判的意見をオランダ本國に於て生ぜしめたが、之は原住民が珈琲、藍、砂糖、煙草、茶、棉花、胡椒等の國際商品栽培を強制せられ、其のため主要食糧品たる米の耕作を十分に行ふことが出来なくなつた結果である。強制栽培制度に伴ひ強制労働が横行せられ、時間と努力の大部分を奪はれた農民は自己の生活物資を生産する自由をも全く奪はれた。流石に豊饒な土壤に恵まれたジャワの農村も、此の極端な搾取と壓制のため、悲惨な疲弊を免れることは出来なかつた。時恰も一八四八年二月フランスの巴里に於る二月革命の成功は、オランダに自由黨の勝利を齎し、其の植民政策の根本方針を一變し自由主義政策を復活せしめた。即ち植民地は唯母國の利益のためにのみ存在するものでなく、自己の向上と開發を主張し得るし、母國は植民地住民に對しては、其の福祉と安寧

を計るべき人道的義務を有するといふ意見が、次第に輿論の支持を勝ち得た。更に憲法改正により、オランダ國民議會の權限は著しく擴張され、植民地問題につき議決權と監督權を有し、國王は植民地統治權と財政權を議會の協賛なくして行使し得なくなつた。そこで一八五四年議會は蘭印貨幣法を可決し、不統一なりし當時の東印度の幣制を統一し、更に統治規則、一名蘭印憲法とも稱せらるゝ、東印度統治の根本原則を示す重要法律を成立せしめ、原住民の權利・義務の大綱を明確に定めた。又一部の議員は、強制栽培制度の極端な植民地搾取政策を攻撃したが、一方現地に於ても一八四五年以來、總督ロツヒユセン、ファン・トウイスト及バッドなどは強制栽培制度に各種の制限を設け、市場稅其の他の重稅を廢止するなど原住民の負擔を軽減しその保護に力を注いだ。斯るオランダの植民地政策の自由主義的傾向は、一八六〇年ムルタチエリの著した「マツクス・ハフエラール」が刊行され、民衆の強制栽培制度に對する非難の高まるにつれ強化された。殊に一八六一年より一八六六年まで蘭印總督の任にあつたスルート・ファン・デ・ペーレは斷乎として自由主義的改進黨を施行し、一八六三年アンボンに於る丁香の強制栽培の廢止を先驅として漸次之を全面的に押し進め、原住民の生活改善と産業の勃興に努めた。又統治規則の施行と共に行政組織・司法機關も整備され、オランダの東印度統治はその面目を一新したのであるが、此の際殊に注目されなければならぬのは東印度統治に當り、原住民の社會組織や慣習を考慮に入れるようになったことである。

斯して十九世紀後半に入つてからオランダの東印度植民政策は、本國本位の搾取政策から植民地自體の開發政策に轉換した。一八六四年四月には會計法が制定され、東印度の財政を豫算の方法により行ふべき基礎が確立され、一八七〇年には土地法の制定を見た。之によつて原住民の土地に對する權利と義務が明かにされ、原住民農業の保護政策が確立されたのであつた。強制栽培制度は餘りに搾取的な政策であつた爲種々の弊害を伴つたが、一面東印度の土壤が如何に豊かな生産力をもつてゐるかをあげて混亂の巻と化した。一八九三年バタビア政廳はアチエー民族問題に關する碩學フルフロンニエ博士とファン・ヒユツ少佐の建議に基づき、其の方策を一變したが、之以來其の征討事業は漸次效果を現はし、一九〇四年に至り始めて完全にアチエー全土の征討を成し遂げたのである。アチエー戰爭は十九世紀のオランダの東印度統治に於る最も困難な問題であつて、三十年の日月と數億ギルダーの國庫を費し、強制栽培制度により豊かになつた蘭印財政を一變して窮乏せしめたのである。

4 外領の確立

スマトラ以外の外領に於ても、オランダは完全に其の宗主權を確立するまでには、幾多の努力と長い年月を要した。一八五四年にはボルネオのモンタラドの支那人の叛亂を鎮定したが、一八五九年のバンジャルマシンの暴動を征定するまでには三箇年を要した。スマトラのシヤクがバタビア政廳に服したのは一八八四年であり、同じくジャバの叛徒が平定されたのは一九〇七年である。バリ及ロムボクの平定は一八九一年に行はれた。ポニ國とゴア國が亡んで、セレベス全土の統一は漸く一九〇七年に成就された。チェール、スンバ、フロレス及スマバワの諸島は、一九〇二年以後に於てオランダの支配下に入り、セラム島の平定されたのは一九〇三年である。斯くオランダは十九世紀前半に於ては、外領に關しては退嬰政策に終始し、放置して顧みなかつたが、十九世紀後半になり第三國勢力の侵入を防過すため鋭意其の服屬に努めた。而して二十世紀初頭には略々其の目的は達成され、今日の所謂外領 (British Banting) の確立を見たのである。

5 東印度の經濟的發展

強制栽培制度以後のオランダの植民政策は、専ら植民地資源の開發に重點が置かれ、而して自由主義的政策に基き、個人企業の勃興が勸奨された。斯して十九世紀後半に於て東印度に近代的な資本制企業が輸入されたが、其の結果農業、鑛業、通商など各方面に於て、驚くべき經濟的發展がなされ、歐人企業によるゴム、砂糖、茶、煙草等の國際商品の

るかといふことを明かにし、また化學的・物理的農業改良方法の考究發見を齎し、灌溉・疏水などの技術的向上と集約的耕作を農民に教へ、爾後の個人企業發展の基礎を形成したのである。而して蒸汽船の發達と一八六九年のスエズ運河の開通は、東印度の豊富な原料生産地域と歐洲の廣汎な市場とを堅く結びつけ、東印度の世界貿易に於る地位を向上せしめ、其の産業的發達に至大な貢獻をなしたのである。規那樹の栽培が導入されたのも此の時期であつて、一八七三年には東印度産の規那皮が始めてアムステルダム市場に現はれ、一八七七年には其の栽培が民間に普及されるに至つた。

3 アチエー戰爭

スエズ運河が開通して、歐洲とアジアの通商交通が盛になるにつれて、マラツカ海峡の航海の安全を確保たらしめることが、オランダにとつても亦英國の東方政策にとつても緊急の問題となつて來た。當時スマトラ北端のアチエーは、實質的には如何なる歐洲勢力からも獨立してゐたが、バタビア政廳は一八五〇年以來之に對する政策を著しく積極化し、アチエーとオランダとの關係は著しく險惡化した。アチエー人はオランダの壓迫が激しくなるや、竊に伊太利・米國に保護を乞ひ、加ふるに佛國も亦アチエー後援の名のもとに南洋進出の計畫を抱き、こゝにアチエー問題をめぐつて圖らずも第三國勢力の蘭印干渉の形勢が誘致された。バタビア政廳は問題を之以上遷延せしむれば第三國に乗ぜられることを憂ひ、一八七〇年アチエー征討を決意しこゝにアチエー戰爭が開始されたのである。然し此の戰爭は長く困難であつた。排外思想と異端者に對する憎惡にかたまつた悍ましいアチエー人は、屢々オランダ軍を破つて之を苦戦に陥れた。バタビア政廳のアチエー問題に於る手際は、ジャワの對原住民政策に於るが如き辛辣巧妙さは全くなく、失策に失策を重ね、徒に事態を紛糾せしめるのみであつた。一八七八年にファン・デル・ヘイデンがアチエー監督官になり敏腕を振ふに及び、一時平和を確保することが出来たが、一八八一年政廳軍が撤退するや再び反亂四方に起り、

生産額は著しく増大し、タバコ、コブラ等の原住民農産物の生産も亦躍進した。然し東印度の経済的發展にとり農業にもまして重要な意義をもつのは地下資源の開発である。バンカ島の錫は遠く十八世紀始め東印度會社により探掘されたが、其の後引つゞき繼續され益々發展し、パタビア政廳の有力な財源の一となつた。此の外十九世紀後半に至り開發された錫鐵山として、ピリトン、シンケブがあり、何れも見るとべき成績をあげた。然し東印度の地下資源のうち最も重要なものは石油である。一八八三年スマトラのランカウトに於て探掘が開始されたのを初として、南東ボルネオ、東スマトラ、アチエー、パレムバン、スラバヤ等各地に油田が發見され、其の生産高も一八八九年には二六〇噸であつたものが、一八九九年には二三萬噸、一九〇九年には一四〇萬噸、一九一七年には一六八萬噸と驚くべき増加を示した。石油が探掘されて以來、外領のもつ経済的價値は俄に高まつたが、此の傾向は近年益々顯著になりつゝある。原料品の生産の外、製造業も近來勃興しつゝあつたが、第一次歐洲大戰により歐洲商品の供給が杜絶された結果、ビール、セメント、自動車、自轉車の各工場設立の必要が痛感され、また原住民の国内工業の振興にも與つて力あつた。

斯の如き経済的發展に伴つて交通運輸機關も著しい進歩を見た。道路が建設され河川が修理され、一八六二年に蘭印鐵道會社が設立され、一八七三年にはスマランよりスラカルタ及ジョグジャカルタに至る線が完成された。又同年パタビア・ロイテンゾルグ間の鐵道も營業を開始した。更に一八七八年には官營鐵道たるスラバヤ・パルアン間が開通したが、之以來官營鐵道は其の交通網を漸次擴張し、一九〇六年には其の總投資額一億八千萬ギルダーを算し、一九一四年には二億三千五百萬ギルダーに上つた。海運方面に於ても一八六六年に蘭印汽船會社が設立され、領内の海上交通を司つたが、其の後身たる王立郵船會社(K.P.M.)は政廳より補助を受け、多數の命令航路を擔當し、東印度海運の發達に多大の貢獻をなした。滯留施設も亦大いに發達し、一八八六年にバ

タバアのタンジョンプリオックの築港が完成したのでを初とし、スラバヤ港、マカツサル港、ベラワン港、サバン港、エムマハーフェン港の諸港の工事が、十九世紀末から二十世紀の始めにかけて行はれた。是等港灣施設の整備と相俟て東印度の對外貿易は驚くべき發展をなし、一八七五年には三億二千萬ギルダーであつた輸出入總金額は、一八九五年には三億八千萬ギルダー、一九〇五年には四億八千萬ギルダー、一九一三年には十一億ギルダー、一九一九年には二十八億八千六百萬ギルダーと漸増した。殊に第一次歐洲大戰による熱帶産物に對する世界的需要の増大は、東印度經濟界の劃期的躍進を齎し、其の世界貿易に占める地位を確固不動のものとしたのである。

6 原住民教育及民族運動

東印度に於る近代的産業の擡頭は、勞働力に對する廣大な需要を喚起し、其の組織的培養の必要を痛感せしめるに至つた。産業技術の進歩と共に近代的知識を缺く無智な原住民は、最早完全な勞働力として考へることは出来なくなつた。斯して原住民の啓蒙を計るべき教育問題が著しく重要性を有するに至つた。一八五四年の統治規則即ち蘭印憲法はこの問題を採り上げ、其の第一二五及第一二八條に於て、蘭印總督は原住民の教育問題に留意すべきこと、原住民教育機關を設立すべきことを規定した。斯して十九世紀末から二十世紀にかけ、オランダの東印度政策は一面頗る文化的色彩を帯び來り、原住民の精神的訓練と向上に力を注いだのである。

東印度は國際經濟の中に於て重要な地位を占めると共に、其の社會も必然的に世界的思潮の影響を免れることは出来なかつた。十九世紀後半以來のデモクラシーの風潮と原住民教育の普及は、インドネシア人をして民族的覺醒を促すに至つた。土語新聞が發刊され原住民議者の間に政廳の施政に對する批判と論評が起され、斯してインドネシアの民族問題は二十世紀の重要な政治問題として日程に上るに至つた。アデ・ウトモ、サリカト・イスラムを初とする數多の民族運動の團體が組織され、屢々

政廳と抗争を起し、其の指導者にして投獄流刑に處せられたものも續出した。而して是等民族運動の目指すところは、オランダ國會に代表を送つてインドネシアの利益擁護に進むか、或はインドネシア自身の議會を組織して自治を獲得せんとする所にあつたのであるが、オランダ政府はインドネシアの自治に至るべき過程的階梯として、一九一六年國民參議會(Volksraad)なる總督の諮問機關を設置し、之に原住民を參與せしめることにより、彼等の民族的要求を緩和せんとしたのである。

近世に於る蘭印の經濟的發展は、主として英國資本を中心とする國際資本の開発によるものであつて、英國勢力は漸次凡ゆる部面に浸透して蘭印の死命を制するに至つた。然れば東亞に於て滿洲事變を契機として、日本の東亞新秩序建設の聖業が開始され、西方に於てナチストドイツが擡頭し、世界の政局が日・獨・伊の樞軸陣營と米・英を主とする反樞軸陣營に分裂するに及び、蘭印も必然的に後者に左袒し我が國に對し事毎に敵性的態度をとるに至つたが、支那事變の勃發と第二次歐洲大戰が起り、一九四〇年にオランダ本國が獨・伊と敵對關係に入るや斯る傾向は一層激化されたのであつた。之に對し我が國は經濟的提携の他に政治的野心のなきことを明かにし、共存共榮を計るべき正當な要求を以て臨んだのであつたが、彼は故意に我が眞意を曲解し、我が公正な要望に耳を傾けなかつたのみならず、昭和十六年十二月八日大東亞戰爭が勃發するや無謀にも我に向つて宣戰を布告したのであつた。開戦日ならずして我陸海兩軍の精銳は西南太平洋の要地を席捲し、翌十七年二月十九日のバリ島上陸に引續き、同三月一日には蘭印の中樞ジャワ島に果敢なる上陸作戦を執行し、同三月九日全ジャワ島平定に成功した。茲にオランダ三百四十有餘年の南洋支配の歴史は正に終焉を告げたのである。

(附) 歴代總督 (但し第三九代以降)

元代	總督 名	就任年
1	Thomas Stamford Raffles (Luit-Gouv.)	1811
2	John Fendall (Luit-Gouv.)	1818
3	Mr. G. A. G. Ph. Baron van der Capellen	1818
4	H. M. Baron de Koek (Luit-Gouv. Generaal)	1818
5	Johannes Graaf van Posch	1820
6	Jean Christien G. Paud	1820
7	D. J. de Herens	1828
8	C. S. W. Graaf van Hogendorp	1830
9	Mr. Pieter Merkus	1831
10	Jhr. J. C. Reijnt	1838
11	Jan Jacob Koelhuysen	1838
12	Mr. A. J. Duijmaer van Twist	1841
13	Charles Ferdinand Palm	1841
14	Mr. L. A. J. W. Baron Sloet van de Peele	1841
15	Mr. Peter Mijer	1844
16	Mr. James London	1844
17	Mr. J. W. van Lansberge	1848
18	Frederik s'Jacob	1848
19	Otto van Pees	1848
20	Mr. G. Pijnacker Hordijk	1848
21	Jhr. Carel Herman Art van der Wijck	1848
22	Willelm Kooseloom	1848
23	J. B. van Heutsz	1848
24	A. W. F. Idenburg	1848
25	Mr. Johan Paul, Graaf van Limburg Stirum	1848
26	Mr. Dirk Fook	1848
27	Jhr. Mr. A. C. D. de Graaff	1848
28	Jhr. Mr. B. C. de Jonge	1848
29	Jhr. Mr. A. W. L. Tjarda van Starkenborgh Stachouwer	1848

第三章 人口

總説—出入國者數—出生及死亡者數—在住邦人數

第一節 總説

一 概 要

東印度の總人口は一九四〇年實施豫定の國勢調査が、第二次歐洲大戰のため實施されなかつたので正確な數を知ることは出來ないが、蘭印政

二 人口増加趨勢

主要種族別人口數表

種 別	一九三〇 計		一九二〇 計		全人口に對する比率		増加人口の全人口に對する割合	
	數	百分率	數	百分率	一九二〇	一九三〇	人口増加率	人口増加數
原 住 民	四〇八、九〇三	一八・三	四八二、九九九	二一・〇	九六・八	九七・三	〇・〇〇五	一〇、八八六
歐 州 人	一、九七、七七一	八・七	一、六八、一四四	七・四	〇・三	〇・四	三・六	一、七〇三
支 那 人	五、八二、三三三	二六・〇	八、〇〇、九〇九	三六・〇	一・六	一・〇	四・三	二、一八七
其他東洋外國人	五、三三、三九九	二三・五	六、六三、三三九	二九・三	〇・一	〇・九	五・七	一、三三六
計	一、九七、七八、三九九	一〇〇・〇	二、二三、七、七二七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一、三三六	六、七二九

(註) 東洋外國人とは日本人、支那人以外の東洋人を含む、日本人は歐州の中に含まれて居る。

三 人口數及増加率

各州別主要種族別人口數及増加率表 (一九二〇—一九三〇年)

州 名	歐 州 人		原 住 民		支 那 人		其他東洋外國人	
	總 數	百分率	總 數	百分率	總 數	百分率	總 數	百分率
西 部 州 計	二、六三、三三三	一三・三	一、一七、七二〇	五・二	一、九七、七二七	九・三	一、〇一、一〇一	四・六
巴 達 維 亞 州	一、一七、七二一	五・九	一、〇一、一〇一	四・五	一、〇一、一〇一	四・五	一、〇一、一〇一	四・六
蘇 門 答 臘 州	一、九七、七二一	九・八	一、一七、七二〇	五・二	一、九七、七二七	九・三	一、〇一、一〇一	四・六
中 部 州 計	一、三三、三三三	六・七	一、〇一、一〇一	四・五	一、三三、三三三	六・七	一、〇一、一〇一	四・六
東 部 州 計	一、〇一、一〇一	五・一	一、〇一、一〇一	四・五	一、〇一、一〇一	五・一	一、〇一、一〇一	四・六
合 計	五、八二、三三三	二九・五	二、二三、七二七	一〇・〇	五、八二、三三三	二九・五	二、二三、七二七	一〇・〇

出所：蘭印國勢調査書

府統計年報には一箇年の増加率一・五%として一九四〇年の推定總人口約七〇、四七六、〇〇〇餘人と算出してある。一九三〇年一〇月七日施行の國勢調査の結果を擧ぐれば、總人口六〇、七二七、二三三人にして、一九二〇年の國勢調査に比し、一、三八四、一六七人即ち二・三・一%の増加を示してゐる。此の内ジャワの人口は四一、七一八、三六四人即ち全人口の六八・七%を占め、平方料當り三一五・六三人の稠密なる密度を示してゐる。密度最も粗なるはモルツケンの一・八〇人である。荷ニユーギニアに就ての人口調査は未だ全く不可能とされて居る。

種 別	一九三〇 計		一九二〇 計		全人口に對する比率		増加人口の全人口に對する割合	
	數	百分率	數	百分率	一九二〇	一九三〇	人口増加率	人口増加數
西 部 州 計	二、六三、三三三	一三・三	一、一七、七二〇	五・二	九六・八	九七・三	〇・〇〇五	一〇、八八六
巴 達 維 亞 州	一、一七、七二一	五・九	一、〇一、一〇一	四・五	〇・三	〇・四	三・六	一、七〇三
蘇 門 答 臘 州	一、九七、七二一	九・八	一、一七、七二〇	五・二	一・六	一・〇	四・三	二、一八七
中 部 州 計	一、三三、三三三	六・七	一、〇一、一〇一	四・五	〇・一	〇・九	五・七	一、三三六
東 部 州 計	一、〇一、一〇一	五・一	一、〇一、一〇一	四・五	〇・一	〇・九	五・七	一、三三六
合 計	五、八二、三三三	二九・五	二、二三、七二七	一〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一、三三六	六、七二九

東印度……人口

Table with columns for regions (e.g., 東印度, 西印度, 南印度) and rows for population and growth rate. Includes a summary row for '東印度總計'.

歐人・原住民・支那人及アラビヤ人地方別人口數及增加率表 (一八九〇—一九三〇年)

出所：關稅調查書

Table with columns for '地方別' (Regional) and '總數' (Total), and rows for '總數' and '各年平均增加率'.

一 歐人人口數及增加率

Table with columns for regions (e.g., 外シ, 内シ) and rows for population and growth rate. Includes a summary row for '二 原住民人口數及增加率表'.

二 原住民人口數及增加率表

三 支那人人口數及增加率

Table with columns for regions (e.g., 西印度, 中印度, 東印度) and rows for population and growth rate.

四 アラビヤ人人口數及增加率

Table with columns for regions (e.g., 外シ, 内シ) and rows for population and growth rate.

東印度……人口

東印度 人口

(註) (1) パンカ及びリトンを含む (2) 船舶乗組員を除く (3) 歐人人口数及増加率の中一八九〇、一九〇〇及一九〇五年係数は訂正したものである (4) 輸送中の家人を含む、尚原住民人口数及増加率中一八九〇、一九〇〇及一九〇五年係数は訂正したものである

支那人年齢別人口表(一九三〇年)

年 齢	シヤワ		東 印 度		外 領	
	男	女	男	女	男	女
一	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
二	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
三	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
四	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
五	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
六	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
七	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
計	7,147	7,147	7,147	7,147	7,147	7,147

出所 同前表

年 齢	外 領 (續)		東 印 度	
	男	女	男	女
一	4,816	3,876	1,131	1,131
二	5,599	2,556	1,131	1,131
三	10,615	3,498	1,131	1,131
四	5,934	1,345	1,131	1,131
五	6,044	1,183	1,131	1,131
六	3,103	1,183	1,131	1,131
七	8,066	1,183	1,131	1,131
計	46,826	22,771	7,147	7,147

年 齢	シヤワ		東 印 度		外 領 (續)	
	男	女	男	女	男	女
一	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
二	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
三	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
四	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
五	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
六	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
七	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
計	7,147	7,147	7,147	7,147	7,147	7,147

東印度人口

年 次	原 住 民	支 那 人	ア ラ ビ 人	其 他 の 東 洋 外 國 人	計
一九〇〇	62	54	72	5	193
一九〇一	62	54	72	5	193
一九〇二	62	54	72	5	193
一九〇三	62	54	72	5	193
一九〇四	62	54	72	5	193
一九〇五	62	54	72	5	193
一九〇六	62	54	72	5	193
一九〇七	62	54	72	5	193
一九〇八	62	54	72	5	193
一九〇九	62	54	72	5	193
一九一〇	62	54	72	5	193
一九一一	62	54	72	5	193
一九一二	62	54	72	5	193
一九一三	62	54	72	5	193
一九一四	62	54	72	5	193
一九一五	62	54	72	5	193
一九一六	62	54	72	5	193
一九一七	62	54	72	5	193
一九一八	62	54	72	5	193
一九一九	62	54	72	5	193
一九二〇	62	54	72	5	193
一九二一	62	54	72	5	193
一九二二	62	54	72	5	193
一九二三	62	54	72	5	193
一九二四	62	54	72	5	193
一九二五	62	54	72	5	193
一九二六	62	54	72	5	193
一九二七	62	54	72	5	193
一九二八	62	54	72	5	193
一九二九	62	54	72	5	193
一九三〇	62	54	72	5	193

人口増加指数表

年 次	原 住 民	支 那 人	ア ラ ビ 人	其 他 の 東 洋 外 國 人	計
一九〇〇	100	100	100	100	100
一九〇一	100	100	100	100	100
一九〇二	100	100	100	100	100
一九〇三	100	100	100	100	100
一九〇四	100	100	100	100	100
一九〇五	100	100	100	100	100
一九〇六	100	100	100	100	100
一九〇七	100	100	100	100	100
一九〇八	100	100	100	100	100
一九〇九	100	100	100	100	100
一九一〇	100	100	100	100	100
一九一一	100	100	100	100	100
一九一二	100	100	100	100	100
一九一三	100	100	100	100	100
一九一四	100	100	100	100	100
一九一五	100	100	100	100	100
一九一六	100	100	100	100	100
一九一七	100	100	100	100	100
一九一八	100	100	100	100	100
一九一九	100	100	100	100	100
一九二〇	100	100	100	100	100
一九二一	100	100	100	100	100
一九二二	100	100	100	100	100
一九二三	100	100	100	100	100
一九二四	100	100	100	100	100
一九二五	100	100	100	100	100
一九二六	100	100	100	100	100
一九二七	100	100	100	100	100
一九二八	100	100	100	100	100
一九二九	100	100	100	100	100
一九三〇	100	100	100	100	100

一九二〇年國勢調査の数字を一〇〇として最近三十箇年間に於る(一九〇一—三〇年)人口増加指数を求めれば左の通りである。

(註) (1) 支那人中には年齢を數へ年にて申告したる者あるがため満を以て年齢を申告する場合に比し若者の數少なし (2) 第一次調査のみの地方に於る男二四、四九八、女一八、七〇二一人を除く (3) 出生國不明者を含む (4) 年齢不明のものを含む

四 人種別人口

國籍別外國人及種族別原住民人口表 (一九三〇年)

出所 舊蘭印統計年報

國籍・種別	ジャバワ		外領		東印度總計	
	男	女	男	女	男	女
一 歐人及同待遇者						
オランダ人	九〇,334	八二,622	一九,301	一五,971	一〇,963	九,863
アメリカ人	一八五	一〇四	三三	一七	四一	三三
アルメニア人	二五六	一一一	三七	三六	二九	二四
ベルギー人	二九七	一九四	八二	三三	七九	六三
獨逸人	二,八〇七	一,九六七	一,〇六六	一,〇六六	二,〇三二	一,一三二
英國人	八六九	六〇〇	六一五	三三〇	九四三	五三〇
佛蘭西人	一八三	一六八	三五	二六	二六	一九
ハンガリー人	三三	三九	三	七	三六	一〇
伊太利人	一〇六	六九	五	七	一一	一六
日本人(臺灣人を含む)	二,六三四	一,三四九	一,九三三	一,三九〇	三,三一一	二,六四二
比律賓人	七	三	一	八	一〇	一
ポロランド人	四〇	三六	二	二	五	三
露西亞人	一	七	二	二	三	一
スカンジナビア人	一	一	一	一	二	一
チエッコ人	六	三	一	一	二	一
トルコ人	一	一	一	一	二	一
瑞西人	一	一	一	一	二	一
其他民	二,四一一	二,一九四	一,六三四	一,九六〇	二,六六三	二,〇八二
計	一〇一,二二九	九一,三一一	二六,三三三	二一,三六九	一七,七五九	一三,七四一
二 原住民						
ジャバワ族(Javanen)	一,三三,四三三	一,三三,八八三	五,五〇九	四,一七七	九,六七二	一三,六六二
スマタラ族(Sumatranen)	四,一三,〇一四	四,三三,五三三	七,六八一	五,一一三	一三,八五七	一四,九七五
マタラ族(Madurezen)	二,〇九,五九三	二,一三〇,四三三	九,七〇五	六,二九六	一六,〇〇一	一〇,七二一
スマタラ族(Batavianen)	四,六七,三三三	四,八九,一六三	一三,〇九	一一,三一一	二四,三五六	二〇,〇三三
スマドワ人(Badoei's)	八七八	八〇三	五	二	七	八
スマウアン人(Baweanen)	一三,三三三	一八,三九九	一,六八一	二,五七八	一,三三〇	一,九七五
デボク人(Depokers)	七九七	七六一	三	二	五	七
ウシング人(Oesingers)	八,九六三	八,九九〇	一,七九八	一,七九八	八,九六三	八,九六三
テングル族(Tenggeren)	七七一	八,一一〇	一,五九四	一,一一〇	七七一	七七一
バンタム人(Bantenen)	一	一	一	一	二	一
ジャバワ出身計	一,九三,一六五	二,〇〇,七二一	七,一六四	六,三九五	一五,〇八九	二〇,五五五
アチエー族(Achehens)	七二二	一三二	四一	二二	一〇三	四一
ガヨー族(Gajo's)	五	一	五	二	七	二
アラス族(Allassers)	二	一	二	一	三	二
北部スマトラ出身計	七六九	一三七	九二	二二	一一四	六六
スタク族(Batak's)	一,七二一	七二七	二,四九九	六〇,五五五	四,四九七	五,九七二
ミンカンカスウ族(Minangkabawen)	三,五一一	一,六〇二	五,一一七	九,八四〇	一三,五五三	九,八四〇
マラユ人(Malajoe)	一〇,四七	六,八九二	一七,三三九	四,七九六	二二,一三五	一三,六三六
ジャムビ人(Jambien)	六	二	八	六	一四	一〇
ビルトン人(Bilitonezen)	一一	一一	二	二	一三	一一
バンカ人(Bangkarenen)	八	三	二	二	一〇	八
パレムバン人(Palembanen)	一,〇四	八五六	三,一九〇	三,二七三	四,三一三	七,八七二
ラムボン人(Lampoenen)	三六	三三	六三	八九	一〇五	一〇五
ベンクルン人(Bengkelenen)	一七	五	二二	九	三〇	二〇
其他南部スマトラ人	一	一	一	一	二	一
ニアサ人(Nissers)	六九	八	七	一	一四	一〇
メンタワイ人(Mentawaien)	一	一	一	一	二	一
エンガノ人(Enganoen)	一	一	一	一	二	一
ウール人(Oeloenen)	一	一	一	一	二	一
其他スマトラ土人	一	一	一	一	二	一
バンジャール人(Bandjarenen)	一,〇六	一,四〇	三,一八六	四,三五四	五,五六五	五,五六五
東印度……人口	一,〇六	一,四〇	三,一八六	四,三五四	五,五六五	五,五六五

ジャバ族(Dajaks)	26	20	26	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000
サンボル人(Sangirezen)	121	133	133	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000
タロム人(Talanders)	11	8	10	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ミナハサ人(Minahasan)	2,000	2,000	2,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
ゴロンタル人(Gorontaloezen)	24	11	20	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
ボラアンモンゴンド人(Bolaining Mongondaren)	2	3	9	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
その他の北部セレベス人	110	26	26	20,100	20,100	20,100	20,100	20,100	20,100
ドラジャ族(Dradsja's)	13	10	13	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
アギス族(Aegineezen)	2,300	1,300	2,300	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
マカッサル族(Makassar)	1,200	1,200	1,200	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
マンダール人(Mandareezen)	1,200	1,200	1,200	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
サレル人(Saleireezen)	20	20	20	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ウワジユ人(Wadjeits)	2	5	13	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
トラキ人(Talaki)	1	1	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
その他の南部セレベス人	1	1	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
テルナテ人(Ternatzen)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
その他のテルナテ分州人	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
アムボン人(Amboneezen)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ケー人(Keiezen)	2	1	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
その他のアムボン分州人	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
パプア族(Papua's)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ブルー人(Beleneezen)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
アトニ人(Atoni's)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
サウー人(Sawoeneezen)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
スムバワ人(Sumbawars)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ビマ人(Binaneezen)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
その他のチモール州人	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
バリ族(Baliseezen)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ササク人(Sasaks)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
水上放浪族(Zaenonaden)	2	2	2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

原住民に非ざる者
 其 他
 計 1,997,567
 (註) (1) 第一次調査のみの地域に於る男一六三、女九二を含まず (2) ジャバリに於てはジャバリ族又はスンダ族に算入。

三支那人
 福 建 系 1,758,755
 客 家 系 3,015,535
 潮 州 系 1,686,686
 廣 東 系 2,747,747
 其他の支那人 3,747,747
 原 住 民 系 (2) 4,988,988
 支那人に非ざる者 2,252,252
 計 22,250,000
 (註) (1) 性別不明者を含む (2) 支那人と婚姻せる原住民婦人 (3) 第一次調査のみの地域に於る男二四、四九八、女一八、七〇二を含まず。

四 其他の東洋外國人
 ア ラ ビ ア 人 1,882,515
 印 度 人 1,792,179
 マ ラ イ 人 1,334,334
 其他東洋外國人 1,100,110
 其 他 (1) 4,500,450
 計 22,732,328
 (註) (1) 主として其他の東洋外國人と婚姻せる原住民婦人及原住民以外の婦人 (2) 第一次調査のみの地域に於る男四七二、女四二六を含まず。

尙歐人及同待遇者・原住民・支那人・其他の東洋外國人の合計を一〇〇として各グループの占むる比率を示せば次の如くである。
 區 分 ジャワ 外 領 計
 歐人及同待遇者 〇.046 〇.115 〇.060
 原住民 〇.131 〇.124 〇.100
 支那人 〇.150 〇.140 〇.110
 其他東洋外國人 〇.131 〇.124 〇.100
 其他 〇.131 〇.124 〇.100
 東印度……人口 四二七

東印度……人口

地方別人口數及密度表 (一九三〇年)

地方別	人口	密度 (一平方英里當り)
一 西部ジャワ省	11,977,446	243.13
ジャバ	11,088,238	199.33
ジャカルタ	1,637,035	338.53
ボゴ	1,122,997	190.53
ブリアン	3,448,796	252.56
チレボ	2,099,690	367.88
中部ジャワ省	15,155,504	—
ペカロンガ	11,640,124	468.44
スマタラ	2,010,687	371.93
パニユマ	1,476,477	311.23
バニユマ	3,447,447	386.40
ケヅ	2,229,894	457.04
ジャカルタ	1,559,027	491.99
スラカルタ	2,564,848	442.72
スラバヤ	1,505,571	314.17
東部ジャワ省	2,276,423	559.98
ボジョネゴ	1,722,259	290.82
マデワ	1,968,547	314.01
ケデ	2,241,109	350.72
マラ	2,083,009	310.13
マラ	1,942,442	200.52
マラ	1,942,442	358.66
マラ	1,942,442	325.63
マラ	1,942,442	—
マラ	1,942,442	174.7
マラ	1,942,442	125.6
マラ	1,942,442	127.7

四二八

地方別	人口	密度 (一平方英里當り)
ジャバ	11,977,446	243.13
スマタラ	11,088,238	199.33
スマタラ	1,637,035	338.53
スマタラ	1,122,997	190.53
スマタラ	3,448,796	252.56
スマタラ	2,099,690	367.88
スマタラ	15,155,504	—
スマタラ	11,640,124	468.44
スマタラ	2,010,687	371.93
スマタラ	1,476,477	311.23
スマタラ	3,447,447	386.40
スマタラ	2,229,894	457.04
スマタラ	1,559,027	491.99
スマタラ	2,564,848	442.72
スマタラ	1,505,571	314.17
スマタラ	2,276,423	559.98
スマタラ	1,722,259	290.82
スマタラ	1,968,547	314.01
スマタラ	2,241,109	350.72
スマタラ	2,083,009	310.13
スマタラ	1,942,442	200.52
スマタラ	1,942,442	358.66
スマタラ	1,942,442	325.63
スマタラ	1,942,442	—
スマタラ	1,942,442	174.7
スマタラ	1,942,442	125.6
スマタラ	1,942,442	127.7

主要都市別人口表 (一九三〇年)

都市名	所在州名	歐人	原住民	支那人	其他東洋人	計
一 ジャカルタ	ジャバ	37,076	409,655	78,815	7,499	533,010
スラバヤ	スマタラ	25,900	271,275	38,871	5,629	341,675
スマタラ	スマタラ	12,587	175,457	27,433	2,229	217,706
スラバヤ	スマタラ	19,650	130,028	16,657	480	166,815
スラバヤ	スマタラ	3,225	149,585	11,286	1,388	165,484
スラバヤ	スマタラ	5,593	221,979	8,913	1,690	238,175
スラバヤ	スマタラ	7,443	70,662	7,831	690	86,656
スラバヤ	スマタラ	891	56,954	5,407	1,084	64,486
スラバヤ	スマタラ	5,233	51,935	7,179	1,711	65,059
スラバヤ	スマタラ	417	49,990	4,445	1,711	56,563
スラバヤ	スマタラ	1,653	42,667	819	1,994	46,133
スラバヤ	スマタラ	4,149	43,948	4,633	1,994	53,724
スラバヤ	スマタラ	1,028	43,733	3,698	1,090	49,549
スラバヤ	スマタラ	1,296	37,182	3,277	1,110	43,863
スラバヤ	スマタラ	1,296	36,903	3,179	1,110	43,488
スラバヤ	スマタラ	925	31,966	3,646	772	38,309
スラバヤ	スマタラ	743	32,878	2,739	599	37,979
スラバヤ	スマタラ	2,259	27,183	4,587	1,621	35,640
スラバヤ	スマタラ	815	29,924	2,395	1,621	34,755
スラバヤ	スマタラ	2,259	28,584	2,756	1,621	35,210
スラバヤ	スマタラ	—	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	468.44	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	371.93	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	311.23	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	386.40	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	457.04	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	491.99	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	442.72	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	314.17	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	559.98	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	290.82	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	314.01	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	350.72	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	310.13	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	200.52	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	358.66	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	325.63	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	—	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	174.7	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	125.6	—	—	—	—
スラバヤ	スマタラ	127.7	—	—	—	—

四二九

バガンシアピアビ	同	スマトラ西海岸州	二八	三二六六	一一九九八	一五三二一
フオートドコック	同	スマトラ東海岸州	五四七	一三〇一五	八一三	一四六五七
サワルン	同	スマトラ東海岸州	五二〇	一三〇九六	六三九	一五一四六
テピンテンギ	同	スマトラ東海岸州	三二五	八三三七	四八四四	一四〇三六
メルクベトン	同	スマトラ東海岸州	四二一	二〇五二八	三九二一	二五、一七〇
ベンクムレ	同	スマトラ東海岸州	二七一	一五七八七	五、一五九	二二〇七
バンカルビナン	同	スマトラ東海岸州	二四六	一、一七六六	一、三四三	一、三〇七
シボルガ	同	スマトラ東海岸州	二三八	四、四六〇	七、二五三	一、一七〇
クダラジャ	同	スマトラ東海岸州	二二七	八、三三四	一、八六二	一、〇七五
バタンバンジャ	同	スマトラ東海岸州	二九三	六、一四六	三、一三三	一、〇七五
ムンジャ	同	スマトラ東海岸州	二八一	八、九一七	三、七四	二五
サマタラ	同	スマトラ東海岸州	二八九	四、七四〇	三、八六〇	四六
タンジョンバラ	同	スマトラ東海岸州	一五三	四、九〇七	二、九四三	一六
ソロム	同	スマトラ東海岸州	二六	三、三九九	一、四八八	二〇九
タンジョンピナン	同	スマトラ西海岸州	二六	五、八九四	二、一六二	二〇九
バヤクム	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
タンジョンピナン	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
リオー及属島	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
(2) ボルネオ	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
パンジャルマシ	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
ボリクバア	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
サマリカン	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
タラカン	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
カンダガ	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
クアラガ	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
シレベス	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
(3) セレベス	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
マカッサル	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
メロン	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五
ゴロンタロ	同	スマトラ西海岸州	一七〇	四、九五九	八七一	五

六 職業別人口

人種及職業別人口表 (一九三〇年) 出所: 甘印統計年報

職業別	原住民	支那人	其他東洋	計
一 ジヤワ	九四、七九七	一、七五八	三八一	九六、八四五
二 東印度合計	一、六五五、四九一	三、八〇六、三	一、四七二	一、六九八、九二四
三 東印度合計	二、〇七三、三三	五、一七八	四九六	二、〇八三、〇〇六
四 東印度合計	九〇、八九〇	一、〇五、四四五	一、〇〇五	九二、〇四五
五 東印度合計	一、〇八〇、六八	一、〇八〇、六八	一、〇八〇、六八	三、二四一、〇三五
六 東印度合計	三、七六八、八一	一、〇〇四	一、二二四	三、九四五、九三
七 東印度合計	一、七五三、八七二	六、七六四	八二二	一、七六一、四五
八 東印度合計	一、四四八、四三四	六、七六三	一、八二八、九三	一、四七〇、一六
九 東印度合計	一、四四八、四三四	六、七六三	一、八二八、九三	一、四七〇、一六

職業別	オランダ人		日本人		其他歐洲人		支那人		其他東洋外國人		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
一 原始産業	138	1	10	1	4	1	3	1	2	1	167
二 工場従業	70	1	1	1	1	1	1	1	1	1	75
三 栽培業	114	1	4	1	2	1	1	1	1	1	125
四 パン焼職	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
五 建築業	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
六 理髮業	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
七 自轉車修理業者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
八 仕立業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
九 交通業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
十 商業	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
十一 金貨業	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
十二 賣買業	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
十三 雇傭者	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
十四 行商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
十五 露店商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
十六 網商	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
十七 自由業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
十八 宗教	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
合計	1008	16	219	15	370	27	370	300	19	370	1675

職業及國籍別入國者數表 (一九四〇年)

出所目同前表

東印度……人口

四三五

國籍別	通過旅行者		移民		東印度居住者		合計		通過旅行者		移民		東印度居住者		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
オランダ人	50	1	115	1	37	1	152	1	147	1	1	148	1	1	149	1
日本人	166	1	74	1	10	1	251	1	241	1	1	242	1	1	243	1
其他歐洲人	97	1	11	1	1	1	109	1	108	1	1	109	1	1	110	1
支那人	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	3	1
其他東洋外國人	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	3	1
合計	265	4	202	4	49	4	518	4	507	4	4	511	4	4	515	4

國籍及旅行者種類別入國者表 (一九四〇年)

出所目同前表

東印度……人口

四三四

第四章 住民・宗教

住民(總説)言語(總説)宗教(總説)基督教(回教)佛教(其他)

第一節 住民

一 概 要

東印度の住民は之を人種學的に分類すれば、インドネシア系とメラネシア系に屬する原住民が其の大部分を占め、其の他は政治的支配者たるオランダ人を初め歐米人・支那人・アラビヤ人・日本人・其の他のアジア人等世界各地の人種を網羅してゐる。東印度の原住民は其の種族甚だ雑多なると共に、文化の程度も非常に相違してゐる。例へばスマトラのバレンバン及ジャムビ地方の奥地に住するクプス族或はニューギニアのバプア族に屬する或る種族の如きは文化至極低級であり、又中部ボルネオに住するブーナン族は狩獵を主とし辛くも掠奪耕作を一步出た位の農耕を營むに反し、ジャワ島及バリ島住民は高度に進歩した農業に従事し且つ昔から種々の方面に於て著しく發達した文化を有つてゐる。斯く文化程度が異なるばかりでなく其の外貌の甚しき相異が、西部にある大スンダ諸島及其の屬島並にバリ島・ロムボク島・スマバワ及スンベ等の諸島住民とニューギニア住民との間に認められる。前者に屬する種族は相互間に血縁を有するもので總稱してインドネシア種族と稱せられるが、ニューギニア原住民はバプア族といふ名稱で一括されてゐるメラネシア種族である。而して大スンダ諸島とニューギニアとの間にある諸島の住民は混血族であるが、インドネシア系よりはメラネシア系の特徴を多く有つてゐる。

概括的に言へばインドネシア族は身長平均一六〇釐(女子は大抵一〇釐内外低い)、皮膚は淡黄色から暗黄色で頭髮は黒い直毛、短頭型で高顔、

鼻は廣鼻型で鼻翼が大きくて突出し、顴骨高く唇厚く、眼は黒く白子は黄色を帯び、鬚少く體毛が薄い。然るにバプア族は身長著しく高く、體毛及鬚が濃く、皮膚は煤色した褐色、鼻は長い者が多く、中にはセミチツク族の鼻型の者もあり、頭髮は螺旋狀の捲毛で、殊に西北部及北部の髪の毛の多い種族が然うである。概して長頭型であるが短頭型も諸所で見かけられる。

次に東印度の原住民の種族の主なるものを北方から順次に擧ぐれば左の如くである。

スマトラ島 北西部ではアチエ州にアチエ族が居り、之より東南に行くとガヨ族、アラス族、更にバタク族が居る。バタク族の中心地と認められるのはトバ湖附近及同湖内のサモシル島で、同島及湖の南方にはバタク族の一支族たるトババタク族を見る。又同湖の東方シムルン地方にはチモールバタク族、同北方にはカロバタク族、西方にはバクバク族が住する。ニアス島を除いたタバリ州は主としてバタク族の住地で、此の外にスマトラ東海岸の高地例へばデリー高地にも同族が居る。スマトラ島に於てアチエ族、バタク族に次いで多數の多い種族はミナンカバウ族で、スマトラ西海岸の理事州に多く其の中心住地はバダン高地である。其の他は、スマトラは大體マライ族の住地で、東海岸のバレンバン及ジャムビ地方に住するリオーマライ族と、ジャムビに住するミナンカバウマライ族若くはマライ族と原住民との混血したもの等である。尙此の外にスマトラ島の諸所には少數民族が散在してゐるが、文化は周圍の種族に比し遙に低いに骨格も甚だ相異してゐるので、是等の少數民族はインドネシア族渡來前の住民であるネグリト族の殘存者と觀られてゐる。クプス族の如きは最近まで文化至極低級で、バレンバン州の東部森林地のジャムビ河、ムシ河、トムプシ及ラワス兩河によつて限界された一地带内に浮動的生活を營んでゐる。又無數のリオリンガ諸島内にはマライ族、支那人以外に此の種少數種族の多くが居

住してゐる。スマトラ島東方のニアス島・メンタワイ島及エンガノ島等には主要な大島の住民と可なり異なる種族が居る。但しバト島住民はニアス島から移住した者である。

ジャワ島 住民間にはスマトラ島の住民間に見る様な大きな相異がない。ジャワ島の住民は三種に大別される。即ち西部ジャワに付主としてスンダ族(ジャカルタ附近には東印度諸島から渡來した者の子孫も居住し、又パンテンの北方地區にはジャワ族に屬する住民がある)、中部ジャワには生粹のジャワ族が居住するが、此の種族は又東部ジャワの大部分に於ても見かけられる。ジャワの東部諸州(パスルアン、プロボリンゴ、ジエムブル及ボンドウオン)には約四〇〇萬人以上のマヅラ族が住するが、是等の者はマヅラ島の貧窮を見限つて此の地に移住したものである。

ジャワ島に住する少數種族は西部地方に於てはパンテン州のルバク原住民理事州内に居るバドイ族、東部地方ではバスルアン及プロボリンゴ兩州のテンゲ山に住むテンゲル族である。

ボルネオ島 奥地原住民はダヤク族と總稱されるが同族は同地方のみでなくサラワク王國にも居り、セ・ダヤク(海のダヤク)と稱せられる。ボルネオ島は奥地まで大河の沿岸にマライ人が入り込んでゐる。ダヤク族は人種學上純一な種族でなく、マハカム及カプアス兩河の上流並に同河支流地域に住する短頭型のカヤン又はバハウダヤク族と、バリト河上流及ムラウイ(カプアス河支流)河流域に居る長頭型のウルアヤル族即ちオトダノウムダヤク族の二種に區分され、以上の地より南方及東方に住するダヤク族は一括してオロマガジツと稱せられる。

西部ボルネオ マライ人以外に、金鑛探掘を目的に渡來したが其の後支那人地區と稱せられた地域で農民として定住するに至つた支那人が居り、以前は一種の小共和國を成し、前世紀の中葉に於ては政府を非常に手古摺らせた。

西部ボルネオのポンテアナ及カカブ河畔に、又東部に於てはサマリ

ダ及ラウ島對岸にブギス族が居る。次に特別の住民群を成してゐるものはバンジャルマシシ及其の北方に住するバンジャル族で、此の族はヒンズー・ジャワ王國「マジャパイト」が成立した時分に南岸に渡來したジャワ人とダヤク族との混血したものゝ様である。以上よりして西部地方に於てはマライ族(スマトラ出身)の影響が強いが、東部地方はブギス族(セレベス出身)、又南部地方はジャワ族の影響が大である。大河の上流地方には今尙遊牧の少數種族及ダヤク族が居るが、是等の今尙定住生活にまで進化した種族中、人數の多いものはブーナン族である。

セレベス島 原住民は數種族に分たれるが、其の中最も人口多く且つ相互血縁を有するものはブギス族とマカツサル族である。南方突出部に住するマカツサル族の中心地は昔のゴア國である。ブギス族はボネ、ワヂオ、マンダール及ルウー等の自治領に住する。此の兩族は昔から大膽な航海者(昔は海賊)として有名で就中ブギス族の勢力は遠くまで及んで、フロレス島(エンデ)の南部、東部スムバワ(ピマ)、プトン等にも認められる。中部セレベスの住民は普通トラヂヤ族と稱せられて奥地住民と區別されてゐるが、更にトラヂヤ族は數群に分たれ夫々其の居住地の名又は河名を以て呼ばれてゐる。セレベスの南東突出部の原住民は數種族に分たれ夫々住所の名稱の前に「トオ」(人といふ意味)を冠して呼ばれる。例へばトオモリ、トオコンカ、トオブンク等では等の種族の大部分はトラヂヤ族と似てゐるが、同突出部のルムビア及ボレアン地帯並に其の近くにあるカバエナ島にはトラヂヤ族とは大分異なる住民の一群マロネン族が居る。此の種族は容顔の端正な美人型の矮小人で、多分昔ヒンズー人が移住してアリア人の血が混じてゐるものと觀られる。ムナ島及プトン島には文化低き原住民の外にブギス族が多數ある。東北突出部であるミナハサには全く異つた住民がある。此の種族は疾くから殆ど全族が基督教に歸依してをり、又其の言語は比律賓の言語と密接な關係があり、人種上比律賓人と似てゐる。尙セレベスにはトオアラと稱する特種

の少数民族がある。南方突出部の魚地、即ちマロス東方ラモントヨック附近で発見された洞窟に住んでゐた原始穴居人の後裔が、現在粗末な陋屋に住するトオアラ族と考へられる。此のトオアラ族はセレベスの原住民たるのみならず、インドネシア族の祖先の渡來前、未だ東印度諸島がアジア大陸と地続きであつた時代の同地原住民の殘存者と想定されてゐる。尙或る學者は此のトオアラ族とセイロン奥地のウエダ族とは人類學上同一種族なることを立證出來ると言つて、東印度にウエダ族時代を設定し、之にクブス族及他の來開種族を加へてゐるが、此の時代の住民は群島がアジア大陸から分離後、對岸の印度より渡來したインドネシア族即ち現在のトラジャ族、ダヤク族の祖先のために滅され又は驅逐されたもので、此の印度よりの渡來者は原始マライ族と稱せられ、此の原始マライ族が異種族と混血してジャワ族、マライ族、バリト族等ドイツロマライ族を生じたと言つてゐる。

小スタダ列島及モルツケン群島

住民は其の居住島名を以て呼ばれる。唯バリ島住民中にはバリアガと稱する原始住民の殘餘がある。ロムボク島には西部にヒンゾー教徒のバリ族が住し、中部及東部には回教徒のササク族が居る。スம்பワ島西部の住民はササク族と酷似し又東部の三地區の住民はスம்பワ住民及サウン族と似てゐる。

フロレス島に至ると初めてバプア族の影響が認められる。同島の東部にはバプア型の住民があるが、このことはチモール島首都クーパンの東北に住する純チモール島民中にも認められるが、中部チモールのペルン人はインドネシア型の者が多い。

バプア族の本據地ニューギニアに近づくに従ひバプア色が益々濃厚となり、アルー及タニムバル諸島に於ては混血種族が認められるが、アルー島民はバプア的特色が可なり強く又タニムバル諸島住民は比較的弱い。

ニューギニア島 バプア族の本據地であるが、同族は決して純一の種族ではない。ニューギニアの位置から知られる様に、其の西南及南部は

濠洲の影響が強く、西北部はインドネシア族の影響、又東北部はメラネシア族のそれを受けてゐる。ニューギニアの奥地には矮人種ブスチム族がロレンツ河と西北を流れる河との間に住する。此の種族の相貌はセミチック族に似てゐる。尙此の外に中央山地に海岸バプア族程色が黒くなく、身長の高い矮人バビロ族が住する。

モルツケン群島

本群島内の小島の住民はアンボイナ島住民と同様に混血種族で、同群島の原住民は同群島中の大島、セラム、ブル等の住民殊にセラム島住民と非常に似てゐて、時にはアルフル族と稱せられるが此の名稱は何等土俗學的意味を有しない。セラム島の沿岸住民は非常に混血してゐる種族であるが、奥地住民は原始住民の代表と思はれる。東部セラム住民と、メラネシア系の混血した西部セラム住民とは非常に似てゐないが、言語は然うでない。

ハルマヘーラ島

北部に住するガレラル族及トベロール族は一般に身長高く、體格頑丈で頭髮は長くて縮れて居り鬚が多くて南部ハルマヘーラ住民と異つてゐる。南部ハルマヘーラ語を使用する住民は體格も北部住民程遙しくなく、頭髮も螺旋狀に捲縮して、バプア的特色を有すると共に、活動的といふ他の特色をも具へてゐる。

最後に東印度の大部分に散在する特殊種族はバジョ即ちオランパチアウと稱する海上生活の種族で、之は最近までボルネオの西北岸及東岸の各地、セレベス東岸、パチアン、スーラ等に居た。此の種族は海上のジプシーと言はれる様に一年の大部分を海上で暮し、時には上陸して海岸に粗末な小屋を造つて住する。其の言語から言へばインドネシア系の種族である。

大體以上の如くであるが、各種族の文化程度は頗る區々で、高度に進歩した農業を營み且つ古くから種々の方面に於て文化が發達したジャワ族の程度最も高く、又比較的高いのはスタダ族、マヅラ族、バリ族、スマトラマライ族、アチエー族、ブギス族、マカツサル族等で、之に次ぐものはバタク族、ダヤク族で、最も低く且つ特殊なものは中部スマトラ

の放浪民族であるクブス族及最近漸く鐵の使用を覺えたニューギニアのバプア族である。次に以上の種族中その主なるもの並にその分布區域を摘記すれば左の如くである。

種族名	居 住 區 域
アチエー族 (Achejens)	スマトラ島北端のアチエー州
ガヨ族 (Gayos)	同島北端のアチエー州中部山地
アラス族 (Alasens)	同前
バタク族 (Batak)	五種に分たれ、スマトラ島のタバヌリ州及スマトラ東海岸州の山地
ミナンカバウマライ族 (Minangkabau Malays)	スマトラ西海岸州南部スマトラマライ族 (Zuid Sumatra Malays)
ムン、ベンクレン、ジャムビ及ラムボンの諸州	
ダヤク族 (Dayaks)	二種に分たれ、ボルネオ島奥地一帯
マカツサル族 (Makassaren)	セレベス島の南半島の南部
ブギス族 (Buginese)	同前西部及ボルネオ島東部沿岸地帯
トラジャ族 (Torajas)	三種に分たれ、セレベス島中部
ミナハサ族 (Minahasan)	北部セレベス
アムボン族 (Amboeizen)	アムボイナ島及其の近海諸島 (モルツケン群島にはアムボン族の外に十九種の種族がある)
バプア族 (Iapenas)	北部ニューギニア
カヤカヤ族 (Kajakajas)	南部ニューギニア
スンダ族 (Soendanezen)	ジャワの西部
ジャワ族 (Javanen)	ジャワの中部及東部
マヅラ族 (Makerezen)	マツラ島及東部ジャワ
バリ族 (Balinezen)	バリ、ロムボクの諸島

二 言語

東印度全體に通用する言語はマライ語であつて、オランダ官憲及原住民の教育ある者は、總てマライ語を話すことが出来る。然し乍ら政府の布告は總てオランダ語を主とし、必要に應じ、之をマライ語及支那語に譯して一般に通達することになつてゐた。東印度に於て使用される言語は約三百種であるが、其の主要なものはマライポリネシア語 (所屬語二一を算す)、北部ハルマヘーラの特種語及バプア語である。其の大部分は種族名と同一名の言語で甚だ區々である。ジャワに於てはマライ語、スタダ語、ジャワ語及マヅラ語が使用されるが、其の使用區域は大體に於て定まつてゐても、互に交錯してゐる所が多い。

一 スマトラ島

1 アチエー族

アチエー族には山地に居る者と平地に居るものがあり、言語は各々異なり習慣・思想等も同一でない。往古アチエー王國の盛時には、海峽植民地の一部も其の勢力下であり遠近諸地方からの渡來者移住者が多かつたので混血を生じ、現在アチエー族と稱せられるものは純アチエー族ではなくマライ族、ブギス族、ニアス島出身の奴隸、バタク族及エジプト族等との混血種である。アチエー族一般に就て言ふとマライ人よりは瘦身長軀で動作輕快、皮膚が一層黒く、眼は大きく白子の部分が大い其の性氣温順でないことを語るが、智能は優れてゐる方で東印度の種族中では大膽敢爲、進取的な種族である。現在此の種族はウレウレ (酋長及其の家族並に富裕者)、ウレウレトリアハン (村役人及同相當者)、ウレウレインク (一般大衆及奴隸出身者) の三階級に分たれ、結婚の時の結納額等は其の屬する階級により定められる。服装は山地平地共に、一般に男女共アチエー股衣といはれる細長い股衣を穿き、男は

其の上に短い腰巻、女子は長い腰巻を纏ふ。上體には男女共胸衣を着るが、女子は更にジャワ風の肩掛を羽織る。男子は外出の時は普通鋭利な刀剣を腰間に帯び、山間の者は尙其の外に鎗を携帯することもある。婦女は足首に金及其他の金屬で造つた輪を嵌め、又貨物を頭上に載せる風習がある。

常食は米で日に二回(朝は八―九時、晩は五―六時)食し、副食物として野菜以外に魚類を用ふ。阿片吸飲は東西兩海岸の胡椒栽培者のみでなく、諸所に於て流行してゐる。山間に居る者は一般に剽悍で竊盜、掠奪及虐殺を好み、都會居住者は外國人に接觸する機会が多いため比較的開化してゐるが、迷信深く、外國人を猜疑侮慢することは山間人と異なるところがない。

家屋は普通竹造で南向又は北向である。地上二、三米の高床式家屋で前後の廊と、それより少し床が高くなつてゐる寢室用の中央部の三部分から成り、梯子によつて入口から前廊に入るが、來訪者はそこで接待される。梯子の上り口に洗足用の水を入れた桶が置いてある。高い床下は食料及小家畜を藏するところ。家の周囲には垣を繞し庭には果樹が植ゑてあるが、山間の住民は殆ど一定の家屋なく、雨露を凌ぐに足るだけの假屋舎に起居してゐる。一般に早婚で男子は十六歳、女子は八歳乃至十歳で結婚するが媒酌人を通じて其の聚落の長の同意を必要とする。一夫一婦を原則とするが富裕者及聚落の長は多妻を許され又女奴隷を妾とすることもある。異族結婚を避けると共に回教法律によつて血族間の親等による禁止を守る。家族制度は男系制度であるが、結婚後も女子は直に夫の家に入らず兩親の家に留まり、夫が暫らくの間通ふ關係から女子の地位は多くの回教國の女子に比して良好である。産婦は分娩後四十四日間産褥を離れず、其の期間爐の一つに不斷に火を燃しておく習慣がある。嬰兒の初めての外出は重大事視されカンドリと稱する儀式を行ふ。整齒の風習は一般的でなく、女子は大抵結婚後に、又男子は十二歳乃至十五歳頃に行はれ、割禮は特別の場合以外は大した儀式なしに行はれ

る。宗教は數世紀前から回教を信じ、毎日一回日没後禮拜祈禱を行ひ、メツカへ巡禮する者が多く、血族に死者があると回教の教律を嚴守し、死後の三・五・七・十・三十・四十日及百日目の供養竝に毎年忌供養を怠らない。然し墓碑を建てることは嚴禁され、之を犯すと凶作が來ると信じてゐる。其の外自然教時代の慣習が形を變へて回教規定中に採り入れられて、血族の死後、農作物收穫後及其他の場合に災害を免れるための禁厭を行ふ。一般に鬮鶏其の他家畜を鬮はすことを好み、其のための家畜を特別に飼育するが、最も愛好されるのはラテブサダチと稱する鬮技で、大抵晩八時頃から翌日正午まで続けられる。之は祭神行事の墮落したもので諸所の聚落から選出された數組の鬮技團(主役は女装した青年)が、互に謎を出し戀歌を誦ひ或は所作を演じて觀衆から最も秀逸と喝采された組が優勝と定められる。

アチエーがオランダの主權に服したのは漸く一九〇四年のことで、東印度中最も頑強にオランダに抵抗したのは本族である。即ち一八七三年にオランダが初めてアチエーに宣戰を布告してより、一九〇四年に土豪が降服するまで、實に三十年間、オランダの費した軍費は五億ギルダに達した。一九〇四年にファン・ヘユーツ(J. B. Van Heuts)が東印度總督となるに及び軍政を施き、主權を確立して今日に及んでゐる。

2 ガヨ族及アラス族

ガヨ族及アラス族は東印度中最後に發見された種族で、アチエー族の反抗を絶滅するために派遣された軍隊により偶然發見されるまで、即ち一九〇〇年以前には世に知られてゐなかつた。アチエー中央山地の五大豁谷の四箇所にガヨ族、一箇所にアラス族が住するが、是等の地へは西方より入ることが殆ど不可能で、アチエーの北岸及東岸の低地より近づけるだけである。ガヨ族は約三萬三千四、五百人、アラス族は約一萬人以上ゐる。本族の起源は分らぬが、言語はバタク族に似てゐる。ガヨ族はアチエー族と異なり身長低く肥満し、顔面は短大、眼は褐色でアチエー

族(黒色)女子はよく働き、重荷を背負ふため(アチエー族は頭上に戴せる)身體の曲りたる者多く且つ獨特の歩き方をする。アラス族は眼が褐色である上、其の鼻と口付でアチエー族と一見して區別出来る。アチエー族は大抵高く且つ曲がつた鼻をもつが、アラス族の鼻は中低で鼻翼が廣がつて居り、唇はアチエー族より突き出でゐる。アラス族は概してガヨ族より身長が低く色が白い。殊に女子は非常に色白で愛嬌があり、美女が多くアチエー族同様荷物を頭上に載せるためか姿勢が正しく小刻みに早く歩く。アチエー族が齒齒を好むに反しガヨ族、アラス族は齒の黒いのを貴ぶ。家族制度は父系制で、子供は父に屬するが、たゞ父が回教の規定により、僅かの結納を出して妻と舅の家に同居してゐる場合は、子供は母方の家族に入る。女子の婚期は概してガヨ族は十八歳、アラス族は十三歳で賣買結婚であるが、當事者の意向を尊重されるので、離婚少く多妻者も少ない。異族結婚制で遺産相続はガヨ族では末子、アラス族では長男と末子とが優先権がある。之は男兒が結婚すれば田、畑、畜牛等を分與し、最後に葬儀費を除き末子に譲るからで、若し末子の所得が長男より多ければ分與することもあるが、之を請求出來ぬ慣習がある。女子は財産の一部だから、アチエー族に於る如く權力を有たぬが奴隸の地位ではない。家族に死者があると他の聚落の親戚へ死者の着衣を送つて計を知らせ、死者は身體を洗つた後瞑目合掌させ、莫産の上に臥させて衣服をかける。屍體を洗ふことはガヨ族は死者の家で、アラス族は附近の川で行ふ。嬰兒は生後七日目に祭禮を行ひ附近の川で洗身後命名する。衣服はアチエー族と同様だが股衣を用ひない。住家及生活の様式はアチエー族と同様で、米作を生業として河川及沼澤の水を利用し、水利不便な地には陸稻を作る以外に牧畜も盛である。アラス族は阿片を吸飲するガヨ族とバタク族との間に住みながら、この惡習に染まないことは注目すべきことである。

3 バタク族

バタクの意味は騎士或は鯨人とも言はれておるが確たること不明であ

る。本族の回教化した或る地方では、此の名稱は侮蔑の意を含むとて使用を嫌つた時代があつた。此の種族の言語には、トバ語とダイリ語の二方言があつて、ダイリ語に屬する種族はカロバタク、バクバクバタクの二族、又トバ語を用ふるものはトババタク、アニコラバタク及マンダイリンバタクの三族である。此の外トバ湖の東方地區にトバ語に近い方言を話すチモールバタク族がある。カロバタク族の住地はトバ湖北方のカロ臺地、ランカト、デリーセルダン及ダイリ内のラオレノン等で、同族と形貌著しく似てゐるバクバクバタク族はトバ湖西方ダイリに居る。最も人數の多い種族はトババタク族で、四〇萬人以上を擁してバタク族の本據地たるトバ湖畔、トバ臺地その他附近の山地・平地に居住してゐる。アニコラバタク族はアニコラ及シビロク地方に住し、マンダイリンバタク族は人口約一六萬餘で大小マンダリン、バダンラワスの南半部に、又チモール及シムルンゲンバタク族はトバ湖東岸の高地にゐる。バタク族全部は約八〇萬人を算し、シムルンゲン地方のもの以外は、殆ど皆永久的住居に住んでゐる。之は彼等がジャワ住民と常に接觸してゐるために他族に比し開化してゐる爲で、村の中央には一堂が設けられて村民の集合所並に未婚者の宿泊所に充てられてゐる。又別に共同水浴所がある。家屋は主として木造で高さ二、三呎乃至八呎の所に床を設け、梯子によつて出入する。屋根は三味線の撥を倒したやうな形をなし、屋根の尖端を牛の角等で裝飾したのもあつて、仲々凝つた建築を見る。一家には二家族乃至十四家族以上同居し、富裕なる者に限り各家族は別居する。衣服はサロンを以て下半身を被ひ、上半身は他の布を以て被ふ。稍裕福なものは男女共襦袢様のものを上體に纏うて居り、女子は頭に布を巻いてゐるが、トバ族の女子は大抵頭に何もかぶらずに外出する。髪飾は種族により非常に異なる。カロバタク族の女子は頭髪を分けて後頭部に束ねてしるが、トババタク族の女子は髪を輪形にして耳の上で結ぶ。處女の時は頸飾、指輪等の裝身具を着けるが、結婚後は堅梨形の大きな銀の耳輪だけしか着けぬ習慣がある。衣服の色合は一般に藍色若くは紺色

であるが、漸次外國よりの輸入布地を使用する傾向が増加してゐる。婦女は胸部以下を布で被ふが、既婚者にして子女を有する女は上半身を全く露出してゐる者が多い。米を常食とし玉蜀黍及芋類をも食し、又肉食を好むこと他種族より甚だしい。生業は概ね米作であるがトバ地方にあつては、牧馬が盛に行はれ特にバダラワス地方に於てさうである。耕地を開墾する際には、先づ其の場所の一部分を整理して、土塊を持ち歸り枕の下に入れて其の夜の夢見によつて、其の場所を開墾すべきか否かを決する風があり、又耕地の中央部の稻は「母稻」と稱して大切に取扱ひ、此の部に第一の鎌を入れた後稻刈を初める。彼等には貴族・平民及奴隸の三階級があり、酋長及其の子孫は貴族、捕虜及破産の宣告を受けた後尙一定の期間内に負債を償却しないものは奴隸とされ、兩者に屬しないものが平民である。

バダク族は小は一家一門より、大は部族を意味するマルガなる語により知られる如く、系圖的集團をなす種族で、時により廣狭その範圍を異にするが、同一マルガ内の結婚は罪惡として嚴禁されてゐる。家族制度は父系制で、父系系統の子孫が此のマルガの範圍を決定する。青年は母方の従姉妹と結婚することを好む風習がある。バダク族では婦人は結婚により其のマルガから夫となる男のマルガに讓渡されるといふ觀念があるので、娘を失ふことによつて生ずる損害賠償の意味で、夫側からかなり高額の結婚金が支拂はれるが、婦人は結婚のために一度自分のマルガから去つた以上は終生夫のマルガの人となり、二度と故郷のマルガに復歸することを許されない。従て妻の方から離婚を申し出でることは出来な。而して夫が死亡した場合、寡婦は亡夫の血族の所有となり、繼承結婚が行はれたが、最近はこの習俗も多少變つて來た。然し夫は妻に對して絶對權を有し、妻は何等の所有權をも有しない。一般に一夫一婦であるが、酋長及身分ある者は二妻以上を蓄ふ。姉妹は非常に大切に待遇され、分産の時には平素大切に藏してある物品を取り出して、分産を輕くする禁厭をする。産婦は分産後第一日は赫々と燃された火に背を向

けて臥させられ、或は地方によつては下に火を燃してある腰掛の上に臥せられる。産兒は生後四日乃至八日目に河畔に連れて來て、惡靈を退拂ふ禁厭を色々行つた後、命名するのが普通だが、一箇年過ぎても無名の兒も多くある。女子は年頃になると結婚までの名を別につけられ、男子は結婚後「大きい名」なるものを付けられる。元服・整齒・割禮は盛大な儀式を以て行はれる。

初め英・米二國の宣教師はバダク族に基督教を傳播せんとして失敗したが、其の後獨逸人宣教師が十數年前より布教に苦心した結果、基督教信者も相當ある。死者は土葬が普通であるが、火葬も行はれ、死者の身寄の婦人は諸ふやうな聲調で慟哭し、又葬儀の夜、巫女を仲媒として死者の靈を喚び戻す式を行ふ。彼等固有の宗教は回教に似たもので、神を上・中・下の三種とし上神は天に住し、中神(バヌワと云ふ)は中空に位し、下神は地下に住すとなし、一般に神をデバタ(Debata)と稱し、其の他ソリバタ、マンガラプラン等の神がある。

4 ミナンカバウマライ族

ミナンカバウマライ族はアレキサンダー大王の子が其の家來と共にムラビ山に居を構へて、自分等の祖先となつたと云つてゐるが、此の種族は原始マライインドネシア族と他種族との混血族と觀られてゐる。皮膚は淡褐色で幾分赤味又は褐黧味を帯びてゐる者が少なくなく、女子は男子よりも色白で、膚觸りは柔く恰もピロッドに觸るやうでひやりと感ずる。眼は黒褐色、頭髮も黒褐色で且つ波狀毛、鬚及體毛は概して少ない。容貌は二種あつて、一つは細い面長の富士額が高く、鼻も細りした高い鼻をもち唇は薄くて突き出てゐないも華奢な上品な顔立で、他は幅廣の平顔で頬骨が張り、鼻は低い廣がり鼻で小鼻も大きく、唇は厚くて突き出て居り、額が低く蒙古眼が過半で伶俐らしくない下品な相貌である。身長は平均一五七種最低一四一種、最高一七三種で海岸住民は奥地の者より體格は長大である。本族はマライ種族中の宗族であつて、衣服は他の種族と趣を異にし、男子は室内を外を問はず、頭布を被り股衣を穿

き、多くは袖襟様の上衣を着てゐるが、女子は下半身に腰巻を纏ひ、上半身には短い筒袖の下着を着しスレンドンと稱する肩掛を掛けるのを常とし、又金銀の裝飾を頭・腕・指に付けてゐる。一般に腋毛・鬚及局部の毛を抜く習慣がある。性質は執念深く、一度受けた屈辱は容易に忘れず、相手の身體若くは財産に毀損を加へて、怨を晴らさうとする。一方概して怠惰且つ不忠實で、恩を感じるものが少い。然し忍耐力が強く従容として苦痛に耐へ、又爲さねばならぬことだけを爲し、生活上必要なときは働かうとしない。小兒は教育を興へられず、青年期より家族の爲に勞働させられるに過ぎないが、彼等は素質決して劣惡でなく、教導宜しきを得れば歐人に決して劣らぬ智能を發揮し得ることは、彼等の住居に施す裝飾・細物・織物によつても亦金銀細工に巧みなるを見てもわかる。歌謡は下手でその語は悲愁な哀傷的のものが多く、住屋は上來述べ來つたものは下でその語は悲愁な哀傷的のものが多く、住屋は上來述べ來つたものの夫に比し大に進歩し、木造又竹造で床高く、屋根はアタツプ又はトタンを以て葺き、棟の兩端は角の如く尖つてゐる。家族制度はアチエー族及バダク族と異り、祖先を同一とする觀念から生れた女系制度で異族結婚が行はれる。男女結婚するも夫婦は別居し、夫は時々婦の家を訪問するに過ぎない。結婚は母の見立によつて行はれ父は干渉しない。本族の男女關係は甚だ嚴重であつて、結婚期に達した女子は室内に閉居し、年長者の許可ある場合の外、外出を許されない。財産には家族財産と家族の各成員に所屬する私有財産との別があり、家族財産は家族成員の一人のみを以て自由に處分することが出来ない。夫婦の財産は全然別にされて居り、遺産相続は家長たる女の遺族が其の家に入つて繼承もので、死亡者が男子なる場合は其の遺産は彼の同居せる一家族の財産に加へられる。彼等の生業は主として農・商・牧畜・漁業及狩獵である。金銀細工の製作に長じ、銅及眞鍮製品は有名である。

5 南部スマトラマライ族

南部スマトラのマムボン、バレムバン、ジャムビ及びベングレン等の理事州に住する原住民の總稱で、人口約一五〇萬人である。彼等は一四、

五世紀に亘り隆盛を誇つたマジャパイト王國民の後裔で、祖先はデワの神であるとも又太陽であるとも言つてゐる。マジャパイト王國の盛時にはジャワ人が多數此の地方に移住したために、ジャワ人の血が非常に混じてゐる。男子は身長五尺四、五寸、女子は稍低く、隆鼻、頬骨秀で、眼窪み、唇も他のマライ人の如く厚くなく、性質は獨立心に富んでゐる。然し非常に怠惰であつて、團結心に乏しい。男子の服装は他の地方と異ならないが、祭の時に他所と觀られないやうな素晴らしい盛装と裝身具を身に着ける。婦女特に處女は強健で身體の發達良く、容貌は一般に美しくマライ種族に稀有な紅顔を具へ、東印度美人の典型と目される。女子は胸部以下に腰巻を纏ふのみで、腕輪・指輪を多く嵌めてゐる。家族制度は母系制、父系制及中間の長老制が混在してゐる。ミナンカバウ族に近い地方は母系制が多く、中部マライ族・ラムボン族は父系制、又長老制はリオ・マライ族に行はれるが、現在では南部スマトラ地方で純然たる父系制のところはなく、結婚及相続制度は多少共母系制の名残と親權制度とが混淆してゐる。結婚は同村間に於ては禁せられ居り、妻を買ふ方法及び養子となる方法とがある。養子といふのは寧ろ養父の奴隸となるもので母系制の地方では夫は妻に絶對服從の義務がある。男女の私通は非常な罪惡であつて、往々村同志の鬭争の原因となることがある。

彼等の宗教は元來回教であるが僧侶が少なく、デワと稱する火山又は森林の中に住める神を信仰し、困難に出會する時は、大山の頂上に登り數夜山籠りを爲すを常とする。又三年毎に一回村民集合して香を焚き動物の犠牲を供する。迷信深く妖術を信じ、呪文を彫刻した竹を屋根に挿入し、以て疾病を防ぎ、之を枕の下に置く時は安産するといふ。又好く祖先の靈を敬ふ。死者の屍體は綱で縛り、齒を磨き耳及鼻を清め、全身にレモン水をかけ、白布に包んで村外れの地に埋葬する。

尙是等種族の外に、スマトラの諸所には小數種族が散在し、其の文化の程度は周圍の主要種族に比し遙に低い上、其の骨格も甚だ異つてゐる。

るので、是等はインドネシア渡來前の原住民たるネグリト族の殘存者と觀る學者もある。極く最近までクブス族の如きは文化至極低級で、パレムバン州の東部森林地でジャムビ、ムシ兩河と、トムプシ及ラワス兩河とよつて限界された一地域内で浮動的生活を營んでゐる。又無数のリオ・リంగా諸島や東方にあるニアス、メンタワイ及エンガノ等の島嶼には、主要大島嶼の住民と大分異なる種族が居るが、唯バト島住民はニアス島民の移住したものである。

(備考) スマトラ島に於る土着種族中マライ族(ミナンカバウ族及南部スマトラマライ族)に就ては次の如く云はれてゐる。マライ族は廣義のマライ族と狹義のマライ族とに區別することが出来る。狹義のマライ族はスマトラのミナンカバウマライ族に南部スマトラマライ族(バスマ地方)を指し、今日南洋に於て見るマライ人は之を祖先としてゐるのかも知れない。廣義のマライ族といふのはリオ・スマトラ東岸、ボルネオ沿岸、ジャカルタ、マライ附近、附南附近に居住するもので、總てマライ半島のジョホール王国の支配下にあつたものを指すのである。

二 ボルネオ島

ボルネオ島の沿岸は、前述した廣義のマライ族(近代マライ族)によつて占領されてゐるが、ボルネオ島の原住民はダヤク族である。

ダヤク族

本族は短頭型と長頭型の二種に區別される。短頭型に屬するものは、南東部ボルネオの北部のブルンガン河地方及カプアスの支流たるマンダラム河流域に住するカンダヤク族、マハカム河の上流及中流流域に住し、カンダヤク族と血縁あるバハウ族並にマハカム河の源泉地方に住するケンヤダヤク族で、長頭型に屬する種族は、カプアス河の左方支流たるマンダイ河流域及南岸に注ぐ大河の源泉地方に住するウルアエルダヤク族である。而して以上の地より南方及東方に居住するダヤク族は一括してオロマガジウと稱せられる。カンヤ及ケンヤ兩種族は元來同種族で、マハカム河及カンヤ河の上流地方に居たのであるが、十八世紀に下流に向つて大規模の移住を爲しカンヤ河の下流に移住したものは、其の後混血するに至つたため、ケンヤダヤク族の如く純粹のタイプを保有し

て居ない。ダヤクの宗族及支族は精神的にも肉體的にも相異するところがあるが、此の相異を度外視すると、ダヤク族は普通の歐洲人よりは劣るが頑丈な體格を有ち、身長は各種族平均して一・五八五米、頭髮は一般に黒く、直毛又は波状毛で捲縮毛は例外的である。皮膚は暗黄色から褐色でバハウ及ケンヤ族は少年時代は褐色といふよりは、寧ろ淡黄色の皮膚をしてゐるから、老人が暗褐色であるのは日光のためである。ダヤク族中有力な種族の顔は卵形で眼は生々とした黒褐色で所謂蒙古眼といはれる皺襞がなく、鼻は概して平であるが鼻翼は格別廣くない。口も普通の大ききで女の中には口の小さなものも少なくなく、唇も厚い方でなく男女共青年時代は均整した體格で、のんびりとした人相の者が多い。概して正直、率直、殷勤で、人の前で侮辱脅迫されることを警戒するから、暴力を揮ふやうなことを嫌ひ、他人の不幸に同情する美點がある。故に誠實及奴隸を主人に殉死させる風習は生來の兇暴性を語るものでなく、宗教上の觀念に由來したもので、彼等は道德的にはボルネオ現住のマライ人より勝つてゐる。特にバハウ族・カンヤ族及ケンヤ族はさうである。たゞ彼等は氣力なく自信力を缺くが、之は諸大河の上流及中流地方在住民がマライア其の他惡質の疾病のために悲惨な生活に陥つたのと、數世紀に亘りマライ人頭目に服制擄取された結果で、彼等の知的素質が優良であることは、容易く外國語を習得し得ることと、其の藝術の發達が高度であることによつて證明される。

ダヤク族は、ブナン族、ブカト族の如く今尙遊牧的種族のもので、全裸であるものはないが、局部を隠蔽する以外には防暑用として着衣するに過ぎない。彼等は我が種と全く同一のものを腰部に締めてゐる。然し上半身を裸體にし、下半身にサロンを纏ふて居るものも最近屢々見受けられる。本族は刺青する慣習があるが、ケンヤの女子は下膊・手・脛・足に、男子は肩・腕・胸に濃青色の刺青をする。ブカト族・ブケタン族では男子だけが下顎から腰に至るまで全身に濃青色で刺青し、圖形は自然の膚色で浮き出るやうにする。婦人の刺青は宗教的意味があるが、男子の

は裝飾及剛毅の表象である。住屋は何れも木造で、鐵木と稱する數十年乃至數百年も維持することの出来る堅牢な材を以て造り屋根も同樹の葉若しくはニツバ椰子の葉を用ひ、海岸又は水邊に於て數尺の高さに床を設け梯子によつて上下する。二、三十家族以上が一軒の長い家に集團生活を營み、一村が一軒の家若しくは二、三軒の家から成ることがある。此の一集團には族長・自由人及奴隸の三階級があり、族長は宗教上常に司祭者である。現在は各家族が各々別々に家を持つ様になつて來た。本族の大部分が他の種族と異なる點は、相當堅固に建築された住家でも、病氣の長引く時、又は耕作地が不毛となつた場合は、惡靈の所爲と信じて家を捨てて他所に移住することである。家屋建築に當つては惡靈を驅除するために、宗教的行事を營み用材の蒐集にも色々の禁忌があり、建築時期も鳥の啼聲等で占つた後決定する。又以前は若い奴隸を人柱にしたが、現在では其の代りに豚を使用する。米を常食とし、一般に辛子の様な刺戟性のものを混用する。五本指で食することは他のインドネシア種族と異なる。

元來一夫一婦制であるが、回教徒となつてからは、酋長は有力なる酋長と姻戚になるため又は大家族を得るために多妻の風が生じた。婚姻は一族の親等による禁制以外には何等制限がないが、奴隸と結婚する者は其の身も奴隸となり、離婚すれば再び自由人となる。結婚後夫は少くとも一年以上の家に通ふ。結婚金を出すか、同族結婚であるから身代金を意味しない。従て男子家長制度を守るが、婦人の地位は高く殆んど男子と同等である。夫婦間の財産は夫婦各自に分離されて居り、離婚又は離縁は夫婦何れからも行ひ得ると共に、夫婦は各自の財産を持ち歸ることが出来るので離婚が相當多い。子供の歸屬は或る種族では子供自身が決定するが、末子のみは大抵母の方にゆく。年少時に結婚することが諸所で見られるが、其の普通の形式は結婚期の青年が約六歳の女子と結婚談が纏まると青年は舅の家に移住し、舅と妻となる女に僅少の贈物をなし、舅のために勞働し、女が年頃になると別に式も行はずに夫婦とな

る。本族は多く河畔に住んでゐる關係上、巧に獨木舟、筏を操り、以て唯一の交通機關となしてゐる。

三 セレベス島

1 ブギス族及マカツサル族

ブギス族及マカツサル族は元來同一種族に屬するものであるが、言語・慣習及制度を異にし、後者は前者に比し自ら優等人種であると信じてゐる。雙方共海上の生活に慣れてゐるが、ブギス族はマカツサル族よりも計數の念に明るく、航海及商業に従事する者が多いので、ボルネオ東西兩海岸及モルツケン諸島に多數の移住者を有ち、商人として相當勢力を張つてゐる。外貌はジャワ族によく似てゐて姿勢がよく、すらりとして長身の方である。一般に情義を重んじ尙武の氣風を有するが、一方復讐の念強く一度憤れば生命を賭して争ふ。非常に鬪鬪を好み婦女も之に参加する。冒險を好むため貧窮でない者すら竊盜することを恥辱と考へない。或る地方では竊盜する勇氣のない女子は娶る者がないやうな風習が以前にあり、又貴族で竊盜を教唆して上前を取つた習慣もあつた。ブギス族は困苦缺乏に堪へる力が強から、苦力として至極適するとの評がある。又植民的種族ではあるが、其の接觸する種族の言語風習に熟する能力が乏しい。ブギス族の社會には領首・貴族・平民・奴隸であつた者及年期奉公人なる階級別があつて、マカツサル族に於るよりも鮮明である。奴隸制度は公には廢止されたが、奴隸は其の身代金額を、主人より借りた債務者といふ事になつて登録され、債權者の爲に勞役に服して、負債を月賦償却する事になつた。結婚は同族間に於て行はれ、様式は自由結婚で従て離婚が多い。本族はもと母系制であつた。その名残は、身分賤しき母から生れた者は、父と同じ階級に屬さないこと、又子供の中第一子と第三子は母に屬し、第二子は父に屬し、若し子供の數が偶數でなければ、末子は父母兩方に屬するも、母が若干の代償を拂ふと自己の所有にする權利があること等である。又奴隸の母より生れた第一子は奴隸であるが、第二子は自由人であつて、子供は其の所屬する親の財産を

相續し、獨子は兩親の跡を繼ぐ。夫婦の地位は同等で、南セレベスでは女が酋長となる所もある。婦は一般に家政及之に關聯する事務を處理する權限を有ち、夫の左方に坐して夫の相談にのり、又公會の席にも婦人が出て協議に參與する。財産は夫婦別々に所有し、通例夫は妻のために其の財産を管理するが、夫婦共同にて收得した財産は夫婦の何れかゝ死した時は、一半を生き残つた夫又は妻に、一半を子供に分配される。離婚は女より請求する場合が多く、若し理由を提せずして離婚を要求する時には、結婚を返還しなければならぬ。家屋は竹又は木材を以て造り、アタツプを以て屋根を葺き、構造は一見我國の宮造に似て床は四尺乃至六尺の高さに造られ、竹又は籐製の蔭を敷いてある。聚落は大抵五軒、十乃至二十軒の家より成るものも多く四十軒以上の家を有するものは少い。而して一軒の家には十人乃至二十人以上が住んでゐる。衣服は奥地にあつては襪を纏うてゐるに過ぎないが、開化せる者は半股引様のものにサロン及頭布を用ひ、腰間に短剣と大抵赤色の小袋を携帯してゐる。奥地でも身分あるものは短髪着帽するが、多くは長髪無帽である。常食は米・玉蜀黍で、嗜好飲料はアレソ椰子汁製の椰子酒で、アレソ椰子糖も盛に作られる。生業は農業で操舟の術に長じ、小船で遠く航海して商業を營む。

2 トラジャ族及ミナハサ族

トラジャ族は東、西、サダンの三種に分たれ、前記ブギス族、マカツサル族に比すれば智力の點に於て劣り、約十數年前迄は首狩りが行はれ、甚だしきは人血を飲み、人肉を食した様な例もあつたが、近代文明の空氣に接觸すると共に、斯る醜風は殆ど其の跡を絶ち、近來は寧ろ温順過ぎるやうな趣がある。婚姻は自己の村内に於てのみ行ひ、男子は其の財物を生家の年長女子に委託し、刀・槍・斧及衣類のみを携へて女子の家に入り、舅のために妻と共に勞働し、收穫物の一部分を受けて生活する。従て母の地位は父のそれに優り、子供は兩親の家産相續權を有するので、家産が邊縁の者の手に落ちない様に、出來得る限り近親者を妻に

選ぶ風がある。トラジャ族の村落は一軒の家に四家族、八家族或は十六家族が同居する大住屋より成り、純粹な共產制が行はれてゐる。ミナハサ族はサンギ、タラウド兩島の原住民に人種上類似し、百年前までは互に鬭争を事とし、首狩りなども旺にやつたのであるが、今日では全種族を擧げて基督教(新教)に歸依し、文化大いに向上し、東印度中最も進歩せる原住民として政府の下級官吏等にも相當數のミナハサ人を見る。膚色割合に白く、男子は殊に容貌が好い。日本人と祖先を同じうするものと信じてゐる者がある。衣服は男子はサロンを着けて腰帶を締め、火打石、魔除けになると思ふ物、毛抜用具等を入れた袋を腰にさげ、頭は長髪を包む頭布を被るが上半身は裸體である。旅行する際は猿、鹿、其の他の動物の皮を毛の方を内側に着て樹上で夢を結ぶ。女子は腰の邊まであるジャケツを上半身に着け尚サロンを穿くが、既婚女子はジャケツを着なくともよいことになつてゐる。頭には幅廣の輪形の頭布を被り裝身具としては支那貨幣に穴を穿けたものを頭に掛け、其の他耳輪・腕輪・指輪を着ける。米・玉蜀黍を常食とし米作には特殊の技能を持つてゐる。此の外セレベス島附近には別にオーラン・バジヨと稱する者が居るが、之は海上の人の意であつて、魚介の採取を業とし、プトン (Poton)、サラバンカ (Salabangka)、バンガイ (Banggai) の諸島及トミニ海 (Tomini) 内の諸島に住居する。

四 モルツケン群島及ニューギニア島

モルツケン群島の住民は地理的關係上セレベス及ニューギニア原住民の雜種に屬し、暗黒色で、頭髮は縮れ氣味で唇厚く、此の點に於てハルマヘーラ附近に住するアルフル(アラフラ)族が、此の方面の住民を代表してゐる。アムボイナ地方には是等の原住民とポルトガル人、オランダ人との雜種が相當居る。本群島の住民は主として言語の相異よりして區別される。

1 バプア族

バプア族といふのはニューギニア原住民の總稱で、此の名稱はマライ

語バプア(捲縮毛)より出たと云はれ、ネグロト族と祖先が同一だと觀られてゐる。體格は中位で頑強、顔骨多少突き出ており、鼻は鈎鼻で廣鼻型、唇厚く、口大きく顎が突出してゐる眉濃く、眼は暗褐色、齒皓く、頬が窪んでゐる。四肢はよく發達し、手は大きいが足は小さく、體毛及鬚が多い。膚色は黄褐色から暗褐色で、或る地方は黒色に近い。特徴とされる渦卷いてゐる縮毛は、混血により原始種族が純粹に保持されぬ地即ちチアマムトでは殆ど目につかぬ。本族は東印度第一の野蠻人であつて、奥地の者は常に鬭争を事として居り、今日尙首狩りを爲し、人肉を食する等野蠻行爲を爲してゐる。風俗の如きも各地一様でないが概ね裸體で、腹には薄く剃りで赤く染めた籐を巻きつけ樹皮製の布を股間に纏ひ、其の一端を長く前方に垂し、或る者は足首に貝殻をつけてゐる外、身體の各部にも貝類又は骨類を以て裝飾を施してゐる。一般に煙草を好む。籐製の紐で背に負うてゐる籐製の籠の中に煙草其の他の嗜好物を入れ、多くの者はバンドンの葉で作つた笠を被る。食事は日に朝夕二回、サゴと海水で調味した魚貝を食し、椰子酒を飲み時々山豚、龜等を捕へて珍味としてゐる。家族中に死者又は結婚者があると、祖先を祀る祠又は遺牌を中にして、男女二、三列の圓形に並び、二、三日間踊り續ける。又月明の夜歌を誦ふことを好む。彼等は斯る簡單な生活に満足して祭日等のため、特別に物資を必要とする時の外は働かぬ。復讐を怖れる念から竊盜・殺人等はない。

2 カヤカヤ族

カヤカヤ族は南部ニューギニアでプリンセス・マリアネ海峽の東方に住するバプアの一族に對し、外來者が與へた呼稱で、其の固有の呼稱はマリンデアニム (Marinde-anim) といふ。カヤカヤなる語はカイカ(友人・善人)又はカイカイ(我等は友人)の轉訛で、原住民がオランダ人に初めて接した時自己の敵意なきことを表したものであると言はれる。男子は丈高く六尺豊かで、筋肉は逞しいが瘡癩である。頭には羽毛で作つた冠を被り、動物の牙を鼻に嵌め、耳朶に大きな貝類の環を釣り下げ、胸

には豚又はカンガルーの齒牙を連ねたものを纏ひ、男根は臍帯に釣り上げて紐を以て腹部に括り付け、又腕の部分に豚の鼻丸を連ねて裝飾となしてゐる。女は一般に肥満し、頭髮を數條に編んで肩の上に垂れ、頸元より胸部に貝殻類を連鎖したものを掛け、陰部は織維の類を以て覆ふて居り、往々腹部に切傷を附して模様としてゐるものがある。カヤカヤ族は性極めて殘忍で、竹片を以て刀となし、人肉を食し首級は刺裂として貯藏してゐるが、近年政廳より戒禁を嚴禁し、之を犯す者は嚴罰に處する事とした爲、河海沿岸の官權の普及せる地方に於ては此の弊は漸次終熄し、特に外國人に危害を加へる様なことは殆ど無くなつたが、奥地に於ては今尙盛に行はれてゐる様である。食糧としてはサゴ、甘蔗、樹根等の植物から豚、蛇、犬、猫及鼠等凡ての動物を食す。近時カヤカヤ族は、文明病と稱せらるる梅毒に感染し、是等種族によく見る如く、自然に死に絶えて行く傾向を有つてゐる。カヤカヤ族の社會には年齢による階級別及神話的なトーテム結合が重要な意義を有する。斯る社會的グループの存在するに反し、家族の意義は極めて薄弱なものとなつてゐる。男子家長制で異族結婚(トーテムを異にするグループ間の結婚)が行はれる。夫婦間には共有財産が無く、遺産相續は夫の死亡の場合には均等に其の子に分配され、妻死亡の場合には妻の財産は全部妻の實家に歸る。

五 ジャワ島

ジャワ族・マツラ族及スタ族

此の三族は元來同一種族であつたが、現在の如き相違を來したのは、ヒンヅー勢力の影響によるものである。ヒンヅーの勢力は主としてジャワの中部と東部に限られ、西部に居たスタ族はあまり其の影響を受けなかつたために、固有の特質を保持することを得たが、ジャワ族はヒンヅーの影響によつて漸次變質するに至つた。又マツラ族は最初マツラ島に居たため、大部分の者はヒンヅーの感化を受けなかつたから、其の特有の生活様式は、漸次開化進歩して行つた東部及中部ジャワ族と截然たる區別を來し、後になつて東部ジャワに移住後もこの區別は判然として

ある。ジャワ族は皮膚は淡褐色だが、下層民程黒味が多くなり身分ある者程色が白い。眼は褐色又は黒色で頭髪は黒くて太く且つ長く體毛及鬚は少い。身長は中以下で、すらりとしたよい姿體を有つてゐる。顔は頬骨が出てゐるために多少幅廣であるが、額高く、鼻も低い方でなく、口は可なり大きくて唇は厚く、大抵齒を削つて黒く染めてゐる。婦人は耳朶に大きな穴をあけて耳飾を下げてゐる。ジャワ族及スンダ族は、東印度中最も開化せるもので、最も進歩せる者に至つては歐洲人、日本人等に比較して變る所がないが、多數は尙未開の域を脱してゐない。ジャワ人は其の故郷に對し強い愛着心を有し、祖先の墳墓を大切にす外、先祖代々の慣習制度を墨守し、新しき慣習制度を強制されても、自らそれが舊いものに優ると認めなければ決して舊習から離れない。ジャワ人の社會は外領に於る諸種族と異り、ジャワ人にとり重大なる意義を有するものは原住民部落で、之はジャワ人の生活と密接不可缺の關係がある。即ちジャワ人特にジャワ人農夫の社會は村落そのものである。村落民相互の密接な關係は公安及良習慣を維持する上に極めて重要な要素で、此の風はジャワ人間に強く根ざしてゐる。ジャワ村落に於る法律には特有の慣習法が加味されてゐるが、此の慣習法の根本觀念をなすものは(1)個人を支配せず、(2)各個人の所有物一切の使用は共同社會の利益のためには犧牲にも供すること、即ちジャワ人が村落に對する賦役に慣れてゐるのは、茲に基因するものである。服装は男子は股引を穿き、其の上に長さ六尺、幅三、四尺の大幅更紗を着けて腰部を包み、外出の際は筒袖の上衣を着け、頭に変更紗を巻き或は回教徒特有の帽子を被るを常とする。女子は地方によつて甚だ異り西部ジャカルタの女子は洋式を模し、外出時は肌着を着した後、カバヤと稱する薄布の筒袖の上着を纏ひ、サロンを着けて胸部の下まで掩ふてゐる。

六 バリ島

バリ島及ロムボク島原住民中、ジャワ島より移住した者の子孫でヒンズー教徒をバリ族と呼稱してゐる。九世紀(中部ジャワに於るヒンズー王國没落時)及十六世紀に於るマジヤパイト王國滅亡の時の二回に及ぶジャワ人の大舉移住前に既に移住民と原住民との混血があつたことは、バリ族中捲毛の者があるのでわかる。ジャワが回教を奉ずるやうになつてからジャワとバリ島の連絡が政治的にも社會的にも斷絶して十九世紀中葉に至つたばかりでなく、南部バリの如きは二十世紀の初までもそうであつたから、バリ族は特有の文化を有すると言へる。バリ人中にも回教徒に改宗した者もあるが、其の數は極く少く且つ眞正のバリ族社會からは指彈されてゐる。バリ族は混血族だから一定した體格容貌を擧げることが出来ないが一般に上流ジャワ族に見る如き端麗な容姿を有する種族で、筋骨逞ましく、一般のジャワ族より色が白く高顔で、頭髪は黒又は暗色で、生粋のバリ族は男女共頭髪を長くして大抵結髪してゐる。然し貴族及身分ある者は髪を短くし多少縮らせたり波をうたせてゐる。最上流に屬する者即ち僧侶には頭髪を長くし撫で下して末端を編んでゐるシワ宗僧侶と、長髪を垂らしてゐる佛教僧侶の二種がある。バリ婦人は容貌が美しく姿態がすらりと恰好よく、又頭上に物を載せて運搬する關係で頸、胸、背が詢和よく發達してゐる。筋骨がジャワ族より強健である様に、精神力も強く忌憚なく自己の考を吐露する種族で、觀察力推理力を多分に有つて居り、攻學心旺盛、規率正しく、忠實で且つ現實的才幹を具へてゐる。本族は盛大な葬儀を執行する慣習があるので、死後の葬儀費を貯蓄する必要上、萬事に節約を旨とする。青年は女子の注意を惹くために頭髪に花等を挿すが一般に好色で、ために時々常軌を逸することがある。女子は朗かで謙讓温順、よく働き男子同様死を怖れず、從容として死に就くことは寡婦が亡夫と共に火葬されるのでも知られる。

り、其の下に家畜を飼養してゐるものがある。中部及東部に於ては土盛りを爲せる代りに床は低い。上流者の家は眞中に三、四尺幅の廊下があり、その兩端に居間、寢室等が配置されてゐて便利である。歐洲人も之を模倣して住宅を建てゝゐる。ジャワ人はあまり清潔でないが、河水で日に數回水浴して涼をとる習慣がある。

常食は米で、回教徒なるが故に豚を食さない。山羊肉・魚肉と米とを混じてカレーライス様のものを作り、香料として唐辛・胡椒等を用ひた。アルコールは從來嗜好しなかつたが歐人渡來後これを嗜む惡習を生じ賭博と賭博を好み時には所持品全部を賭けることがある。從來貯蓄することを教へられず、又其の必要も無かつたから、金が有ると働かぬ風があるが、之は怠惰からではない。但し立身出世を目的に努力して一度失敗すると、再度努力する氣力を缺いてゐるが、最近生活様式の變化につれて思想も變つて來てゐる。ジャワ人は貴族と庶民の二階級に分れてゐるが、貴族といつても大なる特權がなく、庶民と雖も榮達的機會がある。ジャワ島住民はバジラ族及テング族と約三萬人を算する基督教徒以外は、皆回教徒であるため、一夫多妻が默認されて居り、富裕なものには二人の妻を蓄へ、貴族は多數の妻妾を蓄へてゐる。ジャワの原住民にはスンダ族(西部)ジャワ族(中部)殊にソロ、ジョクジャの二侯領を中心として)及マツラ族がある。マツラ族はマツラ島及ジャワ東部のパスマラン、プロボリンゴを中心として住んでゐるマライ人であつて、相當氣概があり氣品を備へてゐるのはスンダ族、見劣りのするのは中部に住んでゐるジャワ族である。ジャワの内部、スマトラ、ボルネオ方面で所謂ジャワ苦力として最も重寶がられてゐるのはジャワ族である。是等ジャワ族は決して勤勉だとは言はれないが、よく命令に服し、生活程度低く、賃銀も安い故に苦力としては理想だといはれてゐる。多くを彼等に望まず氣長に使役すれば、全體として能率を擧げることが困難でない。

七 其他の在住民

服裝はカンツンと稱せられる狭い長い布を腰に纏ひ上衣を着るが、此の布は上流になるほど長く地上にまで垂らす風がある。貴族僧侶は帽子を被らず、外出の時は傘をさす。バリ族男子は結婚期に達すると長刀を背に負ふ。貴族僧侶は手仕事を爲さぬことを誇るために左手の爪を長くし、時には數厘の長さのものがある。女子は腰巻を通例二枚纏ふが舞姫以外は上半身が裸體であるのが普通で、特別な祭りの時だけ胸部を覆ふ。頭髪は鬚を結つて居り未婚者は相當に長い編んだ髪の毛を髷から垂してゐる。

1 支那人

支那人がジャワ地方に渡來定住したのは西紀五世紀の初頃からであるが、近代に於る支那は戦争、動亂、革命の巷となり、爲政者は苛斂誅求を事としたために、人民は絶えず塗炭の苦しみに陥り安居樂業が出来なかつたので、陸續として故郷を捨て、安住の場所を南洋に索めるやうになつた。是等生活難に喘いだ移住民は、少額の勞銀に満足し而も忍苦勤勉であるため、土地の開墾や建設事業に最も適したから南洋諸地方と同様に東印度の爲政者も支那移民を積極的に取り入れたので、彼等は續々と集團的に渡來した。以前は支那婦人は海外に渡航するものは極めて少なかつたから、移住男子は原住民の婦人と結婚して混血兒が生れた。是等の混血兒を峇々(原住民はチナプナカン(Tjina pranakan)と呼ぶ)と謂ひ、支那本土からの渡來者を新客(原住民はチナ・トク(Tjina tok)と呼ぶ)と謂つてゐる。一九二〇年の調査によれば在住支那人の總人口は八〇萬人であつたが一九三〇年の調査によると一二〇萬人を突破してゐる。此の人口増加は支那人の多産にもよるが、最近十年間は世界的好景氣の時代で諸産業の開墾、種々なる建設事業が促進されて支那人の勞働力を大に要求したからである。然し其の後に起つた世界的恐慌や産業の機械化等のため、支那人の渡來は漸次減少を來せした(人口の部參照)。支那人は歐洲人が従事することが出来ない、又従事することを好

まない、或は原住民には不適な職業でも多少の利益を伴ふものは、如何な職業にでも手を着けるから廣く全職業に亘つて従業してゐるが、政府は原住民保護政策を堅持したために、支那人は泰國に於る如く原住民の經濟的生活を齟齬するに至らなかつた。従て東印度に於る支那人は政治上餘り強大な勢力を有してゐない。支那人は東印度の經濟界の各方面に進出してはゐるが、東印度は工業尙幼稚で資源國に過ぎないため、支那人の主たる職業は小賣商と仲介商と言はなければならぬ。彼等が發展致富の経路を見ると殆ど皆一様である。即ち赤手空拳で渡來した者は先づ労働者から出資し、小資本ができると原住民の日用品行商人として極く邊僻な地でも巡回し、漸次資本を蓄積すると露店商人として種々の商品を販賣し、更に資本が漸増すれば製造、卸賣或は小賣商を商業股販な區域で經營する。而して商業方面で拔群の商才を有するのは多く福建人で、従て富裕者も福建人が多い。廣東、澳門地方出身者には大工、指物業が多く、潮州人は獨立商人としてはボンテアだけに限られてゐるやうであるが、煙草栽培にはかなり貢獻してゐる。又客家人は昔から鑛業に従事する者が多いが、之は最初金を掘ることを目的に渡來した關係で、所期の利益が得られぬやうになつて農業に従事し、次第に古々椰子、ゴム栽培に従事するに至つてもある。外領、例へばスマトラ東海岸州、パンカ、ピリト、リオー群島及ボルネオの或地方に於ては支那人は歐洲人經營の農園や鑛山に契約労働者として働いてゐるが、ジャワ及他の二、三の島嶼に於ては支那人は直接歐洲人に使役される者は極く稀で、大抵支那人のところを働いてゐる。東印度在住支那人の本國への送金額は、南洋其の他よりの總送金額の約一割強といはれた。例へば一九三〇年末香港への送金額二億七千二百七十萬弗(香港弗)中、二千九百四十萬弗は東印度からの送金額で、又一九三四年本國への送金額二億五千萬弗中、東印度からの送金額は二千萬弗といはれた。更に東印度に於る支那人の投資額は、一九三〇年には農業二億五千萬弗以上、鑛業八十五萬五千萬弗、工業千五百萬五千萬弗以上、同年に於る商業方面の投資は販賣業四億五

ルダ以上、金融業千三百萬五千萬弗以上と計算された。貿易方面は比較的有勢とは言ひ難いが、然し米の輸入と砂糖の輸出は斷然支配的勢力を有して、輸入外米量の過半及砂糖買付總額の約半分は彼等の手で取扱はれる。然し彼等が牢固たる勢力を張つてゐる部面は、輸入商品の卸賣、原住民に對する小賣及原住民の生産物の買付と歐洲人輸出商へ賣込む買集仲介業で、中でも支那人小賣商人は原住民の經濟生活上實に一日もなくてはならぬものになつてゐるが、政府はその弊害の少くないのを認め、支那人小賣商の勢力抑制政策を執つてゐた。

支那本土から渡來したばかりの新客は、労働者が多く資産ある者は少いが、生長後東印度に渡來したために言語・風俗・習慣とも故郷の儘であり思想も性情も支那的である。従て支那本國の動向に關心を持つこと多く、行動も本國の影響を受けること強く、而も海外にあるところから自然愛郷心、愛國心も湧き、排日抗日の運動に熱中せるものは新客に多い。然るに客々は經濟的には富裕で教養も概して比較的高く、日常生活も原住民と歐洲人との折衷的なものが多く、日常用ふる言語はマライ語か又は其の土地の土語で、支那本國を知らず支那語が解らぬ者が多いから其の思想も新客と違ひ、國家的觀念などは比較的少く、支那人としての國民性を殆ど缺いてゐる。以上のやうに客々と新客との間には、物質的にも精神的にも非常な相違があるために、各方面で兩者は協力一致の歩調をとることが困難である。支那事變に際しても東印度在住支那人は全體として、本國に對する關心が比較的薄い。之は東印度の支那人は他國に比し現地出生者が割合に多く、而も出身地の關係から最も政治的關心が薄い。福建出身者が多數で、且つ富豪な支那人は大抵福建系の客々であること、主として商業に従事する是等福建系のもの、商業上獨占的勢力を有せず有力なる競争者があるので原住民の生活必需品であり、彼等の商業資本の大きな利潤の源泉である廉價な日本商品を取扱はなければ、其の間隙に乗じて歐洲人、アラバ人、印度人及原住民が進出して彼等の地盤を侵蝕することは、過去に於て濟南事件其の他の日支葛藤の

時行つた排日貨行動が彼等の商權縮小の一因となつてゐるのによつて明かなためと、次には政府が排日運動を嚴重に取締つたからである。官憲の取締が嚴重であつたのは、支那事變が北支中支に限られてゐた間は過去の苦き經驗によつて大體平靜を保つてゐたので、國民政府は支那人の政治的寄與が消極的であるのを轉向させて積極的にするため、不逞分子を入國させてテロ脅迫等の手段を以て日貨排斥運動を再燃させ、又下層支那人間にも潜入して愛國概念を覺醒させ、危險思想の注入に躍氣に努めたため、當局は斯る運動が物質的にも精神的にも原住民に及ぼす悪影響を慮つて支那人の運動を抑壓する方針を執つたからである。支那事變が進展して戦禍が漸く南支にも波及し、南支主要都市の爆撃、封鎖が傳へられると、排日運動が擡頭して全面的排日ボイコットの氣運を激成したが、當局が一層嚴密に取締つたため、抗日分子の策動も組織的統制的に運動を行ふことが出来ぬので、漸次表面より姿を消し、潜行的暗躍的策動のほかなかつた。南京陥落の時期を峠として、排日行動も下火となり彼等本來の個人的商業繁榮に専念するやうになり、其の後南支各都市の攻略も單に本國の敗戦を長歎させるだけで、激情的行動を惹起するに至らず、同時に獻金運動、公債引受熱も次第に覺めるやうになつた。元來支那人は法律上日本人の如く歐人と同等の待遇を受けて居ない。然し種々運動の結果最近公法上、私法上の地位が大に改善されてゐる。全歐人同等の待遇を受けるやうになるのも間もないことであらう。最近續々渡來した支那人中には不逞分子も少くなく、原住民を煽動し政府の施政に對し反抗させ又は原住民暴動の黒幕になつて指導する等、社會の安寧秩序を害する者がある故に、一般に餘り歓迎されず、政府も東亞事務局を擴大増員して頗る有效なる監督を行つてゐた。

2 日本人

東印度に住居する日本人は一九三九年(昭和十四年十月一日現在)外務省調査によれば、七、〇九九名(内地人六、四八五名、臺灣人六、〇四名、朝鮮人二名)で其の大部分は商業に、次は各種農企業並に漁業に従事し

てゐる者が多く、労働者と云はれるものはない(詳細は「人口の部」参照)。

第二節 宗教

一 概 要

東印度諸島中セレベス及モルツケン群島には原住民にして基督教信者なる者割合に多く、殊にミナハサ地方及サンギ群島の原住民は全部プロテスタント及ローマカトリック教徒と稱するも過言でない程である。又スマトラのトバ地方にも原住民のプロテスタントが非常に多い。ジャワ、スマトラの二島に於ては、住民の大部分は回教徒で、バリ及ロムボクの二島は印度佛教徒が其の大半を占め、各島の未開蠻族は概ねアニミストである。

二 基督教

基督教が初め東印度に入つたのは、一四九八年ポルトガルが覇權を握つた頃であつて、最初羅馬舊教がモルツケン群島のムボイナ及テルナテ附近を根據地として布教され、漸次西方のセレベス及ボルネオ、スマトラに擴がり、後ジャワ及其の他の諸島に及んだものゝ如くである。オランダの國教たるプロテスタント派は、今を去る約三百年前、初めてセレベス島の北角ミナハサ地方を根據地として布教に従事し、獨逸及他の教會は之より遅れてスマトラ中部及其他の地に來り、各派競うて東印度住民の教化に努めたけれども、好成績を収めたとは言はれない。といふのは一方統治としては、種々政治上の壓迫を試み乍ら、他方宗教上に於て自由・平等・博愛等を説いて見た所が容易に東印度人を首肯せしめないので、回教の勢力牢固として抜くべからざるものがあるからであらう。

今一九三四年現在の基督教徒の數を觀るに、ローマカトリック教徒約四二萬人、新教徒約七五萬人である。尙一九三〇年國勢調査によるオラ

ンダ人基督教徒はローマカトリック教徒約七萬六千人、新教徒約一二萬人、其他約二萬人となつて居る。

三 回 教

東印度に回教が入つたのは一三〇〇年頃のこと、最初の地は北部スマトラであつた。ジャワに入つたのは一五世紀の初年で、東部ジャワのグリセー(Grejo)地方に據つたアラビア人が齎したものである。其の後回教はそれ以前に侵入して居た婆羅門教及佛教を駆逐し、ジャワに回教國を造り大をなすに至つた。而して其の教旨に服せざる者は總て奴隸となす旨を宣言したるにより急速なる進歩を遂げ、念鳥民を改宗せしめ、僧侶は學術・技藝・宗教及儀禮に關する百般の事項を管掌し、今日に於ても各村には村僧が居り村民を指導し、原住民裁判所に於ても被告が回教徒なる時は、村僧をして宣誓せしめる制度を採つて居る。回教の勢は今尙非常に盛で、年々メツカに巡禮する者が數萬人に上る有様で、東印度住民の九割以上は回教に歸依して居る。

四 佛 教 其 他

佛教が東印度に輸入されたのは、婆羅門教が輸入されてから後のことである。婆羅門教はヒンズー人によつて齎された最初の宗教で、紀元四一四年の頃此の地に寄つた支那の佛僧法顯三藏はジャワに多數の婆羅門教徒の居ることを記録して居る。而して本教は階級制度を嚴重に設けて居たものであつた。然るに佛教が入るに従て婆羅門教は影を没し、新來の佛教は容易にジャワに於ける婆羅門教の地位を奪ふ事が出来た。而して一〇〇一—一四〇〇年迄は佛教の黄金時代であつて、ポロポドール其他の佛蹟は當時の隆盛を物語る有力な證據である。其の後回教が侵入し漸次勢力を得るや、之に服従することを拒んだ若干のものは遠くバリ、ロムボクの二島に遁れ、同地には今も尙佛教の寺院があり、東印度唯一の佛敎地として變つて居る。

第五章 教 育

總説 教育行政—教育機關

第一節 總 説

教育問題が東印度に於る最も困難なるものの一であることは他の植民地に於ると全く變りはない。一九〇一年以來舊蘭印政府が採用して來た所謂道徳的植民政策は東印度人を凡ゆる方面に向上せしめたのは確かであるが、其の反面に於て必然的に東印度人の自覺心を刺戟し、統治者としての東印度人の反抗心の表面化する結果を招來した。而して日露戰爭に於るアジア人國家日本の勝利はアジアの復興運動に一大刺戟を與へ、第一次歐洲大戰後に於る被壓迫民族の解放は東印度の原住民殊に過去に光輝ある文化を持つ東印度人に勢ひ自主自決、教育に對する慾求を熾ならしむるに至つた。政府の教育政策も此の大勢に順應するより外なかつたのであるが、植民地經營の主體がオランダ自體の利益を圖る點にある以上、植民地に對する文化施設中東印度人への教育の如きは常に消極的ならざるを得ず、且つ東印度人の文化的發展と其の影響を受ける西洋思想に對する接觸から招來せられる民族自決思想を煽ることを恐れ兎角遅れ氣味であつた。

元來東印度に於る政府の東印度人教育はオランダの領有以來約二世紀の長い間殆ど見るべきものなく、僅に基督教宣教師の手によつて一部の東印度人が歐洲風の教育を受けたに過ぎなかつた。

政府が東印度人教育或教育組織化に積極的になり出したのは一八一六年年ジャカルタ(バタビア)に總督府立の學校を設立し、東印度人の上流階級の子弟を收容したのに始まる。其の後小學校は漸次増設されたが、夫等は殆ど全部が歐洲人子弟の爲に設立せられたものであつた。一八五一年居た。

1 部分的監督

1 歐式學校委員 (Europesche School Commissaris) 委員數は三名或は五名又は夫以上の奇數でなければならぬ。委員は市に於ては市會により、西部ジャワ・中部ジャワ・東部ジャワの各省に於る市會の管轄區以外の所では分省の長官たる理事官により、其の他の地方に於る市會の管轄區以外の所では地方長官によつて任命され、委員長は各市會の議長、分省の長官たる理事官及地方長官で、其の任務は歐式小學校、アムボン人及メナド人子弟に對する特種學校、ミユロー學校 (Mulo school) 及若干の教員養成所を監督するにあつた。

2 原住民式學校委員 (Inlandsche school Commissie) 委員會は歐式學校委員會と同様に組織され、原住民式の小學校・師範學校及教員養成所を監督した。但し自治公共團體に指定されたる原住民理事州に於ては原住民理事官を委員長とし、委員は原住民理事州會議に依て任命された。

3 特別監督委員 (Speciale Commissies van toezicht) 之は左の學校を監督した。

- ① 五年制公立中學校 (H. B. S.)
- ② 公立工業學校
- ③ 原住民官吏養成學校
- ④ ジャカルタ (バタビア) 及スラバヤ商業補習學校
- ⑤ ブリンス・ヘンドリック學校
- ⑥ 其他の中學校
- ⑦ 職工學校及同補習學校
- ⑧ スラバヤ原住民醫學校
- ⑨ スラバヤ齒科醫學校

右の内③及④の委員は總督により任命され、①②⑥⑦の委員は教育宗教部長官によつて任命された。但し原住民官吏養成學校委員會議の委員は關係地方長官によつて任命された。

2 一般監督

之は教育宗教部長官直轄の下に視學官、視學及副視學(後の二者は原住民學校に對してのみ)によつて行はれた。

- 1 歐式小學校 (ミユロー) 及教員養成所をも含むの監督

に東印度人教師養成所、スラバヤに師範學校が設立され、次で一八六六年バンドンにもこの師範學校が設立された。其の後東印度人に對する教育施設は相當増加したと言へ、一九〇〇年に於る在東印度歐洲人約八萬人)の教育費は、東印度人(約四千萬人)に對する教育費の二倍以上であつた。此の事實は當時の政府の教育方針を如實に物語る一證據と見ることが出来る。併し其の後東印度人教育機關は著々増設せられ、一九二五年には原住民小學校の數も約一萬二千校に及び、其の他私立學校及讀み書き算術の初歩を教育する庶民學校等が多數設立せられるに至つた。戦前東印度には歐洲人及歐洲人と同等の教育を受けることを希望する者に對しては七年制の小學校、五年制の中等學校、更に大學(工科・法科・醫科・行政科)教育が授けられ、一般東印度人の子弟に對しては三年制・四年制及五年制の小學校があり、又別に師範學校・商業學校・工業學校・農業學校・醫學校(専門學校程度)・航海學校・獸醫學校・家政學校等の職業學校、小學校程度のミツシヨンスクール、回教に基く小學校等幾多の種類があつた。

第二節 教育行政

學校以外の庶民教育機關としては教育宗教部長官の管下に庶民教育委員 (Commissie voor de Volkseducatie) と稱するものがあつて、土語(マライ語、ジャワ語、スンダ語)の週刊新聞、法律經濟に關する土語、蘭語對照のパンフレット等を發行し、別に簡易圖書館を經營して居り、斯して政府は一般原住民の知識を啓發増進することに力めて居た。

教育行政は教育部之を管掌し、其の諮問機關として教育會議 (Onderwijsraad) と稱するものがあり、議長、副議長及議員は總督により任命された。本會議は教育宗教部長官に各種教育及養成上の事項に關する説明をなすこと及意見の提出を目的とした。専門的及行政上の教育監督は部分的監督と一般監督との二に分たれて

- ③ 教員養成
 - 〔庶民學校教員養成所〕
 - 〔原住民補助教員養成所〕
 - 〔原住民農業實習科〕
 - 〔看護人養成所〕
 - ④ 農業教育
 - ⑤ 醫學教育
 - ⑥ 海員養成
 - マカッサル原住民海員養成所
 - ⑦ 女子職業教育
 - 家政科講習所
- 次に前記各學校の内容を示せば左の如くである。

一 初等教育

歐式小學校 前述の如く左の五種類に分けることが出来る。
 歐人小學校 日本の小學校と大體同じもので、オランダ本國の小學校の様式に則つて設けられてゐた。主として歐人及歐人待遇を受けてゐる者の子弟を收容してゐたが、他人種の子弟も亦入學することが出来た。修學年限は七箇年、満五歳六箇月以上満十六歳以下のは入學することが出来た。

蘭土小學校 以前第一級原住民小學校と稱せられたもので、土語及マライ語を除けば大體歐人小學校と同一である。主として原住民有力者の子弟を收容するがジヨクジャカルタ、ヌラカルタ等にはジャワ王族の一族及同官吏の子弟のみに限られた學校も在つた。修學年限は七年(豫科の有るものは計八年)、歐式の教育を施したものである。

連嶺學校 第二級原住民小學校よりミユロー及其他の上級學校へ進む爲又は歐式小學校卒業と同資格を得る爲轉入學する學校にして年限は五年である。

蘭支小學校 支那人有力者の子弟に歐式教育を授けるもので、歐人小學校と殆ど同一であり、修學年限は七年である。

特種初等學校 夜間又は晝間に、小學校に於て全然又は十分に國語教育を受けない者の補習教育(主として非歐人)、婦女子に對する手藝教育、英語・マライ語教育を施し課程は一年乃至三年である。

原住民式學校 當局が關係する非歐人團體に對する初等學校は之を五種に分ける事が出来る。即ち (一)原住民團體(デサリ村落)及歐人團體(現在ジャカルタに限る)の維持する庶民學校、官立小學校(第二級原住民小學校)、(三)國庫より補助を受ける私立學校、(四)マホメット教小學校、(五)華僑公會の設立する支那式の私立支那人學校である。

庶民學校 カムボン、デサ、ネグリ(何れも村落の意)等の維持して居たもので、政府の補助金があり一般原住民子弟を收容し修學年限は三箇年である。

官立原住民小學校 第二級原住民小學校とも稱し、普通の小學校は修學年限四年又は五年又は六年のものもあるが新教程によれば五年である。

補習學校は修學年限二年又は三年で、前記庶民學校の卒業生は第二級原住民小學校の四年又は補習學校に入學し更に教育を受ける事が出来る。

二 ミユロー教育

一種の下級中學校で歐式初等教育を終へた生徒を收容する東印度特有のものであるが、一九二九年より更に教程を變へ二部とし、終了科(A部)及準備科(B部)として、B部は之を卒業せる者を更に上級學校(普通主としてA・M・S・中學校)に入學せしむる爲のものであるが、A部は此處のみで實社會に出る者を養成し且つ明文上特記無き限り上級學校へ進む事が出来ない。修學年限三年なるも一箇年の豫科を設ける事が出来た。豫科及一年、二年、三年に在學する生徒の年齢は夫々十七歳・十八歳・十九歳に達せざるものに限られてゐた。

但し教育宗教部長官の承認ある場合は此の限りでない。

三 中等普通教育

之にはH・B・Sと稱する中學校とA・M・Sと稱する中學校との二種が

ある。

H・B・S・中學校 オランダ本國のH・B・Sと其の課程を同じくし、主として舊蘭領の各大學及本國の上級學校へ進む子弟を教育するもので、歐式初等教育を終へたる者を收容し年限は五年である。此の外三年制のH・B・S・あり三年終了後五年制H・B・S・の四年に編入する事が出来た。

A・M・S・中學校 舊蘭領特有のもので、ミユロー學校のB科を卒業せる者に中等教育及高等準備教育を授くるもので年限は三年である。教程はA I科・A II科及B科の三科に分たれ、A I科及A II科の卒業生は夫々バタビア法科大學及ライデン、ウトレヒト大學のアジア關係の各科に進む事が出来、B科は五年制H・B・S・卒業生と同等の資格を得るものである。

尙ジャカルタ(バタビア)にはローマカトリック教會の經營するA・M・S・のB科の學校があるが、公立A・M・S・のB科と全然同資格を得るものである。

四 高等教育

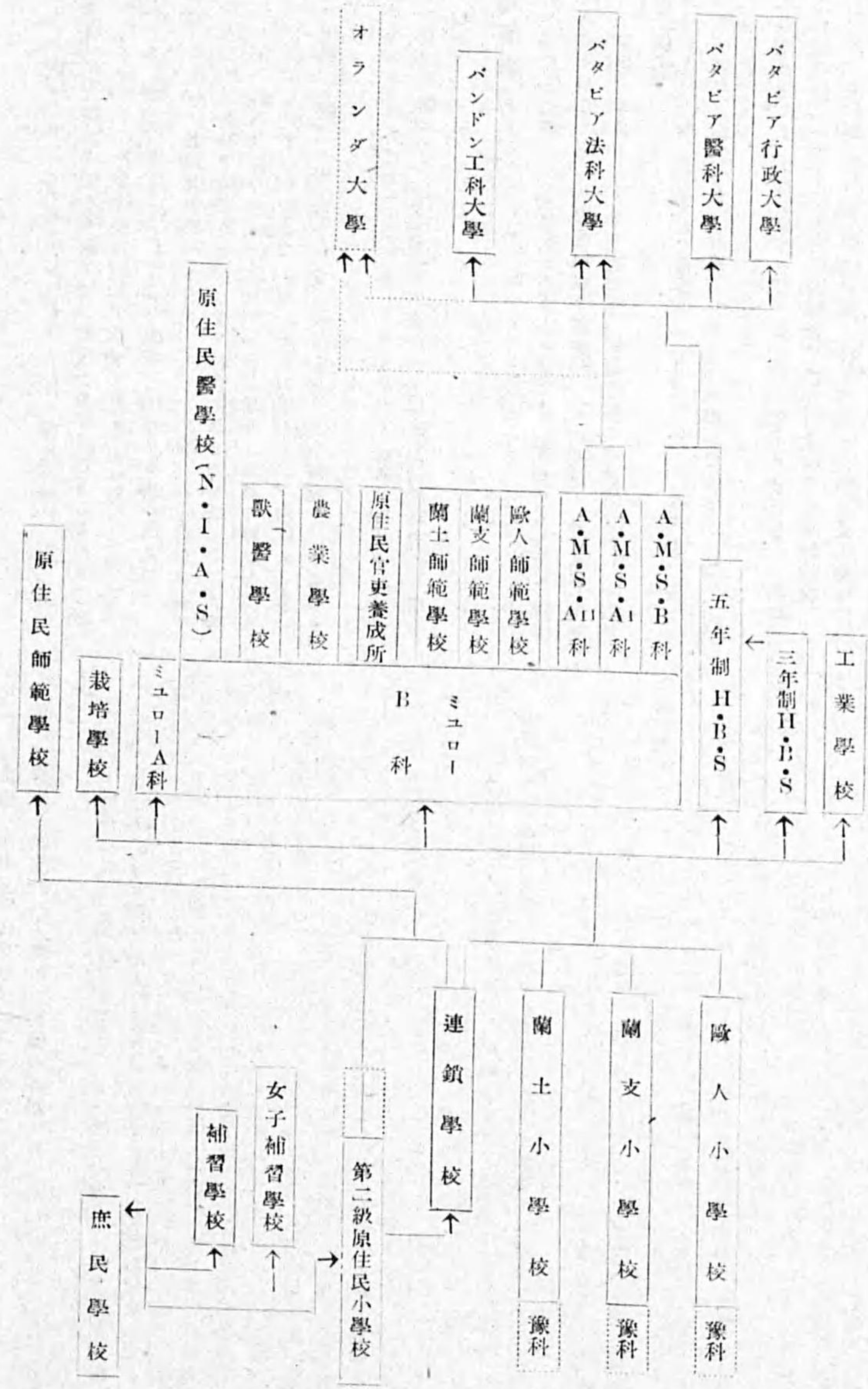
バンドン工科大学 (Technische Hoogeschool te Bandung) 一本校は一九二〇年の創設に係り、修業年限は四箇年、土木技師の養成を目的とした。卒業者は本國のデルフト(Delft)工科大学の卒業者と同一の資格を與へられた。

バタビア法科大学 (Rechts Hogeschool te Batavia) 一本校は一九二四年の開設に係り、修業年限は五箇年であるが四箇年で修業する事も出来る。

バタビア醫科大學 (Geneeskundige Hoogeschool te Batavia) 一本校は一九二七年の設立に係り、學業は候補者試験・學位試験及醫師試験の三期に分たれ、前二期の修業年限は普通五箇年である。候補者試験は二期に分たれ、第一部は第一學年の終りに、第二部は第三年目の終りに行はれ、學位試験は第五年目の終りに行はれた。學位試験に合格した者と雖

も、醫師試験に及第した者でなければ開業の資格がない。而して醫師試験は外科・産科及其他の各科との二つに分けて行はれた。

バタビア行政大學 (Bestuursakademie) 一九三八年一月二十四日開校せられ、指名せる原住民官吏に行政方面の教育を施し最高級官吏になる資格を與へるを目的とした。



五 統 計

①各種學校教員及生徒數表 (一九三八—三九年)

種 別	學校數		教 員 數		生 徒 數	
	官立(公立)	私立	計	計	計	計
教語—土語	1	1	1	1	1	1
庶民學校	1	1	1	1	1	1
補習學校	1	1	1	1	1	1
第二級原住民小學校	1	1	1	1	1	1
支那小學	1	1	1	1	1	1
歐人小學	1	1	1	1	1	1
蘭支小學	1	1	1	1	1	1
蘭土小學	1	1	1	1	1	1
連鎖學校	1	1	1	1	1	1
原住民師範學校	1	1	1	1	1	1
歐人師範學校	1	1	1	1	1	1
農學學校	1	1	1	1	1	1
獸醫學校	1	1	1	1	1	1
原住民官吏養成所	1	1	1	1	1	1
五年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
三年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
工業學校	1	1	1	1	1	1
原住民醫學學校 (N.I.A.S.)	1	1	1	1	1	1
栽培學校	1	1	1	1	1	1
ミユロA科	1	1	1	1	1	1
B 科	1	1	1	1	1	1
ミユロI 科	1	1	1	1	1	1
連鎖學校	1	1	1	1	1	1
蘭支小學校	1	1	1	1	1	1
蘭土小學校	1	1	1	1	1	1
歐人小學校	1	1	1	1	1	1
女子補習學校	1	1	1	1	1	1
補習學校	1	1	1	1	1	1
庶民學校	1	1	1	1	1	1
原住民師範學校	1	1	1	1	1	1
歐人師範學校	1	1	1	1	1	1
農學學校	1	1	1	1	1	1
獸醫學校	1	1	1	1	1	1
原住民官吏養成所	1	1	1	1	1	1
五年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
三年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
工業學校	1	1	1	1	1	1
原住民醫學學校 (N.I.A.S.)	1	1	1	1	1	1
栽培學校	1	1	1	1	1	1
ミユロA科	1	1	1	1	1	1
B 科	1	1	1	1	1	1
ミユロI 科	1	1	1	1	1	1
連鎖學校	1	1	1	1	1	1
蘭支小學校	1	1	1	1	1	1
蘭土小學校	1	1	1	1	1	1
歐人小學校	1	1	1	1	1	1
女子補習學校	1	1	1	1	1	1
補習學校	1	1	1	1	1	1
庶民學校	1	1	1	1	1	1
原住民師範學校	1	1	1	1	1	1
歐人師範學校	1	1	1	1	1	1
農學學校	1	1	1	1	1	1
獸醫學校	1	1	1	1	1	1
原住民官吏養成所	1	1	1	1	1	1
五年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
三年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
工業學校	1	1	1	1	1	1
原住民醫學學校 (N.I.A.S.)	1	1	1	1	1	1
栽培學校	1	1	1	1	1	1
ミユロA科	1	1	1	1	1	1
B 科	1	1	1	1	1	1
ミユロI 科	1	1	1	1	1	1
連鎖學校	1	1	1	1	1	1
蘭支小學校	1	1	1	1	1	1
蘭土小學校	1	1	1	1	1	1
歐人小學校	1	1	1	1	1	1
女子補習學校	1	1	1	1	1	1
補習學校	1	1	1	1	1	1
庶民學校	1	1	1	1	1	1
原住民師範學校	1	1	1	1	1	1
歐人師範學校	1	1	1	1	1	1
農學學校	1	1	1	1	1	1
獸醫學校	1	1	1	1	1	1
原住民官吏養成所	1	1	1	1	1	1
五年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
三年制 H.B.S.	1	1	1	1	1	1
工業學校	1	1	1	1	1	1
原住民醫學學校 (N.I.A.S.)	1	1	1	1	1	1
栽培學校	1	1	1	1	1	1
ミユロA科	1	1	1	1	1	1
B 科	1	1	1	1	1	1
ミユロI 科	1	1	1	1	1	1
連鎖學校	1	1	1	1	1	1
蘭支小學校	1	1	1	1	1	1
蘭土小學校	1	1	1	1	1	1
歐人小學校	1	1	1	1	1	1
女子補習學校	1	1	1	1	1	1
補習學校	1	1	1	1	1	1
庶民學校	1	1	1	1	1	1

出所：總印統計年報

教育機関別	一九三〇		一九三三		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
商業師範教育	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
教語—土語	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
醫師教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
工業教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
農林牧畜業教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
商業教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
行政官吏及事務員養成教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
海員養成教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
初等教育修了者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中等教育修了者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教員養成所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

各種學校卒業者数表 (一九三〇—一九三九)

(註) (1) 補助金を受けぬ私立学校を除く、(2) 省、理事州、都府、自治州及村落 (3) 國語を教へるもの又は教へぬもの及家事、農業、小賣商業等科目を教へるもの又は教へぬものを含む (4) 此の数字の外、國籍・性別不明者四七名あり

出所同前表

教育機関別	一九三〇		一九三三		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
醫師養成教育	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
教語—土語	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
工業教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
農林牧畜業教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
商業教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
行政官吏及事務員養成教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
海員養成教育	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
初等教育修了者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中等教育修了者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教員養成所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教語—土語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

単位は千ヤルダ
出所同前表

東印度……教育

四七〇

職業教育	八九四八四	六六七八九	三三八三三	三七八五〇	四五〇四八
高等教育	九五八六	九六八九	七三九一	八六五三	九八六五
其他の教育費	六〇八八	二二六一四	一八〇八〇	二四六〇五	二六二三六
合計	六三三三三	五〇一九四八	三〇四三三	二九一〇〇	三二二六七一

(註) (1) 授業料其他の収入を減額せざる支出額 (2) この額は各部門に別けられ明細な豫算項目を形成しない故に職業教育の数字は相互に比較され得ぬものである (3) 原住民教育の負擔の地方團體への轉移による激減

第六章 衛生

總説—諸疾病

第一節 總説

東印度の一般衛生事項は教育宗教部衛生局の管掌事務に屬し、ジャワの各省及外領の各州にても夫々獨立衛生機關が設けられ、人類及家畜の疾患の豫防撲滅に努めて居たが、領土廣汎に亘る爲歐人居住者の多い地方に於ては衛生上の施設も自ら幼稚なるを免れない。ジャワに於ては、他の諸島と比較して衛生施設整備せられ、病院も尠くない。又衛戍病院は軍人傷病者を收容するのみならず、歐人及同格者の入院をも許可するを以て可なり利用されて居た。

一 衛生行政

東印度に於る國民衛生は、前述の通り教育宗教部の所管事項で、其の職務は國民衛生状態の調査、改良すべき方法の指示、傳染病の防止、衛生思想の普及、衛生施設に關する監督並に改良、衛生關係法規の維持施行であつて、衛生局長之を掌る。尙衛生行政區劃は左の如く分たれて居た(括弧内は監督官駐在地)。

西部ジャワ省(ジャカルタ)	西部ジャワ省、バリ・ロムボク州(スラバヤ)
中部ジャワ省、ジョクジャカルタ州及スラカルタ州(スマラン)	中部ジャワ省、モルツケン州、メナド州、チモール州(マカッサル)
東部ジャワ省、ジャカルタ	東部ジャワ省、バリ・ロムボク州(スラバヤ)
東部東印度	セレベス州、モルツケン州、メナド州、チモール州(マカッサル)
南部スマトラ	ベンクレン州、バレムバン州、ジャムビ州、ラムボン州(バレムバン)

東印度……衛生

四七一

パンカ、ピリト、スマトラ東海岸州、タバヌリ州、リオ州、アチ北部スマトラ

エー州の東海岸の各郡(メダン)

尙、外領其他の部分に於ては、監督は陸軍軍醫部の監督區と同一に區分されて居り、監督は諸地に駐在する最上級陸軍軍醫若くは軍醫としての地位が與へられて居る公醫によつてなされた。各港灣には檢疫の制度が設けられ、必要に應じ出入船舶の檢疫をなした。バンドンにはバスタール傳染病研究所及天然痘研究所兼痘苗研究所があり、後者に於ては原住民に種痘術を教授し種痘の普及を圖つて居たが、天然痘は猶相當見受けられた。政府は夙に各種傳染病豫防規則を制定し殊にペスト、デフテリア、腸チフス、天然痘、コレラ、赤痢、黃熱病、腦脊髄膜炎の浸入を防ぐ爲嚴重な取締規則を設け、常設船舶檢疫所をジャカルタ(タンジョンプリオク)、メダン(アラワシ)、サバン及スラバヤに設けて居た。又ジャカルタには衛生試験所があり、熱帯病の研究、免疫薬の調査、法醫學上の顯微鏡的・生物學的・分析學的調査、薬品の試験、東印度食料品の營養價値等の調査研究、マラリアの研究等を行つて居た。

二 衛生施設

東印度には官立、公立及私立の各種病院があるが、設備の完備したものは主として官立病院で、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、ベンカリス、バダンシデンブアン、シボルガ、タンジョンビナン、ベンクレン、ラハト、ムアラ、テウエ、ポントハイ、メナド、ゴロンタロ、メラウケ、テルナテには官立病院がありバンドンには官立の眼科病院があつた。癩病院の代表的なものはボゴル、マゲラン、ラワン、サバンにあり、其他精神病患者の臨時收容所等、此の種病院は數多あり、又癩病療養所も各地に設けられてあつた。一九三九年即ち戦前に於ては全東印度を通じて合計六〇三の病院があつた。病院の種類別數を觀るに左の如くである。

各種病院及患者收容能力數表 (一九三九年)

種別	官立病院 (註)		公立病院		自治領立病院		私立病院		其他の病院	
	病院數	收容能力	病院數	收容能力	病院數	收容能力	病院數	收容能力	病院數	收容能力
一般病院	200	3,496	63	4,558	82	2,918	109	1,499	245	1,952
癩病院	2	374	1	179	2	157	3	46	1	30
眼科病院	4	84	1	17	1	60	8	89	3	190
精神科病院	1	238	1	137	1	60	8	89	3	190
精神病者收容所	1	238	1	137	1	60	8	89	3	190
呼吸器治療所	1	238	1	137	1	60	8	89	3	190
計	209	4,443	77	5,076	87	3,611	128	1,772	252	2,331

(註) 官業附屬病院を含み、備成病院は一九三五年は八二と掲載されたが最近は明記されない。

尙一九二二年のメツカ巡禮者條令に基き、巡禮者は東印度出發に際しマカツサル、スラブヤ、スマラン、タンジヨンプリオク、エムマハーフエン、バレンバン、ブラワン及サバンの何れかの一港に於て天然痘、赤痢、コレラ、チフスの豫防接種を受けなければならない。

三 開業醫

資格—從來醫師開業免狀は、醫學校を卒業したのみでは下附されず、更に實地試験に及第した者のみ下附せられてゐた。但し軍醫及公醫として尙も三箇年以上在職したる後圓滿辭職し過去の経歴よりして、軍醫部長及衛生局長より開業醫として立派な技術を有すと判断された者は無試験で開業免狀が下附されてゐた。尙オランダに於て、同地に施行されて居る規定に基いて資格を授與されて居た者は當地で實地試験を受ける必要がなく、産婆・藥劑師及藥劑助手に就ても同様であつた。

外人醫師の開業—東印度に於ては外人の醫師開業を絶對的に禁止して居るが、必ず東印度に於て實地試験に及第した者でなければならぬことになつて居た。試験はジャカルタの醫科大學で行はれ、日本ハで

出所：蘭印統計年報

第二節 諸疾病

日本の醫科大學を卒業し肩書を有するものはカンデダート試験を免ぜられ、當地大學に登録されることが出来た。斯る者にして之を希望する時は、直に學理試験を受け、其の後何時たりとも開業醫試験を受けることが出来た。斯る場合特定期限に拘束されることはないが、受験者は準備を必要とする故に直に大學の五學年に入學し、其の知識の程度に従て半箇年又は一箇年後に學理試験を受けることが出来た。其の後約一箇年を経て開業醫試験を受けることが出来た。從て成績良好な者は二箇年内に開業醫の免狀を入手することが出来た譯である。試験用語はオランダ語であつた。

然し實際問題として本試験に及第することは至難で、落第すると云ふよりも及第させない方針を採つて居る様にも思はれる。

東印度に於て最も普通發生する病氣は大體左の如きものである。マラリア—マラリアは領内に於て發生するが殊に濕地に多く、悪性

のものより輕微なものに至るまで凡ゆる形態のものを見ることが出来る。官・私立病院で取扱ふ患者の約三分の一は本患者であるときへ云はれて居るが、住民は左程苦にもして居らない。政府は夙にマラリア防遏委員會なるものを設け之が撲滅を期し、豫防注射を勵行し、或は種々の驅除法を講じて居る關係上、近年相當の成績を擧げて居た。旅行者は尙も常にキニーネ位は用意して居る必要がある。

コレラ—東印度の原住民は生水を使用する習慣を有して居るが故に、一度此の種惡疫の流行を見た場合には撲滅は容易でないが、檢疫勵行の爲最近餘り流行を見ない。

脚氣—脚氣は錫の産地であるベンカ島及ピリトン島に最も多く、領内全般的に患者は相當多いと言ふことが出来るが、一種の風土病なるが故に原住民は餘り苦にして居らず、死亡率も決して高くない。赤痢—原住民が生水・生物を恐れない結果、本病も相當流行する。アメリバ赤痢—全東印度に亘つて發生し、一九三〇年に於てはジャワに二、三〇一名の患者發生し、中二四三名の死亡者を出したが、其の後年々減少の途を辿り一九三五年には七二二名の患者で、中死亡者數は九三名に過ぎなかつたが、一九三八年に至り俄然激増して患者二、五〇七名、死亡者三五四名、一九三九年には患者五、〇三一一名死亡者五三六名となつた。

天然痘—本病も一九二五年には原住民に四、六五八名の患者を出し、中五〇八名の死亡者を出したが近年醫術と衛生施設の發達と相俟つて甚だしく減少し、一九三九年の統計は僅に九名の患者を示せるのみで、その中二名の死亡者掲げて居る。腸チフス—本病は到る處に發生し、特に歐人より原住民の罹病率高く近來年々増加を示して居る。今各地別に一九三九年の罹病状態を見るに次の如くである。

西部ジャワ	一、四四二 (内、ジャカルタのみ五九七名)
中部ジャワ	八五二 (内、スマランのみ三七六名)
東印度...衛生	

結核病—本病は相當多く、之が豫防は以前より行はれて居り、東印度結核病撲滅中央協會なるものが、政府の補助金を得て活動して居た。一九三九年一七六の病院に於て取扱へる肺結核患者の總數は八、六七七名で、其の内一、七三七名、二〇%は死亡して居る。癩病—本病は東印度に於る名物の一で、政府は癩病院を設立して收容して居るが、私立病院にも補助金を下附して治療、撲滅を獎勵して居た。病院數及收容患者數は左の如くである。

地方名	病院數	入院患者數	
		一九三九	一九三八
スマラン	2	422	391
スラブヤ	1	155	191
マゾ	1	1	1
南部スマトラ	2	254	300
スマトラ東海岸	2	87	84
タバヌリ	1	487	479
アチエ	1	752	743
西部ボルネオ	1	94	89
南部及東部ボルネオ	2	125	95
計		473	473

關節、直病、泌尿器病(性病を除く)、
 妊娠及分娩、皮膚及細胞組織病、
 乳兒、老衰、自傷、其計、
 他害殺病病

七五五〇	二〇八	二八	七五五五	一〇	二一	一
六四三二	三六二	四四	六一七七	二六四	四三	三〇七
一六四〇三	三九二	二四	一三三九九	三〇八	二六	三三六
二九八〇三	二九八	一〇	二九一九三	三三七	一一	二九六二二
二二二二	一〇二	四一七	二二二五	九八八	四二五	八八七六
二六六	七	二二	二二八	一〇七	四一五	三三三
二二七〇一	七	三三	二二二	五二	二〇六	六六
七〇一	一四八	五三	一九五二六	一〇六五	一九二四九	一〇九〇
二〇一	五五六	七九	五八〇八	五三六	九二	五〇〇
二二九九五	二二〇二	六〇	二〇〇七七	一一九七	一七五五〇	一〇四一
						六・一

第七章 政治

總督—評議院—立法—司法—行政(中央行政—地方行政)

第一節 總督

一 身分及地位

總督はオランダ人にして年齢三十歳以上の者たることを要し、開議の推薦に基き國王により任免せられ、任命の勅令に副署する植民大臣は、總督の任命に絶大な勢力を有した。任期は別に定められないが、普通五箇年間在任するのが通例となつて居た。總督は國民參議院の公開會議に於て初めて其の地位に就き、東印度在任者は總て彼を國王の代表者として尊敬し、其の命に服する義務を有してゐた。總督は普通ポイテンゾルグ(現ボゴル、以下舊名使用)に滞在しバタビア(現ジャカルタ、以下舊名使用)のウエルテフレーデン及チバナスにも官邸を有す。その俸給は年八萬ギルダーで、別に國王の代表者としての手當年十萬ギルダー支給せられ、四年以上在任せる場合は、年一萬八千ギルダーの恩給を支給せられてゐた。

二 總督の責任

東印度は本國政府及議會の意志に基き統治せられてゐた關係上、總督は赴任に當り植民大臣より訓令を與へられ、彼は此の訓令(絕對秘密とされて居た)及蘭印立法行政法に國王の指令に従て一般行政を行ひ、官務執行上國王に對し責任を有し、要求されたる場合統治に關する有ゆる説明書を植民大臣に提出する義務を有してゐた。

更に領内問題に關しては、豫算權及質問權を有する國民參議院に對し一種の責任を有するが、此の政治的責任は、本國議會に對する各大臣の責任程強度のものではなかつた。

東印度…政治

三 權限

總督の權限は立法、司法及行政の三つに分けることが出來、大體左の如くであつた。

1 行政權

- (一) 各部長官の職務權限を規定する權限
 - (二) 國王の任免する以外の文武官の任免權
(註) 國王により任免せらるる文武官は陸海軍將官、評議院副議長及議員、會計検査院長及同検査官、高等法院長、國民參議院議長等であつた。
 - (三) 在東印度陸海軍司令長官としての權限
 - (四) 國王の制定するものを除き文武官俸給令の制定權
 - (五) 侯、村長と條約を締結する權限
 - (六) 國庫及國有財産の管理權
 - (七) 一般條令に定むる場合に於る免除、但し司法上に關しては高等法院に諮問することを要す
 - (八) 評議院の贊同を経たる後特定政府條令の適用を免除する權限
 - (九) 内外の安寧秩序維持上東印度の一部が戰時状態にある旨を宣言し又は戒嚴令を施行し、評議院の贊同を経たる後治安維持上の危険人物に對し全東印度又は其の一部に在留することを禁止し或は居住地を指定する權限
 - (十) 最高七十五箇年間の永代租借地下附權
- 2 立法權
- 其の制定が彼に命ぜられたる範圍内に於て法律、一般行政法、總督令の施行に關する一般規定を含む政府條令の制定
- 憲法、蘭印立法行政法又は其の他の法律中別段の規定無き限り東印度の内政に關して規定する總督令の制定
- 法律又は一般行政法の規定により總督令を以て制定すべき旨定められたる其他の事項に關する總督令の制定

(四) 法律又は一般行政法を以て制定すべきものなるも之が制定を見ざる場合之を規定すべき總督令、但し緊急の場合に限る。
 (五) 緊急の場合全東印度又は其の一部に對し法律又は一般行政法の施行を停止若くは之を變更する總督令

(註) (四)の場合には法律又は一般行政法の審議を経てを要す。立法に關して總督は評議院の賛同を経る必要無く、單に諮問すれば良いのであるが、總督令の制定に關する限り國民參議院の協賛を経ることを要する。而して兩者の意見一致せざる時は、國民參議院は總督の要請により總督令案を否決せる後、又は總督より國民參議院の修正案に不同意の通知を受けたる後六箇月以内に案の再審議を行ふ。此の場合尙も意見の一致を見ざる時は、總督の要請により規定は一般行政法を以て制定せらる。但し斯る一般行政法は普通の一般行政法と異り、何時にても總督令を以て變更・補充・撤回又は他の名稱に代ふる事が出来る。總督は國民參議院が彼の建議せる總督令案に對し所定期間内に賛否を回答し得ざる状態にあるか又は同議院により否決せられたるも緊急の場合に於て即時制定を要する場合には、右總督令を自己の職權と責任とに於て制定することが出来る。此の場合には總督令の實施後二箇月以内に國民參議院の要求ありたる時は規定は更めて一般行政法を以て制定せられ、此の一般行政法も亦何時にても總督令を以て變更する事が出来る。

3 司法權

總督は高等法院の意見を徴したる後、東印度内に於る裁判上の判決によりて科せられたる刑罰の赦免權を有し、死刑の執行は一應總督に特赦の機會を與へた後でなければ之を爲す事が出来ない。
 又侯、村長に對しても、評議院の賛同を経たる後、大赦又は刑を廢止する權限を有し、尙是等の者に對する民事及刑事訴訟の提起は、總督の許可(外領に於ては地方長官の許可)を要した。
 司法及行政權間、普通裁判官及軍法務官間並に社會團體及宗教團體間の權限の紛争は、評議院の賛同を経たる後總督により裁決せられた。

四 義務

(一) 原住民を壓政より保護する義務

再び官房に返送する。從て官房は各部の上位に位置するものとも觀られ得るものであつた。
 斯くて官房に轉送せられたる總ての文書は、更に一般的見地より検討する爲關係各係に廻付合議の上初めて總督に提示せられるのであつて、文書の處分權並に決定權は此の各係にあり、書記官長は官房自體以外の事に關しては決して單獨にて行動することが出来ないことになつてゐた。

- (一) 本國植民省及蘭印政府間の文書の收發
- (二) 政府の文書記録の整理保管
- (三) 政府年鑑の編輯
- (四) 官報、同附錄及ヤファセタラントの發行
- (五) 各部長官、地方長官及其他の官吏、公證人等の署名の證明

第二節 評議院

一 組織

評議院は本國に於る樞密院に該當せるもので、パタビアに設置せられ、本院は一名の副議長及四名乃至六名の議員を以て組織せられることになつて居り、當時の議員數は六名で、内二名は原住民であつた。
 議員はオランダ人又はオランダ臣民にして年齢三十歳以上の者たることを要し、總督の推薦に基き、本國內閣の奏請により國王により任命せられてゐた。任期は五年で満期直後再任されることは出来ない。
 會議は毎週一回パタビアに於て開催せられ、普通副議長が議長となつた。總督は必要な場合は何時にても出席することが出来、此の場合彼は議長となるが投票には参加しなかつた。
 總督は口頭を以て説明せしめんが爲他の官吏又は陸海軍士官を會議に列席せしめる權限を有するが、本權限は總督の名に於て副議長によつて行使せられた。又各部長官は、總督に於て特別の理由に基き他に決定せざる限り、總督の議長たる會議に列席の爲召集せられ、又彼等にして所

- (二) 有益なる事業に不必要なる妨害が加へられざる様留意する義務
- (三) 國有チーク林が特定人に讓渡されざる様留意する義務
- (四) 原住民教育の普及、學校の設立に留意する義務
- (五) 原住民に自由に不平を開陳し得る機會を與ふる様留意する義務
- (六) 一般條令を以て賦課する以外の他の税金が課せられざる様留意する義務

五 總督官房

1 組織

總督官房はポイツンゾルグに設置、其の長官たる書記官長(Algemeene Secretaris)は、總督の日常顧問たると同時に中央行政機關に對し職務に關する注意を喚起する等、施政上頗る重要な役割を有するもので、三名の政府書記官により補佐され、其の組織は左の如くであつた。

- 第一課 (政治・社會・司法) 八名 (内二名原住民)
- 第二課 (財政・經濟) 七名 (内一名原住民)
- 第一課 (分室(國際關係事項)) 三名 (内一名原住民)
- 第二課 (人 事) 七名 (内一名原住民)
- 第三課 (記錄・收發・圖書) 二三名 (内七名原住民)

2 警備事務

總督官房の警備事務は左の如くであつた。

(一) 自筆のものを除き總督宛にてポイツンゾルグに送達されたる總ての文書の受理開封、但し地方長官の提案は關係部長官經由にて政府に送付せられ、此の場合關係部長官は意見を具して書記官長に轉送する。
 又直接總督宛送達されたる文書に關しても書記官長により其の處理方針が指示せられた。即ち其の大部分は豫備審議の爲關係各部に送られ、各部は之に意見書を又更に必要な時は總督の決定案又は回答案を附して

定期内に副議長に申し出づる時は、自己の所管事項に關する提案を審議する普通會議(總督の出席せざる)に參列せしめられた。然し乍ら兩者の場合とも彼等は單に説明役たるに過ぎなかつた。

議員に空席を生じたる場合には、總督は評議院と協議したる後、三十日以内に缺くとも二名の候補者を植民大臣に推薦することになつて居た。
 尙本院の副議長及議員には、總督に對すると殆ど同様の禁止事項が設けられて居ると同時に、他の有給官職に就くことが禁じられて居た。

二 權限

評議院の權限は建議權と政治參與權とに分たれ、建議權は更に自由建議權と義務的建議權とに分けられてゐた。

1 建議權

立法に關しては單に總督の諮問機關であり(一九二七年立法參與權は國民參議院に移譲せらる)、又其他の事項に關しては總督は必要と認むる場合諮問し評議院は之に應答せねばならないが、法律に定められたる事項に關しては總督は之を評議院に諮問する義務を有し、評議院は又義務的に之を受け建言せねばならない。即ち

- (一) 侯、原住民との條約締結に關する事項及對侯、原住民政治關係規定の適用
- (二) 總督の命により起草せられたる一般並に地方行政に關する總ての訓令及規定
- (三) 戰時又は暴動勃發の場合總督の採るべき處置方針
- (四) 重要な性質を有する非常手段
- (五) 總督令を以て指名すべき重要官吏の任免(各部長官・省知事・原住民理事官・各局長等)
- (六) 國民參議院に附議すべき議案及之に爲すべき重要報告
- (七) 國民參議院より總督に提出せられたる提案

- (八) 總督が自己の職權と責任とを以て制定せんとする總督令案
- (九) 政府條令案

然し乍ら是等の諮問に對する建議は何等拘束力を有するものではなく、決定權は總督にのみ存した。尙建議の内容は極めて稀な場合を除き公表されなかつた。

2 行政參與權

評議院は總督の行ふ政治に參與する權限を有してゐた。又若干の行政行爲は評議院の贊同を経たる後に非ざれば之を執行することを得なかつた。即ち

- (一) 領内の出生に係る治安妨害者を特定區域に居住せしめ又は特定區域内の居住を禁止する場合
 - (二) 領内の出生に非ざる者にして社會の安寧秩序に害ありと思考さるる者を追放する場合
 - (三) 領内の出生に非ざる者を公安維持上東印度の特定區域内の居住を禁止せんとする場合
 - (四) 一般條令中に明確に掲載せられ居らざる場合特定政府條令の適用を免除せんとする場合
 - (五) 司法官間並司法及行政官間の權限上の紛争を解決せんとする場合
 - (六) ヨーロッパ人に對する法規を該當者以外の者に適用せんとする場合
- 合(原住民・支那人・アラビヤ人等の或る者にヨーロッパ人と同等の待遇を與へんとする場合)
- 評議院の贊同を必要とする事項に關し兩者間の意見一致せざる時は、總督は國王の裁決を仰ぐことになつて居たが、任命に先立ち植民大臣と來期總督との間に一般施政方針に關し大綱に於て意見が一致して居るものと見るべきであるから國王が總督の意見を非とする場合は先づ無いと云ふことが出来る。
- 然し乍ら緊急を要する場合即ち安寧秩序又は一般利益を危險に陥しむ

る慮ある場合は、國王の裁決を待つことなく總督は自己の議長たる評議院會議に於て再審議せしめ、斯る特別の場合には、總督は投票を行ひ、贊否同數なる時は決定投票を爲す。

又此の所謂作爲的贊同も得られぬ時は、總督は自己の職權と責任とに於て彼の緊急必要と認むる行政手段を講じた。

評議院は最少三名(副議長を含む)出席するに非ざれば決定を爲すことを得ず、決定には必ず理由が附記せられることになつて居た。

第三節 立法

一 法の種類

舊蘭印の立法權は國王とオランダ議會、國王と植民大臣、總督と國民參議院及總督の四つに分たれ、其の立法者別の法の名稱は左の如くである。

立法者

法の名稱

- 本國 { 一 國王とオランダ議會 法律 (Wet)
- 二 國王と植民大臣 一般行政法 (Algemeene Maatreg el van Bestuur)
- 蘭印 { 三 總督と國民參議院 總督令 (Ordonnantie)
- 四 總督 政府條令 (Begeeringsverordening)

右の配列は法の效果の優先順位を示すものである。是等は一般條令と總稱せられ、何れも全領域に適用せらるるものであるが、自治領に於ては政治契約により侯及村長に與へられたる自治權に抵觸せざる範圍に於て適用せられた。

二 法の制定

1 法律

舊蘭印に施行せられて居た法規中最も重きをなせるもので、蘭印憲法とも稱すべき蘭印立法行政法を始め、關稅法・ジャワ銀行法・蘭印會計法。

蘭印鑛業法・蘭印豫算及借款等は何れも此の法律を以て定められ、是等の法律は舊蘭印の立法機關により變更・補足・置換又は撤回する事を得ずと規定せられて居た。法案の發議權は國王・議會共に之を有し、議會に於て可決、國王により批准せられたる後初めて法律として權能を與へられ、國王により公布せられた。

尙本法の制定に際しては、緊急の場合を除き、第二院に於て審議するに先立ち、國民參議院の意見を徵する爲、蘭印政府に送附せられるのが普通であつた。

2 一般行政法

本法は本國に於る勅令の形式を有するもので、舊蘭印自身の裁量に委任し得ざる主要事項即ち舊蘭印のみではなくオランダ全體の利害と極めて緊密なる關係を有する事項を規定するもので、蘭印立法行政法中、本法を以て規定すべしと定められて居る事項は左の如くであつた。

- (一) 國防に關する事項
 - (二) 外國との間に締結せられたる條約、其の他の協定並に國際法に基きて發生する總ての權利義務に關する事項
 - (三) 入國・居住及外國人の引渡に關する事項
 - (四) 立法上の紛争の解決に關する事項
- 一般行政の法案も亦普通國民參議院に諮問せられ、樞密院に諮詢したる後制定せられた。

(備考) 舊蘭印に關する法律 (Wet) 及一般行政法の事實上の發議者は殆ど常に舊蘭印自身である。

國王は又法律により彼に委任せられて居る前記事項以外の事に關しても、一般行政法を以て規定を制定して居た。即ち一九二六年の國民參議院待遇規程、同年の國民參議院選舉條令及一九二七年の同院委員選舉條令等が夫である。

殊に以前に於ては國王は舊蘭印に對する最も普通の立法者であり、民法・刑法・商法等の重要法律を初め、主要法律は概ね一般行政法を以て

制定せられてゐたものであるが、根本法規の整備せる近時は、總督と國民參議院又は總督が之に代つて居たが、最高立法權は依然としてオランダに掌握せられて居た。

3 總督令

本令の制定は總督と國民參議院の立法權に屬するもので、左記事項を規定したものである。

- (一) それに關し憲法・蘭印立法行政法又は其の他の法律に別段に規定され居らざる内政に關する事項
- (二) 法律又は一般行政法により總督令を以て制定すべしと定められたる其の他の事項
- (三) 法律又は一般行政法を以て制定せらるべき事項なるも之が制定を見ざる場合、若くは東印度全領域又は其の一部分に對し法律又は一般行政法の施行を停止し、又は之を變更せんとする總督令(兩者共緊急の場合に限るものにして、法律又は一般行政法の爾後承認を要す)

總督令の制定に際しては、總督は評議院の贊同を経る必要なく單に諮問すれば良いのであるが、國民參議院の協賛は絶対に必要であつた。而して總督が國民參議院の提出せる總督令案に同意せざるか又は參議院が政府案(即ち總督案)を否決するか、若くは總督が自己の批准權を楯に參議院の修正案に同意せざる場合、茲に紛争が起るのであるが、此の紛争の解決には總督に於て次の三つの方法があつた。

- (イ) 參議院の否決に服従する方法
 - (ロ) 再審議を要請する方法
 - (ハ) 職權を強行する方法
 - (ニ) 再審議を要請する方法
 - (ヘ) 職權を強行する方法
- (イ)の方法は參議院の要求を容れて總督令案を其の儘葬する方法で、(ロ)の方法は參議院により否決せられたる後又は其の修正案に不同意の旨通告したる後六箇月以内に再審議すべく參議院に要請するもので、此の場合猶も一致を見ざる場合には、總督は其の規定を一般行政法を以て制定方

を國王に要請する。然し乍ら、斯る一般行政法は總督令を以て何時でも變更・補正・撤回又は他のものを以て替へる事が出来た。

(6)の方法は緊急の場合に於る非常手段で、彼の發議せる案を自己の職權と責任とに於て總督令として制定するもので、斯る總督令は緊急總督令と稱せられた。併し斯る總督令を制定せる時は、總督は其の旨を參議院に通告し、同院は其の實施後二箇月以内に改めて之を一般行政法を以て規定する事を請願する事が出来た。斯る方法を以て公布せられたる一般行政法は假令總督令の上位にありと雖も、後日總督令を以て變更・撤回・置換する事が出来る事になつて居た。

尙本方法の適用に際しては、總督には法律上改變權が認められて居ないが、實際に於ては政府は曩に國民參議院に送附せる總督令案の原案のみならず、同院の修正案にも變更を加へて居た。而して所謂非常時に於ては、單に立法方面に於てのみならず、行政方面に於ても政府・國民參議院間に一致を缺く事が多く、從て元來此の第三の強行手段は特別の場合に限るものとされて居たのであるが、最近頻りに適用せられて居た。

又國民參議院が怠業の舉に出るか又は不必要な長審議による時間の空費を防止する爲、總督は審議を完了すべき期限を指定する權限を有し、其期限は要求ありたる時は延期する事が出来た。若し參議院にして賛否何れとも通告する事なく指定期限を経過せしめたる時は、總督は評議院と協議の上自己の職權と責任とに於て其の總督令を制定する事が出来た。

以上の事實に徴するも明かなる如く、總督令の制定には必ず國民參議院の贊同を要したのであるが、實際に於ては總督には完全なる獨裁立法權が認められて居たのであつて豫算に於ても亦同然である。

4 政府條令

本條令は政府決定 (Gouvernements-Besluit) の形式を有し、オランダの制定する法律に對する一般行政法に該當するもので、法律・一般行政法及總督令の施行細則を規定するものであり、之に違反せる時は總督令に定むる限度の刑罰を受けてゐた (最高三箇月の禁錮、若しくは五百ギル

ダの罰金で、外に財物を沒收せられる事があつた)。

總督は關係一般條令中に特に命ぜられたる場合にのみ評議院に諮問したる後、政府條令を制定する事が許されて居たのであるが、實際に於て一般條令中に何等其の制定が委任せられ居らざる事項に關する政府條令をも制定して居り (鐵道に關する法規等)、又時には評議院に諮問する必要な政府の決定を以て施行細則を定める事がある。

5 一般條令の公布

一般條令は總督により公布せられ、書記官長又は政府書記官の一名により副署せられた。公布は蘭印官報に掲載され、別に定められざる限りジャワに於ては公布の日より三十日、外領に於ては百日に效力を發生した。

6 立法に對する監督

舊蘭印の自治は本國の制肘的監督下にあり、從て總督令にして憲法・法律又は一般利益に背馳する時は全部又は一部分國王により削除せられ、關係勅令は理由と共に蘭印官報に掲載せられた。此の場合には削除後一年以内に右總督令の破棄法案がオランダ議會に提出せられ (然らざる時は曩の削除は解除されたものと看做さる) 其の可否が議決せられた。政府條令も亦同一の理由により勅令を以て削除又は破棄せられた。

三 國民參議院

一九一六年一月六日附法律を以て設置が決定せられ、一九一八年五月一八日初めて開院を見た國民參議院 (Volksraad) は全舊蘭印の中央代表機關であり、議員の任期は四箇年であつた。

1 議員の資格

議員たり得る者は東印度居住民にして左の要件を具備する事を要する。
(一) 年齢二十五歳以上の者
(二) オランダ臣民權を有する者

4 議員選舉權

ジャワに於ては、市會議員及原住民理事州會議員にのみ與へられ居り、二つ以上の斯る會の議員たる者は其の内の一つに於てのみ投票せねばならなかつた。

外領に於ては市會・分州會・副分州會の外、ジャワの原住民理事州會と同一視せられるスマトラ東海岸州のデリー栽培地方會議・アンボン會議・ミナハサ會議其の他若干の局地的自治團體の議員が有權者であり、尙選舉區内に局地會議無き部分に於ては、土酋及人民の輿望を擔へる地位にある者に選舉權が與へられてゐた。

5 公選議員の選舉

選舉は一九二六年に一般行政法を以て制定せられた國民參議院選舉條令に準據し、國民參議院投票事務局の指導の下に行れた。同事務局には各臣民團體別に一部宛合計三種類の選舉人名簿が備付けられ、又候補者の届出は選舉人により各臣民團體別に關係局地會議の議長に對してなされ、參議院投票事務局は之を纏めて候補者名簿を作成する。斯して投票が行はれ、原住民二十名、オランダ人十五名、東洋外國人三名 (主として支那人) が選出せられた。

右の内二十名の原住民議員は左の十二區より選舉せられ、選舉區別定員は左の通りであつた。

選舉區	定員數
第一區 西部ジャワ	三人
第二區 中部ジャワ	三人
第三區 東部ジャワ	四人

(三) 撤回し難き法律上の判決に基き自己の財産の處分權又は管理權を喪失し、若しくは破産の宣告を受けざる者

(四) 撤回し難き法律上の判決により被選舉權を剝奪せられ、又は一年以上の懲役に處せられざる者

(五) 懲戒免官の處分を受けざる者

2 議員の兼攝し得ざる官職

國民參議院議員は同時に評議院副議長及議員・書記官長・各部の長官・副長官及書記官・高等法院判官・地方裁判所長・知事・理事官・國民參議院書記官・會計検査官・一般政務に關する政府代理、武官並に陸軍下士官たる事が出来ない。前記の政府代理と云ふのは、國民參議院内に於る總督の代辨者にして、各部長官によつてなされる以外の、例へば蘭印豫算總會に於て總督に代つて答辯し或は重要な政府の聲明を發表するものと共に、政府が國民參議院に提出せる法案の説明、擁護の任にも當るものであり、參議院外に於ては、一般政務に關する總督の顧問たる役割を有してゐたものである。

3 議院の組織

議長たる議員一名、原住民議員三十名、オランダ人議員二十五名及右以外のオランダ臣民五名 (法文には最高五名、最低三名となつて居るが普通五名で、支那人、アラビヤ人及其他東洋人にしてオランダ臣民たる者) 合計六十一名の議員より成る。

議長たる議員は國王により任免せられ、彼は他の議員と異り官吏であり且つ或る意味に於て同時に政府の機關でもあつたのである。

普通議員は内三十八名は公選、二十二名は總督により任命せられ、其の人種別割當は左の如くである。

人種別	議席割當數	官選議員	公選議員
オランダ人	二五	一〇	一五
原住民	三〇	一〇	二〇

第四區	ジャワ王領地	一人
第五區	南スマトラ	一人
第六區	ミナンカバウ(ラムボン、ベンクレン、パレムバン、ジャムビ、ベンカ、ピリトン各州)	一人
第七區	北スマトラ(アチエ、タパヌリ兩州)	一人
第八區	東スマトラ(スマトラ東海岸及リオー兩州)	一人
第九區	ボルネオ(ボルネオ全島)	一人
第十區	セレベス(セレベス全島)	二人
第十一區	モルツケン(モルツケン群島)	一人
第十二區	小スンダ群島	一人
計		二〇名

斯様に原住民選挙區を設定したのは、原住民の各種族をして参議院に代表を送らしめんが爲であつた。

尙右十二區の内第四區の王領地即ちジャワの自治領に於る選挙は他と若干趣を異にして居た。此の地方は局地議會無き爲特殊な極度に制限せられた選挙制度が施行され、候補者を推薦する事なく、四名の侯と一名のオランダ人上級行政官により選挙が行はれた。即ちスラカルタのヌスフナン及ジョクジャカルタのサルタンは各二票宛、マンクネガラ及バクアラマンの兩王家が各一票宛、更に兩王領州知事の最古参者が三票を投票して一名の議員を選出した。

十五名のオランダ議員は一選挙グループを成す舊蘭印各地の局地議會のオランダ議員により選挙せられ、又三名の東洋外國人議員もオランダ議員の場合と同様に一選挙グループをなす前掲議會の東洋外國人議員により選挙せられた。

即ちオランダ人及東洋外國人の選挙には舊蘭印全體が一選挙區となつて居たのである。選挙制は複式で定員一名の選挙區に於ては絶対多數を以て又夫以外の區に於ては比例代表制を以て當選が決められ、選出議員數が定員數に達しない時は、残りは總督により任命せられた。

尙原住民議員は賦役労働の義務を免除せられた。議員の犯罪は高等法院に於て裁判せられた。

8 會期及會議

國民參議院の通常會議は毎年二回パタピア議事堂に於て開催せられ、第一回の會期は六月一五日より九月一五日に至る三箇月間で、第二回の會期は一月一〇日より二月一〇日迄の三十一日間であつた。特別會議は總督に於て必要と認むる場合又は最少限三分の一の議員(議長を除く)の要求ありたる場合召集せられた。

會議は議員の半数以上出席するに非ざれば成立せず、決議は絶対多數を以てなされた。投票同數なる時は採決は來期會議まで延期せられ、此の場合更に同數なる時は採決されざるものと看做された。

會議は最少限五名以上の議員之を要求するか、又は議長に於て必要と認めたる時は秘密會議とされるが、豫算・決算及起債に關するものは秘密會議とする事は許されない。議員は秘密會議に於て秘密嚴守の條件の下になされた報告及審議事項を漏洩せる場合の外參議院に於てなしたる發言に對し起訴せられない。

9 權限

國民參議院は左の權限を有した。

總督と共に豫算・追加豫算・借款・剩餘金の使途、決算不足の補填を決定する權限
 舊蘭印に關係を有する一般行政法案及法律案に關し建議する權限(先議權)
 總督に總督令案を提出する權限
 總督の提出せる總督令案を修正する權限
 總督と共に總督令を制定する權限

舊蘭印及住民の福祉増進の爲國王・總督に協力する權限
 質問權(但し完全なる議會の意味に於る質問權に非ず)
 以上の外、參議院は舊蘭印に關する問題に關し説明を求むる爲總督の

6 官選議員の任命

官選議員は原住民十名、オランダ人十名、東洋外國人二名で、民選議員の選挙終了後一議席につき、候補者を二名宛推薦し、評議員と協議の上、總督により任命せられた。政府は選挙には干渉しないが、此の任命は民選の結果を矯正するものと看做さるべきである。何故なれば、任命に當つては、民選の結果其の選挙に漏れたるもの又は政府の判断に於て十分に代表せられなかつたと思料せらるる政黨・經濟界及各種人種に就き第一に考慮せられた。

前記經濟界と稱するは主として糖業・石油・銀行・鐵道・海運等の各資本及歐人經營の大農園を云ふのであつて、其の議員は國民參議院内に有力團體たる經濟團なるものを組織して居た。

7 議員の待遇

議員の待遇は、一般行政法を以て制定せられた一九二六年國民參議院待遇條令中に規定せられて居た。之によれば、鐵道・軌道及汽船の無料一等乗車船權を有し、滞在費を支給せられた。

民間人議員には此の外二千五百ギルダーの歳費が支給せられたが、本歳費は其の月に參議院自身又は其の分科會・委員會により開催せられたる會議の四分の一以上出席した場合、月割で百七十五ギルダー宛支拂はれた。又文武官にして議員に就任せる結果依願免本職となりたる者(退官に非ず)、又は休職を命ぜられたる者には歳費を支給する代りに在職・現役當時の俸給全額に相當する待命俸若しくは休職俸を支給せられたが、月額千二百ギルダーを超ゆる事は出来なかつた。又斯る者の内パタピア居住者以外は宿泊料を請求する事が出来た。文官議員で同時に代議委員會員に非ざる者は、會期以外は總督より官務の執行を命ぜられる事があつた。民間人の議員は、會期中收入上蒙りたる損害に對し、月額千二百ギルダー最高五箇月分の賠償請求權を有した。但し上記月額中には歳費の月額も含まれて居た。議長たる議員の俸給は月額千八百ギルダーで、恩給も支給せられた。

出席を要求する事が出来たが、總督は彼に與へられた利益が侵害されずと認めた場合にのみ出席した。總督・各部長官又は一般政務に關する政府代理者は、オランダの大臣の如く不信任案の可決によつて桂冠を餘議なくせしめらるゝ事はない。即ち一方に於て參議院は政府に辭職を要求する事が出来ないと同時に、政府も亦參議院を解散する事は出来ないものである。然し乍ら不信任及政府案の否決が再三繰返された場合には、必然的に或種の結果を見る事となるであらう。最近政府の施政方針に對する深刻なる質問續出し、政府は之に對する答辯の慎重を期する爲、從來の如く口頭を以てせず、文書を以て回答する事にして居たが、參議院は議員が豫め文書を以て提出したる質問に對し政府委員が口頭を以て答辯する特別質問日を時々設けて居た。參議院には査問權は無い。

此の本來の參議院即ち參議院全體會議は、年度豫算其の他財政問題を審議する關係上、豫算の決定並に政府の施政方針の決定に對して可なり、大なる勢力を有して居たが、最後の決定權はオランダの立法權にあり、從て國民參議院は開設當初に比し相當其の權限を強化したとは云へ、依然として諮問機關の域を脱して居なかつた。

(備考) 以上が參議院全體會議の權限であるが、本權限は大部分復述の同院代議委員會(常任議員會議)に委任せられて居た。

10 代議委員會

(一) 組織 本委員會は、國民參議院をして常時其の權限を行使せしめんが爲、議員中より小數の委員を選出せしめ、之に全院の職務の大部分殊に可なり廣範圍に互る立法權を委任し、以て翼賛の機能を發揮せしむる目的を以て組織せられたもので、一名常任委員會又は小參議院とも稱せられた。此の小參議院なる名稱に對し本來の國民參議院は全體參議院又は大參議院と呼ばれた。

委員數は十五名で、毎四年即ち改選毎に新參議院の成立後十四日以内に四名の議員で一名を選挙し、委員長は參議院議長が兼務する。選挙に關する詳細は一九二七年の代議委員會選舉條令に規定せられてゐた。

(三) 委員の待遇 代議委員は議員として月額百七十五ギルダーの歳費並に旅費滞在費の外月額八百ギルダーの委員手當を支給せられ、其の上更に八百ギルダー以上の収入損失に對し月額最高四百ギルダーの賠償を受ける事が出来た。

(備考) 代議委員の缺席防止策として一會議に缺席する毎に四十ギルダーを控除する事になつて居たが、此の控除額は月額最高二百ギルダーを超える事が出来た。又本職を免ぜられ又は休職となつた官吏は代議委員たる間は待遇俸又は休職俸を支給されず、又特別の場合の外は國庫より俸給を支辨する、官職に就く事が出来ない。

三 會議

小參議院と稱せらるゝ代議委員會は、大參議院に於けると同様に概ね公開せられたが、大參議院會議と同時に開催せらるゝ事はない。用語は普通オランダ語であるがマライ語の使用も許されてゐた。政府委員(不可侵權を有す)は總督の名に於て説明を行ふが、彼等は如何なる場合に於ても自己の意思を發表する事は許されなかつた。

四 權限

本委員會は原則として左の權限を有する。
イ 發議及修正權を含む總督令の立法權
ロ 總督が決裁を與へざる場合自己の提出せる總督令案を撤回する權限

ハ 緊急の場合總督と共に緊急總督令を制定する權限

ニ 立法に關し凡ゆる準備行動を爲す權限

大參議院の開催されざる場合諸議院に質問權を行使する權限
代議委員會の權限に屬せざるものは、總て本來の國民參議院に保留されて居た。即ち左の如くである。

イ 豫算の決定

ロ 借款の締結

ハ 法律及一般行政法案に關する意見書の提出

ニ 議事進行規定の制定

ホ 新選議員の信任狀の審査

等は何れも大參議院會議に於て行ふ事になつてゐた。尙參議院は多數決

を以て總督令案の審議を代議委員會に委任せず、自らの審議に保留する事の出来る保留權を有し、重要案件と認むる時は屢々本權限を行使した。然し乍ら大參議院に於て審議を保留する議案も總督に於て代議委員會に諮問したる後、參議院の參集を待つを得ざる程緊急制定を要すと判斷せる時は、審議は代議委員會に於て行はれた。

第四節 司法

一 法律の適用區分

舊蘭印に於ては、法律の適用は民族別に左の如く區分せられて居た。

1 刑事法

刑法に於ては、一九一八年までは原住民刑法及歐人刑法とに分れて居たが、同年オランダの刑法と殆ど同一の蘭印新刑法が實施せらるゝに及んで差別待遇は撤廢せられ、民族の如何を問はず一律に適用せられて居つた。

刑事訴訟法は、歐人に對してはオランダ法に準據せる所謂刑事訴訟法が、又一般原住民に對しては別にジャワに適用せらるゝ原住民法規 (Indische Reglement) 及外領に適用せらるゝ外領法規 (Rechtsreglement voor de Buitengewesten) なるものが設けられて居た。此の兩法規は刑事訴訟法であるのみならず、民事訴訟法をも規定するもので、同時に原住民民事訴訟法でもあるのである。尙之は東洋外國人にも同時に適用せられるが、民事訴訟に關する限り彼等は歐人法の適用を受けた。

2 民事法

歐人に對しては東印度の特殊事情により若干異なる點はあるが、概ねオランダ法に準據せる民法及商法・破産法が適用せられ、是等は同時に支那人にも適用せられた。原住民に對しては別に成文法なく彼等の宗教及慣習を結び付けた所謂慣習法 (Adatrecht) が適用せられた。此の慣習法は又支那人以外の東洋外國人にも適用せられた。

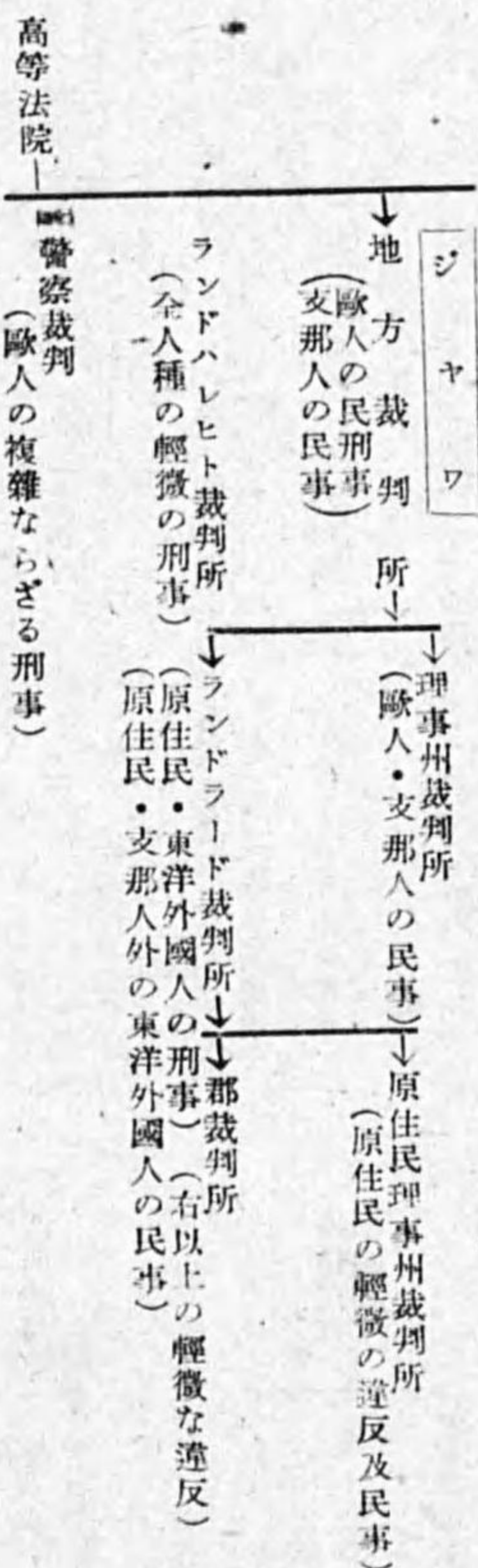
又民事訴訟法に就ても、歐人に對しては本國法に準據せる民事訴訟法が適用せられたに反し、原住民に對しては前掲の原住民規程が適用され、東洋外國人は總て歐人民事訴訟法の適用を受けた。

前記慣習法は地方により著しく其の趣を異にし、從て全舊蘭印を同種の慣習法を有する區域別に、例へば西部ジャワ、中部ジャワ、アチエー、ミナンカバウ、ボルネオ、ミナハサ等の各慣習法區に區分して居た。慣習法は夫自身法律としての權力を有するものでなく、從て法典と云ふ事は出来ない。

尙原住民及支那人以外の東洋外國人のグループに對しては、社會的必
要が之を要求する時は、歐人法を適用する事が出来又彼等は個人的にも
全般的又は或る特定の法律上の取扱に關し、歐人民法及商法の適用を受
ける權限を有して居たが、少數の原住民商人特にマライ人及アラビヤ人
が此の權限を利用して居たのみで、大部分の者は依然として慣習法を固
執して居た。

二 裁判區分

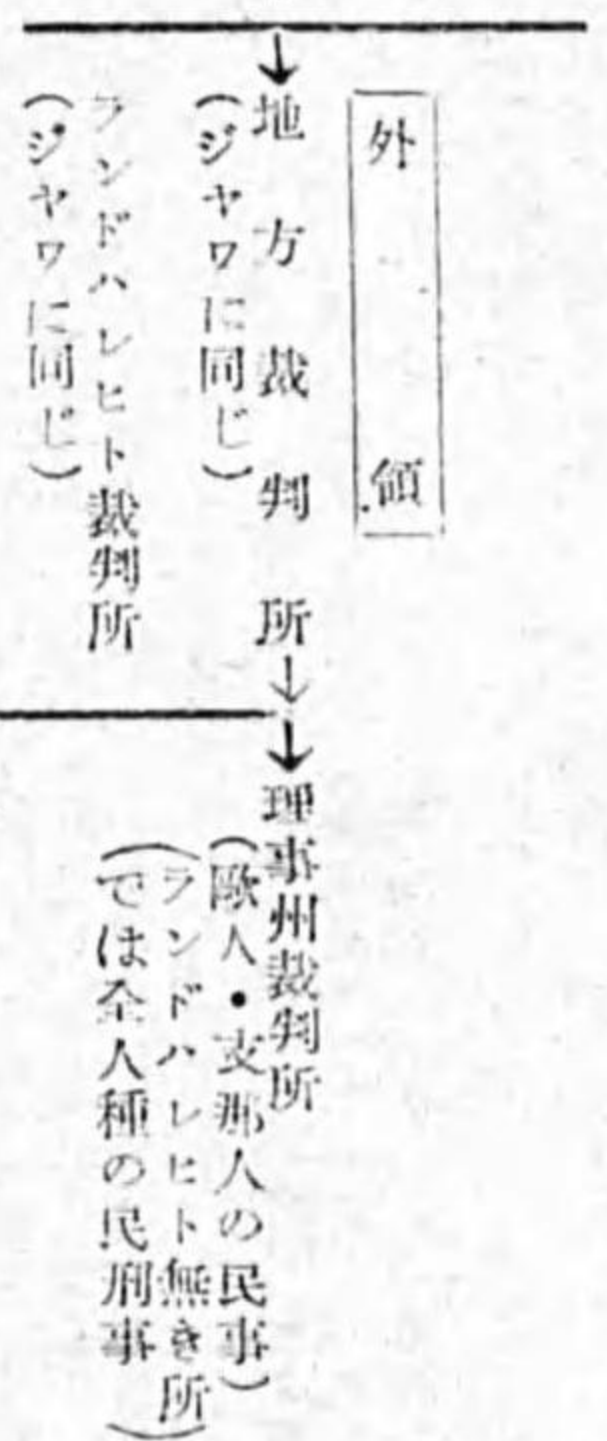
舊蘭印に於る裁判は、國王の名に於て行はるゝ政府裁判 (Gouvernement-
ents rechtspraak) と行政方面に於る自治領の自治の如く裁判權が原住



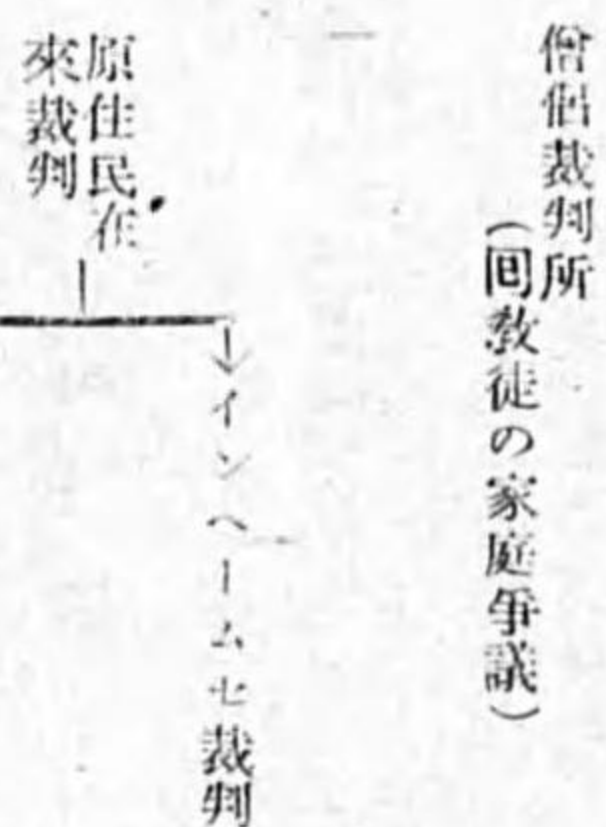
民に認められて居る所謂原住民在來裁判とに分れた。其の地域的區分は前者が直轄地たる自治領たるを問はず舊蘭印全地域に於て行はるゝに反し、後者は外領の自治領並に直轄地の一部に於て行はれるのみであつた。從て此の兩者間の區別は直轄地及自治領との行政區分と一致するものでなく、即ち自治領域に於ても政府裁判が行はれる反面に直轄地内に於ても在來裁判が行はれたのであつて、法の適用區分と相俟て頗る錯雜してゐた。

而して原住民在來裁判も亦自治領行政と同様に、原住民の自由に放任せられて居たのではなく、民刑共在來法の運用が彼等の迷信的神判斷等に左右せられず適正に行はれ、且つ行政官が極めて直接的に訴訟事件に關係せざる様嚴重監視せられてゐた。

右の兩種裁判の内、政府裁判は更に人種別に歐人裁判・原住民裁判及全人種に對する裁判に、原住民在來裁判は自治領裁判及自治領以外の在來裁判に分たれてゐた。尙此の外にジャワにはコーランの教義に則り回教徒間の係争を裁判する宗教裁判なるものがあつたが、これ亦原住民在來裁判と同様に政府裁判即ち國王の名に於て行はるゝものでは無く一種の慣習裁判であつたのである。是等各種裁判區分を系統的に示せば左の如くである。



（原住民・東洋外國人の刑事）
（原住民及支那人外の東洋外國人の民事）



歐人裁判所・高等法院・地方裁判所・警察裁判所・理事州裁判所
全人種に對する裁判所・ランドハレヒト裁判所
原住民裁判所・ランドドラード裁判所・原住民理事州裁判所・郡裁判所
原住民在來裁判所・インヘームセ裁判所・自治領裁判

三 裁判所

裁判所には舊蘭印全體を管轄區域とするものと、地方的のものとがあり、前者に屬するものは高等法院のみで、地方裁判所・ランドハレヒト裁判所・理事州裁判所・ランドドラード裁判所・原住民理事州裁判所・郡裁判所・僧侶裁判所等は後者に屬してゐた。

1 高等法院 (パタビア)

本院 (Hoogerechtsbank) は二部に分たれ、第一部は刑法に關する事務及刑事事件を取扱ひ、第二部は其の他の總ての事務・事件を取扱ふ。第一部は五名、第二部は四名(何れも部長を含む)の判官より成り、院長は第一の部長に、副院長は第二部の部長を兼務するが院長は必要と認むる時は何時にても第二部の部長となることが出来た。各部の組織は恒久的のものでなく毎年一二月に更新せられ、各部は所管裁判に關し下級裁判所

審に於てなされたる判決に對する上告

(三) 再審

地方裁判所が刑事事件に關してなしたる總ての確定判決(但し被告が完全に無罪の判決を受けたる場合を除く)

四 判決の破棄

(1) 檢事總長が官職上法律擁護の爲め地方裁判所・理事州裁判所・ランドハレヒト裁判所・ランドドラード裁判所及ランドドラード裁判所長のなせる民事事件に關する總ての判決及處分にして、確定せるものに對し申請せるもの(但し被告が證據不十分の故を以て無罪の判決を受けたる場合を除く)

(2) 地方裁判所が第一審たると同時に終審たる民事事件及裁判所構成法第九條第三項所掲の終審たる刑事事件並に司法權に關する係争事件に對しなしたる判決及處分にして、當事者が破棄を申請せるもの(但し刑事事件にして被告が證據不十分の故を以て無罪となりたる判決を除く)

(3) 地方裁判所が第一審たると同時に終審たる裁判所構成法第九條第三項所掲の刑事事件に對してなしたる判決及處分に對し當事者が破棄を申請せる場合(但書は前文に同じ)

2 地方裁判所

地方裁判所は特別の場合を除き總ての事件を三名の判官即ち合議裁判を以て判決處分するが、一九三二年以來本裁判所が第一審に於て取扱ふ簡單なる歐人刑事事件を裁判する單獨なるものが設けられて居た。此の單獨部の判官は高等法院長により本裁判所の判官中より任命(任期二年)又は本裁判所管内の理事州裁判官中より總督が政府條令を以て指名せられ、警察裁判官と稱せられた。此の警察裁判に於ては、總督により

を監督する。高等法院は治安關係事件に付ては六名、判決破棄の場合は五名、其の他の總ての場合には三名の判官を以て判決を行ひ、左の事件を取扱ふ。

- (一) 第一審にして同時に終審たる裁判
- (1) 地方裁判所又は單獨裁判を行ふ歐人裁判官により裁判が拒絶せられ、又は是等のものにより裁判の終結が不當なる方法を以て延引せられたる總ての民事事件
- (2) 評議員・會計検査官・國民參議院議員及司法官の在職中に於る犯罪及違反
- (3) 司法官及裁判所構成法第一六二條所掲開會間の司法權に關する總ての民事係争事件
- (4) 當事者が同意したる場合上告せられたる總ての民事係争事件
- (二) 上告審
- (1) 民事事件に於る地方裁判所の判決にして上告し得るもの
- (2) 外領に於る理事州裁判所となしたる民事事件の判決にして上告し得るもの
- (3) 要求額五百ギルダー又は夫以下ならずと思考せらるる場合第一

指名せられたる副理事官相當以上の法科出身の一般行政官も亦檢事の職務を執行した。警察裁判官は刑罰一年以上の事件を處理する權限なく、此の場合には地方裁判所に移管された。

地方裁判所は戰前ジャバに於てはパタビア、スマラン及スラバヤの三箇所、外領に於てはスマトラのメダン、パダン、セレベスのマカッサルに設置せられ、其の管轄區域は左の如くであつた。

- パタビア地方裁判所—西部ジャバ省及ラムボン、パレムバン、ジャムビ、パンカ、ピリトン、西部ボルネオの各州
- スマラン地方裁判所—中部ジャバ省及ジョクジャカルタ、スラカルタの各州
- スラバヤ地方裁判所—東部ジャバ省、バリ・ロムボク及南ボルネオの兩州
- メダン地方裁判所—スマトラ東海岸、アチエー、リオアの各州
- パダン地方裁判所—スマトラ西海岸、タバヌリ、ペンクレンの各州
- マカッサル裁判所—

(一) 第一審

- (1) 裁判所構成法第一一六條所掲の事件を除き、歐人及同待遇者、支那人及事件關係法律に關する限り自由意志に基き又は法律を以て對歐人法規の適用を受ける原住民・支那人以外の東洋外國人に對して提起せられたる總ての民事訴訟
- (2) 當事者の人種如何を問はず捕獲物、海上及海濱拾得物に關する總ての係争事件(以上の判決に對しては要求額五百ギルダー以下ならざる事明かなる時は高等法院に上告する事を得)
- (3) 刑法第三一五條所掲の輕微な侮辱罪及同法第三五二條第一項、第三六四、第三七三、第三七九、第三八四、第四〇七第一項及第四八二の各條所掲の犯罪を除き、歐人及同待遇者の犯せる總ての犯罪及侯、村長の犯したる總ての犯罪

- (4) 被告の人数如何を問はず刑法第三二四乃至三二七條、第三九六乃至四〇〇條、第四〇二、第四三八乃至四四七條及第四五〇及第四五一の各條所掲の犯罪
 - (5) 歐人及同待遇者の犯せる違反にして其の裁判がランドラード裁判所に委任せられ居らざるか又は高等法院の裁判に附する事を要せざるもの(上記(3)(4)(5)所掲の判決は、高等法院の再審に附する事を得)
- (二) 第一審にして同時に終審たる裁判
- (1) 管轄區域内に於る下級司法當局間に起りたる裁判権に關する係争
 - (2) 控訴されたる總ての訴訟、但し當事者が控訴の取下げを聲明するも和解を許されざる事件
 - (3) 第一審に於てバタバ、スマラン及スラバヤ各地方裁判所管轄區域内のランドラード裁判所の裁判に附するべき控訴し得る總ての係争にして、當事者の合意によりバタバ地方裁判所に控訴せられたるもの
- (三) 再審
- 被告が無罪となりたる判決を除き、ジャワのランドラード裁判所及ジャワの地方裁判所の管轄に屬する外領の一部に於てされたる刑事事件に關する總ての確定判決、但しジャワに於る判決に關しては被告又は檢事の申請ありたる場合に限り、又外領に於る判決に關しては裁判所長が司法官に非ざる場合に限る
- (四) 控訴審
- (1) 理事州裁判所となしたる民事事件の判決にして控訴し得るもの
 - (2) バタバ、スマラン及スラバヤの各地方裁判所の管轄區域内のランドラード裁判所によつてなされたる民事事件の總ての判決にして要求額が百ギルダー又は夫以下ならざるもの(バタバ地方裁判所には特に本裁判の爲所謂第三部なるものが設けられ

裁判官は重要都市に於るものはランド裁判官と稱する司法官であるが、然らざるものは行政官たる副理事官であつた。本裁判所は左の裁判を司る。

- (1) 第一審たると同時に終審たる裁判
 - 人種の如何を問はず裁判所構成法第八八條による郡裁判所又は原住理事州裁判所の所管以外の、特定物品の沒收を伴ふと否とに拘らず、最高三箇月の禁錮又は最高五百ギルダーの罰金に處すべき總ての違反にして、其の裁判が他に命ぜられ居らざるもの
 - (2) 刑法三五二條第一項、第三六四、第三七三、第三七九、第三八四、第四〇七條第一項及第四八二の各條所掲の犯罪及同法第三一五條所掲の輕微の侮辱罪
- ランドハレヒト裁判所の判決は、法律擁護の爲以外には破棄を許されない。
- 4 理事州裁判所 (De Residentiegericht)
- ジャワに於るものと外領に於るものは若干趣を異にし、ジャワに於てはランドラード裁判所の設置せられて居る所には同時に本裁判所が併設されて居り、裁判官は一名で、司法官ではあるが専任ではなく、本裁判所の存在する地方を管轄するランドラード裁判所長が之を兼務し、他の職員も亦同様である。本裁判官の故障・不在及缺員の場合には、司法部長官は其の職務を總督の名に於て一時他の司法官に命ずる権限を有した。又本裁判所の管轄區域は、總督に於て他に決定せざる限り、其處に設置せられて居るランドラード裁判所のそれと同様に原住理事州で、左の裁判を取扱ふ。

- 第一審
- (1) 裁判所構成法第一二五條所掲の場合を除き、同法第一一六條(a)乃至(b)所掲の民事訴訟にして、ジャワに定住所・指定住所又は實際の滞在所を有する歐人及支那人並に斯る住所・滞在所を有すると共に訴訟關係の法律に關する限り法律により、又は任意

て居た。

3 ランドハレヒト裁判所

本裁判所 (De Landrecht) は從來の警察裁判制度の改革により新たに組織されたもので、被告の人数如何を問はず輕微なる刑事事件(主として違反事件)を取扱ひ、其の判決に對しては控訴は許されない。本裁判所はジャワに多いが、外領には餘りなく、左記各地に設立せられて居た。

- 西部 ジャワ省—セラ、バタバ、メステル、コロネリス、ブルワカルタ、ボイテンゾルグ、スカプミ、バンドン、ガルー、タシクマラヤ、チエリボン、インドラマユ
- 中部 ジャワ省—ベカロンガン、テガル、スマラン、サラテガ、ケンダル、クドス、ジャバラレムバン、プロラ、ブルボリンゴ、ブルウオケルト、ウオノソボ、ブルウオレジョ
- 東部 ジャワ省—スラバヤ、モジョケルト、ボジョネゴロ、トゥバン、グリセー、マデウン、パチタン、ケデリ、ンガンジョク、ブリタル、トルンアゲン、マラン、バスマラン、プロボリンゴ、ボンドウオン、バニユギ、バンカラン、バメカサン
- スマラカルタ州—スラカルタ、スラーゲン、ウオノギリ
- ジョクジャカルタ州—ジョクジャカルタ、ウオノサリ
- スマトラ東海岸州—メダン、プマタンシアンタル、キサラン、ピン
- ジャイ
- スマトラ西海岸州—バダン
- セレベス州—マカッサル
- ニユーギニア—ホーランドア (北ニユーギニア) 、ファタファク (南ニユーギニア)

- (2) 金額の多寡及當事者の人種如何を問はず、勞働契約に關する總ての訴訟。

以上の判決に對しては地方裁判所に控訴する事が出來た。外領に於ては本裁判所は理事州の首府及其他に設置せられ、ジャワの夫と異り、刑事事件をも取扱つた。ランドハレヒト裁判所の設置せられ居る所を除き左の裁判を行ひ、裁判官は概ね同一地に設置せられて居るランドラード裁判所の所長が之を兼務したが、場合によつては理事官、副理事官等の内務行政官が其の任に當り、檢事の職務は理事官の指名する官吏が代行した。

- (一) 第一審たると同時に終審たる裁判
 - (1) 特定物品の沒收を伴ふと否とに拘らず、最高三箇月の禁錮又は最高五百ギルダー以上の刑を科し得ざる歐人の刑事事件にして其の裁判が他の裁判官に命ぜられ居らざるもの及ランドハレヒト裁判所々管の(2)項所掲犯罪
- (二) 第一審
- ラムボン、ボルネオ南東部、西部ボルネオ、チモール、バリ、ロムボク、ジャムビ、リオ、バラムバン、スマトラ東海岸、アチエ、バンカ、ピリトン、メナドの各州(當地に於ては民事訴訟法第二八三條により即時處理する必要ある時は金額の多寡を論ぜず)及テルナテ分州のマノクワリ、ソロン、ヤーベン群島、スハウテン群島、ホーランドアの各副分州及西部ニユーギニアを除くモルツケン地方に於ては
- (1) 裁判官が司法官なる時は、歐人又は支那人及要求事項に關する限り法律により又は自發的に對歐人民法及商法の適用を受くる原住民又は支那人以外の東洋外國人に對してなされたる要求額千五百ギルダー以内、然らざる時は五百ギルダー以内の民事訴

訟事件

(2) 所掲の者に對してなされた要求額千五百ギルダー以上及五百ギルダー以上の民事訴訟、但し當事者の合意したる場合に限る尚、スマトラ西海岸、タバニリの兩州に於ては、歐人に對する民法及商法の適用を受けざる支那人以外の東洋外國人に對する

(1) 所掲の訴訟を取扱ふ

外領の理事州裁判所の判決に對しては、裁判官が司法官たる否とにより、要求額が二百五十ギルダー以上及七十五ギルダー以上なる時は地方裁判所に控訴することが出來た。

5 ランドラード裁判所 (Landraad)

本裁判所は支那人の民事事件(歐人裁判所の裁判を受ける)を除き、原住民・東洋外國人に對する日常一般(民事共)の裁判所でジャワに於ては首都に一つしかないジョクジャカルタ州を除き、總ての原住民理事州の首都及其他數箇所に又外領に於ては分州の首都其他主要地至る所に設置せられて居た。ジャワに於ては、管轄區域は原則として本裁判所所在の原住民理事州であるが、同州内に二箇所以上設置されて居る時は、管轄區域は總督令を以て定められた。

本裁判所は、ジャワに於ては所長たる一名の司法官と所員たる原住民理事官及總督により指名せらるる原住民勢力者より構成せられ、總督は必要なる場合副所長を置くことが出來、又裁判上必要な時は特に司法官たる臨時所長を任命することが出來た。外領に於ては司法官たる所長の外は下級職員が居るのみで、又當地に於ては、分州の行政官が所長の職務を執行した。

裁判は、ジャワに於ては所員二名、原住民檢察事(Dialoと稱する)書記の出席を要するが、外領に於ては所長と原住民檢察のみで行ふ。又同教徒の事件に關しては同教僧侶長の出席を要し、左の裁判を行ふ。

(一) 第一審

(1) 原住民及支那人以外の東洋外國人に對してなされたる總ての民

因に、一九三一年に此の種裁判制度は根本的に改革せられたが、實施せらるるに到らなかつた。此の新組織によれば、名稱はバンゲル裁判所 (Pangrehogerecht) と改稱せられ、管掌事項も亦家族問題にのみ限られ遺産争議及原住民子女に對する後見人の設定はランドラード裁判所に移管せられることになつて居た。

尙バタビアにイスラム教法院 (Het Hof van Islametische Zaken) が設置せられて居り、其の管轄區域は全ジャワであつた。本法院は僧侶裁判所の總ての判決に對する控訴裁判並に僧侶裁判所相互間の權限に關する係争を裁判する爲一名の院長と二名の所員及書記より成り、三名(所長を含む)を以て判決又は處分を行つた。僧侶裁判所及其他の裁判官間の權限に關する係争は總督により裁決せられた。

9 原住民在來裁判 (Inheemsche Rechtspraak)

本裁判は外領に於る直轄地中特に法律を以て又は暗黙裡に原住民自ら彼等独自の裁判をなすことを許されて居た地方及原住民自治領に行はれたもので、直轄地に於るものはインヘムセ裁判 (Inheemsche Rechtspraak)、自治領に於るものは自治領裁判 (Zelfbestuurrecht) と稱せられ、左の裁判を行ふ。

- (一) 民事事件に關しては、訴人の何人たるを問はず本裁判の行はるる地域内に居住する原住民に對しなされたるもの
- (二) 刑事事件に關しては、前項所掲區域内に於て同區域内居住住民の犯したる犯罪

然し乍ら、此の種裁判權は徐々に縮小せられ、ランドラード裁判所に移管せられつゝあつた。

裁判は一般立法者即ち政府、理事官又は自治領主の定むる規定に準據し、副理事官・内務監督官等の歐人行政官を指導者として其の土地の原住民有力者によつて行はれた。

四 司法要員

東印度 政治

事々件にして除外せられ居らざるもの

(2) 歐人裁判所の裁判すべきものを除き、原住民及東洋外國人の總ての刑事事件

(二) 控訴 (ジャワのみ)

原住民理事州裁判所の判決にして控訴し得るもの。

6 原住民理事州裁判所 (Regentschapsrecht)

ジャワにのみ設置せられ、原住民の輕微な違反事件及民事訴訟を取扱ふもので、各原住民理事州に設置せられて居た。

本裁判所の裁判官は行政官たる原住民理事官又は其の職を代行するパテで、輔佐役として同教僧侶長及ヂャクサ(檢察の役をなすもの)等がある。裁判は原住民理事官又はパテ單獨にて之を行つた。

7 郡裁判所 (Districtrecht)

ジャワの各郡にのみ設置せられ、裁判官は行政官たる郡長(ウキドノ Wokono)之を兼務し、原住民理事州裁判所に於て取扱ふものより更に輕微な違反事件を取扱つた。

8 僧侶裁判所 (Priesterrecht)

之もジャワにのみ設立せられ、ランドラード裁判所に併設せられて居た。裁判官はランドラード裁判所の所員たる同教僧侶長又は同教僧侶 (Hoofdinghoelke 又は Panghehoe) を所長とし、總督又は省知事の任命する最小限三名、最高八名の同教僧(所員)より成る。判決には所長を含み三名以上出席することを要し、投票の多數を以て判決し、投票同數の場合は所長の投票を以て決定した。

本裁判所は慣習法の適用を必要とする原住民同教徒の夫婦間の紛争及婚姻・相続權・離婚等の民事のみを裁決するものであるが、金錢の支拂、特定財貨の引渡を要求する總ての訴訟は普通裁判所の裁判を受けなければならず(但し結婚の贈物及男が女に支拂ふべき生活維持費に關するものは本裁判所に於て處理せられる)、又前記の如き係争にして蘭印民法の適用を受べきものも同様であつた。

舊蘭印に於る司法要員は概ね左の三つのグループに分けることが出來た。

1 有資格司法官

是等のものは、一部はオランダより派遣せられ、一部はオランダの大學又はバタビア法科大學出身の東印度出身法律家中より任命せられ、概ね歐人裁判を司り、終身官たることは我が國と同様である。

2 下級司法官

以前のバタビア法律學校出身者で、左の官職に任命せられ、概ね原住民裁判を司つた。

- (一) 各裁判所附官吏
 - (二) ランドラード裁判所の檢察事
 - (三) ランドラード裁判所の所員
 - (四) ランドラード裁判所副所長・所長又は特別所長
 - (五) ランドラード裁判所の裁判官又は其の特別裁判官
- 3 書記
- 有資格書記は、國王の名に於て裁判の行はれる裁判所の書記に、又無資格の書記は、歐人式小學校卒業者又は下級文官試験合格者中より任命せられ、原住民在來裁判所の書記となつた。

第五節 行政

一 中央行政

1 中央行政各部 (Departementen van Algemeen Bestuur)

中央行政事務は司法・財務・内務・教育宗教・經濟・交通土木・陸軍・海軍の八部 (Departement) に分掌せられ、各部の長官は軍部の部長官を除き、何れも總督により任命せられ、軍部の部長官は國王の任免する各司令官が之を兼務することになつて居た。各部長官の職務權限は、海軍の軍政關係を除くの外總督により規定せられ、彼等は總督に對し官務

上責任を負ふが、國王に對しては之を有しない。又國民參議院に於て各部豫算及其他の案に關し説明をなす關係上、同院に對し或る程度の政治的責任を有するが、總督の代理者として參議院に出席するに過ぎない故に、實際に於ては斯る責任問題は未だ起つたことがなかつた。然し乍ら、各部長官は實質的に可なり強度の獨立的地位に置かれて居た。即ち政務の複雑化につれ、總督は自ら萬般の政務を總攬する事は到底不可能であり、單に重要事項に就てのみ裁決を下すのみであるからであつた。從て各部長官は單なる技術的事務長官と云ふよりも寧ろ總督の顧問としての色彩を多分に有するものであつた。

前記八名の部長官は、オランダの閣議に相當する部長官會議を構成してゐた。本會議は總督の常設諮問機關で、必要な時は何時でも開催せられ、議長は總督により指名せられた。本機關は政府の施政方針の運用の統一を圖る意味に於て重要性を有するものであつた。然し乍ら此の施政方針は總督に於て不斷に植民大臣と協議の上決定するものであり、從て部長官會議は自ら施政方針を決定する國の閣議の如き政治的重要性は持たなかつた。

又各部長官は、總督の議長たる評議院の重要會議、例へば年度豫算編成準備會議等に召集せられ、尙其の他の會議に於ても、其の部關係の議案が上程される場合には事前通告の後出席することが出来た。

此の場合部長官は單に説明役たるに過ぎないが、斯る機會を通じて總督・評議院及部長官間の緊密なる連絡、完全なる協力が圖られて居たのである。

2 各部分掌事務

前記各部の所管事項は左の如くである。

- (一) 司法部
 - (1) 裁判所職員・辯護士及検事・執達吏・公證人・通譯等司法關係人事
 - (2) 遺産及破産管理並に後見

- (3) 外國旅券
 - (4) オランダ人及外國人の入國並外國人勞働者の採用に對する監督
 - (5) 東印度及其の一區域よりの追放並に居住區域の指定
 - (6) 刑務所
 - (7) 司法統計
 - (8) 特赦・大赦・宥免等に關し總督に對する説明
 - (9) 氏名の變更及氏名採用並に法人及株式會社に關する請願
 - (10) 歐人規定の適用を受けざる者に對する本規定の適用聲明
 - (11) 歸化請願
 - (12) 民法・商法・刑法其の他之に關聯し且つ一般に司法に關係を有する條令
 - (13) 外國居住者に對する令狀執行及審理の移管
 - (14) 海濱拾得物
 - (15) 奴隸及人質
 - (16) 外國人の引渡
 - (17) 新聞の取締
 - (18) 結社及集會の取締
 - (19) 勞務協調及勞働監督
 - (20) 指紋
 - (21) 歸女子賣買及猥褻出版物の防止
 - (22) 感化
 - (23) 教化
 - (24) 免囚保護及救貧
 - (25) 土地臺帳
 - (26) 工業所有權
- (三) 財務部
 - (1) 收入支出に關する一般監督
 - (2) 財政管理及國費の效果的使用の勵行

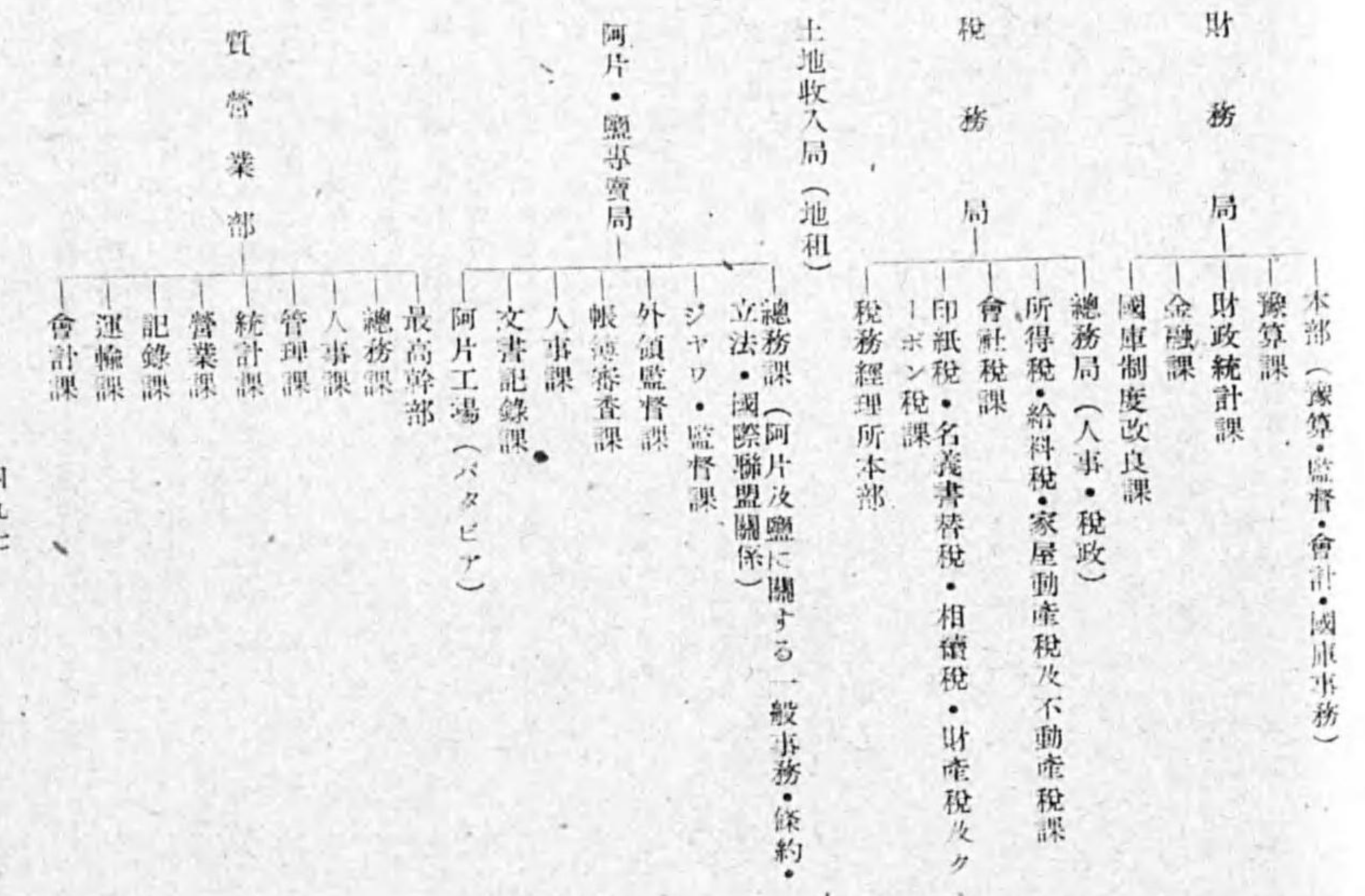
- (3) 財政統計
 - (4) 一般豫算の編成
 - (5) 他部の所管に屬せざる收支豫算の作成
 - (6) 他部の所管に屬せざる豫算の實行
 - (7) 一般收入決算の編成
 - (8) 他部の所管に屬せざる收入決算の作成
 - (9) 銀行及貨幣
 - (10) 流動及固定負債の管理
 - (11) 國庫の管理及補填
 - (12) 俸給委員の所管に屬せざる俸給關係事項
 - (13) 其の他官吏に關する一般事項(恩給立法を含む)
 - (14) 文官、特種學校教職員及非オランダ人文官未亡人に對する恩給
 - (15) 他部の所管に屬せざる政府の監督下にある恩給基金
 - (16) 政府の會計事務
 - (17) 阿片及鹽專賣並に阿片及鹽の製造並に包裝
 - (18) 官營實業
 - (19) 輸出入税及消費税
 - (20) 他部の所管に屬せざる租税及財源
 - (21) 公賣
 - (22) 土地收入
 - (23) 旅行
- (二) 内務部
 - (1) 內務行政
 - (2) 原住民自治行政及原住民村落共同體
 - (3) 地方分權法の實施
 - (4) 地方分權法により設置せられたる地方行政管區及省並に蘭印立法行政法第一二一條により設置せられたる獨立團體(原住民理事州及都市)に對する監督

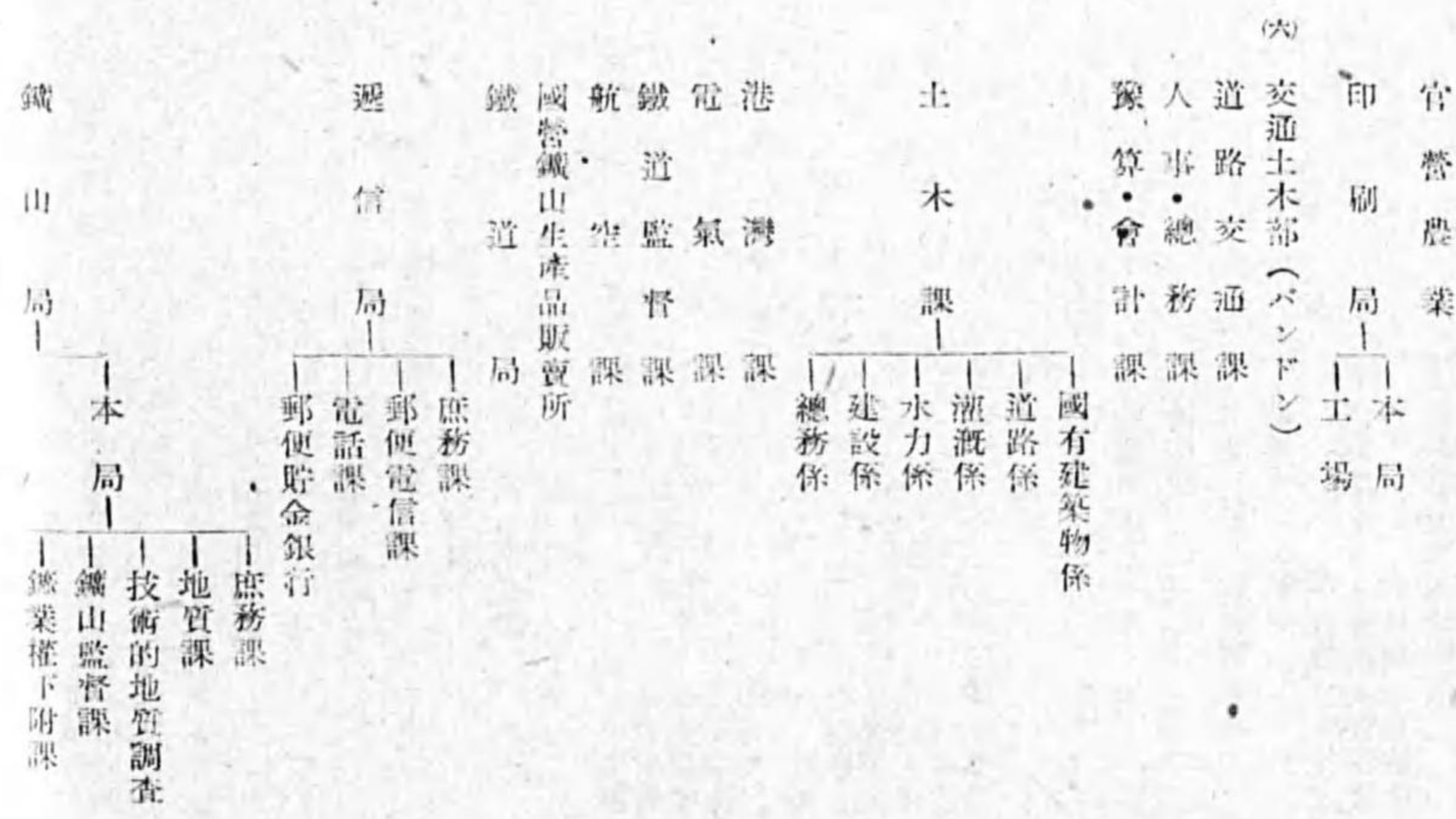
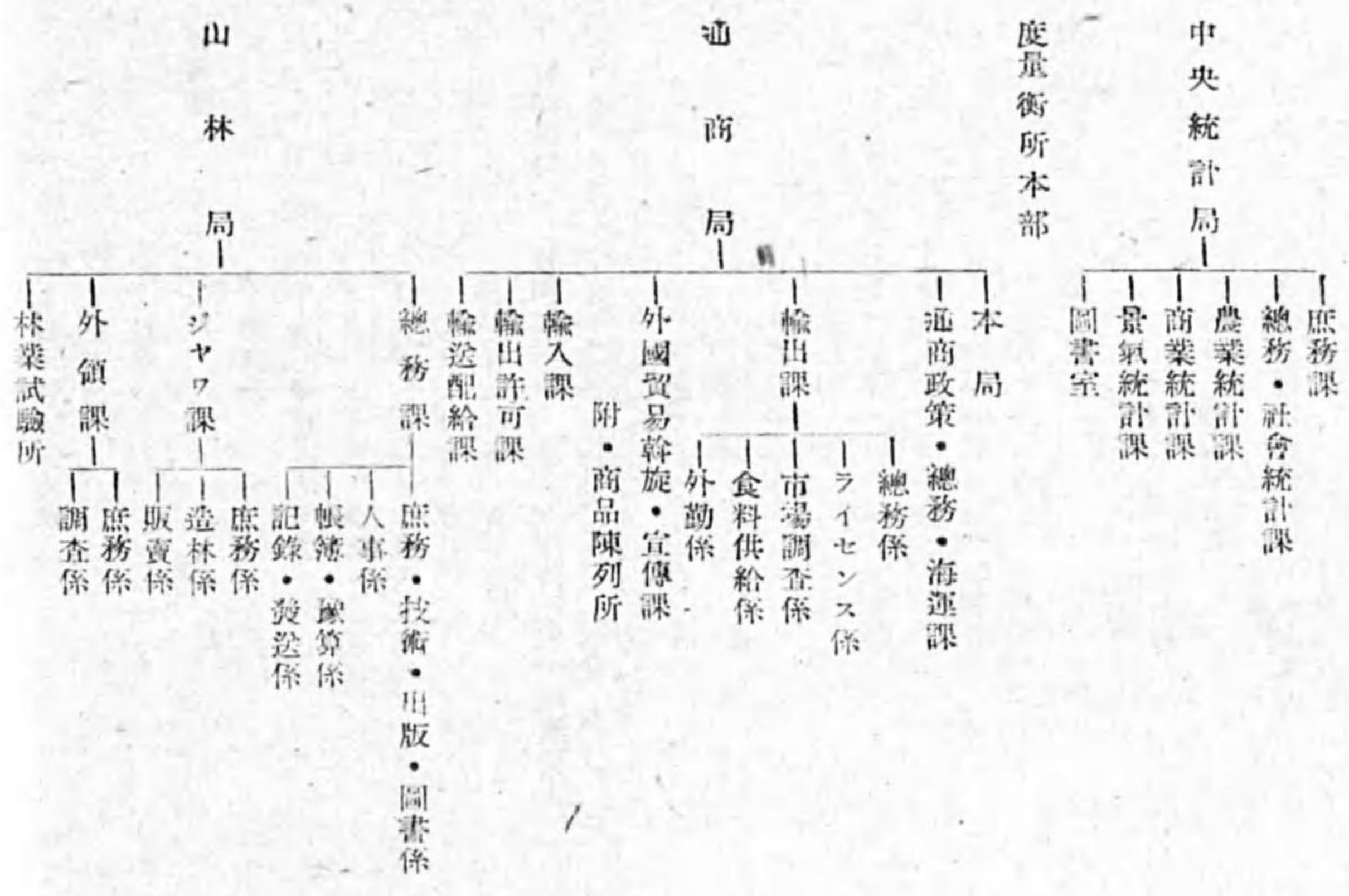
- (5) 當該立法により總督に命ぜられたる範圍に於る行政改革關係立法の適用への干與
 - (6) 自己の財源を有する地方によりて計畫されたる事業の爲土地收容令第五條による收容權及第七條所掲の一般利益の爲にする收容權の行使
 - (7) 東亞關係事務
 - (8) 庶民金融
 - (9) 工場及事業設立に關する規定の適用
 - (10) 移民
 - (11) 原住民ゴム制限
 - (12) 防空
- (四) 教育宗教部
 - (1) 特に他部の所管に屬せしめられ居るものを除く教育一般
 - (2) 宗教、宣教師の入國許可、メツカ巡禮
 - (3) 國民衛生に對する監督
 - (4) 考古學
 - (5) 原住民事務局に對する行政上の協力
 - (6) 藝術及科學
 - (7) 有益なる圖書の刊行及語學・地理學及民族學の獎勵
 - (8) 國民教化
 - (五) 經濟部
 - (1) 農業・園藝及漁業の指導、植物検査
 - (2) (1)所掲の指導に必要な自然科學及經濟方面に於る諸般の調査研究(栽植作物の病蟲害の豫防防遏に關する研究を含む)
 - (3) 他部の所管に屬せざる純科學的研究並に天然資源及野生動物の保護
 - (4) 獸醫學的研究及監督
 - (5) 林業

- (6) 農學・獸醫學及林學教育
 - (7) 工業指導、領内大小工業の振興、政府及商工業の爲の化學的並に技術的研究
 - (8) 領内及領外に於る取引調査、商業指導及商業政策の處理
 - (9) 領内商業特に原住民産業の經濟組織の發達
 - (10) 特殊の場合裁種企業、工業に對し執るべき處置
 - (11) 東印度及隣接諸國に於る官用品の配給
 - (12) 度量衡
 - (13) 國營印刷局
 - (14) 官營農業
 - (15) 貿易統計及其他統計資料の蒐集
 - (16) 沿岸漁業許可書の發行、眞珠貝・眞珠母貝・海鼠及海綿採取權の租賃並に燕巢・蝙蝠糞及龜卵採取權の賃貸又は租賃
- 六 交通土木部
- (1) 交通に關する一般事項
 - (2) 鐵道軌道の敷設・運營並に監督
 - (3) 他に委任又は命ぜられざる範圍に於る車道の敷設・維持及管理
 - (4) 道路交通の監督
 - (5) 港灣の築造・運營並に鋪地・水路の改善・維持
 - (6) 海運に關する經濟問題
 - (7) 民間航空事業への干與並に其の監督
 - (8) 郵便・電信・電話
 - (9) 郵便貯金銀行
 - (10) 電氣
 - (11) 水力工事の建設及運營
 - (12) 他に命ぜられ又は委任せられざる範圍に於る河川其他天然水流・湖沼の管理

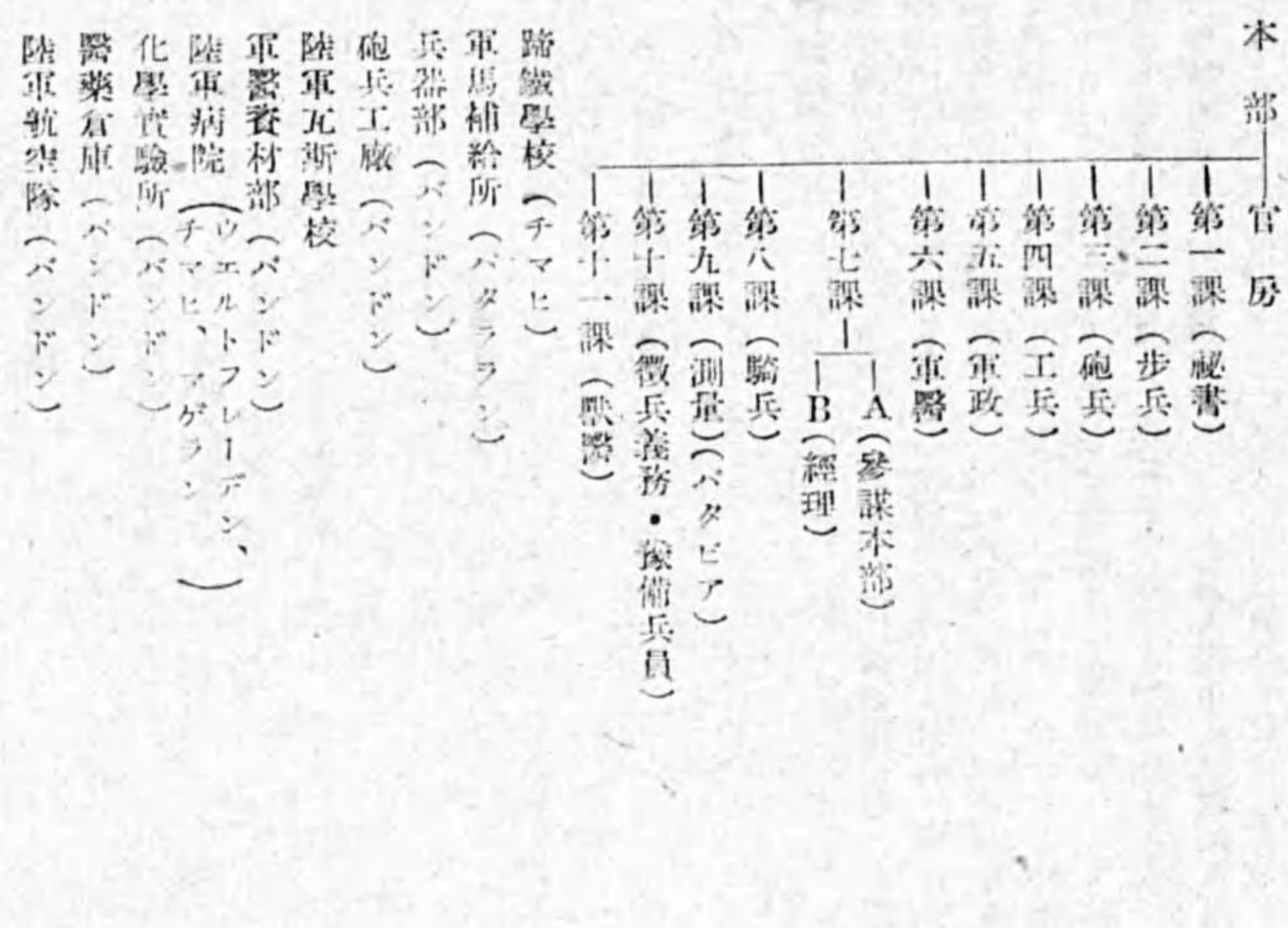
- (13) 他に命ぜられ又は委任せられざる範圍に於る灌漑工事・排水工事及防水工事の建設及運營
 - (14) 特殊規定により當該官署自身に命ぜられ又は委任せられざる範圍に於る非軍部官署用國有造營物の建設・維持及管理並に陸軍部に命ぜられざる海軍部用造營物の建築・維持及管理（但し沿岸燈臺を除く）
 - (15) 軍部以外の官衙用建築物の借入
 - (16) 上下水道其他國民衛生に必要な施設の建設及運營（他に命ぜられ又は委任せられたるものを除く）
 - (17) 公共團體の土木事業の監督
 - (18) 最も廣義の意味に於る鑛業への干與及官營鑛産物の販賣
 - (19) 官營鑛業
 - (20) 官營倉庫の管理
- (七) 陸軍部
- 各部の機構参照
- (八) 海軍部
- (1) 在國印艦隊の乗員及艦船・器材
 - (2) 官有船舶の乗員及船舶器材
 - (3) 海軍施設・海軍蒸氣機關・海軍兵器及貯炭所
 - (4) 航路標識・沿岸燈臺及水先案内
 - (5) 造船
 - (6) 港務
 - (7) 水路測量
 - (8) 磁氣及氣象觀測
 - (9) 醫務
 - (10) 地方廳所屬船舶の乗組員及船舶器材

- (11) 航海許可書及一年間有效の航海免狀
 - (12) 船舶の測定
 - (13) 海運統計の作成
 - (14) 標識料
 - (15) 海軍々政
 - (16) 關印商船の乗組員及船舶の監督
- 3 各部の機構
- (一) 司法部 (パタビア)
- 立 法 課
- A 課 (司法及孤兒・遺產並に破産管理)
 - B 課 (人事及總務)
- 會計課 (豫算・支出・收入)
- 文 書 課
- 勞 働 局
- 婦女子賣買 防止課
- 猥褻出版物 中央指 紋 課
- 刑務局 (刑務所・懲治・感化・免因保護・救貧)
- 土地 臺 帳 局
- 工業所有權 局
- 移 民 局
- 財務部 (パタビア)
- 官房 (總務及立法)
- 人 事 課
- 會 計 課
- 會 計 課
- 官吏制度局 (俸給・人事・官吏統計・恩給立法・恩給・扶助料)
- 東印度...政治

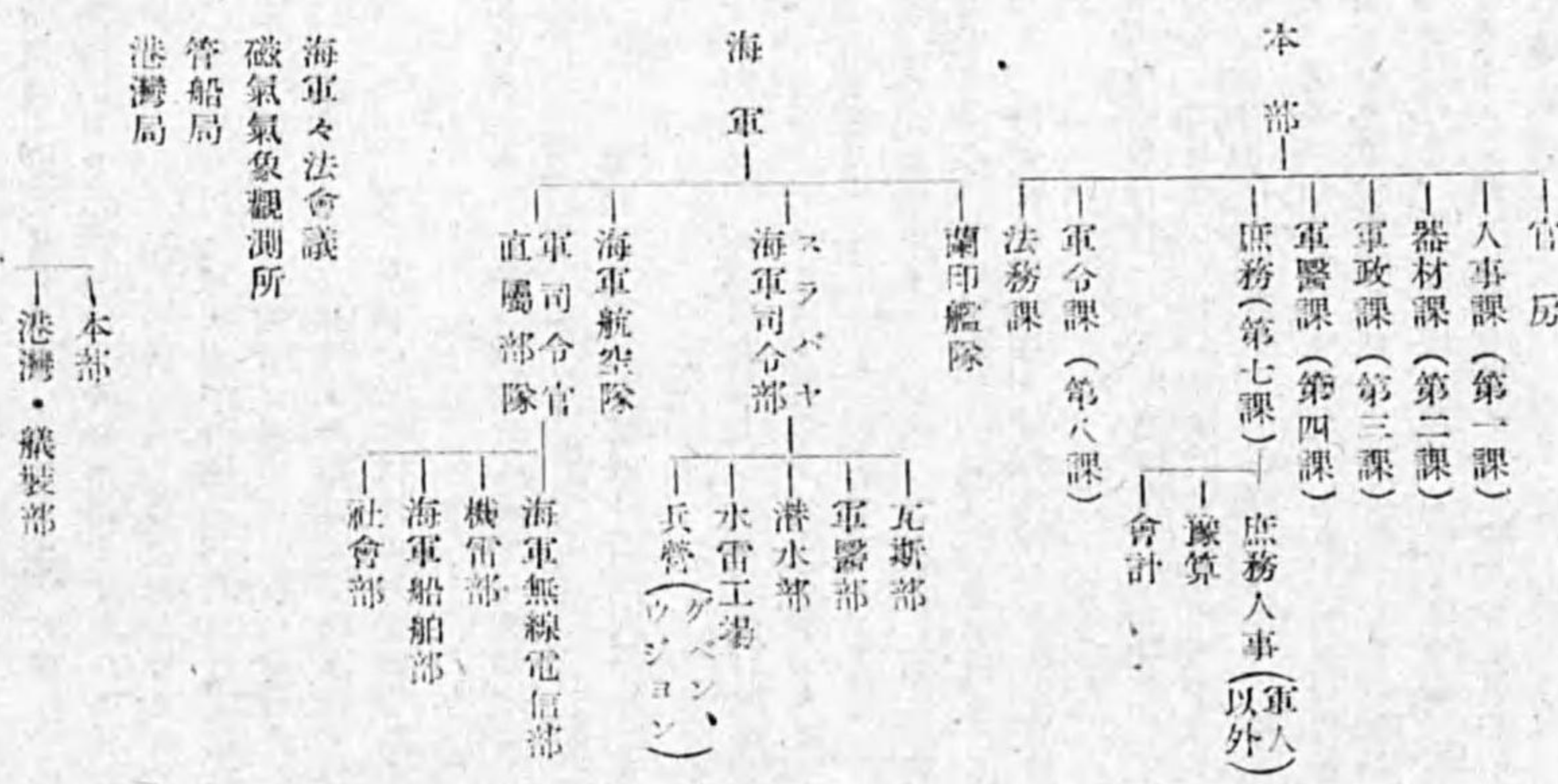




(七) 陸軍部(バンドン)



(八) 海軍部(パタビア)





二 地方行政

1 行政區分

舊蘭印の地方行政は頗る複雑で、政治的には直轄地行政と自治領行政と又人種的には歐人行政・原住民行政及東洋外國人行政に分れてゐた。

(一) 直轄地行政 直轄地行政と云ふのは、侯地、村長領即ち原住民に自治を許容せる地域以外の行政を云ふ。併し乍らジャワと外領とは其の趣を異にし、ジャワには既に地方分権制度が施行せられて居たに反し、外領は未だ之が實施を見るに到らず、單に政治産業の中心たる主要都市又は比較的文化的程度高き地方のみが夫々都市又は地區自治團體等に指定せられて居たに過ぎず、大部分は未だ政府の直接行政下におかれて居た状態にあつた。

(二) 自治領行政 自治領と云ふのは、ジャワのスラカルタ及ジョクジャカルタ州を初め、外領各地のサルタン、村長に條約又は政治的宣言により自治行政権を認めたる地域であり、ジャワのスラカルタ及ジョクジャカルタを普通王領地 (Vorsten landen) 現在侯地と云ふ) 外領の自治

領を自治領域 (Zelfbesturende Landschap) と稱し、其の間の區別を明かにし、殊にジャワの侯地は夫々知事州とせられて居た。

(三) 歐人行政 歐人行政と云ふのは歐人官吏によつて行はれた行政である。即ち原住民行政・東洋外國人行政及自治領行政の指導・監督を行ふと共に、歐人及同待遇者に對する行政を總稱するもので歐人行政官としては、地方長官たる知事・理事官・副理事官・監督官・副監督官・監督官補等があり、更に外領に於ては此の外監督官心得・指揮官等があつた。

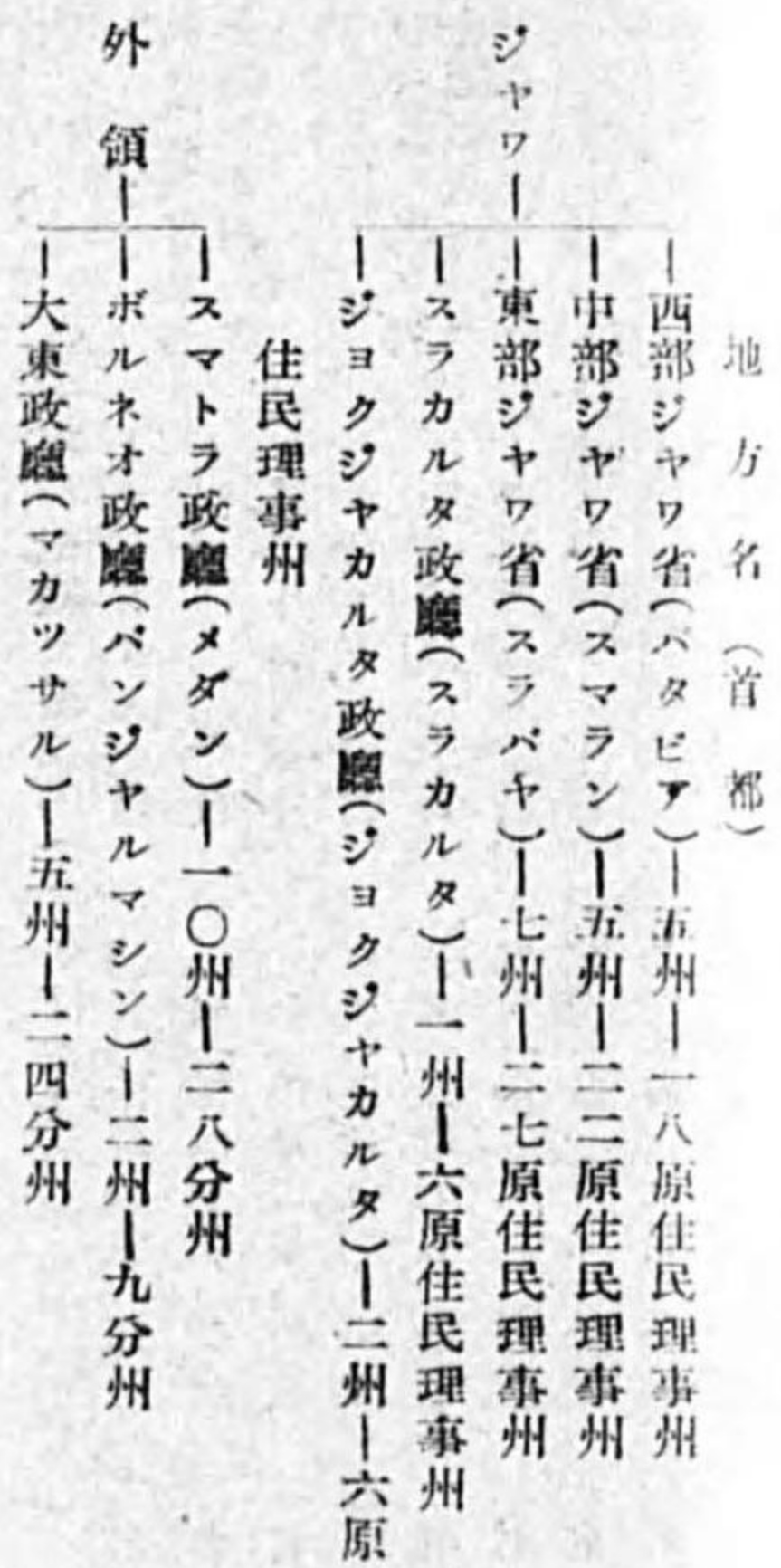
(四) 原住民行政 蘭印憲法とも稱すべき蘭印立法行政法中明記せられて居る所の「原住民は事情の許す限り同族の長の直接行政下におく」との趣旨に則り、當時ジャワの全部及外領の大部分に實施せられて居るのである。

ジャワに於ては、原住民理事州及夫以下の行政區劃、即ち原住民理事州・郡・分郡・村は何れも原住民官吏の直接行政下におかれ、夫々原住民理事官 (Regent) ウキダナ (Wedana) 副ウキダナ (Assistant Wedana) 分郡長) デサホフット (Desahouft) 村長) 又カバラカムボンとも俗稱される) 等の行政官(村長は官吏ではない)により對原住民行政が行はれ、外領に於ては郡・分郡及村が原住民官吏の行政下におかれてゐた。

2 行政區劃

(五) 東洋外國人行政 本制度は原住民に對する直接行政を可及的の原住民官吏をして司らしむると同様、支那人・アラビヤ人等の取締も同族の首長をして行はしむる制度で、政府の命令は一切是等首長の手を経て行はれた。首長は知事により任免せられ、地區居住者數の多寡により少尉・大尉・少佐等の稱號を有し、特にバタビヤには支那人會議なるものが設けられて居た。本制度は、戦前に於ては外領に多く施行せられて居り、殊に支那人に關する限りジャワにはバタビヤにあるのみであつた。

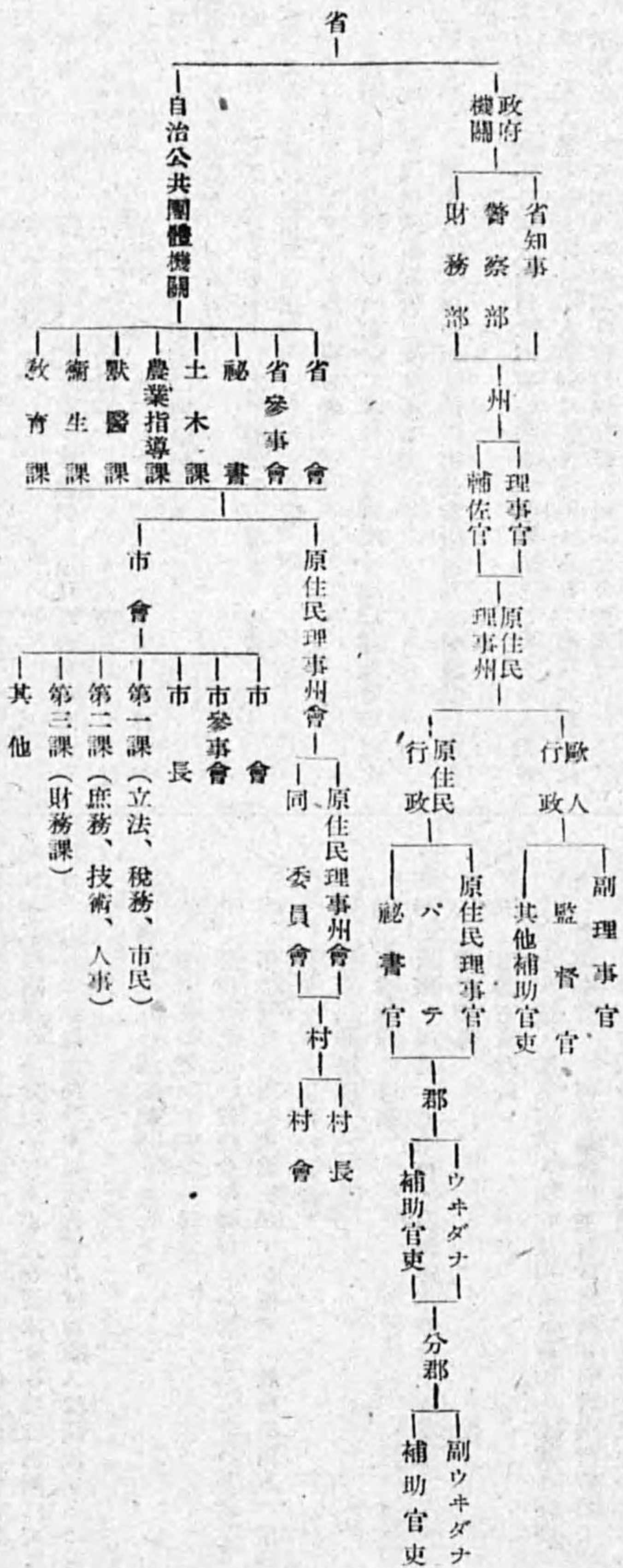
舊蘭印は行政上左の區劃に分轄されて居た。



ジャワに於ては、侯地を除く直轄領には地方分権令が施行せられ、省・原住民理事州・主要都市及村が總て自治公共團體に指定せられて居たに反し、外領は未だ其の實施を見るに到らず、單に政治・産業の中心たる重要都市又は比較的民度高き若干地域のみが自治公共團體に指定せられて居たに過ぎず、大部分は未だ中央の直接行政下におかれて居た。従て舊蘭印の地方行政組織は之をジャワと外領に分けて考察する必要がある。

一 ジャワ

省が自治公共團體であつたことは前述の通りで、省は州に、州は原住民理事州及都市に、原住民理事州は更に郡・分郡及村に夫々分たれて居り、其の組織を系統的に示せば左の如くである。



(1) 省 (Province) 省の行政機關は、省參事會及省知事で其の組織・職務及權限は左の如くであつた。

(一) 省會 國民參議院と共に、オランダ議員・原住民議員及東洋外國人議員より組織せられた。議員數は省によりて異り、西部ジャワ省は四十五名、中部ジャワ省五十一名、東部ジャワ省六十五名で、一部は公選、他の一部は官選せられた。任期は四箇年であつた。

被選舉人即ち議員たり得る者は

- (イ) オランダ臣民たる男子にして年齢二十五歳以上の者
- (ロ) 東印度住民にして當該省内に居住する者
- (ハ) 十分にオランダ語を解し得る者
- (ニ) 撤回し難き裁判上の判決により自己の財産の處分權及管理權を喪失し又は破産の宣告を受けざる者

たることを要し、選舉人は省内の原住民理事州會議員及市會議員に限られて居た。

オランダ人及東洋外國人議員は、省全體を一選舉區として夫々前記各會のオランダ人議員及東洋外國人議員により選舉せられ、原住民議員は州を一選舉區として州内の前記各會の原住民議員により選舉せられた。官選議員は省知事之を推薦し、評議院に諮問したる後總督により任命せられた。

次にジャワの各省會の組織を系統的に示せば左表の如くとなる。

西部ジャワ省	原住民定員 二〇名(任命七名 公選一三名)	東洋外國人定員 五名(任命二名 公選三名)
中部ジャワ省	原住民定員 二三名(任命七名 公選一六名)	東洋外國人定員 五名(任命二名 公選三名)
東部ジャワ省	原住民定員 三〇名(任命一二名 公選一八名)	東洋外國人定員 五名(任命二名 公選三名)

省會は知事により召集司會せられ、知事又は省參事會に於て必要を認むるか又は議員の五分の一以上が之を要求する時は何時にても開催せられた。但し半数以上出席するに非ざれば討議又は議決することが出来ない。

次に省會は左の權限職務を有した。

- (イ) 省財政の管理及豫算の確立
 - (ロ) 省行政上及一般條令の施行に必要な省令の制定
 - (ハ) 省令違反に對し刑罰を課する權限(最高三箇月の禁錮又は最高百ギルダー以内の罰金)
 - (ニ) 發議及修正權
 - (ホ) 租稅賦課の權限
 - (ヘ) 道路・橋梁・建築物・灌溉排水等の土木事業
 - (ト) 農業指導
 - (チ) 獸醫畜産行政
 - (リ) 上水道・電氣事業・病院及鹽の販賣等各事業の經營
 - (ル) 省參事會 省參事會は省行政事務の日常執行機關で、會員は二名乃至六名で省會議員により議員中より、又は之以外の者の中より選舉せられる事となつて居たが、實際に於ては議員中のみより選舉せられた。
- 省參事會は
- (イ) 省會の制定する省令及決定の施行權
 - (ロ) 豫算の範圍内に於る支出權
 - (ハ) 郡市及原住民理事州の財政監督權
 - (ニ) 所掲の施行の全部又は一部を省知事又は省參事會員の一名に委任する權限
 - (ホ) 省會に於て討議々決すべき總ての事項に關する準備及要求されたる場合、省會に説明書の提出
- 等の權限職務を有した。
- 會議は議長たる省知事をも含み半数以上出席するに非ざれば討議々決

することを不得ず、斯る場合には更めて會議を召集し、出席者のみにて討議々決せられ、出席者一人にして會議を開催し得ざる時は、參事會員たると知事たるとを問はず、此の一人により遂行せられた。

參事會員には省會の決定せる定額の手當が月々支給せられた。

(三) 省知事 知事は總督により任免せられ、總ての場合に於て中央政府を代表すると同時に省内一切の行政を統轄した。即ち中央政府機關たると同時に省の機關たる二重人格を有するものであつた。省機關としては、彼は官職上省參事會の議長であり、前者の場合には投票權は有しないが、後者の場合には投票權を有した。又省令及省の決定の施行は多くの場合知事により直接行はれた。

政府機關としては省會及省參事會の行動を監督し、省令及省の決定が一般條令又は一般の利益に、背馳すると認めたる時は之を實施せず、總督に該省令又は決定の消除破棄を申請する外、要求されたる場合中央政府に各管轄區域内各種官吏の任免・轉任・警察權及財政管理の監督等中央行政事務の一部の執行に當る。

(四) 財政 省の財源は主として國稅たる不動産稅、家屋動産稅及所得稅附加稅並省稅たる道路稅及車輛稅(發動機を使用せざるものに對してのみ賦課す)等の租稅收入・諸手數料・事業收入・國庫負擔金・臨時支出に對する國庫補助・大工事に對する特別助成金等であつた。

(五) 省行政に對する監督 省會・省參事會及省知事の制定する省令及決定にして一般條令又は一般利益に抵觸する時は、評議院に諮問したる後總督により消除又は破棄せられ、又課稅規定・豫算其他の財政に關する決定は、其の實施に先だち總督の認可を必要とし、更に省借款の締結に關する決定は、總督令を以てする許可を要した。

(六) 理事州 (Residentie) 省は數個の理事州に分たれて居り、此の理事州は一名分省とも稱された。之は自治公共團體に指定する目的を以て設けられたものではなく、省の面積大にして且つ多數の原住民理事州

存在するを以て、知事の行ふ省政の徹底を圖ると共に下級自治公共團體の施政を監督せしむるためのものである。理事州は普通二乃至六の原住民理事州を包括した。

理事州の長官たる理事官は陸海軍の大佐相當官で總督により任免せられ、省知事の代理者として州内の行政・警察事務を指導監督すると共に安寧秩序の維持に留意し、總ての重要問題を省知事に報告する任務を有した。彼は純然たる行政執行官ではなく、省知事の補助官であり、從て理事州も、行政區劃と云ふよりも寧ろ監督區と見るが妥當である。

(3) 原住民理事州 (Regentschap) 原住民理事州は省内に設けられた一の自治公共團體で、原住民最高地方官たるレヘント (Regent) 即ち原住民理事官がオランダ政府に代つて原住民に對し直接行政を行ふ地區であり、本州は更に郡・分郡・村に細分せられて居た。

本州の行政は原住民理事州會・原住民理事州委員會及原住民理事官によつて行はれたが、原住民理事官には歐人副理事官が附隨せしめられてゐた。

(一) 原住民理事州會 省會と共に人種的にオランダ人・原住民及東洋外國人議員より成り、議員數は其の面積により十五名乃至三十三名であるが、大部分は原住民議員である。原住民以外の議員は總て任命議員で、原住民議員は過半数は公選せられ、殘りの少数が任命せられ、任期は四箇年であつた。

- 議員たり得る者は
- (イ) 東印度住民にして、當該原住民理事州及同理事州内の都市に實際の住所を有する男子にして年齢二十五歳以上の者
 - (ロ) ラテン文字を書き得る者
 - (ハ) 撤回し難き裁判上の判決により自己の財産の處分權及管理權を喪失し又は破産の宣告を受けざる者
- たることを要す。
- 選舉人は選舉人を選挙する資格を有する者により即ち選舉人選舉資格

者により選舉せられ、選舉人選舉資格者は

- (イ) 原住民事州内に住居し年齢二十一歳以上の者
- (ロ) 前年度に於て國稅・省稅又は原住民事州稅を賦課せられ又は其の一部乃至全部を免除せられざる場合當然賦課せらるべき者
- (ハ) 法律の規定により村長の選舉に参加する資格を有する者及別段の規定なきも當然本資格を有すと看做さるべき者

に限られ、又選舉人に選舉され得る者は、選舉人選舉資格者に對して定められたる條件の外、更に

- (イ) 年齢二十五歳以上の男子にして讀み書きの能力を有する者
- (ロ) 選舉人の選舉の行はるゝ村又は選舉區内の住民に限られ

選舉人の定員數は、村又は選舉區の人口に比例して定められ、普通人五百につき一名の割合となつて居た。

斯の如く本會議員の選舉は最初に選舉人の選舉が行はれ、之に次で議員の選舉が行はれた。二重選舉制であり選舉區は郡を以て一選舉區とされた。

オランダ及東洋外國人議員並に原住民中の任命議員は、原住民事官に於て各議席毎に二名宛を推薦し、總督により選定任命せられた。以上の如くにして公選任命せられた議員は、民意を代表すべきものであると云へ、其の大部が官吏に原住民内務官吏によつて占められ民間人が僅少に過ぎないのは、一般原住民の民度の低きことを如實に物語るものである。

會議は原住民事官之を召集司會し、用語は地方語・マライ語・オランダ語共に使用せられた。原住民事官に於て必要と認むるか、若くは五名以上の議員之を要求(理由を附したる文書を以て)せる時は何時にも開催せられたが、過半数の出席を見ざる時は討議又は議決することが出来ない。此の場合改めて召集を行ひ、出席數の如何に拘らず討議々決を行つた。

- (イ) 而して原住民事州會は左の權限及職務を有した。
- (ロ) 原住民事州財政の管理

(ロ) 豫算及決算の確立

(ハ) 税金の賦課

(ニ) 原住民事州令及一般條令並に省令の施行に必要な原住民事州の制定

(ホ) 原住民事州令違反者に刑罰を加ふる權限

(ヘ) 村行政組織及村長の收入を規定する等原住民村落共同體に關し規定する權限

(ロ) 道路・橋梁・溝・井戸・下水・街路照明・公設宿泊所・一般墓地・屠殺場・市場・倉庫及消防詰所等の土木・公共施設及事業の施行・維持

(ハ) 診療所の維持經營、マラリア及マイン、ウオルム病の防遏等衛生關係事業

(ニ) 委員會 委員數は二名以上で原住民事州會により其の議員中より選舉せられ、任期は四箇年で、原住民事官は委員兼委員長となり、委員會を召集司會した。

會議は委員の過半数出席するに非ざれば討議々決することが出来ず、斯の場合には改めて會議を召集し出席數の如何に拘らず討議々決せられ又出席者一名なる時は、原住民事官たる委員たるを問はず、委員會の職務は此の一名により遂行せられた。本委員會は左の職務權限を有した。

(イ) 原住民事州令及決定の施行

(ロ) 特に原住民事官及州會に要求されたる場合を除き一般條令及省令の施行への協力

(ハ) 他に委任されざる限り原住民事州會に附議すべき事項に關する準備及要求されたる場合原住民事州に對する説明書の提出

尙委員會は、原住民事州行政の日常執行機關であり、原住民事州會に對して責任を有した。

(ロ) 原住民事官 原住民事官は總督より任免せられ、其の多く

(ロ) 財政 理事州の財源の主なるものは左の如くである。

(イ) 國庫交付金

(ロ) 租稅收入(煙草稅・畜犬稅・廣告稅・娛樂稅)

(ハ) 諸手數料(鞣皮料及屠殺家畜検査料)

(ニ) 財産收入(土地賃貸料)

(ホ) 事業收入(屠殺場及市場)

(ヘ) 不動産稅・所得稅及家屋動産稅等の附加稅

豫算決算は暫定的に委員會により作成、州會により確立せられ、省參事會により最後の決定が行はれた。

(ロ) 監督 原住民事州に對する監督は理事官・省參事會及總督により行はれた。

理事官による監督—之は判然と規定されて居ないが、村落行政を如何に取扱つて居るかに付特に注意し、原住民事州會又は同委員會より省參事會に提出すべき文書は總て理事官を経由することを要し、理事官は、必要な時は之に意見を添付し、其の事項に關し省參事會に提案することもあつた。

省參事會による監督—原住民事州の規定する刑罰規定は豫め省參事會の認可を必要とし、又豫算・借款・其の他財政に關する決定も一應の監督を爲し、其の制定する條令及決定の消除又は破棄方を總督に申請する。

總督による監督—原住民事州會及同委員會の制定する條令及決定は上級の條令に抵觸し又は一般利益に反するの故を以て、評議院に諮問したる後總督により削除又は破棄せられ又稅に關する條令は豫め總督の認可(省參事會經由)を必要とした。

(イ) 郡(District) 原住民事州は郡に更に分郡(Onderdistrict)に分れて居た。然し是等は何れも自治公共團體ではなく、原住民事州との關係は州の省に對する關係と同一であり、原住民事官の原住民行政の徹底を期する爲に設けられたものである。

郡長は總督により任免せられ、ウキダナ(Wedana)又はウキドノ

は往時の村長若くは名門の末裔である。原住民事官にはテマングン及アデパテの二階級があり、其の地位は各々少佐及中佐に相當した。更に功勞ありたる者にはバンケランの稱號が與へられた。而してテマングンの稱號を有する者は、縁に三本の金筋のある半分は白色、半分は綠色の傘を用ひ、アデパテは、縁に三本の金筋のある白色の傘を用ひた。又特に勳功ありたる者には金色の傘の使用が許された。原住民事官の地位は其の子孫が行政上必要な技能を有し且つ一區域の長として必要な資格を具備する時は、世襲的のもとなされてゐた。

原住民事官は原住民の最高行政官で管内の原住民に對し直接行政を行ひ、且つ官職上原住民事州會及同委員會の議長及委員長となつた。即ち省知事と同様、原住民事州の機關であると同時に政府の機關でもあつたのである。

原住民事州の機關としては、彼は同州會及委員會の制定する規定及決定の施行に當り、政府機關としては前記規定及決定が一般條令又は省令と抵觸するか、若くは公共の利益に背反すると認むる時は之を施行せざ、理由を附し其の趣を省參事會に具申する外、行政警察權及大都市以外の都市警察權の一部を委任せられて居た。尙原住民事官は、省知事及理事官の命令の遵奉する義務を有し、重要な性質を有する總ての事件を理事官に報告することを要し、管内の安寧秩序の維持及原住民の福利増進は特に重大任務とされてゐた。

各原住民事官はバテと稱する原住民官吏によつて輔佐せられ、バテは有ゆる場合に於て彼を代理する。

(イ) 副理事官 各原住民事州の首邑には歐人官吏たる副理事官が駐在してゐた。原住民事官と共に理事官の直接指揮監督を受け、歐人及同待遇者に對する行政を行ふと同時に、原住民事官の顧問兼監視役として彼の事務を援助し、原住民事官も亦多少なりとも重要性を有する事務は總て副理事官に相談することを要した。因に副理事官の地位は少佐に相當するが、一等副理事官は中佐相當官であつた。

(Wetono) と稱せられ、縁に金筋二本の青色の傘を使用した。彼は原住民理事官の命令を遵奉することを要し、管内に於る警察事務に關し責任を有した。

分郡長は省知事により任免せられ、副ウキダナ (Assistant-Wetono) と稱せられ、縁に金筋一本の青色の傘を使用した。郡長の指導監督を受けて分郡内の行政事務を司つた。

(5) 村 (Desa) ジャワのデサ即ち村落共同体は東印度の最も古き自治的存在であり、納税義務者の住居する地区から自治と自己の土地を有する法人に發達したものである。村長 (ルーラー Irahit' プテング Petinggi 又はベケル Bekel と呼ばれる) は、多くは選挙権を有する村民 (元村の勞役に服する義務を有する村民) により選挙せられたが、當選は理事官の承認を経ることを要し、更に讀み書きの出來るものでなければならぬ。

村長は警察権を有し、農業・牧畜業を奨励し、デサの財産の管理並に租其の他國稅の徴收を行ふと共に、村民の福利増進の爲分郡長及郡長に協力する義務を有し、職務執行上彼の任命する村書記 (チャリク Chalik と稱す) 其他により輔佐せられるが獨裁者であり、總てのことを一人で決定した。然し乍ら、豫算の決定、學校の設立及寄附金の募集等の重要事項に關しては、部落會議に諮らねばならない。此の部落會議は、村長選挙資格者及土地の慣習により之に参加する資格ありと認められた村民より組織せられた。尙村によつては長老會議なるものを設けて居た所もある。

村長は官吏ではなく、從て政府より俸給を支給されない。彼の収入の主なるものは賜田収入・徵稅歩合收入で、此の外村民の奉仕勞働を受ける権利を有した。

デサには、總督令を以て自治即ち租稅の賦課及刑罰に關する規定を制定する権限を與へることが出來、一般に、村行政、村警察、照明、村道・水門・橋梁等の維持、村の灌漑等につき規定することが認められてゐた。

市會は左の権限職務を有す。

- (イ) 市財政の管理 (但し市會に於て市長、參事會々議又は市長に委任せる場合を除く)
 - (ロ) 市條令の制定 (一般條令及省令の施行に必要なものを含む)
 - (ハ) 市條令の違反に對し刑罰を課する権限 (最高三箇月の禁錮又は最高百ギルダー以内の罰金)
 - (ニ) 豫算及決算の確立
 - (ホ) 發議及修正
 - (ヘ) 上水道
 - (ニ) 市獸疫防遏事業
 - (ロ) 食料品の検査
 - (ハ) 屠殺場の經營
 - (ニ) 市場經營
 - (ロ) 市診療施設の經營
 - (ハ) 運動場及水泳場の經營
 - (ニ) 教育施設の充實
 - (ロ) 消防施設の維持
 - (ハ) 職業紹介及救貧
 - (ニ) 市道路、街路照明、其他交通關係施設の整備及改善
 - (ロ) 土木事業・市營住宅の建築・建築の監督及市の美化作業
 - (ハ) 衛生状態の改善
 - (ニ) 下水・暗渠の施設・掃除・塵埃燒却
 - (イ) 市參事會 市會は省參事會の承認を経て議員中より二名乃至四名の參事會員を選出し、市長と共に市の日常事務を司つた。
- 參事會は、市會の討議に附すべき議案を作成整備すると共に市會の定めた市條令の決定を施行し、日常事務の指導及施行に關し、參事會全體として又議長及全員各人として市會に對し責任を負ふ。一般に、市參事會の召集、議事進行及其の職務権限は概ね原住民理事州委員會の

村に對する監督は理事官、原住民理事州會及省參事會によつてなされ、村の豫算は原住民理事州委員會の認可を要し、同委員會は村の決定を破棄する権限を有した。然し乍ら、之に對しては省參事會に異議を申立てることが出來た。

(6) 都 市 ジャワの主要市に本制度が施かれ、都市は原住民理事州と同地位にある省内の自治公共團體であつた。都市の行は市會・市長及市參事會によつて行はれた。

(イ) 市 會 市會は原住民理事州會と同等の地位にある代表機關で議員にオランダ人・原住民及東洋外國人の三種類あることは他の地方議會と異ならないが、全部が公選議員であることに於て趣を異にして居る。

各市會の議員數は都市の大小により區々であるが、最小十一名、最大三十三名でオランダ人が多數を占め、例へばバタビア市には議員の定員三十三名内のオランダ人十七名、原住民一名、東洋外國人議員五名と割當てられて居り、大體に於て、例外はあるが、オランダ人議員の半數が原住民、その又半數が東洋外國人となつて居り、任期は四箇年であつた。議員たり得る者は、省會議員に對すると同様の要件を具備する外、都市内に實際の住所を有する者たることを要し、又選挙権を有する者は

- (イ) オランダ臣民たる男子にして年齢二十一歳以上の者
 - (ロ) オランダ語、マライ語其他其處に於て使用さるゝ土語の讀み書き能力を有する者
 - (ハ) 市内に實際の住所を有する者
 - (ニ) 最小限三百ギルダーの年収入に對し直接所得稅を賦課せられたる者
 - (イ) 選挙権の行使を停止せられざる者
- 等の要件を具備する者に限られて居た。而して各人種の議員が同種の選挙人により選挙せらるゝことは他の議會と同様である。
- 會議に關しては省會、原住民理事州會のそれと同様の規定が適用せられた。

それと同様なるを以て省略する。

(三) 市長 市長は年齢三十歳以上男子たることを要し、總督により任免せられたが、任期は別に定められて居ない。彼は市會及市參事會の議長であると同時に參事會員であり又市の機關たると同時に知事及原住民理事官と同様に政府の機關でもあつた。但し都市警察に關しては、治安の維持は歐人並に原住民内務行政官に於て責任をもつことになつて居たので、發言權を有しない。尙市長の俸給は特別の場合を除き、總て都市負擔となつてゐた。

- (イ) 財 源 都市の財源は概ね左の如きものより成る。
- (ロ) 娛樂稅・車輛稅 (自轉車の如き)・廣告稅等の市稅
- (ハ) 不動産稅・家屋動産稅及所得稅等の國稅に對する附加稅
- (ニ) 屠殺料及屠獸検査料等の手數料
- (イ) 市事業收入 (水道・土地・住宅・屠場・市場等)
- (ロ) 國庫交附金
- (ハ) 公益事業に要する臨時費に對する政府補助
- (ニ) 市豫算及決算の取扱は原住民理事州に於ると同一である。
- (イ) 監督 都市に對する監督は省參事會及總督により行はれ其の定むる刑罰規定は豫め省參事會の承認を経ることを要し、借款・豫算・其他一定金額以上の財政に關する總ての決定も同參事會の認可を要す。又省參事會は市參事會の制定する規程及決定が上級條令又は一般利益に反すと認めたる時は其の全部又は一部の削除又は破棄を總督に申請する。總督は市の制定する規定又は決定が上級條令又は一般條令又は破棄する利益に反すと認むる時は、評議院に諮問したる後、何時にても之を削る権限を有し、尙市稅條令に對し事前監督權を有す。

二 外 領

外領各島は、從來之を各州に分け州知事若くは理事官を地方長官として、管内の施政を統轄せしめて居たのであるが、一九三八年の行政改革の結果新にスマトラ政廳・ボルネオ政廳及大東政廳の三大行政区劃の設

3 内務部費

之は大恐慌以來著しく縮少したが、一九三八年以來増大し始め一九三九年、四〇年では最も多額を占めてゐた。主要項目は次の如くである。

内務部費主要項目表

Table with 3 columns: Year (1938, 1939, 1940), Category (Police, Prison, etc.), and Amount (in thousands of guilders).

陸軍費は凡て舊蘭印負擔、海軍はオランダ所屬としてその分擔金を納入することとなつてゐたが、近年蘭印防備のための海軍費はその過半を舊蘭印政府が負擔してゐた。その純經費額は前表によれば、一九三八年九、五七〇千ギルダー、三九年一〇、九七、一四、四〇千ギルダー、四〇年一三、三九二千ギルダーとなつてゐるが、三九年に約一億ギルダー、四〇年、四一年にも夫々巨額の追加豫算が計上されたが、第二次歐洲大戰後の軍事費額が二億數千萬ギルダーに上つてゐたことは確實である。今この追加豫算を一應除外するも、軍事費は一般會計純經費額の二五・三〇%を占めたのであり、斯ることは植民地行政としては異例なことに屬する。

4 軍事費

尙經費に付て忘るべからざることは、舊蘭印が白色オランダ人官吏の天國であつたといふことである。一九三八年に於ける白色オランダ人上級官吏は約八千二百人といはれたが、是等は月四、五百ギルダー乃至一千八百ギルダーの高級を貰つてゐた。假に一人當り平均年六千ギルダーと

するも八千人で四八百萬ギルダーとなる。之に先にみた年金恩給を加へるときには、白色オランダ人官吏の割の良いことは恐らく世界隨一だつたらうと云はれてゐる。

二 經常部官業費及官業損失補填

「第四節 官業」に譲る。

三 臨時部

官業資本支出は「第四節 官業」に譲る。其他の資本支出は次表の如くである。尙資本支出は、之に直接關聯して生ずる収入を伴ふから、之を差引いた純支出は、一九四〇年一、四、四、五、七千ギルダー、三九年一、五、八、一、一、千ギルダー、三八年七、四、一、〇千ギルダー、三七年五、九、六、六千ギルダーであつた。

臨時部官業外資本支出内譯表

Table with 3 columns: Year (1937, 1938, 1939, 1940), Category (Private land purchase, etc.), and Amount (in thousands of guilders).

臨時部經費の内その大半を占める其他の經費の内容は不明である。

第三節 歳入

Table with 3 columns: Year (1938, 1939), Category (Income tax, etc.), and Amount (in thousands of guilders).

一 租 稅

租稅收入の内譯は次表の如くであり、消費稅・輸入稅・會社稅・所得稅等がその根幹をなしてゐる。

租稅收入内譯表

Table with 3 columns: Year (1936, 1937, 1938, 1939, 1940), Category (Income tax, Land tax, etc.), and Amount (in thousands of guilders).

總收入額の概要數字は次表の如くである。

經常部・臨時部別收入額表

Table with 3 columns: Year (1936, 1937, 1938, 1939, 1940), Category (Regular, Temporary), and Amount (in thousands of guilders).

經常部總收入は前表の如き構成をとり、一九四〇年に於ては租稅收入・經常支出に直接關聯して生ずる行政收入・事業法非適用官業收入・其他收入・事業法適用官業收入及繰入金の順となつてゐた。この中行政收入は經費の節に於て之を差引いた純經費についてみたので、茲では之を除き、官業收入及繰入金は經費の節に於ける官業費及損失補填を差引き、之に租稅收入及其他の收入を加へた純收入額についてみる。

純經常收入額表

Table with 3 columns: Year (1936, 1937), Category (Pure regular income), and Amount (in thousands of guilders).

合計に対する割合(%)

合計	11,740	11,740	11,740	11,740	11,740	11,740	11,740	11,740	11,740
課税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
免税	10,740	10,740	10,740	10,740	10,740	10,740	10,740	10,740	10,740

(備考) (1) 右は年収九〇〇ギルダー以上のもの、みにして九〇〇ギルダー以下の年純収入のものにして給料税の対象となるものは所得税を免除される。
 (2) 年純収入とは總収入から年金・生命保険料等を控除せるものである。

4 會社税

之は一九二八年五九、二五六千ギルダーを占めたが、累年激減して一九三五年には七、八四五ギルダーと約五・五分の一に落ちた。その後一般的經濟回復につれて漸増し近年四千萬ギルダーを保持するが、蘭印經濟、從て蘭印財政の不安定性はこの會社税の推移に最もつきり現はれてゐることが分る。

5 地租

地租は原住民占有の農耕地に課せられるものであり、その額は左表の如くである。

原住民地租收入高表

課税額	19,361,937	19,381,939	19,400,000
免税額	8,918	6,911	5,605
合計	19,373,025	19,388,850	19,405,605

賦役義務者賠償金支拂高表 (外領に於る政廳直轄領)

賦役義務者	賠償金支拂額	義務者にして賦役せず、若くは賠償金を支拂はざる者
1928	1,428,889	8,502,204
1929	1,423,676	8,511,111
1930	1,423,676	8,511,111

6 賦役

舊蘭印政府が侯から引継いだ封建的強制の一つが、この強制労働としての賦役 (Heendienst) である。之は戰前ジャワの直轄領では廢止されてゐたが、外領ではなほ行はれてをり、舊蘭印の今日見るが如き廣汎な土木施設はこの賦役なしには考へ得ないものである。

賦役義務者は成年男子で、特定額の賠償金を支拂ふことによつて賦役に代へることが出來た。義務労働者數、労働賠償金支拂額は次の如くである。

實労働日

延労働日	一人に付	賠償金支拂額
1928	9,838,976	6,230,396
1929	9,838,976	6,230,396
1930	9,838,976	6,230,396

1928	1,428,889	8,502,204
1929	1,423,676	8,511,111
1930	1,423,676	8,511,111

本表にみる如く、好況期には賠償金を支拂して賦役を免れるもの多く、一九三〇年には賠償金収入六・五百万ギルダーに及んでゐた。

パンカ及ピルトンでは賦役の代りに人頭税が課された。その額は一人に付三・三〇ギルダーであつた。

ジャワでも以前賦役の代りに人頭税が課されてゐたが、之は一九二七年廢止された。

7 税制

租税體系の一半は右により若干明かにされたと思ふ。次に各税に付税率の概略を掲げる。尤も之は一九三九年版の蘭印政府年鑑 (Regeering I manak) によるもので、その後再三改税増税が行はれたり、税の内容が判然としないものも尠くないので、只一應の参考たるに止める。

所得税	純二百ギルダー以上のものに課せられ、二百ギルダーの場合には二ギルダーでそれ以上累進する。附加税一二五%
給料税	雇傭人給料給與額の四% (納税者は雇傭主なるも、實質的には被傭人給料より差引く)
財産税	純財産二五ギルダー——一〇〇千ギルダーは毎千ギルダーに付二ギルダー、一〇〇千ギルダー以上は毎千ギルダーに付二・五ギルダー
會社税	純収益毎百ギルダーに付一〇ギルダー、附加税二五%
クーパーン税	割増金利子の二%
不動産税	土地に課せられるもので價額の四分の三%

東印度...財政

1928	1,428,889	8,502,204
1929	1,423,676	8,511,111
1930	1,423,676	8,511,111

家屋動産税 家屋は賃貸料の五%、動産は馬・自動車・馬車等に課せれる

自動車税

乗用車自重百疋當り九一・一八ギルダー、貨物車同じく一二・二四ギルダー

名義書替税

不動産額の五% 直系家族より卑族への場合一・五%、四親等迄の傍系血族にする場合九%、其他

屠殺税

地方により異なる。ジャワでは水牛・馬各四・五ギルダー、豚二ギルダー

地租(原住民)

原住民占有の耕地に對し課せられるもので、ジャワでは水田は一バウ當り收穫より一〇ピルクを差引きたるもの、見積價額の八一・二〇%、乾田・養魚池は最少限一バウ當り二五セント、外領は原住民不動産税の課せざるもの最少限一バウ當り二ギルダー

所有權の認められたる土地に課せられるもので、建物敷地は賃貸料の三%

石油(パラフィン油) 百立當り三・五ギルダー
 ガソリン・ペンジン 百立當り一三ギルダー
 マツチ 一箱四一本以下入以下一グロスに付一・〇
 四ギルダー、四一本以上八二本入以下一グロスに付三・〇四ギルダー
 砂糖 百疋當り二ギルダー
 ビール 百立當り六ギルダー、附加税五〇%。

質屋業	三	二	二五	二七	三〇	一四五
製糖業	三五	一六	二七	四三	九七	五〇五
印刷局	三八〇	一六一	四七	六八二	九三〇	九三三
郵便・電信・電話	七四	一	一	二	七六	六五
水力發電所	三五	二五	三三	一三〇	二二四九	二〇九五
マカッサル港	四	一	一	一	一〇	一〇
エノンマ	一	一	一	一	一	一
スマラン港	九	三	三	二〇	六七五	五〇〇

タンジョンプリオ	四四	三六	三八	一四七	八三八	四〇
クハラ	二六	三五	一九	二六	一六〇	一六〇
バンカ錫鑛業	一九二	一六四六	三三四六	二五二六	一三六三	七四四
オムピリン炭坑	八六	一〇四	一〇七	二二二	一九〇	六四八
プキトアセム炭坑	七六	九三	一九一	一六〇	一九五	二五五
鐵道	一七三	一三三	一七四	九七	九七	四二六三
測量部複寫	一	一	一	一	一	一
海軍施設	一八四三	一	二八	二七八	八三三	一〇,四九
總計	三,二二五	三,四四〇	八,一九四	一七,六六四	一三,三八八	一三,三八八

各官業會計表

阿片及鹽專賣	九三六	九三六	二四七九	六九二九	一八二五三	一八二五三	一八二五三	一八二五三
阿片工場	九三六	九三六	二六七九	一〇,三三三	一六,五六一	一六,五六一	一六,五六一	一六,五六一
質屋業	九三六	九三六	二六二四	一,七二九	一四,八八六	一四,八八六	一四,八八六	一四,八八六
製鹽所	九三六	九三六	一,九四五	一,四三七	三,四三八	三,四三八	三,四三八	三,四三八
製糖業	九三六	九三六	二,三三三	一,四八〇	二,四四五	二,四四五	二,四四五	二,四四五
政府農場	九三六	九三六	二,三三三	一,四八〇	二,四四五	二,四四五	二,四四五	二,四四五
政府農	九三六	九三六	二,三三三	一,四八〇	二,四四五	二,四四五	二,四四五	二,四四五

單位：千ギルダ
出所：同前表

林業	九三六	九三六	六,〇八九	六,〇七九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
バンカ錫鑛業	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
炭坑	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
政府印刷所	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
港灣 (イ)	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
港灣 (ロ)	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
浚渫事業	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
電力發電所 (含む)	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
郵便・電信・電話	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三
鐵道・軌道及自動車	九三六	九三六	一〇,一八〇	八,七六九	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三	一一,一三三

測量部 複 一九三六 一九三七 一九三八

(註) ① 事業法非適用 ② 事業法適用

本表によつて明かな如く、最大の剩餘をあげてみたものは、パンカ錫 鐵業・阿片及鹽專賣で、鐵道收入は案外少い。

第五節 公債

政府公債には固定(長期)公債の一九三九年末に於る一、二五〇百萬ギ

公債 在高表

Table showing public debt in high table with columns for year, amount, interest, and total debt.

固定公債の内譯は次表の如く、一二・五億ギルダの公債は蘭印財政にとつて僅少なる負擔ではなく、年額約四五千萬ギルダに及ぶ支拂利

固定公債内譯表

Table showing the breakdown of fixed public debt into interest and principal.

Table with financial data for 1921-1923, including interest and principal amounts.

第六節 侯地及自治領財政

一 ジヤワ

ジヤワに於るジョクジャカルターサルタン領、バク・アラマン、スラカルタースフナン領、マンクナガランの四侯地の歳出入は次表の如くである。

侯地歳出入額表

Table showing annual income and expenditure for various territories in Java.

ルダート、同じく一九三九年末一九〇百萬ギルダの流動(短期)公債とがあり、流動公債は一時借入金又は短期間(一箇年以内)に償還されるものであるから、年により著しい増減を示した。政府公債總殘高は次表の如くである。

單位 千ギルダ 出所 同前表

Table with financial data for 1930-1933, including interest and principal amounts.

マンクナガラン

經費の最大の項目は、侯費・一般行政費・土木事業費等とその額は次表の如くである。

侯地主要費目別歳出額表

Table showing major expenditure items for territories in Java.

本局—總務課

所得稅・給料・家屋動産稅及不動産稅課

會社稅課

印紙稅・名義書替・相續稅・財產稅及クイボン稅課

稅務所本部

財務監督區

パタビア區—パタビア州下パタビア及メステルコルネー

リス原住民事務州

ポイテンゾルグ區—ポイテンゾルグ及パンナム兩州

パンドン區—ブリアンガン及チエリボン兩州及パタビア

州、クワン原住民事務州

チエリボン稅務所

ベカロンガン區—ベカロンガン州

スマラン區—スマラン及ジャバラ・レムバン兩州

スラバヤ區—スラバヤ州

マラシ區—マラシ州

ボンドウオン區—ブスキ及マツラ兩州

マゲラシ區—ケジ及パニユマス兩州

ジョクジャカルタ區—ジョクジャカルタ及スラカルタ兩州

ケデリ區—ケデリ、マデウン及ボジヨネゴロ各州

パダン區—スマトラ西海岸州

パレムバン區—パレムバン、ジャムビ、バンカ、ピリトン、

ラムボン及ベングレン各州

メダン區—スマトラ東海岸、リオ、アチエー及タバ

シリ各州

ボンテアナ區—ボルネオ西海岸州

メナド區—メナド州

マカツサル區—セレベス、チモール及バリ・ロムボク各

州—アムボイナ區—モルツケン州

稅務所管轄區

パタビア區—アパタビア、ポイテンゾルグ及ボンテアナ各

財務監督區

パンドン區—パンドン財務監督區

スマラン區—スマラン、各財務監督區及

スラカルタ州

スラバヤ區—ヤースラバヤ、パンジャルマシ各財務監督區

並にマツラ、ボジヨネゴロ各州

マラシ區—マラシ(ボジヨネゴロ州を除く)、マラン及

ボンドウオン(マツラ州を除く)各財務監督

區

マゲラシ區—マゲラン監督區及ジョクジャカルタ州

パダン區—パダン財務監督區

パレムバン區—パレムバン財務監督區

メダン區—メダン財務監督區

マカツサル區—マカツサル、メナド及アンボイナ各財務監督

區

輸出入及消費稅局

本局

總務課

技術課

人事課

稅關管轄區—後掲「蘭印稅關管轄區域一覽」參照

本局會計課所屬地事務所

パタビア、スマラン、スラバヤ、パレムバン、メダン、パダン、

マカツサル、ボンテアナ、パンジャルマシ

國庫管理

(イ) 西部ジャワ省

パタビア管理局—ウエルテフレイデン、ポイテンゾルグ及パ

ンドン各金庫

(ロ) 中部ジャワ省

中部ジャワ省並にジョクジャカルタ及スラカルタ兩州

スマラン管理局—スマラン、ジョクジャカルタ各金庫

(ハ) 東部ジャワ省

スラバヤ管理局—スラバヤ、マラン各金庫

セレベス、モルツケン、チモール、バリ・ロムボク及メナド各

州

マカツサル管理局—マカツサル、アムボイナ、マタラム、デン

パサル、メナド各金庫

(ニ) 南東部ボルネオ州

パンジャルマシ管理局—パンジャルマシ及サマリンドン各金

庫

(ヘ) 西部ボルネオ州

ボンテアナ管理局—ボンテアナ金庫

パレムバン、ラムボン、ベングレン、ジャムビ、バンカ、ピリ

トン各州

(フ) 西マラヤ

パレムバン管理局—パレムバン金庫

スマトラ西海岸州

(ロ) 東マラヤ

パダン管理局—パダン金庫

スマトラ東海岸、アチエー、タバヌリ、リオ州

メダン管理局—メダン金庫

公賣事務所

西部ジャワ—パタビア、パンドン

中部ジャワ—スマラン

スラカルタ州—スラカルタ

東印度...財政

土地收入局(パタビア)

第一地租區—メステルコルネーリス

第二地租區—パンドン

第三地租區—テガル

第四地租區—スマラン

第五地租區—マゲラン

第六地租區—ケデリ

第七地租區—スラバヤ

第八地租區—マラン

第九地租區—パメカサン

バリ區—デンパサル

セレベス區—マカツサル

ボルネオ區—カンダガン

阿片鹽專賣局

本局

總務課

監督課(ジャワ)

監督課(外領)

帳簿及検査課

人事課

文書運輸課

製鹽

本部

鹽田

- 工場
- 金庫
- 研究所
- 阿片工場(バタビア)
- 質屋業
- 本部
 - 總務課
 - 人事課
 - 管理課
 - 統計課
 - 金庫課
 - 文書課
 - 運送課
 - 出納課
- 恩給基金(バタビア)

二 司法部關係

- 土地臺帳局(バタビア)
- 本局(バタビア)
- 登記課(バタビア)
 - 第一監督區(バタビア)―バタビア第一、第二登記所管内
 - 第二監督區(バタビア)―バンドン、チエリボン、ベカロンガン、スマラン、マゲラン及ボンテアナ各登記所管内
 - 第三監督區(スラバヤ)―東部ジャワ、シンガラジャ、マカツサル、パンジャルマシ、メナド及アムボイナ各登記所管内
 - 第四監督區(バレムバン)―バレムバン、テロクベトン及ベントレ各登記所管内
 - 第五監督區(メダン)―メダン、クタラジャ、タンジョンピナン及

バタン各登記所管内

- 登記所
- 第一バタビア登記所―バタビア、メステルコルネーリス兩原住民理事州
- 第二バタビア登記所―バタム州、ボイテンゾルグ、クラワン、各原住民理事州
- バンドン登記所―ブリアンガン州、スカプミ及チヤンジョール各原住民理事州
- チエリボン登記所―チエリボン、バニユマス兩州
- ベカロンガン登記所―ベカロンガン州
- スマラン登記所―スマラン、ジャバラ・レムバン兩州
- マゲラン登記所―ケヅ、スラカルダ、ジヨクジャカルタ各州
- スラバヤ登記所―マデウン、ケデリ、スラバヤ、ボジョネゴ各州
- マラン登記所―マラン州
- バンドウオン登記所―アスキ州
- クタラジャ登記所―アチエー州
- メダン登記所―スマトラ東海岸州
- バタン登記所―スマトラ東海岸州
- ベントレン登記所―ベントレン州
- バレムバン登記所―バレムバン、ジャムビ、パンカ、ピリトン各州
- テロクベトン登記所―ラムボン州
- タンジョンピナン登記所―リオー州
- ボンテアナ登記所―西部ボルネオ州
- パンジャルマシ登記所―南東部ボルネオ
- マカツサル登記所―セレベス州

三 税關管轄區域一覽

- 關稅消費稅局本局 巴塔比亚
- 管轄區域 稅關所在地
- 第一區(バタビア) 西部ジャワ省
 - メラク、バタビア、チエリボン
- 第二區(スマラン) 中部ジャワ省
 - ボルネオ西部州
 - ボンテアナ、サムバス、パマ
 - ンカト、シンカワン、ケタバン
 - テガル、ベカロンガン、スマ
 - ラン、チヨワナ、レムバン、
 - チヤチャツ
- 第三區(スラバヤ) 東部ジャワ省
 - スラバヤ、サンカブラ、バス
 - ルアン、プロボリンゴ、パナ
 - ルカン、バニユワギ、カマル、
 - カリアングト
- 第四區(アラワン) アチエー州
 - パ、リ、島
 - アムボク島
 - スムバワ島
 - スムバ島
 - ワインガ
 - フローレス島
 - エンデ
 - チモール島
 - クーパーン、アタツ
 - オレレウ、シグリ、ローセ
 - ウマウキ、イデ、ランサ、
 - チヤラン、メラボー、タバト
 - アン、シナバン、シンキル

第五區(バレム)

- スマトラ東海岸州
 - バンカランプランダン、タ
 - ンジョンブラ、アラワン、
 - タンジョンプリンギン、タン
 - ジョンチラム、バンカランド
 - デ、タンジョンバライ、ラブ
 - アンピリク、バガンシアピア
 - ビ、ベンカリス、スラトバン
 - ジャン、シアクスリ、インド
 - ラブラ、バカンバル
- タバヌリ州
 - シボルガ、ナタル、グヌンシ
 - トリ
- スマトラ西海岸州
 - バタン
 - レンカト、テムビラハン、ス
 - バト、クアラマンダー、スン
 - ゲイグント、ベリキラジャ
 - ジャムビ、ムアラサバク、ト
 - ンカル
- ジャムビ州
 - ベンクレン、クロエ
- ベンクレン州
 - バレムバン
- マレカレン州
 - リーストハーフェン、カリア
 - ンダ、ラブアンマリンガイ、
 - クターゲン
- パンカ島
 - ムントク、プリンジエ、ジエ
 - ブス、スンゲイリアト、パン
 - カルバレム、コバ、トボアリ
- ピリトン島
 - タンジョンバندان
- 南東部ボルネオ州
 - パンジャルマシ、サムビ
 - ト、バンカランプリン、ク

第七區(マカツ)

マイ、スカマラ、コタバル、バガタン、バシル、パルクバ、パン、サマリナダ、タンジヨ、ンレデブ、タン、シヨ、ンセロル、リンカス(タラカン)

マカツサル、バレーバレー、マジエネ、マリマ、マリリ、ペロポロラカ、クンダリ、パウバウ(ブトン島)、アムボイナ、パンダナイラ、ブーラ、トアル、ドボ、メラウケ、マウメレ(フロレス島)ララントカ(同前)、カラバビ(アロール島)

タフナ(サンギ島)、シアウ(同前)、タラランダン(同前)、ナド、アムラン、イノボント、トリトリ、ドンガラ、ゴロンタロー、ボソ、テルナテ、マノクワリ(ニューギニア)、ラバハ(パチヤン島)

第八區(メナド) メナド州

七百萬ギルダ―であった。輸出額は一九三五年には四五三萬ギルダ―その内農産物二九四萬ギルダ―となり、輸出総額では三・五分の一に、農産物のみにては四分の一以下に激減した。かくて多くの企業が破産し、失業者が續出し、舊蘭印經濟は崩壊の危機に瀕した。この危機に直面して政府は従来の傳統的な自由主義的經濟政策を一變し、生産・貿易各部門に亘つての統制に乗出すと共に、オランダと經濟的協同を深め、以て在來の世界經濟への高度な依存性を脱却し、オランダ帝國プロツクの結成といふ方向をとらざるを得なくなつた。

斯る經濟の再建再編成に際し政府のつた通貨爲替政策こそ、端的にオランダ資本の性格を示すにたるものと考へていふだらう。即ち東印度は一九三六年九月に至るまで金本位制を離脱せず、デフレーション政策によつて生産コストを低下させ、以て自由市場に於る輸出商品の競争力を高めんとした。これはいふ迄もなく、貸付金融資本の産業資本に對する優位、又は單なる所有の現實の事業經營に對する優位を意味するものに他ならぬ。さてこの勢力關係は政治的にいへば、所有者債權者としてのオランダの、生産者債權者としての東印度に對する利己的政策の表現であり、經濟的にいへば東印度に投下されたオランダ資本が全體として貸付資本の性格をもつてゐたといふことを意味する。このデフレーション政策の結果、ギルダ―爲替は列國の通貨に比して著しく割高となり、生産コストの低下にも拘らず東印度輸出品の競争能力は依然として恢復せず、愈不況に拍車をかけることゝなつた。そこで東印度に於る生産者層は一般にこの政策を目して東印度の利子と償還との殆ど全部が支拂はれる債權者オランダの利己的な政策と考へ、政治的な危機を孕むに至つたので、フランスの金本位を離脱せるに追従して漸く金平價固執政策を轉換した。金本位離脱の年一九三六年から舊蘭印經濟は徐々に恢復し始めた。

東印度、就中ジャワは南洋諸國に於て最も早くより近代の産業開發が行はれ、從て金融の部面も最も早く整備され發達してきたところである。

第九章 金融

總説―貨幣制度及通貨―金融機構及機關―外國爲替及國際收支―戰時體制及爲替管理―要約

第一節 總説

舊蘭印經濟の特質は、先づ東印度がオランダの五八倍の面積をもつ世界熱帯産業の中心地としての植民地であるといふことによつて規定される。一七世紀來東印度に於て蓄積されて來たオランダ人資本と、一八世紀後半以來就中今世紀に入つてからのオランダ資本を中心とする外來資本の急激な流入とは、世界經濟の上昇線の波に乗じて舊蘭印經濟の發展を飛躍的ならしめた。例へば、一九〇一―一〇五年々々平均二七〇百萬ギルダ―であつた輸出貿易額は、一九二二―二五年々々平均一、五八一百萬ギルダ―へ六倍近くも増大した。斯る輸出の増大は當然に輸入の増大を結果した。然るに斯る産業開發と貿易の發展は、他の列強の植民地に於る如く、基本的にはオランダへの原料品・食料品の供給及オランダ商品の輸入といふ形に於て行はれたものではなかつた。東印度と違ひ離れ小國オランダにとつては東印度生産物を獨占的に購入し、又東印度の要求する商品に獨占的に提供する經濟力を有たなかつた。斯の如き譯で、東印度は世界經濟に對する原料品・食料品の供給及列國商品の自由市場として、即ち國際的植民地として發展したのであり、從てその經濟政策の基調として最も久しく自由主義を維持してきた。

而して一九二九年―農業に就てはその數年前より徐々にその兆候が現はれてきた―以來の世界大恐慌は列國の東印度産物に對する需要を激減せしめ、之に加へるに恐慌克服策として列國がプロツク政策と貿易政策に於る求償主義をとつたことは、東印度産物の輸出市場を決定的に削減した。即ち、一九二八年に一、五九〇百萬ギルダ―うち農産物一、二三三

中央銀行としてのジャワ銀行は早くも一八二七年に設立をみた。植民地中央銀行としては世界最古のものであつた。一九世紀の中葉以來政府の手による強制栽培制度が撤廢されるに及んで、多くの貿易會社、金融機關が開設され、東印度は東洋諸國に於て最も早く金融の發達と機構の整備をみるに至つた。

金利の高低はその國の金融の發達程度を近似的に現はす一指標とされてゐるが、東印度の金利は植民地としては極めて低い。一九三〇年から三九年にいたる十箇年間に於るジャワ銀行の割引率は、最高四・五%、最低三・〇%、平均三・七%であり、日本銀行のそれが夫々六・五%、三・三%、四・七%であるに比すれば、如何に低廉であるかが明瞭であらう。銀行の金利が低廉なるに比して庶民金融機關の金利は極めて高率であつた。例へば、官營質屋の利率は、貸出金二五ギルダ―以下では年四八%である。これから推して一般に庶民金融の金利がいかに高率であつたか容易に想像できる。

右は東印度社會のピラミッドの頂點に立つ歐人經濟と近代金融、之に對するピラミッドの底邊にある一般原住民經濟と庶民金融との隔然たる分離を意味するものである。近代金融組織は歐人經濟のみのためのものであり、夫が原住民經濟に滲透してゆき原住民産業を發達せしめるといふ方向には殆ど全く機能を有してゐなかつたといふことを意味する。東印度の農業に於て歐人農業と原住民農業とはその生産の様式と規模に於て隔然たる差異を有してゐた。輸出作物の原住民農業への普及は單に栽培作物の轉換のみに止まり生産の様式と規模は舊態依然たるものである。そののみではなく、商品作物に轉換したために劇しい市價の變動に曝されたり商人に利用されたりして、農民の多くは愈窮迫の度を深めた。尤も東印度に於ても何らの近代的な庶民金融機關が存在しない譯ではなかつた。庶民銀行や村落銀行等が存在したが、夫等は夫の大恐慌の産物として積極的な農業金融銀行ではなかつた寧ろ救済機關であり、

原住民農業全般からいつて探るに足らないものであつた。今世紀に入つてからの東印度經濟の急激な發展は、僅少な市場と生産力としか有たぬオランダとの經濟關係を相對的には稀薄化した。夫は金融的にはその對外經濟の中心點が阿姆斯特ダムより寧ろロンドンに移行するといつた現象を生むことゝなつた。斯して資本關係を除き東印度はオランダからは一應分離した如き經濟體系を形成して来た。斯して一九一二年財政の獨立を機として獨自の幣制をとるに至つた。そして東印度の通貨ギルダはその恒性的な出超關係等よりして堅實な基礎を持續的に確立して来た。

第二次歐洲大戰に於るオランダの敗戦、オランダとの完全な經濟關係の切斷にも拘らず、東印度の通貨が戦前迄引續き堅實にその價值を維持してゐた理由は、右によつて理解され得る。オランダ敗戦後多くのオランダ資本と企業が東印度に流入移轉して来たことは、それ自體としては愈々ギルダの價值を鞏固ならしめる要因となつた。

斯の如き譯で舊蘭印經濟は今日まで比較的平靜を持續して来たけれども、東印度經濟の農業植民的構成よりして歐洲市場の喪失、歐洲よりの輸入品の供給杜絶から受ける打撃は大きく、之と國際政治の情勢より政府はその對米依存の高度化を急ぎつゝあり、ドルのギルダに對する支配的地位が明確に現はれつゝあつた。

第二節 貨幣制度及通貨

一 幣 制

舊蘭印幣制の基礎は一八八七年貨幣法及一九二二年改正貨幣法である。一八八七年舊蘭印は銀本位制からオランダギルダ貨を本位貨とする金本位制に轉換したのであるが、舊蘭印財政の獨立を機として一九二二年貨幣法が改正され、東印度幣制もオランダから分離することゝなつた。幣制の骨子は左の如くである。

- (1) 銀貨—二五セント、一〇セント、法定通用限度一〇ギルダ。
- (2) 白銅貨—五セント、法定通用限度五ギルダ。
- (3) 銅貨—二・五セント、一セント、〇・五セント、法定通用限度二ギルダ。

2 紙 幣

- (一) ジャワ銀行兌換券—五ギルダ、一〇ギルダ、二〇ギルダ、二五ギルダ、三〇ギルダ、四〇ギルダ、五〇ギルダ、一〇〇ギルダ、二〇〇ギルダ、三〇〇ギルダ、五〇〇ギルダ、一、〇〇〇ギルダの一二種。
- 一九一四年命令により法貨と定めらる。
- (二) 小額政府紙幣—二・五ギルダ、一ギルダ、〇・五ギルダ。

右のうち金貨は曩に述べた如く流通してゐなかつた。銀貨及其他補助貨の流通額は不明であるが、近年相當額の供給が行はれその回收額が縮少したことよりみて、最近その額は七、八百萬ギルダに上つてゐたのではないかと思はれる。小額政府紙幣は最近殆ど市場に現はれなかつた。ジャワ銀行券の流通額は次表の如くである。

銀行券流通額表 (各年三月末現在) 單位：千ギルダ

年次	流通額	年次	流通額
一九三一	二五一、四七六	一九三七	一九六、五〇四
一九三二	二三四、四二八	一九三八	一九四、六五七
一九三三	二一七、〇九五	一九三九	一九九、七五三
一九三四	一九八、六七四	一九四〇年	二一〇、八〇六
一九三五	一八〇、三四二	一九四〇年	二一九、〇八八
一九三六	一六一、九五二	六月末	

3 通貨の印刷・鑄造及通貨管理政府機關
ジャワ銀行券、政府通貨の何れも東印度内に於ては印刷・鑄造されて

一 貨幣の單位をギルダ (Gulden, Guilder, Florin, Florin 5 1/2 の稱あり) と稱し、一ギルダを百セント (Cent) とす。

二 金純分量〇・六〇四八瓦を以て一ギルダとす。

三 金貨(一〇ギルダ、五ギルダ)、銀貨(二・五〇ギルダ、一ギルダ、〇・五〇ギルダ)を無制限法貨とし、銀貨(二五セント、一〇セント)、白銅貨(五セント)、銅貨(二・五セント、一セント、〇・五セント)を制限法貨とす。

四 ジャワ銀行兌換券は法貨とし、ジャワ銀行は要求拂負債額の四〇%の正貨準備を保有するを要す。

本位貨としての金貨は實際に流通したわけではなく、金は單に對外爲替の決済のために保有せられたにすぎず、ジャワ銀行券の兌換は銀貨を以て行はれた。

金純分量〇・六〇四八瓦はオランダギルダ貨と同様であり、オランダとの爲替相場は金輸送點の範圍内を上下してゐたが、一九三七年四月以來全然バーであつた。日本金圓の金純分量は〇・七五瓦であるから、圓對ギルダの法定平價は、一圓二・二四ギルダであつたが、最近の爲替相場は一〇〇圓が四五ギルダ(パタビアに於るジャワ銀行建値、電信賣)であつた。

二 通 貨

通貨の種類は左の如くである。

- 1 硬 貨
 - (一) 無制限法貨
 - (1) 金貨(品位九〇〇)——(量目六・七二〇瓦)、五ギルダ(量目三・三六〇瓦)。
 - (2) 銀貨(品位七二〇)——(量目二・五〇瓦)、一ギルダ(量目一・〇瓦)、〇・五ギルダ(量目五瓦)。
 - (二) 制限法貨(補助貨)

ゐなかつた。即ち經濟部印刷局 (Landsdrukkerij) は紙幣の印刷を行つてゐなかつた模様である。オランダの敗戦以來硬貨はアメリカで鑄造されてゐたらしいが、ジャワ銀行券は何處で印刷されてゐたか明白でない。ジャワ銀行の銀行券發行は、他の業務と共に政府の監督官によつて管理されてゐた。政府通貨の發行は財務部財務局の貨幣課の掌るところであつた。

三 正貨準備

ジャワ銀行券の發行に對しては、支拂準備として銀行券流通額及當座預金額の四〇%を最低限として正貨準備を保有することが要求されてゐた。近年に於る正貨準備額及準備率次表の如くである。

正貨準備額・準備率表 單位：千ギルダ

年次	正貨準備額		準備率(%)	
	金	銀	金	銀
一九三一	一八六、九七	四七、二七三	五七、九一	四一、四三
一九三二	一七四、七九	二七、五八九	四五、〇六	五三、八九
一九三三	一八五、五五	二〇、九四三	一〇、五九七	四七、一五
一九三六	一六六、五〇	一〇、五二五	四、四〇七	三、七〇九
一九三八	一六六、八五	一六、八八九	一三、六四六	五、〇七四
一九三九	一六六、八五	二〇、九八〇	一三、七八五	五、〇九七
一九四〇	一七二、七二	一七、六七二	一六、四九六	四、九八二

(備考) 一九三一年から三九年まで何れも三月末現在、一九四〇年は六月一日現在。

尙、最近の情報によれば、ジャワ銀行の金準備金はオランダ敗戦前の一四一萬ギルダが最近三三六萬ギルダに増大したと。

左の準備金中五分の三は東印度(パタビア)に、他は阿姆斯特ダム及ロンドンに保有することが規定せられてゐたが、この規定は一九三〇年削除された。この他、ジャワ銀行保有外國爲替は 一九三八年末一百

萬ギルダ、三九年末一九百萬ギルダ、四〇年三月末は二二百萬ギルダに上つてゐた。

第三節 金融機構及機關

一 金融機構

この國の金融は農業の發展を中心として特殊な發展を遂げた。而してこの國の産業開發が近代的巨大資本の進出といふ形迹に於てよりも寧ろ、先づ商業資本による原住民からの強壓的買入れ、次で群小産業資本一而もその本質に於て多分に貸付資本的な進出を取つたこと、加ふるにその生産物の販賣が決定的に外國市場に依存してきたこと、是等の要因によつて産業資本に對する商業資本乃至金融資本の優位が確立された。商事會社・銀行が農場を所有・管理・經營するに至り、複雑な兼營形態をとつて發達してきた。普通商業銀行と並行してクルツール・バンク(拓殖銀行)なる特殊な金融機關が發達した。

ジャワの金融は早くより發達し植民地としては稀にみる整備せる組織を形成してゐたが、植民地は植民地としての制約を免れない。即ち歐人企業も多くはその本店をオランダに置き、輸出入代金の決済は本店を通じて行はれるために、大口資金はオランダに於て求められることとなり、東印度には所謂貨幣市場なるもの發達に限度があつた。然しオランダ敗戦の結果、オランダ人企業は續々として本店をジャワに移轉し、こゝに完全におランダとの經濟的關係を斷つた東印度經濟の自立的體系の確立を見んとするに至つたので、この間の事情は餘程異なつてきたに相異ない。尙、この國の金融市場は農産物の買付・輸出を中心として動く結果、その出廻期―就中砂糖の一たる六月から一月にかけて活氣を呈し、一月から翌年の五月までが緩慢期であつた。

二 ジャワ銀行 (De Javasche Bank)

1 機構

一八二七年創立、二八年開業。當初資本金二百萬ギルダであつたが、最近九百萬ギルダ(全額拂込済)。當初資本金の四分の一に相當する株式を政府が所有してゐたが、最近全部民間所有。一九二二年のジャワ行政改革によつて其の機構が確立された。

ジャワ銀行は東印度に於る發券の獨占権をもつ政府の金庫であり、外國爲替を統制する東印度の中央銀行であつた。このために本行は嚴重な政府の管理下に置かれ、政府の監督官によつて監視されると共に、その頭取・頭取代理及理事・理事代理は凡てオランダ人にして本店所在地(パタビア)に居住することを條件とし、總督によつて任命された。その他株主はオランダ人のみが株主總會に於て議決権を有した。

本店をパタビアに、支店をアムステルダムに設置することが規定され、戦前バンドン、チェリボン、ジョクジャカルタ、ケデリ、マラン、スマラン、スラバヤ、スカルタ(以上ジャワ)、コタラジャ、メダン、パダマラン、バムバン(以上スマトラ)、パンジャルマシ、ボンテアナ(以上ボルネオ)、マカッサル、メナド(以上セレベス)の各地に出張所があつた。

2 業務及資産負債内容

發券業務、政府金庫としての特殊業務及中央銀行としての業務の他、一般商業銀行としての業務を営むが、本行の特殊銀行としての性質上法規により種々の制限禁止規程が設けられてをり、無擔保貸付、長期信用は禁止され、不動産抵當貸付にも拂込資本金の六分の一及積立金の三分の一を超えるを得ない等の制限があり、一般に本行の投資は短期流通貸出に限定されてゐた。

今世紀以來大恐慌勃發まで本行の業績は引續き良好であり、一九二一年には四五%といふ高率配當を記録した。一九三一年以來は慘憺たる經濟界の不況に捲き込まれて損失續出し、銀行券流通額及保有正貨も著しく減少したが、近年漸く立直り一九三七年以來一〇%強の配當を持續してゐた。

一九三九年三月末及一九四〇年三月末の貸借對照表を示せば次の如である。

ジャワ銀行貸借對照表 (各年三月末現在)

Table with columns for assets (資産) and liabilities (負債) for De Javasche Bank, showing figures for 1939 and 1940. Assets include cash, deposits, and loans. Liabilities include capital and reserves.

負債之計

Table showing liabilities (負債) for De Javasche Bank, including capital (資本), reserves (積立), and other items, with figures for 1939 and 1940.

三 商業銀行

オランダ系銀行にして純然たる商業銀行は蘭印割引銀行のみであり東印度最大の銀行たるオランダ商會社及蘭印商業銀行は同時にクルツル・バンクであつた。併しオランダ商會社、殊に蘭印商業銀行は最近では商業銀行業務の方に重點が移つてゐた。

1 蘭印商業銀行 (Nederlandsch-Indische Handelsbank)

一八六三年アムステルダムに設立、當初農業を兼營したが、一八八四年蘭印農會社を子會社として設立し、商業銀行を主要業務として發展してきた。公稱資本金一億ギルダ、拂込済資本金は三三三萬ギルダ(一九三五年五五萬ギルダより減資)、本店はアムステルダムにあつたが、先年パタビアに移轉した。領内主要地に支店出張所を有し、東洋諸國に多くの支店を有してゐた。一九四〇年六月末の主要勘定は、定期預金一、八二二萬ギルダ、其他預金及積立金五、七〇七萬ギルダ、貸付金四、八〇四萬ギルダ、關係企業への投資一、八二七〇千ギルダ、貸付金總額一〇、八〇七〇千ギルダ。

2 蘭印割引銀行 (Nederlandsch-Indisch Escampito Maatschappij)

當初より純然たる商業銀行として一八五七年バタビアに設立さる。公稱資本金二〇百萬ギルダー(一九三三年五〇百萬ギルダーより減資)、拂込済資本金一三・五百萬ギルダー、一九三八年末の資産總額七二、〇三三、三千ギルダー、貸付金二五、四六五、千ギルダー、定期預金一、九五〇、千ギルダー、當座預金三三、五九六、千ギルダーといつた程度。本銀行は蘭印商業銀行、オランダ商會社が海外にも廣く手を延びてゐたに對し領内に主力を置いており、その特色は華僑との關係の深いことで、在ジャワ華僑商人にして本行と取引關係を結んでゐないものは皆無だときへ言はれてゐた。

3 オランダ商會社 (Nederlandsche Handel Maatschappij)

一八二四年アムステルダムに設立。オランダ國王ウイレム一世の發起による特許會社として、官營農産物の一手販賣會社であつたが、強制栽培制度の撤廢を機としてクルツール・バンクに轉ずると共に一般銀行業務を兼營するに至つた。公稱資本金六五百萬ギルダー、拂込済資本金三五百萬ギルダー(一九三三年までは前者一五〇百萬ギルダー、後者八〇百萬ギルダー)。本店はアムステルダムにあつたが昨年六月バタビアに移轉、支店出張所は東印度内主要地及東洋諸國に多數あつた。一九三八年末の資産總額四一、二五二、千ギルダー、貸付金五九、七六八、千ギルダー、定期預金七一、三八六、千ギルダー、其他預金二八、四六五、千ギルダー、企業投資一四、〇七五、千ギルダー。

四 クルツール・バンク (Cultuur Bank)

曩に述べた如く、之は舊蘭印獨特の農業金融機關にして、單に農企業に資金を融通するのみでなく、契約を結んで農産物の委託販賣を行ひ、農場を管理し、所有し、經營するところにその特色があつた。クルツール・バンクの活動分野の中心は製糖業であり、近年その管理し經營して居た製糖工場数は全體の約七割にも上つて居たといふ。この他茶・ゴム・煙草・コーヒ等にも於ても是程ではないが、クルツール・バンクの參加管

理してゐた農園は尠くない。クルツール・バンクはその農園の管理經營を行ふために優秀な技術的スタッフを擁し、強大な資本力を背景として獨立企業を壓倒してゐた。戦前に於るジャワの製糖業はクルツール・バンクを離れては考へ得なものであつた。

クルツール・バンクには前記オランダ貿易會社及蘭印商業銀行の他左の五社があり、其の名稱・設立年度・拂込済資本金・本店所在地は次の如くである。

- (一) 蘭印農會社 (Nederlandsche-Indische Landbouw Maatschappij) 一八八四年、一五、〇〇〇千ギルダー、バタビア。
- (二) アムステルダム商會社 (Handelsvereniging Amsterdam) 一八八九年、四〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年アムステルダムより移轉)。
- (三) 拓殖銀行 (Kolonial Bank) 一八八一年、八、二五〇千ギルダー、スラバヤ(先年アムステルダムより移轉)。
- (四) 王領地農會社 (Cultuur Maatschappij der Vorstenland) 一八六六年、二〇、五三〇千ギルダー、バタビア。
- (五) ロツテルダム國際商會社 (Internationale Credit-en Handelsvereniging "Rotterdam") 一八六三年、二〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年ロツテルダムより移轉)。
- (六) ロツテルダム國際商會社 (Internationale Credit-en Handelsvereniging "Rotterdam") 一八六三年、二〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年ロツテルダムより移轉)。
- (七) ロツテルダム國際商會社 (Internationale Credit-en Handelsvereniging "Rotterdam") 一八六三年、二〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年ロツテルダムより移轉)。
- (八) ロツテルダム國際商會社 (Internationale Credit-en Handelsvereniging "Rotterdam") 一八六三年、二〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年ロツテルダムより移轉)。
- (九) ロツテルダム國際商會社 (Internationale Credit-en Handelsvereniging "Rotterdam") 一八六三年、二〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年ロツテルダムより移轉)。
- (十) ロツテルダム國際商會社 (Internationale Credit-en Handelsvereniging "Rotterdam") 一八六三年、二〇、〇〇〇千ギルダー、バタビア(先年ロツテルダムより移轉)。

五 外國銀行

外國銀行としては英國系・日本系・支那系の合計一二行があつた。(一) 英國系銀行―香上銀行支店(バタビア、スラバヤ)及チャータード銀行支店(バタビア、スラバヤ、メダン)は、外國銀行として

金夫々五〇〇千ギルダー、一、六〇〇千ギルダー程度で其の業務は問題にならなかつた。

七 庶民金融機關

庶民金融機關としては、イ 中央庶民金融銀行 (Algemeene Volkscredietbank) ロ 村落銀行 (Dors Bank) ハ 村落米穀銀行 (Desaloeboeng) ニ 信用組合 ホ 官營及民營質屋 ヘ 高利貸 等があり、イ、ロ、ハは官營で、就中、イは農業小口金融に重要な意味をもつものであつた。その一九三八年に於る貸出總額二六、六六五、千ギルダー、貸出口數五三萬に上つてゐたが、一般に庶民金融機關の統制、助成を目的としたもので、それ自身農民に直接貸付を行ふを建前とするものではなかつた。村落銀行・米穀銀行はジャワ特有の村落共同體を地盤として生れたもので、農村經濟の研究にとつて尠からず興味あるテーマをなすものである。

一體に是等官營乃至政府監督の庶民金融機關の貸付金は、生産資金としてよりも寧ろ生活費として使用されたものであり、農民の一般的窮乏の結果として生れたものである。その代りその發達には一定の限度があり、高利貸の横行は依然やむべくもなかつた。この他支那人の補助金融機關として、その本國への送金を掌る信局等があるが、茲では省略する。

第四節 外國爲替及國際收支

一 外國爲替

は最も早く前者は一八八三年、後者は一八六二年に夫々支店を開設し、ジャワ金融界に一大勢力をなしてをり、イギリス金融資本はこゝにも牢固なる根を張つてゐた。このほか有利銀行 (Merantile Bank of India) 支店(バタビア、スラバヤ)があつた。(一) 日本系銀行―横濱正金銀行(バタビア、スラバヤ、スマラン)、臺灣銀行(バタビア、スラバヤ、スマラン)、三井銀行(スラバヤ)、華南銀行(スマラン)の四行 (二) 支那系銀行―華僑銀行(本店シンガポール)が支店をバタビア、スラバヤ、パレムバン、ジャヤンビに、中國銀行が支店をバタビア、スラバヤに置いてゐた外、次の如き領内華僑の銀行があつた。

黄 沖 涌 銀 行	スラマン	ス	ラ	バ	ヤ	千ギルダー
バタビア銀行	バタビア	ス	ラ	バ	ヤ	二、五〇〇
華 通 銀 行	ボンテアナ	バ	タ	ビ	ア	一、〇〇〇
中華商業有限公司	メダン					一、〇三二
中華銀行	スラバヤ					一、〇三二

六 其他の特殊銀行

- (一) 貯蓄銀行 ジャワに五行、外領に四行あり、預金總額一九三八年末、一四・九百萬ギルダー、その中八〇%は歐人の預金である。
- (二) 郵便貯蓄銀行 國營で預金總額一九三九年末五四・四百萬ギルダー、これも七〇%近くが歐人の預金であつた。
- (三) 勸業銀行 蘭印勸業銀行、ジャワ勸業銀行の二行あるが、資本

従来のジャワ銀行の對外爲替相場... 向爲替相場を基礎としてジャワに於る需給關係を考慮した上で...

バタビアに於る各地宛爲替相場表

Table of exchange rates for Batavia to various locations including Amsterdam, London, and Singapore. Columns include location, highest/lowest rates, and specific dates.

尙バタビアに於る日本向爲替相場の一九三〇年からの推移を示せば次表の如くである。

バタビアに於る對日爲替相場表

Table showing the trend of exchange rates for Batavia to Japan from 1930 onwards.

四〇年五月オランダの敗戦によつて舊蘭印は爲替管理を行ふことになり、對外決済は磅及弗の兩建てで行はれ、爲替相場が公定されることとなつた。

爲替銀行としてはジャワ銀行・香港銀行・チャータード銀行・オランダ商會社・蘭印商業銀行・正金銀行等があるが、英國系は主力を爲替業務に集中し、從來ロンドンが決済の中心地であつた關係等よりして最も強力な地位を占めてゐた。

二 國際收支

舊蘭印の貿易はその貿易額に對して相對的に著しく高い出超を恒常的に維持してきた國であり、大恐慌に入つてからも引き続き一五〇百萬乃至二〇〇百萬ギルダーの出超を持続して居り、近年に於る出超額は年平均二、三億ギルダー見當であつた。

斯る出超によつて得た受取額が、年々の外來資本の利子・配當金・利潤等及官吏の恩給等の海外拂の源泉をなしてゐた。恐慌前には、普通國國際收支上に現はれた利子・配當金及利潤の年額は三億乃至四億ギルダーに達し、恐慌後は著しく減少したが一九三七年には一・五億ギルダー、三八年には二・二億ギルダー、三九年には一・八億ギルダーといふ水準に恢復してゐた。

國際收支

Table of international收支 (Income and Expenditure) with columns for items like interest, dividends, and government orders, and their respective values.

前表にみる如く、舊蘭印の國際收支は受取超過をその正常な状態とした。然るにこの支拂勘定はその過半がオランダに向けられてゐたものだから、今オランダ敗戦の結果オランダへの支拂送金が不要不可能となつたとすれば、舊蘭印の支拂勘定は著しく減額すべき筈であり、この點からのみみれば舊蘭印ギルダー貨價値の基礎はより強化されたものと考へ得る。

五大洲別貿易構成百分率表

Table showing the percentage composition of trade for five major continents (Europe, America, Asia, Africa, Others) across different periods.

第五節 戰時體制及爲替管理

一 非常時緊急措置

第二次歐洲大戰の勃發以來、舊蘭印政府は非常時局に直面して貿易・物價・生産・金融等經濟の各部門に亘つて戰時體制化を強行したが、夫に關する法規は次の如くである。

- 一 戰時並戒嚴體制規程(一九三九年一月二〇日分布)。
二 戰時緊急令(一九三九年九月二六日分布)。
三 食糧準備に關する一九三九年強制栽培令。
四 物品・貨銀・賃賃料の騰貴抑制に關する總督令(一九三九年九月一日公布)。
五 非常時輸出制限令及特定商品の輸送禁止令(一九三九年十一月四日公布)。
六 海上輸送及戰時保險に關する一九三九年船腹保持令、同海洋船舶徵用令及一九三九年海上航空保險法。
七 金錢債務の支拂猶豫及民事訴訟の停止に關する一九三九年金錢債務支拂猶豫令及同民事訴訟停止令(一九三九年一月一三日公布)。
八 一九三九年戰時利得稅條令。
九 法定通貨の正常通用に關する法令(一九四〇年五月一五日公布)。
一〇 爲替管理臨時規程(一九四〇年五月一日公布)、一九四〇年爲替管理條令(一九四〇年五月二二日公布)及同施行細則。

二 爲替管理

たものであらう。夫はとにかく、この對英相場切下により、英の東印度商品輸入は有利となるべく、この東印度にとつて不利、英國にとつて有利な爲替相場の公定をみた上で、一九四〇年七月英・舊蘭印間にクレヂットが設定され、これに基いて舊蘭印は戰時繼續中毎年一億ギルダに達する物資を英國に供給することゝなつた。

尙、右の管理法に基き、ジャワ銀行は五月二六日附の書狀を以て二七日より開始さるべき爲替取引條件を各銀行に通告したが、その強化のため、更に七月六日附を以て爲替管理政府命令、次いで細則が公布された。これによつてインターバンクの爲替取引は禁止され、爲替基金管理銀行即ちジャワ銀行との間に限り認められ、その引受相場は正式に現場對米一八八・五ギルダ、對英七・六〇ギルダと決定された。輸出入及送金については、一人に付五〇ギルダまでが管理法の適用を受けず、ギルダ建値の輸出は管理局の許可を得ない限り不可能だが、海峽植民地への輸出は當分の内ギルダ建てで行ふことゝなつてゐた。

第六節 要約

以上述べたところを要約して舊蘭印通貨金融の特殊性を指摘せば次の如くである。

- 一 ギルダ貨はオランダギルダ貨と等價なるも、貨幣法上獨立の通貨であり、正貨準備もオランダギルダ爲替を以てするものではなく大半金によつて構成されてゐたこと。
二 ジャワ銀行は獨占的な發行權を有し、舊蘭印通貨はその殆ど全部がジャワ銀行券よりなつて居たこと。
三 金融機關は植民地としては稀にみる整備を示してゐたこと。栽植企業金融機關としての特種なクルツル・バンクが發達し、就中製糖業に於けるクルツル・バンクの勢力が強大であつたこと。
四 國際收支は良好であり、ギルダ貨價値の基礎はオランダ敗戰

一九四〇年五月一日、ドイツ軍のオランダ侵入は、東印度の金融界に大動搖を與へた。併し、舊蘭印政府は豫てこれあるを期せしものゝ如く、前述經濟長官のギルダ貨價値變更の意なし、萬全の準備あり、モラトリアムの必要なしとの聲明によつて民心の動搖を防止し財界の安定を圖り、翌一日早くも爲替管理臨時規程を公布してギルダ貨價値維持の應急措置をとつた。かくて一七日爲替市場は再開され、爲替相場は對米相場一賣一九〇ギルダ、買一八七ギルダを基準としてジャワ銀行によつて統制されることゝなつた。

然るに右の臨時規程は單に(一)金・外貨・有價證券・在外資産の賣買及是等を擔保とすることの禁止、(二)金・貨幣・有價證券の輸出禁止、(三)送金の制限の諸條項を含むにすぎなかつたので、五月二一日爲替管理條例が公布されて爲替管理の全面的な體系が確立された。之によつてパタビアに爲替管理局(ジャワ銀行總裁及大藏・經濟兩長官よりなる委員會の管理を受く)及爲替基金が設けられ、對外支拂は凡て管理局の許可を要し、輸出ビル其他取得せる外貨は一切爲替基金に繰込ましめることゝし又新たに凡ゆる外國貨幣・有價證券の輸入が管理下に置かれることゝなつた。

爲替相場は平均對米爲替一八八・五ギルダを維持する方針がとられたが、オランダ政府の英國との金融協定に追従して、對米弗と並んで對磅の二本建を採用することゝなつた。即ち英國との決済は磅貨によることゝし、對磅相場は七・六〇ギルダを基準とした。

而して對英相場七・六〇ギルダは英國銀行の提案に基いたものだといふが、之は從來の對英相場一爲替管理施行前日のパタビアに於ける市中相場買五・八五ギルダ、賣六・二〇ギルダの約二割の切下を意味するものであつた。然るにこの對英相場と英米クロスとから對米相場を算定するときには二四〇ギルダ内外となるべきに拘らず、一八八・五ギルダ維持といふ矛盾した相場がとられた。これは米弗と磅との何れをリンクの基準とするかを決定し得ない舊蘭印の複雑な經濟情勢を反映し

- 五 後も引續き堅實さを維持して居たこと。
オランダ敗戰後、オランダに本店を置きそこから大口資金の供給を受けてゐた金融機關は、その本店を凡て東印度に移轉して舊蘭印金融の自立性が愈々確立され來つたこと。

第十章 農業

總説—土地制度—耕地面積—農業投資—農園數及農園面積—農作物の世界的地位—栽培協會及農事試驗場—甘藷—ゴム—鳳梨—茶—烟草—ココヒー—油椰子—古々椰子—カボツク—カカオ—胡椒—キヤツパ—ココカ—硬質纖維—肉苧麻—ガムビター—距離—芳香油植物—玉蜀黍—落花生—米—棉花

第一節 總説

東印度は熱帶地中に於る最も重要な農業地で、其の農業的開發の成果はオランダの世界に誇り得べき功績である。今日世界列強の植民地中東印度農業特産物の種類が多く而も大量に生産されて居る土地は何處にも見當らない。東印度の農業が斯くまで發達したのは氣候・地味等の自然的條件に恵まれて居たこと、オランダの植民政策によつたものである。東印度が農業投資植民地として今日の大をなすに至つたのは一八一一年東印度が英領となり、ラッフルス副總督が原住民に土地耕作權及勞作の結果による利用權を認め、従来の政府土地專有の制度を改廢し、以て歐人事業家誘致の機を作つたことに始まる。

ラッフルスは在任五年にして退き、ウキーン會議の結果東印度が再び關領となりたる後も、オランダ當局はラッフルスの重農主義の方針を繼承し歐人の植民を獎勵し、土地自由使用の原則を定めたが、其の實績は餘り思はしくなかつた。

其の後一八三〇年ファン・デン・ボス總督の強制栽培制度が實施さるゝと共に自由植民・自由耕作は禁止せられ、原住民に對しては所有地の一部に輸出物産たる砂糖・ココヒー・藍・胡椒・茶・烟草等の栽培が強制せらるゝに至つた。而して本制度は主義に於ては非難すべきものではなかつたが、實施に當り政府自身が本來の規定を無視して亂暴極まる苛酷な

擄取行爲を敢行せるを初とし、種々の弊害を生ずるに至りたる結果、結局原住民を衰亡せしめ且つ歐人企業の發達の嫩芽を手折ることゝなつた。此處に於て各方面より非難の聲大いに高まり、漸次原住民及歐人農業の保護助長に關する規定が制定さるゝと共に、一八七〇年の土地法及一八七二年の砂糖法なる重要法令發布せられ、歐人の官有地租借權並に原住民の世襲耕作地に原住民占有權が認められるに至つた。

爾來私人農業の勃興を見、既に強制栽培により各種農産物の栽培試驗を了し、且つ其の耕作方法に就ても政府指導の下に一般原住民までも一通りの訓練を受けてゐたが爲順調なる發達を遂げ、以て今日の盛大なる農業國を現出するに至つたのである。

尙政府の政策に次で農業を隆盛ならしめたのは農事研究の盛なことがあつた。オランダ王室地質學會其他の純學術的研究は暫く之をおき、官設のもののは勿論のこと民間當業者の設置せる各種農事試驗場は何れも錚々たる學者・専門家を聘して農業の科學的研究を怠らず、莫大の費用を當業者自身に於て負擔し、研究の結果を實地に應用して其の結果を公表して廣く意見を求め、試驗所相互間並に試驗所の技師及農園技師間に聯絡を保つ等綜合的に一の體系ある機關を爲してゐた。

從來オランダが東印度に對して採り來つた政策は、専ら其の豐饒なる物産及資源を對照とする純然たる經濟的植民地政策であり、又東印度がオランダの植民地として有する經濟的價値の中、最も重要なものは投資地及企業地としての價値である。而して上記の投資及企業地としての價値の中、熱帯有用植物を利用せる栽培企業は實に其の重要性の過半數を占めて居たのである。

又過去四百年間に於るオランダ東印度統治史を緝いて見るに、其の根幹を爲して居るものは重農主義に基く營利政策であり、會ては本國の財政難を救ひ當時オランダをして富國とならしめたのも實に此の栽培企業であつた。上述の如くオランダの東印度經營の出發點が原始産業による

收益に置かれ、而も天恵豊かにして有ゆる熱帯有用植物の栽培に好適して居る關係上オランダは南米、アフリカ及熱帶アジアより莫大の犠牲を拂つてまでも有用植物を移植して其の栽培方法を研究すると共に栽培を獎勵し、民間に於ても亦全力を擧げて研究經營に當りたる爲、遂に熱帯農業國としての今日の榮位を獲得することが出来たのであるが、之に反し他の諸産業が餘り振はなかつたところを見れば、如何に政府が斯業に全神を集中して居たか而して又今日まで如何に莫大の犠牲を拂つて居るかが窺はれる。又銀行業・物産輸出業・船舶業・倉庫業の如きは全く此の栽培企業に依存して存立して居たものであり、斯業は實に東印度の有ゆる組織を動かす原動力をなして居たのである。従て東印度の經濟機構は此の栽培企業を基礎として出来て居たと云ふも敢て過言ではない。

各種物産輸出高・同比率一覽表

年次	歐人農産物	原住民農産物	礦産物	其他	計
一九二八	50.8	11.9	11.1	9.7	100
東印度...	(51.3)	(12.1)	(11.4)	(9.7)	(100)

東印度...農業

一九三五	118.1	11.2	11.2	10.5	100
一九三六	113.9	11.3	11.7	10.7	100
一九三七	115.6	11.8	12.1	11.1	100
一九三八	117.7	12.1	12.4	11.4	100
一九三九	119.0	12.4	12.7	11.7	100
一九四〇	120.3	12.7	13.0	12.0	100

(備考) 括弧内の數字は輸出總合計に對する百分比(%)

然るに一九二九年より始まつた不況の深刻化につれ、斯くも多額の資金を注入し且つ盛大であつた栽培業も、輸出不振・市價暴落・滯貨山積の結果經營困難となり危殆に瀕するに至り、延いて舊蘭印經濟組織の全面的崩壊を誘致せんとする由々しき事態を惹起するに至つた。

東印度が斯くも甚大なる打撃を蒙つたのは、元より世界的不況の然らしむるところではあるが、他面に於てオランダが依然として原始産業に重點を置き、工業其他の事業の振興に餘り意を用ひなかつたことにも原因するものであり、當時經濟機構の中樞を爲して居た原始産業が、昔日の隆盛を恢復することは先づ不可能と觀られ、政府としては其の善後處置に最も苦慮して居たところである。

而して政府は非常手段として左の措置を講じ以て産業の復興及オランダの利益保護を圖る傍ら、輸出貿易の促進、歳入の増加に努力しつゝあつたが、之は東印度の工業化政策と相俟て今次の非常時を一轉機とする新經濟政策の核心をなすものであり、又從來の自由經濟制度より統制經濟制度への方向轉換を意味するものである。

- 一 非常時對策(一時的のもの)
- イ 輸入制限に必要なる期間中實施する方針
- ロ 事業統制に必要と認むる場合事業の新設擴張等は總て許可主義

に則り、既存事業を保護すると共に生産量の割當を行ふ、一九三四年一〇月二四日より実施

ハ 重要農産物の植付材料の輸出禁止之により競争國の現出を防止し、以て領内重要栽培業を保護することを目的としたもので必要と認むる期間中実施する方針

ニ 外國人従業員の入國制限不況による領内失業者の救済及外國人勢力の伸長を阻止するを目的とし、一九三五年八月二四日より実施

ホ 各種税金の引上げ歳入増加を圖るを目的とし、期間は明示されて居らず一時的のものと観らる。

ヘ 重要農産物の生産輸出制限 砂糖・ゴム・茶・規那・コーヒー及錫の生産・輸出を統制し、以て市價の引上げ及ストックの掃蕩を目的とするもので、必要と思考する、期間中実施する方針。

ハ 砂糖・ゴム・茶及錫は國際協定により制限を實施す。

二 新經濟政策として恒久的のもの

イ 新工業の振興、既存工業の保護助成

ロ 有望なる新農業の獎勵

ハ オランダとの經濟的協力

以上の如くであるが、非常時對策は變じて恒久的のものとなり、新經濟政策の内最も重きを置かれて居たものは工業政策で、鑛業方面に於ても未開發鑛區の開拓を許可し、以て増收を圖ると共に産業の發達に資せんとする傾向が最近濃厚となつて來て居た。

之を要するに、從來政府が採り來つた重農主義に基礎をおく無統制自由經濟政策は完全に破綻を來した結果、新たに農工業に基礎をおく統制經濟政策が樹立せらるゝに至つた。

第二節 土地制度

土地の種類―土地は左の種類に分たれ、外國人の土地所有は許されなかつた。

私領地 (Partiële Landen) 之は東印度會社が其の末期に財政窮乏の結果、歐人會社・支那人・アラビア人等に賣却せるもので、完全なる所有權のみならず、租税の徵收或は刑罰を課する等公法上の權利をも伴ふもので、小さい乍らも宛然一國をなして居たものである。西部ジャワに最も多く、ジャカルタ及ボゴールを中心とする一帯の土地は總て此の私領地であつた。戦前に於る私領地面積は約四十九萬陌に及び、政府は年々買收を行つて居たが、之を全部買上げるには猶數億ギルダーを要すると云はれて居た。

國有地 (Staatsdomin) 又は Landdomin) ジャワの侯地・私領地・市街村有地・外領のサルタン領以外の總ての土地にして土地法 (Agrarisch wet) 並に土地令 (Agrarisch besluit) により所有權の認められない一切の土地を云ふ。是等の土地はオランダ人・原住民・オランダ並に東印度に設立せられた法人に對し七十五年間を限り貸與された。

ジャワ侯地 (Vorstenlanden op Java) ジャワのシヨクジャカルタ及スラカルタの二侯地が是である。

外領原住民自治領地 (Zelfbesturende gebied in Buitengewesten) 及外領各地のサルタン領であり、外領の大部分は之に屬した。

世襲原住民所有地 (Inlandsch erfelijk bezit) 原住民が世襲的に所有して居る土地であり、個人所有地・共有地の區別があつた。

外國人の土地獲得―農耕地の獲得には國有地を永租借する方法、外領自治領を租借する方法 (農業租借)、ジャワ侯地及原住民所有地を租借する方法等があり、其の獲得使用に關する要件は左表に示す如くである。

農企業須知要項一覽表

項目	地方	永租借地	農業租借地	借地及自由借地
租借面積及期限	外	國有地に於てのみ獲得することを得、一區面積最高五〇〇バウ (三五〇陌) 租借期限七十五年	出願し得るものはスマトラ東海岸州のデリ、ランカト、ライド、アンク、シリ、インドラプーラの諸地方のみで、他の自治領は自治領永租借令の適用を受けて居る。租借面積及期限は外領永租借地に同じ	一 原住民よりの自由借地―租借面積には制限無し 賜田一年又は一收獲年 非賜田―水田三年半 乾田二年 二 鐵道・道路及水路用地二十五年 三 侯地・原住民よりの借地―租借面積最高五〇〇バウ 水田最高二十一年半 乾田十年 四 共有地―乾田一年又は一收獲年 賜田及恩給田一年又は一收獲年 五 侯が自由に處分し得る土地には永租借制度の如きものあり期間三十年
	領	國有地及スマトラ東海岸州の一部を除く外領自治領に於て獲得することを得、一區面積最高五〇〇バウ (三五〇陌) 租借期限七十五年	諸地方のみで、他の自治領は自治領永租借令の適用を受けて居る。租借面積及期限は外領永租借地に同じ	一 直轄領及自治領原住民よりの借地―面積に就ては不詳なるも制限無きものゝ如くである バンカ島 水田及乾田十年 鐵道及道路用地二十年 水田十年 乾田十年 二 自治領主よりの借地―面積一〇陌、契約期限十年、但し西部ボルネオ及リオー州のゴム及古々椰子栽培は五十年、ボルネオのゴム官有地借地―面積一〇陌、他の場合は古々椰子栽培は五十年、他の場合は二十年
租借料	外	直轄地バウ當り最高年一ギルダー、第六年目より全額賦課、自治領最低二陌當り一ギルダー、第二、三年目其の五分の一にて以下各年五分の一宛増徴第六年目以降全額徴收方法は外領自治領地の永租借地に同じ	貢税一バウ當り年一ギルダー以上徴收方法は外領自治領地の永租借地に同じ	一 原住民よりの借地 每五年に一度の割で最低借地料を決定する 二 侯地 每十年に水田の最低借地料を決定する
	領	直轄地バウ當り最高年一ギルダー、第六年目より全額賦課、自治領最低二陌當り一ギルダー、第二、三年目其の五分の一にて以下各年五分の一宛増徴第六年目以降全額徴收方法は外領自治領地の永租借地に同じ	貢税一バウ當り年一ギルダー以上徴收方法は外領自治領地の永租借地に同じ	外領各地には各々異なる規定が設けられて居る

東印度…農業

不動産税

不動産見積價値の四分の三、第十一年目より徴収す(詳細は税制の項参照)

資格 ジャワ及外領

オランダ臣民、オランダ及東印度に居住する者(小農業は歐人及同格者に限る)は、土地に對する有権者死亡の場合、繼承手續完了の爲一箇年の猶豫を與へられる

獲得の方

測量圖又は位置を明示する地圖を添附して願書を地方長官に提出する。地方長官は總督の書類を内務部長官の手を経て總督に提出する。許可すべく決定された時は各種の條件を付して總督により貸下げらる

(備考) 尙從來永租借權は、三年間引續き租借料を支拂はない場合又は政府の許與する三箇月の猶豫期間内に之を支拂はない場合及永租借權者が一定期間内に其の一部分の耕作を爲すべき義務ある時總督に於て之を爲さざりしものと認定せる場合には全部又は一部没収されてゐた。

右の外大資本を有する者にして外領の開墾を希望する者には、大面積の土地を租借地として貸與された。面積は最高五〇、〇〇〇バツで、總督は評議院の賛同を経たる後貸下げの許可を與へた。年限は三箇年でバツ當り月二仙の税が課せられた。資格としてはオランダ又は東印度に設立された會社たることを要した。

第三節 耕地面積

東印度の正確なる耕地面積は、外領に於る原住民耕地面積不明なる爲

ジャワ	一 原住民	一九三八	一九三九
	二 歐人農園(永租借地)	七八七〇七五	七八九二一五
		五五九二九三	五五九六五七

出所 暹羅印統計年報及同輸出農作物産統計

之を知る由もないが、ジャワ及バリ、ロムボクの原住民耕地面積其他の外領各島に於る地租の賦課さるゝ原住民耕地面積及歐人農園面積等判明して居る範圍内に於る耕地面積の總計は左の如くである。

耕地面積一覽表 (一九三九年末現在)

外領原住民耕地	ジャワ、ロムボク	一〇一、三三三	一〇一、三三三
自治領	南東部ボルネオ州	一、七四六、六六五	一、七四六、六六五
	ウールー・スンガイ地方	一、七四六、六六五	一、七四六、六六五
	セレベス州地租課税地	一、七四六、六六五	一、七四六、六六五
	チモール州地租課税地	一、七四六、六六五	一、七四六、六六五
	(スマタラ地方)	一、七四六、六六五	一、七四六、六六五
歐人農園(永租借地)		四、五九七、七五	四、五九七、七五
(農業租借地)		九、四三三、三三	九、四三三、三三
(私領地)		七、四三三、三三	七、四三三、三三
(官營農園)		一〇、六六七、七	一〇、六六七、七
(原住民よりの借地)		三、七七	三、七七
(備考) 歐人農園は農耕地とされたものみの數字を示し、農園とされざる部分を含まず			

以上の如く算定し得る耕地面積は僅か一一、二二六、〇七一陌に過ぎず、ジャワの總面積(一三、二一七、四〇〇陌)にも及んで居ない。外領地方の原住民耕地面積は右表に示す如く極めて僅かであるが、之は直轄地に於る原住民農耕地にして地租の賦課されざる土地及自治領に於る農耕地を含まない爲で、若し斯る地方に於る原住民の水田・古々椰子及ゴム園等を算入する時は相當大面積となることは自ら明かである。次にジャワ及バリ、ロムボクに於る原住民耕地面積に就て觀るに左の如くである。

ジャワ及バリ、ロムボク原住民耕地面積表

單位 陌
出所 暹羅印統計年報

第四節 農業投資

投資に關しては元來餘り其の發表を見ず、確實な數字を掲げることとは出來ないが、一九三一年農商工務部より刊行された「國際經濟上より觀たる蘭印の意義」なる小冊子に東印度に於る各國の農業投資と題し左の數字が掲載されて居る。本數字は現在發表されて居るもの内最も正確なものとなつて居るべきであるが、ジャワ及スマタラに於る投資のみに限り、ボルネオ、セレベス、モルツケン諸島及ニューギニア、小スンダ列島に於るものを含まない故に、東印度全體に於る投資額と云ふことは出來ない。然し乍ら、是等諸地方に於る投資額は僅少に過ぎず、從て之を以て全投資額と觀ても大過はない。

農業投資額に就ては、本年鑑第三回版蘭印篇「農業の部」農業投資の項、及日本國際協會發行「東南亞細亞に於る外國投資」を参照せられん事を希望する。

第五節 農園數及面積

農園數—最近五箇年に於る農園數は左の如くである。

各種農業地別農園數表
農業地別 一九三六 一九三七 一九三六 一九三九
永租借地 一六七一 一六五七 一六六七 八九八
農業租借地 四三六 四三九 四三九 四一九

歐人農業用地面積表

年次 永租借地 大農業 小農業 計
一九三六 一、二七四、〇四七 一、二八四、〇〇八 一、〇九六、八九六
一九三七 一、二〇三、一八五 一、二二四、五九三 一、〇二五、九一〇
一九三六 一、二八〇、八八六 一、二九七、七〇六 一、〇五五、三三〇
一九三九 一、二七五、九二四 一、〇四四、八四七 一、〇五五、二六一
一九三七〇 一、一五七、七七〇 一、〇三九、九一四 一、〇五四、〇八五
一九三九 一、〇八八、九八九 一、〇三三、六八八 一、〇五五、〇八五
一九三九 一、〇八八、九八九 一、〇三三、六八八 一、〇五五、〇八五
一九三九 一、〇八八、九八九 一、〇三三、六八八 一、〇五五、〇八五

以上の内最も重要なる永租借地及農業租借地の各總植付・植付未済面積等に就て觀るに左の如くである。

永租借地並農業租借地面積開覽狀態表(一九四〇年表)

地域・年次 永租借地 農業租借地 總面積 植付面積 植付未済面積 總面積 植付未済面積 租借地比率
一九三六 五九〇、六六六 五五五、九二二 一、一四六、五八八 三九七、一八〇 一、五九一、〇二二 一、一四六、五八八 一、五九一、〇二二 七二・九

農業租借地 計 外 領
一九三六 一、〇五五、〇八五 一、一八〇、六一一 二、二三五、六九六
一九三七 一、〇五五、〇八五 一、一八〇、六一一 二、二三五、六九六
一九三六 一、〇五五、〇八五 一、一八〇、六一一 二、二三五、六九六
一九三九 一、〇五五、〇八五 一、一八〇、六一一 二、二三五、六九六

次に各種耕地に於る植付面積を示せば左の如くである。

シヤワ 外 領 計
植付面積 百分 植付面積 百分 植付面積 百分
一九三六 一、〇五五、〇八五 一〇〇% 一、一八〇、六一一 一〇〇% 二、二三五、六九六 一〇〇%

主要農産物生産並輸出高對世界比較表

産物名 一九三五 一九三三 一九三三 一九三四 一九三五 一九三六 一九三七 一九三八 一九三九
規那皮、生産高(千担) 一一六〇〇 一一六二八 一一一五四 八四八〇 九〇二五 九七九〇 一一一〇八 一一二四四

東印度...農業

第六節 農業物産の世界的地位

東印度主要農産物産の世界的地位は大體左表に示す如くである。

Algemeen Landbouw Syndicaat	ジャカルタ (一九二五)	Dr. F. Kramer
Zuid en West Sumatra Syndicaat	ジャカルタ (一九三一)	D. F. Kramer
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Kina-Ondemening	ジャカルタ (一九二五)	"
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Koffie-(en Cacao) Ondemening	ジャカルタ (一九二五)	"
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Rubber Ondemening	ジャカルタ (一九二五)	"
Bond van Eigenaren van Ned. Indische Thee-Ondemening	ジャカルタ (一九二五)	"
Landbouwvereniging Tangelang	タンゲラン (一九〇六)	H. H. Kan
West-Java Landbouwvereniging	ベンジュ (一九〇五)	W. H. v. der Veen
N. I. Vereniging tot bevordering van belangen der Kina cultuur te Patavia	ジャカルタ (一九一〇)	Dr. M. G. J. M. Kerbosch
Kina Bureau	ジャカルタ	H. Giel
Plantersvereniging Semarang-Kedoe	スマラン (一八八八)	A. S. Garretsen
Vorstenlandsche Landbouw-vereiniging	スラカルタ (一九一〇)	Mr. F. van Haften
Kedrische Landbouwvereniging	ブリタル (一八九〇)	F. H. Gerretsen
Malangsche Landbouwvereniging	マラン (一八九三)	A. Maat
Syndicaat van Malangsche bijsplanters te Malang	マラン	F. U. van Hnnigel
Vereniging tot bevordering van landbouw en Nyerleid to Djember	ジェムベル (一八九六)	J. W. Folkema

農園所有者の團體にして法人として認められたもののみを以て組織せられ、農事協會聯合會とも稱すべきものである。相互の利益増進を目的とす。

規那農園所有者組合にしてジャワ(スマトラをも含む)に於る斯業の發達及業者相互の利益を圖るを目的とす。コーヒー(カカオ)農園所有者組合にして、斯業の發達及相互の利益を圖るを目的とす。

ゴム園所有者組合にしてジャワ及南スマトラの斯業の發達及利益を圖るを目的とす。

茶園所有者組合にして、斯業の發達及利益を圖るを目的とす。

タンゲラン農事組合にしてタンゲラン地方の栽培業の發達及利益増進を圖るを目的とす。

スカブミ及ゴム栽培業者組合にしてスカブミ及隣接地方の栽培業・ゴム業の發達を圖るを目的とす。

規那栽培振興組合にしてジャワ及スマトラに於る斯業の利益増進を圖るを目的とす。

アムステルダム規那ビュローの支部にして東印度規那の販賣統制機關である。

スマラン、ケヅー兩州内の栽培業の發達を圖るを目的とす。

侯地農事組合にしてスラカルタ及ジョクジャカルタに於る栽培業の發達を圖るを目的とす。

ケヅー農事組合にして該地方に於る栽培業の發達を圖るを目的とす。

マラン農事組合にして、同地方栽培業の發達を圖るを目的とす。

マラン蔗苗育成業者組合にして、蔗苗業者の共同利益を圖ると共に販賣の統制を圖るを目的とす。

ジェムベル農工振興組合にして、一般農工業及煙草栽培業の發達を圖るを目的とす。

Deli plantersvereniging te Medan

メダン
(一八九〇)

Ir. P. N. Visser

Algemeen Vereniging van Rubber planters ter Oostkust van Sumatra (A. V. R. O. S.) te Medan

メダン
(一九一〇)

Dr. H. Kolkman

Vereniging voor land-meibouw en industrie, Sumatra's West-kust te Padang

パダン
(一九三三)

Ir. G. J. Wally

Centraalvereniging tot beheer van proefstations van de Overjarige-cultuur in Nederlandsch-Indie

(一九三二)

Dr. Ch. J. Bernard

Nederlandsch-Indischevereniging voor de Tee cultuur

ジャカルタ
(一九一六)

De Firma Tiedeman & van Kerchem

Zuid-Sumatra landbouw en Nijverheidsvereniging

ジャカルタ
(一九一六)

Dr. P. A. Roelofsen

Deli-proefstation(der D. P. V.)

メダン

Dr. A. Angremont

Algemeen Proefstation der A. V. R. O. S.

メダン

M. Neuman

Vereniging algemeen proefstation voor Thee

ボゴル

K. F. Zeeman

Vereniging Rubberproefstation West-Java

ボゴル

H. D. B. Bendeker

Proefstation voor Vorstenlandsche Tabak

クラテン

M. Vlierboom

Proefstation Middenen Oost-Java Besoekisch proefstation

ジャエムベル

J. W. Folkema

Proefstation Midden-Java

サラテガ

A. H. Meyer, Hzeni Zonneheuvel

Proefstation der N. V. Verenigde Klatensche cultuur Maatschappij

クラテン

Ir. W. C. Bedding

茶栽培組合なり。

南スマトラ農工組合にして、ラムボン、パレムバン及ベンタレン地方の農工業の發達を促進するを目的とす。

デリ栽培協會の經營するものにして、煙草栽培上の科學的研究及組合員の諮問に應ずるを目的とす。アンロスの經營に係り、ゴムを初め各種栽培物の植物學・化學・農學上の研究を目的とし(但し煙草を除く)苗木等の分譲をも行ふ。

一般茶業試験所にして製茶の各種試験、品質の向上に資すべき栽培上の試験を行ひ組合員の諮問に應ずるを目的とす。西部ジャワゴム試験所にしてゴムに關する各方面の研究を行ひ日づ組合員の諮問に應ずるを目的とす。又苗木の分譲も行ふ。

煙草栽培の科學的研究を行ひ、且つ組合員の諮問に應ずるを目的とす。中部及東部ジャワ聯合農事試験場である。ブスキ州の農事試験場である。中部ジャワ農事試験場である。ソロのクラテン地方の聯合農事試験場である。

Het proefstation voor de Java-Suikerindustrie	バスマルアン	Dr. P. Heimig
Kina proefstation	チンシルマン	D. P. C. Spruit pzn.
Proefstation voor den tuinbouw	メナド	G. J. A. Terra
Klapperproefstation	ボゴール	Dr. P. M. L. Tammes
Algemeen proefstation voor den Landbouw	ボゴール	Dr. O. Posthumus

第八節 甘蔗

東印度に於る甘蔗の栽培はジャワに限られてゐる。ジャワの糖業は東印度に於る最も重要な産業で、東印度経済の鍵を握つてゐると言ふも過言でない。近來外領地方に於てはゴム其他幾多の栽培業が駁々乎として發展しつゝあるが、ジャワは勿論外領地方に於ても、經濟的價値の點に於て糖業の右に出づるものはない。ジャワ糖業の中心地は中部及東部ジャワである。

一 ジャワ糖業發達の梗概

抑々糖業が工業として發達し始めたのは、東印度會社がジャカルタ附近に工場を起した一六三七年以來のことである。其の後支那人經營の小工場が數十設立せられ、東印度會社は是等工場の製品を契約によつて買上げ、當時會社が歐洲に積出した砂糖は年百萬ポンドに上り、相當の利益を擧げて居た模様であつた。其の後一八三〇年フアン・デン・ボスの強制栽培制度が實施されると同時にジャワの糖業は官營となり大發展を遂げたが、一八七〇年の土地法及一八七二年の砂糖法の結果、原住民所有の土地を或る制限の下に糖業の爲に開放すると共に、官營糖業の擴張は中止され、更に一八七九年より甘蔗の強制耕作區域を年々十三分の一づつ縮小して十三年後に之を全廢することゝされた。斯くて民營としての糖業は其の基礎を固めたのであつたが、端なくもジャワ糖業は二つの大

有名なジャワ糖業試験所で農學・製糖化學及製糖機械に關する試験研究を行ふ。
 規那試験所で規那栽培上の各般の試験研究を行ふ。
 園藝試験所 } 一般農學試験場に屬す。
 古々椰子試験所 }
 一般農學試験所にして植物學及微生物學研究所・土壤學研究所・植物病研究所・農學研究所・古々椰子試験所・園藝試験所等に分れて居る。

なる災厄の襲ふ處となつた。セレ病 (Sclerotie 萎縮病) と甜菜糖の勃興に伴ふ糖價の暴落とが之である。セレ病は一の萎縮病で一八八二年初めてチレボン州に發生し其の後漸次東方に蔓延し、ジャワの糖業を一時全滅に瀕せしむるに至つた。茲に於て學者・技術者は、人工交配法によつて強健なる甘蔗の變種を作り出すことに努力すると共に、甘蔗の栽培を製糖工場の直營に移したる結果、恐るべきセレ病も數年の後完全に制御されるに至つた。

一方歐洲に於ては甜菜糖の製造は一八六〇—七五年の間に急激に勃興し、佛・獨等の各國政府は競うて自國の糖業を免稅、輸出獎勵金を以て保護せる爲、甜菜糖は歐洲に於るジャワ糖の一大強敵となるに至つた。加ふるに過度の獎勵の結果、一八八三年には世界的大增産を招來し、翌年より市價は暴落を重ねて殆ど停止するところを知らず、爲にジャワの糖業者及關係會社・銀行の倒産に瀕するもの續出し、財界は全く混亂に陥つた。此の結果小資本工場の賣物續出し、是等は有力なる拓殖銀行 (Culturbank) に買収され或は組織を新にし、銳意復興に努力せる結果恢復意外に速く、茲に糖業の整理統一を見るに至つた。即ち先づ生産費を節約すべく栽培方法の研究と製造工程の改良とを圖る爲、各地に試験所を設け、次で一八九五年糖業聯合會を起して、セレ病其他の蟲害の撲滅に全力を傾注すると共に新品種の發見に努め、政府も亦輸出稅其他の稅を免除し、鐵道運賃を引下げ、灌漑工事を起す等官民力を合せてあらゆる

でジャワ糖の九割を其の手に賣捌いて居た。

二 生産制限

第一次歐洲大戰當時甜菜糖が完膚無きまで破壊せらるゝや、甘蔗糖國は増産に次ぐに増産を以て著しき發展を遂げた。一方大戰終結後甜菜糖國は糖業の復興に大いに努めたる結果産額も漸次増加し、一九三一年頃には餘剩糖さへ見るに至り、而も各國は輸入稅の障壁を高くし、且つ獎勵金を交附する等の手段を以て自國の生産を益々助長せる結果糖價は暴落し、輸出を目的とする糖業國に甚大の打撃を與へ、容易ならざる事態を誘致するに至つた。

最も苦境に陥つたのは世界糖業の支配的地位にあるキューバであつた。此處に於てキューバは此の苦境を打開すべく種々の方策を講じたが、他國の協力無くしては到底其の目的を達成することの不可能なるを認め、一九三〇年一月キューバの糖業代表は代辯者たるトーマス・チャドボーン (Thomas Chadbourne) と共にアムステルダムに渡來、ジャワ糖業代表七名と會見數次の協商の結果、一九二九年の實收高を基本とし一九三一年三月の向ふ五箇年間(ジャワは一九三二年度より)キューバは二三・五%の減産を爲して三、五七〇、〇〇〇噸を、ジャワは一〇%を減産して二、七四五、〇〇〇噸を生産の限度とすることに意見の一致を見るに至つた。尙輸出に就ては、ジャワは年二、三〇〇、〇〇〇噸と云ふことゝなつたが、販路の擴張を見越して年一〇〇、〇〇〇噸宛増加することを認容された。

最大の難關であるジャワとの協調に成功するや、チャドボーンは更に甜菜糖諸國の代表ともブラッセルに會合して大體の了解を求め、後れて一九三一年三月パリに關係産糖國の代表者會議を開き、締結すべき協定の内容に就き討議せるところ、幸にも各國代表共誠意を以て之を承認するに至り、五月ブラッセルに於て署名調印され、此處に初めてチャドボーン協定なる國際砂糖輸出制限協定は其の成立を見るに至つた。加盟

る手段を講じ、以て糖業の發達維持に努力したからで、ジャワ糖業の今日の基礎が築かれたのは實に砂糖恐慌後であると言つても差支へない。上記の如く、甜菜糖の擡頭とセレ病の發生とはジャワ糖業の前途に暗影を投じたが、當業者と科學者との協力によつてよく之に打撃つことが出来、其の上一八九八年米西戰爭勃發してキューバが兵火の巷と化した。産糖額激減したる爲、ジャワ糖に對する米國の注文は殺到するに至つた。併し米西戰爭終結しキューバの糖業を掌中に收むるや米國は銳意糖業の恢復に努め、キューバ糖の輸入に對しては一九〇三年二割減の特惠關稅を設けた爲、ジャワ糖は幾許もなく米國に於る市場を喪失するに至つた。茲に於て東印度は主として印度の市場に力を注ぎ爾來印度はジャワ糖の最大顧客となり年々數十萬噸を輸入するに至つた。又一九〇二年ベルギーのブラッセルに於て砂糖協約成立し、之により歐洲の甜菜糖の上に加へられた人爲的保護は全く撤廢され、以後ジャワ糖は甜菜糖と同等の條件で競争を試みる事が出来る様になつた。斯くてジャワ糖は世界市場に初めて堅固な地盤を獲得し、第一次世界大戰前まで何等の故障なく發達することが出来た。

然るに世界大戰の結果甜菜糖製造中止の爲一時昂騰せるジャワ糖は、通信不能・船腹不足・積出不能の爲暴落を演じ、暴落の際慌てゝ法外の安値を以て製品を賣捌きたる爲一九一八年七月には白糖百斤當り三圓六〇錢といふ安値を現出し、其倒れの状況を呈せるを以て、ジャワに多數の製糖工場を有するオランダ商會社(通稱フアクトライ)・アムステルのダム商會社(通稱ハーフェア)等は協議して製糖業者の團體を作り、委員を選挙し、其の委員の決定したる價格に非ざれば加入工場の砂糖を販賣せぬことゝした(一九一八年九月)。之が有名なジャワトラスト(本名を Vereeniging Java Suiker Producenten (略稱 V. J. P.) と云ふ)をトラストの中心機關たる販賣委員は三大製糖業者たる前記フアクトライ、ハーフェア、蘭印商業銀行の分身たるランドバウ會社から出すことになつた。トラストの成績は創立後大體良好で後述ニバスの出現するま

國は最初はキューバ、ジャワ、獨逸、ポーランド、チエツコスロバキア、ハンガリー及ベルギーの七箇國であつたが、其の後ユーゴスラビア及メルーの加盟により、世界主要輸出國の参加を見るに至つた。

本協定の内容に關しては、概數的關係上省略するが、詳細に就ては本年續第三回版を編かたい。

斯して國際砂糖協定の成立を見たるを以て、ジャワは一九三一年官報第一一四號を以てチャドボーン協定實施期間中實施さるべき砂糖輸出令 (Suiker uitvoer-Ordonnantie) を、又本法の施行細則たる砂糖輸出條令 (Suiker uitvoer-Verordening 1931) を一九三一年官報第一七五號を以て公布して制限協定の實施に當ることとなつた。

又本協定實施後のジャワ糖の状況如何を觀るに、最初は一九三一年度糖は既に植付を了して居り最早減産の餘地無く産額三、〇〇〇、〇〇〇噸とし、一九三二年度糖より毎年一〇%減産する事となつてゐた。

而して一九三五年にはジャワは再び生産制限前の植付を爲すことが出来ることになつて居たのであるが、事實は期待を全く裏切り、輸出高はチャドボーン協定による割當量に達せざること遠く全然反對の現象を呈するに至つた。協定締結の當時は、一般に糖界に活況を見出し得るものと豫想されて居たが、其の後不況は益々尖鋭化し、一九三一年末より工場を閉鎖するもの續出するに至つた。

斯る反對の状態を現出するに至つたのは、不況による賣行不振に基くことは言を俟たないが、販賣機關たるトラストの缺陷にも原因するところ多しとされ、強力なる販賣統制機關の設置が要望せらるゝに至つた。従て政府はトラストの如き糖業者の任意加入の販賣統制に代るべき強力なる販賣統制機關の必要を認め、一九三二年一月二日官報第一七五號を以て官報第六四三號を以て砂糖管理法 (Verband-Suiker-Ordonnantie) を制定公布し、一九三三年一月一日より一九三六年三月三十一日まで之を實施することとなつた。本法の目的は糖業者全部を販賣統制機關たる組合に加入せしめ、糖業者の所有する領内一切の砂糖を管理し、組合員以

外のものにより販賣統制の攪亂せらるゝことを防止するにあり、政府は組合に對し、本部をスラバヤに置き組合の定款は政府の認可を要する旨を定め、組合の活動に對し政府の方針により禁止又は行爲を命し全面的に政府の支配下に置くこととし、尙砂糖の輸出・運送に關しては組合の管理を徹底せしむべき規定を設け、受渡に關する規定及本法違反者に對する罰則をも設けて居た。而して、以上の方針に則り設立された組合が即ち蘭印砂糖販賣組合 (Nederlandsch-Indische Vereeniging voor den Afzet van Suiker-NIVAS) と略してニバスと稱せられて居たものである。

本組合はアムステルダムに販賣事務所を有して居た。斯して一九三三年一月一日以來ジャワ糖は全く政府に管理せられて居たが、政府は砂糖輸出令及砂糖管理法が滿期となるも、豫期の成績を擧げ得ざる事情に鑑み、改めて一九三六年一月二〇日附を以て諸法令を公布し、一九四〇年まで砂糖の生産・輸出を管理すると共に飽迄其の復興に努力することとなつた。

此の外甘蔗の植付材料の輸出禁止令があるが、本法は既に一九三四年八月二〇日附官報第五二七號を以て最初に公布せられ、更に一九三五年二月二三日附官報第八四號を以て更新せられたのである。

以上は東印度に於る砂糖の生産・輸出制限に關する経緯を略述したものであるが、最近に於る砂糖輸入國の生産高増加及政府の保護政策よりして、専ら輸出を目的とするジャワの將來は、結局年産額最大限百五十萬乃至百六十萬噸の程度に落付くのではないかと見られて居た。

尙詳細は本年續第三回版に付検索せられん事を希望する。

三 植 付

1 耕作適地

甘蔗の成育地域は大體赤道の南北共三五度を以て限度とされて居り、ジャワに於ては海拔一、二〇〇米以上の高地は温度の關係上栽培に適しない。降雨量は平均一、五〇〇託を要し、土壤は粘質を帯びるか又は泥

砂混濁のものが良い。

2 集約的耕作の特長

ジャワの糖業は特に其の農事方面に於て集約經營の極致を示し、一八八三―八四年の砂糖恐慌以來特に其の傾向を顯し來つたものである。蓋し之は事情が全く集約的耕作を必要としたことに因るものである。即ち其の要因として次の諸點が擧げられる。

一 ジャワはキューバとは異り、製糖工場數餘りに多く、工場にして自身の耕地を有するもの尠く、多くは原住民の米作地を短期間借地して甘蔗を栽培し、而も其の面積は法律を以て制限され、任意に擴張することが出来ない爲勢ひ一定の面積に多額の資本と努力とを集中し、可及的多大の收穫を擧ぐるを必要としたこと。

二 セレ病の蔓延及砂糖恐慌を経験した結果、此の種の災厄を未然に防止すると共に生産費を出來得る限り低減する爲、自身で農園を經營し原料を全部自給する方法を講じ、科學的研究の結果を實地に應用する必要に迫られたこと。

三 強制栽培制度廢止の結果原住民は甘蔗の栽培を好まず、工場自身耕作に従事する外、他に途がなくなつたこと。

四 甘蔗・藍及タピオカの原料買上は、一九二三年以來原則として禁止されたこと。

次に集約栽培を可能ならしめる要件としては土壤・氣候及其他の自然的要素を具備すること、努力供給の豊富並に勞銀の低廉なることを要する外、資本の低廉なることを必要とするが、ジャワは是等の點に於ては他の諸國より有利な立場にあつたのである。

3 ジャワ糖業の特色

ジャワ糖業の特色とする所は幾多あるが、之を栽培上及製糖上から觀察すること。

一 栽培上の特色としては、自營耕作、甘蔗苗種の選擇に深甚の注意を拂ふこと、深耕・密植・三年輪作・高地苗圃等が主要なる特色である。

二 製糖上の特色としては、耕地白糖及糖蜜より固形糖蜜の製造に成功せること、支那市場向として車白糖、日本向として黃双(マスコバド)を一時製造したこと等である。

而して甘蔗の繁殖を計るには、播種によるものと苗木を挿木するものとの二方法があるが、播種による方法は試験所に於て新種育成の際に行はれるのみで、農場の甘蔗栽培には常に簡單な苗木を用ひた。苗木による方法は二種あるが、ジャワの甘蔗園は毎作後原住民に土地を返却せねばならぬ關係上總て新植方法を採つてゐた。即ち毎作新しい苗木を挿木し、其の節から發芽せしめるものである。

植付は四月頃より開始され、九、一〇月頃に終る。乾燥期に植付けられた甘蔗は雨期に入り豊富な雨を得て大に成長し、再び乾燥期に入りて強烈な日光により成熟し、約十三箇月の後刈られて工場に運ばれる。従て新糖の走りは毎年四月下旬より市場に現はれ、七、八、九月は出廻り最も旺盛で、十一月に至り殆ど全部製糖を終る。

4 變 種

甘蔗の變種を作るには人工交配を行ひ、品種の系統が明かなる雜種を生ぜしめることが必要である。ジャワに於てはパスルアンの糖業試験所が絶えず之を行ひ、其の結果を發表して居たので、各糖業者は之によつて自己の農場に最適のものを選択して植付けて居た。現在最も良種とされて居る蔗種は P・O・J・(Prekstation Oost-Java) 二八七八號で、植付面積の大部分は本種である。

尙一九二九年に P・O・J・二九六一號なるものが出現した。此の母系は二八七八號、父系は二九四〇號より生じたもので、萌芽良く生成及外觀とも二八七八號と同様で、異なる點は多少節短く、若芽は二八七八號より直立し又莖は扁平である。今日迄の試験では本種は地質の選定及限定を行ふ必要がないと云はれてゐる。尙最近三〇一六號が現はれ、有望視せられて居る。

5 製糖關係資金及借地料其他

White Sugar)
 中双 (Hoofd Suiker No. 16-20, Head Sugar No. 16-20, Hoofd Suiker No. 16 en Hooger)
 黄双 (Muscovades, Java Muscovades)
 二番糖 幼糖 (Superieur Stroop Suiker, Superior Soft Sugar, Superior Second Boiling)
 赤双 (Melasses Suiker, Molasses, Java Sugar Molasses)
 標物 セントリ貢粉及貢分 (Geocentriugeent Zaksuiker, Centrifugeed Bagnagar, Gevonn Zaksuiker, Ordinary Bagnagar)
 糖蜜 ハード・モラセス及ソフト・モラセス (Hard Molasses, Soft Molasses)
 舊式製糖によるもの グラ・マンコ (糖糖) (Goela Mangkok, Goelalie Cup Sugar)

以上の如くで、更に是等各種に就て見るに
 (一) Superieur Hoofd Suiker (白双) 色相 No. 25 以上
 オランダ標本第二五號以上の白糖は Superior と呼ばれ又初めてタンジョンモジョ (Tandjoeng Mojo) 工場に於て製造されたので T.M.O. 格と稱されたことがある。糖度は九六度乃至九九・八度である。ジャワ糖の大半は此の種砂糖で、仕向先は歐洲・印度及支那である。
 (二) Hoofdsuiker (中双) 色相 No. 16-20, 16 以上
 オランダ標本第一六號乃至第二〇號のもので、黄双と共に精糖原料となる。トラストは中双を第一六號乃至第二〇號及第一六號以上の二種に分ち、之を賣約する規定となつて居たが、事實中双と云ふ場合は後者を指すもので、製品も一七、一八號より二二、二三號品が多い。見様によつては多少淡黄色を帯びてゐる。糖度は九八・六度乃至九八・八度である。
 (三) Muscovado (黄双) No. 13-14
 オランダ標本第一二一四號が之で中双にキャラメルをかけて作られる。糖度は九六度を標準として取引さる。
 (四) Superieur Stroop Suiker (幼糖又は車白糖) 色相 No. 25 以上

主として支那方面の需要に適合せしめんが爲案出されたもので、二番糖汁より製出されたオランダ標本第二五號以上の砂糖である。
 (E) Melassesuiker (赤双) 色相 No. 8-10 及 10 以上
 オランダ標本第八號乃至一〇號及一〇號以上の二種あり、赤褐色を帯びてゐる。用途は直接消費に當てられ、東洋方面の需要が主である。糖度は八三度乃至八五度であるが、取引には關係ない。
 (F) Geocentriugeent Zaksuiker (セントリ貢粉)
 之は赤双に比し目立ち細く、色相はオランダ標本第八號乃至一〇號で、糖度は八〇度乃至八二度で直接消費に當てられる。
 以上の三種は二番糖である。
 (G) Stroop Suiker (洋糖)
 本糖は、三番糖汁を自然蒸發せしめ、稍固まつた時にアンペラ包装となし、積重ねた儘放置し糖蜜の自然流出に委す。糖度は七二度乃至六五度である。以上の抽出し去つた糖蜜即ち廢糖蜜は籠入固形糖蜜 (Verhar Melasses) として輸出し又は他の副産物を作る。
 (H) Hard Molasses (ハードモラセス)
 貢粉を製造した後、更に残れる糖蜜を籠に入れ薬品を用ひて固めたもので液體のままのものソフトモラセス又はデツタスと云ふ。ラム酒の醸造原料、家畜飼料とされアルコール原料ともなる。
 (I) Goela Mangkok (糖糖)
 主として甘蔗より製出されるが、一部分は砂糖椰子 (Aven Palm) より製す。但し後者は風味が悪い。直接消費並に再製原料として消費される。

七 歩留り及生産費

歩留りは従來と餘り異らず一割三分前後で、一陌當りの砂糖生産數量は一四噸である。生産費に關しては最近全く公表を差控へて居た爲不明であるが、大體に於て百斤當り二・五ギルダー内外と推定せられる。

八 原住民甘蔗

原住民製糖用甘蔗植付の中心地はケデリ、マデウン、マラン及パテイの諸地方で、一九三八年の收穫面積は約一二、〇六七陌、産糖高九二、〇〇〇キントナルであつた。尙最近五箇年間に於ける生産狀況は左の如くである。

原住民産糖高表

出所ニ屬印輸出農業物産統計

年次	收穫面積(陌)	砂糖生産高	一陌當り平均産糖高
一九三三	一〇、七六三	七、九二九	七三・六六
一九三四	一〇、七六三	七、九二九	七三・六六

仕向國別砂糖輸出高表

國別	一九三六		一九三七	
	數量	價額	數量	價額
オランダ	五、九五四	三、三三三	三、三〇一	三、三三三
イギリス	一	一	二、九〇〇	九〇・七
獨逸	一五二	六	一、七六	七
フランス	三、五八	一四	八、二二四	三、七六
ベルギー・ルクセンブルグ	五二	二	二	一
イタリア	一	一	一	一
ノールウェイ	一	一	一	一
アメリカ	三、六一	一四	七、三三	三、三
セイロン	六、四九三	二、五八六	七、〇一八	三、三三
インド	四、三五一	一、七二九	三、〇二六	一、七二九
タイ	四、三五一	一、七二九	三、〇二六	一、七二九
シンガポール	二、九三三	一、一八八	二、八〇九	一、一八八
マシラ	二、九三三	一、一八八	二、八〇九	一、一八八
その他	六、七五五	二、二五八	七、四三〇	三、四〇一
合計	九八	四	三	一

九 輸出

ジャワ糖の過去四年間に於ける輸出數量・金額は左の如くである。

年次	一九三六		一九三九		一九四〇	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九三三	一、六三三	六、八六三	一、五八二	五、九一六	一、六三三	六、八六三
一九三六	一、四九二	一、四九二	三、六八四	一、五八九	一、四九二	一、四九二
一九三九	一、二九一	五、一一一	一、九〇一	三、三	一、二九一	五、一一一
一九四〇	一、五〇六	八、八〇	二、九七九	一、七〇二	一、五〇六	八、八〇
一九三三	三、三三三	一、五〇	五、一一一	二、二八	三、三三三	一、五〇
一九三六	五、九二九	三、三	五、九二九	三、三	五、九二九	三、三
一九三九	一、一八三	五、九二	一、一八三	五、九二	一、一八三	五、九二
一九四〇	八、七	三、七	九、二四六	五、三三三	八、七	三、七
一九三三	六、七五五	二、二五八	七、四三〇	三、四〇一	六、七五五	二、二五八
一九三六	二、二五八	一、一八八	二、八〇九	一、一八八	二、二五八	一、一八八
一九三九	三、〇二六	一、七二九	三、〇二六	一、七二九	三、〇二六	一、七二九
一九四〇	二、八〇九	一、一八八	二、八〇九	一、一八八	二、八〇九	一、一八八
合計	二、二五八	一、一八八	二、八〇九	一、一八八	二、二五八	一、一八八

印度支那	1,879,621	7,048,681	13,820,126	5,860,000
香港	60,998	1,707	85,401	1,218
支那	41,938	1,741	37,640	1,760
日本	1,010,001	3,701	1,267,114	79,621
朝鮮	176	7	182	7
暹羅	11,008	1,101	31,210	1,210
新加坡	11,314	1,271	21,010	2,731
英領東印度	6,279	115	12,119	10,277
英領東印度(其他共)	8,951,898	33,755	11,517,240	5,010,000
計	11,517,240	33,755	11,517,240	5,010,000

第九節 ゴム (カタ類共)

一 概要

ゴム栽培業は東印度栽培企業中最後に發達したものであるが、最近其の輸出額は糖業を遙に凌駕するに至つた。古來東印度は野生ゴム(カタパーチャ其他)の産地として知られて居たが、栽培ゴムは比較的新しく、一八五五年頃初めてセララム(Geera Rubber 學名 Manihot Glazovii)が輸入せられ、次で一八六四年に印度ゴム(Para Rubber 學名 Hevea Brasiliensis)の種子は、培養の後苗木となつてセイロン及ジャワに送られ、ジャワに於ては之をボゴル植物園に試植し、一八八三年に同植物園は若干のバラゴムの種子を得て繁殖を計つたが、當時の試験の結果によれば、バラゴムは迅速に生長するが他種に較べて乳液の滲出量が尠ないとされて居た。然るに其後の試験研究の結果、他種は度々採集を行ふ時

は滲出量が暫時減少する傾向があるが、バラゴムは不斷の採集に耐へ、且つ切傷の刺戟によつて却て産出が多くなることが發見された。又ゴム製造上の凝固加硫も容易であり、栽培も割合に簡單である等の故を以てバラゴムの栽培が經濟上最も有利であることが認められ、現在栽培ゴムの殆ど全部を占むるに至つた。

東印度にバラゴムの組織的栽培が開始されたのは比較的最近の事で、ゴムの發達は一九〇五年以來のことであると稱するも過言でない。一九一〇年頃より世界に於る自動車數著しく増加し、爲にゴム相場は暴騰し、ゴム栽培は非常に有利な事業となり熱帯各地就中マライ半島、印度、セイロン、東印度にはゴム園を開拓する者激増し、栽培會社は雨後の筍の如く簇出するに至つた。

當時ジャワのコーヒー市況は甚だ悲觀すべき状態にあり、從てコーヒー園にしてゴム園と化すもの及ゴムと混作されるもの著しく増加し、又新に外領にゴム専門の農園を開設するものが非常に多かつた。

東印度に於る主要ゴム栽培地はジャワの西部及東部の山地、スマトラ島アチエ州及スマトラ東海岸州の東海岸よりオリ州に至る中央山脈の東斜面及平地、タバマリ及スマトラ西海岸の山地並にパレムバン、ラ

ムボン兩州に於る中央山脈の東斜面、ボルネオのポンテアナ及バンジャルマシを中心とする地域である。就中スマトラ東海岸州に於ては最も大規模且つ組織的に行はれ、當州の産額はジャワ全島の生産に匹敵し、實に全東印度エステートゴム産額の四五%を生産し、投下資本も莫大なるものであつた。

二 ゴム生産制限と東印度

一九二〇年以來暴落せるゴム價回復策として一九二二年一月一日より一九二八年一月三日に至る六箇年に亘つて行はれた英領各地栽培業者の生産制限に對し、東印度は數回の加入勸誘を受けたが遂に之を受諾するに至らなかつた。其の理由とするところは、東印度のゴム業はマライ地方よりも遅く發達し、當時漸く隆盛に向はんとして居る時期であり、之に制限を加ふことは其の發展を阻止するの懼あること、東印度の生産費が英領より低廉で市價が下落しても英領程痛手を感じぬこと、當時政府は原住民のゴム栽培を奨励して居り、濫りに之を壓迫制限する事は統治上面白くないと云ふにあつた。

其の間一九二五年に至り俄然景氣回復諸物價一齊に昂騰し、ゴムも亦一躍半冠當り一・七五ギルダー(平均市價)を示し、輸出額實に五八七百萬ギルダーに達し、從來王座を占めて居た砂糖を一蹴して斷然第一位を占むるに至つた。一九二六年に於ても市價は多少下落(一・二三ギルダー)したとは云へ、輸出額は尙四八五百萬ギルダーを以て第一位を維持することが出来た。然し乍ら一九二七年には市價は〇・九九ギルダーに低落し、又一九二八年には〇・五八ギルダー、一九二九年には〇・五四ギルダーとなり、不景氣の深刻化に伴ひゴム價の下落甚だしく、一九三〇年には更に〇・三〇ギルダーとなり、一九三一年には〇・一五ギルダーに又一九三二年には八仙臺に下落し一九三三年には一〇仙臺となり、前古未曾有の安値を現出するに至つた。

而して一九二九年以來の市價の下落は世界的經濟恐慌に基く消費の減

退、生産過剰による滯貨の山積に原因するものであり、其の結果ゴム栽培業者は一九三三年に至り全く壊滅に瀕するに至り、同年初めて國際生産制限協定が締結されるに至つたのであるが、此の生産過剰の裏面には原住民ゴムの増産を見逃すことが出来なかつた。原住民ゴムの増産は最も困難なる性質を帯びて居たものである。近年世界原住民ゴムの産額は漸次エステートゴムの産額に近づきつゝあり、一九二九年度に於てはエステートゴムの産額四七八千噸(總生産額の五六・五%)に對し、原住民ゴムは三四三千噸(總生産額の四〇・五%)に達して居り、之がエステートゴムに及ぼす影響は非常に大きく且つ永續性を有するものであつた。原住民は景氣時代には他の作物を省みず全能力を擧げて之が生産に従事するが、價格下落に際しても尙生産を繼續するを以て採算上有利となり、價格下落によつて生ずる収入減を生産増加によつて償はんとする關係上原住民生産ゴムは減少を見なかつた。尙元來原住民ゴム園には金錢的資本は殆ど注入されて居らず、土地の手入れ其他要するものは單に勞力のみであり、從て原住民側の生産制限への自發的協力は到底望み難く、歐人生産者の一方的生産制限のみを以てしては、到底生産制限及價格酌上げの目的を達することは出来なかつた。又原住民生産者間には、歐人生産者間に於るが如き組織的統制なく、且つ之を纏めて一團となし以て歐人生産者と歩調を一にせしむることは、兩者の利害が多くの點に於て相反して居ること及企業の構成組織が根本的に相異して居る點よりして殆ど不可能なことであつた。

英領に於る生産制限法が撤廢された翌年即ち一九二九年九月國際的生産制限を行ふべきことが主張され、初めオランダ側よりも又英國側よりも數回制限案又は共同販賣案等が提唱されたが何れも成功するに至らなかつた。一九三〇年二月に至り、英・蘭・日委員のロンドン會合に於て五月休採の議案、英領及蘭領各一齊に之を實行したが、當初の期待を裏切り所期の効果を擧げ得ず經過して仕舞つた。本失敗の原因は小規模栽培業者が、休採を實行せずして採液を繼續せること及原住民が何等制限

に參與しなかつたことであつた。爾來滯貨の増加に伴ひ市價は益々崩落し、栽培業者は此の窮境を切抜くには政府の援助を仰ぐより外救済の途なしとし、一九三〇年七月アムステルダムに於る英・蘭ゴム委員會議は、原住民も含む一般生産者に通用すべき生産制限案(一九二九年生産高の二五%制限)實行の目的を以て、舊蘭印政府の援助を仰ぐことを決議するに至つた。元來政府は政策上よりして原住民ゴム業に干渉することを欲しなかつたのであつたが、ゴム事業の景氣回復が財政と緊密な關係にあることを看取し、政府筋の會社に對する意圖は一時著しく好意的となつて來、又一案として輸出制限法の設定を要求し、以て一九二九年生産高の七五パーセントを越ゆる輸出に對し禁止力を有する高率の輸出税を賦課すべしと主張する向もあつた。然し本税の設定は政府及國民參議院の同意するところとならず、更に一案として原住民ゴムの増殖を一時的に禁止せんとする主張もあつたが、結局ゴム生産制限に對する最も有效な措置は見出されず、尙制限反對者中には、一フエアの如き大會社があり、若し政府が干渉を實行するに至れば同様に不景氣に苦しむ他の農企業に忽ち傳播するに至るべく、之が排撃は極めて困難なるのみならず、又原住民に對し如何なる法理に基きて歐人生産者の犠牲となることを強要し得るや等の論を爲す者もあつた。

然し、一九三一年末にかけて制限の機運漸く濃厚となり、ゴム生産五割制限案最も確實性ありと傳へられてゐたが、當時總督デ・ヨングは自然放任の意向を有して居り、具體的制限案の成立に至らず事實一九三二年三月二日英・蘭兩國の制限協定は遂に不調に終つて仕舞つた。其の間ゴムを初め各栽培事業は採算不能となり、益々悲境に沈淪するに至り、各國は在庫數量を順當なる水準に引下げ、市價を引上げる爲國際限産協定締結の必要に迫られ、長期に亘る協議の後一九三四年五月七日其の成立を見、各國は之に基き自國に於るゴムの生産及輸出制限に關する法律を制定して本國協定の履行を保障することとなつたのである。

協定の内容に關してはマライの部を参照されたい。

東印度に於ては一九三四年より、原住民ゴムに對しては特別輸出税を賦課して之が統制に制限を行ひ、農園に對しては個別制限を行ふこととなり各關係法規を公布したか、原住民ゴムに對しては一九三五年より徐々に農園ゴム同様に個別制限を實施し、一九三七年に至り全領域に亘り個別制限が行はるゝこととなつた。

- 一 農園ゴム輸出令 (Intereningsrubberuitvoer-ordonnantie 一九三四年五月三十一日付官報第三四二號)
 - 二 原住民ゴム輸出令 (Bevolkingsrubberuitvoer-ordonnantie 一九三四年五月三十一日付官報第三四三號)
 - 三 ゴム植付材料輸出令 (Rubberplantmateriaaluitvoer-ordonnantie 一九三四年五月三十一日付官報第三四四號)
 - 四 ゴム輸入令 (Rubber invoer-ordonnantie 一九三四年五月三十一日付官報第三四五號)
 - 五 ゴム植付令 (Rubberplant-ordonnantie 一九三四年五月三十一日付官報第三四六號)
 - 六 農園ゴム輸出條令 (Ondereningsrubberuitvoer-verordening 一九三四年五月三十一日付官報第三四七號)
 - 七 原住民ゴム輸出條令 (Bevolkingsrubberuitvoer-ordonnantie 一九三四年五月三十一日付官報第三四八號)
 - 八 原住民ゴムに對する特別輸出税の一時的賦課に關する規定 (一九三四年五月三十一日付官報第三四九號)
 - 九 原住民ゴム個別制限令 (Individuele restrictie van de Bevolkingsrubber 一九三五年四月一日より實施)
- 次に一九三七年度の原住民個別制限の基礎數字其他に就て觀るに左の如くである。

原住民ゴム個別制限基本量及栽培狀況一覽表(一九三七年)

地方名	原住民ゴム輸出基本量に對する各地の比率	一九三七年に於る地方別輸出基本量(噸)	所有原住民數	樹數		面積(陌)	
				探液可能樹數	未探液	探液可能面積	探液不可能面積
スマトラ東海岸	0.41	1,582,113	5,838,897	11,070,774	1,697,871	8,013	8,013
スマトラ東海岸栽培地方	5.94	1,099,840	3,835,841	14,870,774	9,080,270	81,412	1,760
スマトラ西海岸	6.33	1,593,078	6,229,891	10,875,941	5,467,257	34,771	11,014
スマトラ西海岸リ	3.92	9,865,071	6,500,000	10,875,941	11,710,109	5,670,000	2,671
スマトラ西海岸リ	2.89	7,272,974	3,867,771	8,158,000	4,977,391	22,011	11,107
スマトラ西海岸リ	2.97	7,074,311	3,915,111	6,611,274	3,974,674	22,802	11,101
インドラガリ	5.21	1,414,311	2,275,561	6,324,067	7,321,818	11,755,011	1,114
自由區	1.84	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
ジャバ	1.55	3,913,774	7,272,974	2,650,111	1,511,011	6,950,911	4,110
ジャバ	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
スマトラ	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
パレムバン	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
パレムバン	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
ラムボン	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
西部ボルネオ	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
南東部ボルネオ	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
メナド	1.19	3,742,113	2,733,941	6,017,274	3,104,111	1,104	1,104
計	100.00	21,640,000	78,842,811	58,235,774	23,330,010	1,004,771	5,114

大體以上の如くであるが、農園ゴムに就て具體的に示せば次の如くし行はれるのである。即ち一九三四年の農園ゴム標準生産數量は二二八、一一五、五八二噸と算出せられ、輸出率は六、七月一〇〇%、八、九月九〇%、一〇、十一月八〇%、十二月七〇%即ち七箇月間八七%と決定されたが故に、輸出基本量に之を剩す時は、本期間に於る東印度の農園ゴム輸出許可割當量は一八一、七九六噸となり、内一〇六、〇〇三噸は

農園ゴム、七五、七九三噸は原住民ゴムに割當てられた。而して此の輸出許可割當量を標準生産數量を以て除し其の商に一〇〇を剩す時は、農園當りの標準生産の生産指定率を得るのであるが、一九三四年の七箇月間に於る本指定率は標準生産額の四六・四%となり、之を全年に換算する時は標準生産額の七九・七%の生産が許容されることとなるのである。

尙輸出許可割當量の農園ゴム及原住民ゴムに對する再割當數の比率は、農園ゴムの100に對し原住民ゴム71/2となつて居り、原住民に

割合に有利に割當てられて居た。

ゴム生産制限狀況一覽表

一九三五(一九三三) 一九三六(一九三三) 一九三七(一九三三) 一九三八(一九三三) 一九三九(一九三三) 一九四〇(一九三三)

單位量(乾燥ゴム) 出所(農園印統計年産)

Table with 6 columns for years and 3 rows for categories: 1. 國際協定に基く決定 (International agreement based decision), 2. 輸出制限率 (Export restriction rate), 3. 輸出割當數量 (Export allocation quantity). It includes sub-categories for '農園ゴム標準生産高' and '原住民ゴム'.

三 農園ゴム

(ヘビア)農園數・植付面積及生産高は左の如くである。

歐人(ヘビア)農園數・植付面積及生産高表

出所(農園印輸出農産物産統計)

Large table with 10 columns: 地方名 (Local name), 農園數 (Number of estates), 農園總面積(陌) (Total estate area in mu), ゴム植付面積(陌) (Rubber planting area in mu), 生産中 (In production), 自家生産量 (Self-production quantity), 生産高(疋) (Production value in shiki), 買上 (Purchase), 計 (Total). Rows list various regions like バラ, ジヤ, マケ, etc.

tel)が頗る規那樹の移植を意欲せる結果、植民大臣バート(Ch. E. Baard)の時代に遂に意を決して之を實行することになった。バートはジャワに滞在したところあるユングフーン(Franz W. Jungblut)を原産地たる南米に派遣することを欲したが、ユングフーンはボゴル植物園の職員でオランダに歸省中であつたハスカール(Justus Karl Hasckart)を推薦した。そこで植民大臣は同氏に規那の苗木及種子を南米に於て採集することを依頼した。彼は一八五二年一月南米に向つて出發する筈の處、ハムブルグの一新聞がオランダ政府の企舉を暴露し之を妨害したので、彼はミュラー(J. K. Müller)なる變名の下に旅行することゝなつた。ハスカールはバナマの地峡を横断して太平洋岸に出で、ペルーの主要港たるカリヤオに到り、夫よりアンデス山の方向に出掛けて一年餘りも採集に従事し、最初多數の種子と五十九本の苗木とをジャワに送つた。苗木の方は數箇月間バナマに抑留された爲全部枯死したが、種子は大部分無事にジャワに到着したので、植物園では其の一部をゲデ山の傾斜面に播いたが、播き方が良くなかつた爲發芽せず、ボゴル植物園が特別注意を以て播いた他の一部が發芽したので、苗木はチボダス高山植物園に植付けることゝなつた。ハスカールがオランダに送つた種子も、ライデン植物園によつて取扱はれた結果幾分發芽したので、其の苗木は當時(一八五五年)オランダにあつたユングフーンによつてジャワに送られ、今日官營規那園の所在地たるチンジルアン(Minjioean)に移植されることゝなつた。ハスカールは實にジャワに於る規那栽培の鼻祖と云ふべきである。

ハスカールは、南米滞在中再び多數の苗木を蒐集したが、今回は以前よりも更に多くの注意を以てジャワに運搬するの必要を認め、オランダ政府に向つて軍艦をカリヤオ港に派遣することを請ひ、軍艦(Prins Frederik der Nederlanden)が同港に到着すると共に五百本の苗木を携へて之に便乗してジャワに向つた。一八五四年二月航海三箇月有餘の後軍艦がバタビアに到着せる時五百本の苗木中僅々七十五本のみが生殘るることゝなつた。ハスカールは實にジャワに於る規那栽培の鼻祖と云ふべきである。

二 規那皮及キニーネ

規那皮の收穫は、現在に於ては樹全體を伐倒して行はれ、皮の剥ぎ方は工場用皮は幹及枝を木槌で叩いて取るのである。斯くする時は剥皮は容易である。又幹及枝皮を合計した數量の三分の一乃至二分の一を生産する根にありては、骨か又は角製の小刀を以つて剥ぐ。現在採集されて居る規那皮は前述のシンコナ・レツジュリア種及シンコナ・サツクシルブラ(Cinchona succubus)の二種で、前者は工場用皮を後者は藥劑用皮を後者は藥劑用皮を産するものである。工場用皮はキニーネの製造用、藥劑用皮はチンキ劑・エキス・ワイン・煎汁等の調劑用として用ひられる。

工場用皮の價格はキニーネの含有量によつて決定され、其の含有量の調査は出來得る限り秘密にされて居た。東印度に於ては、分析は官營規那園の試験所で行はれ、オランダに於てはアムステルダム規那ビュロ(Kina Bureau)の實驗所で行はれる。藥劑用皮はキニーネの含有量のみではなく、皮の外見にも重きを置かれて居る。樹皮がジャワから初めてアムステルダム市場に現はれたのは一八六九年であつた。規那皮の取引は二分の一疋を標準として行はれ、二分の一疋の價格はキニーネ一ユニット(Unit)の價格によつて定められた。一ユニットと云ふのは二分の一疋の樹皮中にある一%の硫酸キニーネを云ふのであるから五疋である。故に一疋の價格は $100 \times \frac{1}{2} \times \text{ユニット價}$ と云ふ計算法を

つて居たに過ぎなかつたが、直にチボダス高山植物園に移植され、無事に發育を遂げた。然しハスカールがジャワに向つて送つた樹種の數は十種に上つて居たが、今日大規模栽培に利用されて居るものは一つもない。只其の中にCinchona Calisayaのみがレツジュリア種(後掲)が東印度に得られる迄稍見込みある樹種と看做されて居たに過ぎない。斯の如く東印度に於る規那の栽培は、オランダ政府よりの多大の後援があつたにも拘はらず適當なる種類を得なかつた爲、未だ以て成功せりと云ふことが出來なかつた。それが一新生面を開いて今日の盛況を見るに至つたのは、シンコナ・レツジュリア種(Cinchona Ledgeriana)が発見輸入された爲である。

此のシンコナ・レツジュリア種は、規那皮の取引を業とせるチャールス・レツジャー(Charles Ledger)なる者が、ボリビアに於て集めた種子を見ジョージが僅か百ギルダーの値段で一八六五年オランダ植民省に賣却し、植民省は之をジャワのチンジルアン規那試験所に交付して得たもので、副アルカロイドの含有少量にして且つキニーネの含有量多く、之を遊離する方法も他に比して容易で、育種栽培の方法も割合に簡單である。今日市場に於て取引されて居る所謂工場用皮(Fabrikreis)は、レツジュリア種から得られるものである。レツジュリア種は東印度の規那栽培をして今日あらしめた最も有力の原因であると云つても差支へない。

ジャワの規那栽培が今日の如き盛況を致したのは、前述の如くに優秀な樹種が偶然にオランダ人の手に入つたからではあるが、同時にユングフーン等の學者・技術家の力に俟つ所が少くないことを認めざるを得ない。即ちユングフーンは南米に於る其の成育状況よりして最初の豫定地であるチボダスを不適當と認め、ブリアンガンのチンジルアンを中心として官營規那園の基を拵いた。之はジャワの規那栽培を成功に導く一大動因であつたに相違ない。ユングフーンに強ぐ功勞者は、彼の後を享けて官營規那園の管理者となつたドクトル・ファン・ホルコム(Dr. Karel W. van Gorkom)である。規那樹の輸入者であるハスカールにせよ、ユ

以て算出されて居た。

キニーネの製造は世界を通じて十七の工場で行はれ、是等は規那ビュロを中心とする所謂キニーネ・トラストに運入つて居たが、之を國別に示せば左の如くである。

- 佛國 四 獨逸 三 オランダ 三 東印度 一
- 英國 一 スイス 一 日本 二(一八星製藥) 米國 二

キニーネは規那皮より化學作用によつて製せられ、一八七三年に初めて少量のキニーネがアムステルダム市場に現はれ、當時市價は尙富り九・一三ギルダーであつた。因にキニーネが初めて製出されたのは一八二〇年のことである。キニーネは少量の藥用として價値のないものを含有して居るが、之が分離には多大の費用と困難を伴ふを以て、各國政府は三%乃至五%の含有を認容して居た。

三 農園數・植付並生産面積及生産高

東印度に於る規那栽培の中心地は西部ジャワのブリアンガン地方で、東印度にある規那園總計一〇六園の内九五園はジャワに在り、内四三園はブリアンガン州に所在する。スマトラの一、一園中七園は西海岸州にある。規那の純作を行つて居る農園は僅に一六園に過ぎず、他は大部分茶又